

第 4 回定例会会議録目次

第 1 日目 (平成 22 年 12 月 7 日)	頁
○開会宣告	3
○開議宣告	3
○日程第 1 会議録署名議員指名	3
○日程第 2 会期決定	3
○日程第 3 議長報告	3
○日程第 4 行政報告	3
○日程第 5 議案第 1 号 平成 22 年度滝川市一般会計補正予算 (第 8 号)	7
○日程第 6 議案第 2 号 平成 22 年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)	12
○日程第 7 議案第 3 号 平成 22 年度滝川市病院事業会計補正予算 (第 2 号)	13
○日程の追加について	15
○日程第 8 議案第 4 号 滝川市税条例の一部を改正する条例	15
○日程第 9 議案第 5 号 滝川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	16
○日程第 10 議案第 6 号 滝川市病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	17
○日程第 11 議案第 7 号 公の施設の指定管理者の指定について (音楽公民館)	20
○日程第 12 議案第 8 号 公の施設の指定管理者の指定について (航空科学センター)	23
○日程第 13 議案第 9 号 公の施設の指定管理者の指定について (青年体育センター)	24
○日程第 14 議案第 10 号 公の施設の指定管理者の指定について (総合福祉センター)	28
○日程第 15 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について	33
○休会の件について	34
○散会宣告	34
第 8 日目 (平成 22 年 12 月 14 日)	
○開議宣告	39
○日程第 1 会議録署名議員指名	39
○発言の訂正について	39
○日程第 2 一般質問	39
5 番 関 藤 龍 也 君	39

11番	堀 重雄 君	55
1番	渡辺 精郎 君	62
9番	大谷 久美子 君	73
10番	荒木 文一 君	87
○議事延長宣告		92
12番	三上 裕久 君	93
○延会の件について		104
○延会宣告		104

第9日目（平成22年12月15日）

○開議宣告		109
○日程第 1	会議録署名議員指名	109
○日程第 2	一般質問	109
4番	清水 雅人 君	109
14番	田村 勇 君	126
7番	山口 清悦 君	138
2番	窪之内 美知代 君	145
○議事延長宣告		160
3番	酒井 隆裕 君	161
○日程第 3	報告第 1号 監査報告について	
	報告第 2号 例月現金出納検査報告について	171
○日程第 4	意見書案第1号 米の需給安定と所得補償に関する要望意見書	
	意見書案第2号 ヒトT細胞白血病ウイルス1型（HTLV-1）総合対 策を求める要望意見書	176
○日程第 5	常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について	176
○市長あいさつ		177
○議長あいさつ		178
○閉会宣告		178

平成22年第4回滝川市議会定例会（第1日目）

平成22年12月 7日（火）

午前10時01分 開会

午後 0時24分 散会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 議長報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 議案第 1号 平成22年度滝川市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第 6 議案第 2号 平成22年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 7 議案第 3号 平成22年度滝川市病院事業会計補正予算（第2号）

○追加日程

- 日程第 8 議案第 4号 滝川市税条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 5号 滝川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第 6号 滝川市病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第 7号 公の施設の指定管理者の指定について（音楽公民館）
- 日程第12 議案第 8号 公の施設の指定管理者の指定について（航空科学センター）
- 日程第13 議案第 9号 公の施設の指定管理者の指定について（青年体育センター等）
- 日程第14 議案第10号 公の施設の指定管理者の指定について（総合福祉センター等）
- 日程第15 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○出席議員（17名）

- | | | | |
|-----|---------|-----|-----------|
| 1番 | 渡辺 精郎 君 | 2番 | 窪之内 美知代 君 |
| 3番 | 酒井 隆裕 君 | 4番 | 清水 雅人 君 |
| 5番 | 関藤 龍也 君 | 7番 | 山口 清悦 君 |
| 8番 | 中田 翼 君 | 9番 | 大谷 久美子 君 |
| 10番 | 荒木 文一 君 | 11番 | 堀 重雄 君 |
| 12番 | 三上 裕久 君 | 13番 | 堀田 建司 君 |
| 14番 | 田村 勇 君 | 15番 | 山腰 修司 君 |
| 16番 | 井上 正雄 君 | 17番 | 水口 典一 君 |
| 18番 | 山木 昇 君 | | |

○欠席議員（0名）

○説 明 員

市 長	田 村 弘 君	副 市 長	末 松 静 夫 君
教 育 長	小 田 真 人 君	教 育 委 員 会 委 員 長	若 松 重 義 君
総 括 理 事	高 橋 賢 司 君	総 務 部 長	吉 井 裕 視 君
総 務 部 次 長	高 橋 一 昭 君	市 民 生 活 部 長	西 村 孝 君
市 民 生 活 部 次 長	伊 藤 克 之 君	保 健 福 祉 部 長	橋 弘 恭 君
保 健 福 祉 部 次 長	佐々木 哲 君	経 済 部 長	若 山 重 樹 君
経 済 部 参 事	多 田 幸 秀 君	経 済 部 参 事	佐々木 邦 義 君
建 設 部 長	大 平 正 一 君	建 設 部 技 監	三 谷 文 彰 君
教 育 部 長	舘 敏 弘 君	教 育 部 次 長	河 野 敏 昭 君
教 育 部 指 導 参 事	春 田 淳 一 君	病 院 事 務 部 長	東 照 明 君
病 院 事 務 部 次 長	鈴 木 靖 夫 君	総 務 課 長	田 中 嘉 樹 君
財 政 課 長	山 崎 猛 君		

○本 会 議 事 務 従 事 者

事 務 局 長	中 嶋 康 雄 君	次 長	田 湯 宏 昌 君
書 記	寺 嶋 悟 君	書 記	村 井 理 君

◎開会宣告

○議 長 ただいまより、本日をもって招集されました平成22年第4回滝川市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、17名であります。

◎開議宣告

○議 長 これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、窪之内議員、酒井議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。今期定例会の会期は、本日から12月15日までの9日間といたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は9日間と決定いたしました。

◎日程第3 議長報告

○議 長 日程第3、議長報告を行います。

報告事項につきましては、お手元に印刷配付のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

以上で議長報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議 長 日程第4、行政報告を行います。

行政報告を求めます。市長。

○市 長 おはようございます。第4回定例市議会が本日から12月15日までの9日間にわたり招集され、平成22年度一般会計補正予算等新たな行政需要に対応する議案を提案しているところでございますが、十分議を経て原案をご承認賜りますよう冒頭お願いを申し上げます。

平成22年9月2日から11月30日までの分を印刷配付をいたしているところでございますが、以下6点について口頭で補足をしてご報告を申し上げます。

1点目は、ロイヤルチェンバーオーケストラ、東京のチャリティー特別公演についてでございます。

す。11月の29日にそらぷちキッズキャンプを応援するということから、東京ゆうぼうとホールで皇室ともご縁の深いロイヤルチェンバーオーケストラによるチャリティー特別公演が行われました。主催は財団法人ロイヤルチェンバーオーケストラでございます。滝川市は後援をさせていただきました。約1,200人に及ぶ聴衆、それから世界を舞台に活躍されております声楽家の中丸三千繪さんもお出演をいただいて、素晴らしいコンサートでございました。堤音楽監督初め関係の方々のご尽力により開催されたものでございまして、入場料の全額を公益財団法人そらぷちキッズキャンプにご寄附をいただくことになっております。皇太子殿下からはメッセージが寄せられましたし、外国の賓客も来場をされて、このそらぷちキッズキャンプの映像が大きくステージ上紹介をされ、さらに細谷亮太代表理事の感激的なごあいさつもあり、観客一同心に残ったチャリティー特別公演であったというふうに思います。ご尽力をいただいた多くの皆さん方に感謝を申し上げますとともに、この東京におけるそらぷちキッズキャンプのキャンペーンが契機となって全国における支援の輪が一層広がっていくことを期待するものであります。

2点目は、國學院大學渋谷キャンパス再開発事業についてでございます。平成14年に学校法人國學院大學が創立120周年を迎えたことを契機に、教学と施設・設備の両面にわたる一大改革として取り組んでこられました渋谷キャンパスの再開発事業が昨年秋完成をいたしましたことから、去る10月31日、11月1日、議長、短大協力会会長である商工会議所会頭、商工会議所副会頭、教育委員会委員長、教育長、西高等学校校長など10名で渋谷キャンパスへの訪問をいたしました。8年に及ぶ工期、総事業費170億円をかけて開発が行われ、高層18階建ての若木タワー、学術メディアセンター、次世代型図書館、伝統文化リサーチセンターの設置など、國學院の伝統にふさわしい学びやとして完成をいたしました。また、折しも訪問直前に國學院大學の箱根駅伝出場、東都大学野球部秋季リーグ優勝の初優勝であります。優勝の吉報がありまして、創立128周年記念式典への参列にあわせてお祝いを申し上げたところでございます。なお、議会でもご訪問いただいて、大変國學院大學として感動しているという改めてのごあいさつもありましたので、ご報告を申し上げたいと思います。北海道短期大学部も2年間滝川で学んだ後、約90名の学生が本学に編入をしておりまして、至上命題となっております学生確保のために大きな魅力の一つとしてこの渋谷キャンパスの再開発事業には大きく期待をしているところでございます。2年後、開学30年を國學院大學北海道短期大学部は迎えますので、同学部の発展に向けて市として関係機関とともに引き続き協力関係を強化してまいりたいというふうに思います。

3点目は、地域づくり健康診断の実施についてでございます。新たな総合計画の策定作業の一環といたしまして、滝川市を客観的に見て今後の発展の方向性などを検討するために株式会社日本政策投資銀行にご協力をいただいて、同行が実施している地域づくり健康診断を道内では函館市に次ぐ2番目に診断をしていただきました。地域づくり健康診断は、公表されているデータに基づく地域の現状分析、滝川市内の現地視察調査、市内団体などのヒアリングをもとに独自分析により診断をし、診断結果に基づいてディスカッションなどを通じて地域の課題と可能性を地域自身が発見するプログラムであります。ヒアリングに協力してくださった21団体、それから現在策定作業中の都市計画マスタープラン策定会議の委員、市職員を含めて診断結果についての報告を受けたところ

でございます。報告会では、滝川市と滝川市に關係をいたします周辺都市とのつながりとしての中
空知地域と比較しながら人口動態、雇用、工業、商業、市街地人口の動態、観光についてグラフを
示しながらわかりやすく分析をされ、それらを踏まえて5つの課題が抽出されたところでございま
す。1点目はとまらない若者世代の流出、2点目は増加する高齢者への対応、3点目は郊外化が招
いた中心市街地空洞化、4点目は人口激減による中空知地域の市場縮小、5点目は外部に依存した
主要産業の衰退ということであります。これらの課題を受けて、3つの提案について受けたところ
でございます。近いうちに参考までにこの概要書を配付いたしますので、お目通しをいただきたい
というふうに思います。こういう提案を参考にしながら、総合計画の策定を進めていきたいという
ふうに思います。

4点目は、まちづくり懇談会の開催についてでございます。平成22年度のまちづくり懇談会が
滝川市町内会連合会連絡協議会との共催によりまして、9月28日から10月18日までの間、こ
としも7小学校区で開催をいたしました。約200人の皆さん方のご参加をいただき、さまざま
なご意見、ご提言をいただきました。この総括といたしまして、まちづくり市民会議を同じく滝川
市町内会連合会連絡協議会と共催で12月の21日に開催をする予定でございます。7会場から出
されました課題、要望等を集約、整理した上でまちづくりフォーラム、「地域で見守ろう！高齢
者」と題して市内7地区から出されました意見を具体化する、その方策等について市民と一緒に考
えて、その取り組みの方向を定めて問題解決に取り組んでまいりたいというふうに思います。

5点目は、地域職業訓練センター施設の譲り受けについてでございます。平成22年8月12日
付で独立行政法人雇用・能力開発機構から地域職業訓練センター施設の土地所有者であります滝川
市に対しまして施設の譲渡価格を無償とする旨の通知があり、11月末までに譲り受けの意向を報
告することというふうにされておりましたために、11月29日に北海道に対して譲り受ける意向
を表明した上で同機構理事長あてに売り払い申請書を提出し、翌30日に北海道から機構に対して
報告をされたところでございます。この間、1つには地域職業訓練センターの機能維持に係る北海
道の負担などにつきまして、この4市長、4センターの会長名で高橋北海道知事に要望いたしまし
ましたが、修繕については北海道としても支援するという答えがあり、一方この国会質疑におきまして
は独立法人雇用・能力開発機構法廃止法案について、細川厚生労働大臣が大規模修繕について平成
23年度から3年間、国により全額負担し、その後についても財政支援をすることの表明が行われ
ました。こういった動きを受けまして、11月15日に中空知5市5町の担当者、担当主幹者会議
を開催をして、センターの維持、継続について協議をいたしました。その結果、1点目、滝川市が
無償譲渡を受け、その後社団法人中空知地域職業訓練センター協会に無償譲渡すること。2点目、
センター協会に譲渡後の大規模修繕費用については、国の支援策の制度化を前提として平成23年
度から10年間はセンター協会が引当金等により全額負担し、その後においても可能な限り自助努
力により行うこと。3点目、センター協会に5市5町の担当主幹者による行政部会を設置し、予算
決算、負担金、大規模修繕並びにその負担等について協議すること。以上の3点について同意を得
たところでございます。センター協会ともその都度協議を重ねて、正式には11月25日のセンタ
ー協会理事会において中空知5市5町担当主幹者会議で同意された3点について承認、議決をされ

たところでございます。今後この方針に基づきまして、動静を見きわめながら雇用能力開発機能の維持、充実に適切な対応を図ってまいりたいというふうに思います。

6点目でございますが、平成22年産米の出荷状況及び冷湿害対策についてであります。本年産米の出荷は11月19日現在で見ますと、JAたきかわの契約数量15万1,292俵に対し出荷予定数量は見込みで14万7,350俵、出荷予定割合は残念ながら97.4パーセントという予定でございます。契約数量を若干下回りました。ことしの作柄は、ご承知のように6月から8月までにかけて高温多雨の影響と、いもち病等によりまして当地域は2年連続の不作となったところでございます。今後米価の動向を見きわめながら農協とも協議の上、必要な対策があるかどうかを検討してまいりたいというふうに思っております。

以上申し上げて行政報告といたします。

○議長 次に、教育行政報告を求めます。教育長。

○教育長 おはようございます。それでは、私のほうから教育行政につきまして2点ご報告をさせていただきます。

初めに、小中学校の適正配置についてですが、本年9月の第3回定例会におきまして、5月下旬から8月上旬にかけて14回にわたる説明会懇談会で保護者及び地域住民の皆様方からいただきましたご意見をもとに教育委員会でさらに検討を加え、皆様にお示ししたいと申し上げておりました。教育委員会といたしましては、より多くの保護者及び地域住民の皆様からご意見をいただくため、9月から10月にかけて実施をされましたまちづくり懇談会においても意見交換を行ってまいりました。また、さらに東滝川地区では東滝川地区育成会、東栄小学校同窓会役員の方々と懇談をし、直接ご意見、ご要望も伺ってまいりました。これら多くの機会を得て、保護者及び地域住民の方々からいただいたご意見、ご要望をもとに計画案に検討を加えてまいりましたが、本計画に定める小中学校の適正規模や適正配置の基本的考え方に大きな修正を加える点は見当たらないという判断に至りました。この方針につきまして、11月22日に開催をされました第3回東滝川地区の振興を考える懇談会の席上、説明の機会をいただきまして、懇談会の関係者並びに保護者の皆様に適正配置計画の検討経過、今後のスケジュール、計画策定後に設置を予定しております統合準備委員会の概要等につきまして改めてご説明を申し上げたところでございます。ご参加いただいた懇談会の関係者及び保護者、教育関係団体の皆様には、東滝川地区に住む子供たちのこれからの教育を考えていただいた結果、本計画にご理解をいただけたものと判断をしております。以上の経過を踏まえまして、11月29日に開催をされました教育委員会において、滝川市小中学校適正配置計画を決定し、同日開催されました総務文教常任委員会にご報告をさせていただいたところです。本計画において統合対象となった学校は東栄小学校であります。平成24年度の東小学校への統合に向けて今月中に両校の保護者及び教職員など学校関係者から成る統合準備委員会を設置し、教育目標や教育課程の編成など学校運営にかかわる項目や子供たちの交流事業、スクールバスなど必要な項目や事業を検討、整理したいと考えております。いずれにいたしましても、統合後に両校の子供たちが机を並べ、新しい学校生活にスムーズに移行できますよう子供たちの不安を取り除くために全力で取り組んでまいりたいと思っております。

次に、文化財の指定についてですが、滝川市教育委員会では新たな文化財の指定に向けさまざまな角度から検討を重ねてまいりました。このたび滝川市文化財保護審議会に対し10月18日付で太郎吉蔵、旧五十嵐酒造店倉庫を新たな滝川市指定文化財に指定することについて諮問をさせていただきます、ご審議をお願いしました結果、11月22日に滝川市文化財保護審議会より同施設の文化財指定を可とする答申をいただきました。その後、11月29日の教育委員会で決定をし、12月1日付で太郎吉蔵、旧五十嵐酒造店倉庫を滝川市文化財第7号として指定をいたしました。これは、昭和57年に牧羊用石づくりサイロを第6号に指定して以来28年ぶりであり、民間施設の指定は初めてのことであります。太郎吉蔵は、大正15年に建造されたもので、北海道産出の軟石が用いられており、内部の構造も非常に特殊な小屋組みがなされているなど、特色ある石づくりの蔵であります。平成16年には当時の姿をそのままに残して改修がなされ、アートな空間としてさまざまな発信事業が行われております。今後も生きた文化財として活用されるよう取り組みますとともに、次代を担う子供たちのためにも滝川市の歴史を伝える建物として大切にしていきたいというふうに思っております。

以上、口頭で教育行政報告といたします。

○議 長 以上をもちまして行政報告を終わります。

◎日程第5 議案第1号 平成22年度滝川市一般会計補正予算（第8号）

○議 長 日程第5、議案第1号 平成22年度滝川市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長 議案第1号 平成22年度滝川市一般会計補正予算（第8号）についてご説明をさせていただきます。

今回の補正は、来年4月に執行される統一地方選挙に係る経費のうち本年度中に執行する経費についての補正、支給件数の増加から子ども手当費が不足する見込みとなったことに伴う補正、江陵中学校野球部が文部科学大臣杯第2回全日本少年春季軟式野球大会へ出場することに伴う補助の補正などが主な内容となっております。

1ページをごらんください。第1項で、歳入歳出の総額にそれぞれ3,359万円を増額し、予算の総額を205億4,812万5,000円とするものです。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

2ページから3ページまでは、第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しをいただきたいと思っております。

続いて、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開き願います。2款1項9目交通安全対策費、補正額36万1,000円の増額につきましては、交通安全対策に要する経費の補正でございます。本年1月にJA共済連北海道に交通安全対策機材として車両等の寄贈を要望しておりましたが、このたび寄贈が正式に決定されたところです。この決定を受けて、当該車両を管理する滝川市交通安全運動推進協議会に必要な諸

経費を補助したいとするものでございます。

2款4項5目道議会議員知事選挙費、補正額1,248万6,000円の増額につきましては、道議会議員及び知事選挙の執行に要する経費の補正でございます。来年3月24日に知事選挙の告示、4月1日に道議会議員選挙の告示、投開票4月10日の日程で予定しておりますが、今年度中に執行する経費について補正したいとするものでございます。主な内容は、ポスター掲示場設置等委託料、期日前投票に係る投票管理者、立会人報酬、臨時報酬賃金などとなっております。財源は、23年度分と合わせて全額道支出金が見込まれますが、今年度分として道支出金731万3,000円を見込んだところでございます。なお、23年度執行分につきましては3月定例会の当初予算として計上させていただくこととなりますが、おおむね1,400万円ほど見込んでおり、合わせて2,700万円程度の経費となる見込みでございます。

2款4項6目市議会議員市長選挙費、補正額135万9,000円の増額につきましては、市議会議員及び市長選挙の執行に要する経費の補正でございます。来年の市議会議員及び市長選挙は、4月17日告示、24日投開票を予定しております。入場券、投票用紙、不在者投票用封筒などの印刷製本費が中心で、今年度中に執行する経費を補正したいとするものでございます。なお、23年度の予算計上見込みとしては3,900万円程度で、合計4,000万円程度の経費となる見込みであります。

3款2項1目児童母子福祉費、補正額1,218万3,000円の増額につきましては、子ども手当に要する経費の補正でございます。子ども手当となって新たに支給対象となった中学生について、非公務員世帯が当初見込みより多く、市からの支給件数がふえたことや本年前半の出生数が多かったことなどにより子ども手当費が不足する見込みとなったことから補正したいとするものでございます。

次のページをお開き願います。3款4項1目国民年金費、補正額61万円の増額につきましては、国民年金事務に要する経費の補正でございます。日本年金機構と厚生労働省は、平成23年2月末から年金ネット事業の開始を予定しております。これにより、国民は自宅のパソコンから年金加入納付記録と年金額受給予定額の確認ができることとなります。このたび自宅でパソコンが使えない方のために市役所の窓口において年金記録の発行ができるよう端末等の整備を図りたいとするもので、事業費の全額を国民年金事務費負担金にて見込んでおります。

5款1項2目労働福祉施設費、補正額172万9,000円の増額につきましては、勤労青少年ホームの運営管理に要する経費の補正でございます。勤労青少年ホームは、平成22年度末での廃止を予定しておりますが、昭和51年に改築された体育館部門は災害時の避難所としても必要であり、利用頻度も高いことから引き続き体育館として活用していくため耐震診断を行い、来年度の耐震改修に備えたいとするものです。

8款3項1目河川維持費、補正額196万8,000円の増額につきましては、河川の維持管理に要する経費の補正でございます。有明町地先の銀川について、水害対策の一環として北海道が管理している下流部門のしゅんせつ工事实施を北海道に要望してきたところ、年度内に工事着手の見通しが立ったことから、市が管理している上流部分についても同時にしゅんせつ工事を実施したい

とするものでございます。銀川は、本年8月の大雨による被災を受けた地域の流末となる河川であり、流水を阻害するものを取り除き流下能力を上げ、浸水対策の一部として対応したいとするものでございます。

10款1項3目教育振興費、補正額189万4,000円の増額につきましては、その他教育振興に要する経費の補正でございます。江陵中学校野球部が来年3月25日から静岡県で開催される文部科学大臣杯第2回全日本少年春季軟式野球大会に出場をいたします。市としてその偉業に敬意を表するとともに、滝川市立江陵中学校野球部全国大会出場を応援する会より補助支援要請のありました大会出場経費の一部を補助したいとするものでございます。

10款6項6目図書館費、補正額100万円の増額につきましては、図書館の運営管理に要する経費の補正でございます。このたび株式会社寺田硝子店様より創業50周年記念として図書館事業にと寄附金を賜りました。この寄附金を活用し、就学前の子供たちの読書支援として就学前から良書、名作などとの出会い、心豊かな子供に成長していくことへの願いから貸し出し文庫用の図書等を購入したいとするものでございます。この貸し出し文庫は、絵本、童話などの良書をセットにしたまごころ本箱として幼稚園、保育所、子育て支援センター等へ貸し出したいとするものでございます。

以上、歳出合計で3,359万円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願います。15款1項1目国庫負担金、民生費負担金918万9,000円の増、16款1項1目道負担金、民生費負担金91万6,000円の増、16款3項1目総務費委託金731万3,000円の増、18款1項7目教育費寄附金100万円の増は、いずれも歳出関連でございます。20款1項1目繰越金1,517万2,000円の増は、補正に必要な一般財源を繰越金で調整したいとするものでございます。

以上、歳入合計で3,359万円の増額となったところでございます。

以上申し上げます、議案第1号の説明とさせていただきます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 2点お伺いをしたいと思います。

まず、1点目は、9ページ、道議会議員知事選挙費並びに市議会議員及び市長選挙の執行に要する経費でポスター掲示場設置等委託料362万4,000円が計上されておりますが、ポスターの掲示板の再利用とかそういったことについては、全く同じではないにしても、ほぼ同じもので、この362万4,000円のうち材料費がどの程度占めるかということにもよるとは思うのですが、もし材料費、製作料等が大半を占め、半分程度占めるということであれば、再利用を検討するという必要なのかなというように思いますが、どんな検討をされたのかお伺いをしたいと思います。

2点目は、河川の維持管理に要する経費、11ページですが、ご説明では浸水対策としてのしゅんせつ工事ということで、さきのゲリラ豪雨があつての対策が始まるというふうに思います。経済

建設常任委員会では、幸町3丁目などについては、雨水管の逆流防止などの改修ですね、こういったことも検討しているというようなご説明がありました。今来年度への予算化の見通しも含め、まだ検討中なので、いつごろの改修提案になるかわからないということも含めて、あの浸水対策についての今後の見通しについてお伺いをしたいと思います。

以上です。

○議長 長 答弁求めます。建設部長。

○建設部長 さきのゲリラ豪雨に対する浸水対策についてといったことをございます。このたびの補正につきましては、さきの説明のとおり、浸水対策の一部として今道にお願いをしていた部分が道の協力によりまして実施をされるといったことから、市のほうについても一緒に事業をいたしたいとすることをございます。これによってもかなりの浸水対策効果が得られるというふうに思っております。さらに、幸町、有明町の浸水対策としてさきの委員会でも申し上げましたけれども、逆流対策等は今後の予算協議の中に反映していきたいというふうに思っておりますし、効果のあることについて今検討を進めているところをございますので、予算につきましては23年度予算といったことで、できれば夏の豪雨時期の前には竣工していきたいというふうに考えているところをございます。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 選挙の関係の看板の関係をございますが、これは計上しているものにつきまして、看板の材料費をございますので、極力再利用できる形で予算計上、予算見積もり等を出していただいております。ポスターを張る板は道議選、知事選で人数が違いますから、それは活用できませんが、その下の基礎の部分、足の部分等についてはきちっと再利用もいたしておりますし、極力経費かけないような形で実施しているところをございます。よろしくお願ひします。

○議長 長 答弁終わりました。清水議員。

○清水議員 まず、掲示板については、板のところは再利用していないと、はっきりご答弁ありました。ただ、足の部分、基礎の部分はこれまでも再利用しているというご答弁だったというふうに思ひます。板についても傷むわけではございませぬので、しかも非常に耐久性もよさそうなもので、少なくとも屋内保管をしておけば板自体は使用可能だと。ただ、立候補者の数等で大きくしなければならぬということがあれば別ですが、少なくする場合は番号入れなければいいわけですから、それが公職選挙法等の関係でどれほど抵触、違反になるのかということはもちろんありますけれども、板についての再利用の検討というのは全く不可能なことなのか。障害等があるのであれば、その法令等についてお伺いをしたいと思います。

浸水対策なのですが、逆流防止については示されました。ほかにそもそもの管径が1時間35ミリで設計してあるということでしたから、放流の地点についてもふやすということも検討したいというのが当時の答弁だったというふうに思ひますが、その放流の場所の検討についてはどのようになっているのか伺ひます。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 放流の場所ということをございますが、今浸水対策で逆流防止ということをございて

るのは、ある被害があった地域につきまして本管が満杯になったときに逆流して、そこから吹き上がるという現象を遮断をして、一部幸町については流量、行き先を若干変えて対応できるのではないかと検討をしているといったことをございまして、本質的な放流場所をふやすとかということにはなりません。そういった意味での説明だったというふうに思っております。

○議 長 総務部長。

○総務部長 清水議員さんからご意見いただきましたので、考えてみたいと思いますが、雨のぬれだとか破損だとか傷みだとか耐久性の関係、それぞれどんなような状況なのかということも踏まえてご意見伺いましたので、検討させていただきたいと思っております。

○議 長 清水議員、河川の関係は銀川ですから、幸町は外れております。

○清水議員 できるだけ離れないように質疑をしておりますが、浸水対策の初めての予算ということもありまして、今回でなくても次にというような観点でお聞きをしていますが、結局1時間50ミリのゲリラ豪雨で水がついたという現象が今進めている今回の予算含めどういうふうに改善されるという目標を持ってやられているのか。全く水がつかなくなるということなのか、非常に改善されるというようなことなのか。市民がわかりやすいようなご答弁をお願いしたいと思っております。

○議 長 建設部長。

○建設部長 市民がわかりやすいという表現でございますが、なかなか難しいところでございますけれども、このたび2カ所の被害に遭われた箇所がございます。それに対して重点的にやれることを今検討してまいりました。では、どの程度のゲリラ豪雨があったときにどのぐらいの効果だといったことを数値的に具体的になかなか申し上げることは難しいというふうに思っておりますけれども、今対策についてやりますと相応の結果が得られるというふうに思っております。わかりやすいかどうかわかりませんが、よろしく申し上げます。

○議 長 山口議員。

○山口議員 1点だけ、総務費の選挙費に関連しましてお伺いしますけれども、先日総務省のほうで過疎地の投票所は廃止をするという方針が出たのですけれども、その方針に該当する滝川の例えば江部乙地区とかでそういう投票所があるのか。それから、総務省で出たその廃止基準、もしわかっているものがあればお教え願いたいと思っております。

○議 長 ちょっと休憩します。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時46分

○議 長 再開をいたします。

総務部長。

○総務部長 ただいま確認してまいりまして、まだ正式通知が参っておりません。参りましてから、その中身を見させていただきまして、検討させてもらいたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議 長 ほか質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は可決されました。

◎日程第6 議案第2号 平成22年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

○議 長 日程第6、議案第2号 平成22年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました議案第2号 平成22年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)につきましてご説明申し上げます。

今回の補正の趣旨でございますが、北海道国民健康保険団体連合会の次期共同電算システム導入によります紙レセプト、診療報酬明細書でございますが、紙レセプトから電子レセプトへの変更に伴いまして、滝川市と連合会の情報のオンライン化に係る電算システム改修費について増額補正したいとするものでございます。

1ページをごらんください。第1項、歳入歳出予算の総額にそれぞれ821万1,000円を追加し、予算の総額を54億803万7,000円としたいとするものです。

第2項、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

2ページから5ページまでは、第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通し願います。

続きまして、補正の内容につきまして事項別明細書、歳出よりご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開きください。1款1項1目一般管理費、補正額821万1,000円の増額につきましては、先ほど説明いたしましたとおり、北海道国民健康保険団体連合会の次期共同電算システム導入による電子レセプトへの変更に伴う電算システム改修費として委託料821万1,000円を増額補正したいとするものでございます。

歳出合計も同額821万1,000円でございます。

続きまして、歳入につきましてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをごらんください。

2款1項1目財政調整交付金の増額についてでございますが、歳出関連といたしまして、電算システム改修費分として補てんが見込まれる821万1,000円を増額補正したいとするものでござ

ございます。

以上、議案第2号の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は可決されました。

◎日程第7 議案第3号 平成22年度滝川市病院事業会計補正予算(第2号)

○議長 長 日程第7、議案第3号 平成22年度滝川市病院事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。病院事務部長。

○病院事務部長 議案第3号 平成22年度滝川市病院事業会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

第2条の収益的支出の補正でございますが、第1款病院事業費用に1,938万5,000円を追加いたしまして、補正後の額を60億31万3,000円に、第4項特別損失に1,938万5,000円を増額補正いたしまして、補正後の額を1億1,983万4,000円にしたいとしますのでございます。

第3条は、継続費の補正でございます。1款の資本的支出、1項建設改良費、事業名が病院改築事業その1でございますが、今回は外構解体工事費といたしまして、それぞれの総額並びに23年度の年割額に3億3,075万円を追加したいとしますのでございまして、補正後の総額を90億9,982万5,000円に、補正後の23年度の年割額を5億6,892万円にしたいとしますのでございます。

第4条は、債務負担行為の補正でございます。予算中の第10条を第11条といたしまして、第5条から第9条までを1条ずつ繰り下げ、第4条に次のとおり1条を加えるということで、第5条、債務負担行為を新たに追加するものでございます。事項といたしましては、新病院管理業務でございます。期間は、平成22年度から平成23年度まで、限度額を7,733万4,000円とする

ものでございます。

2ページにつきましては補正予算の実施計画、3ページについては資金計画が記載してございますので、お目通しをいただきたいと思っております。

5ページをお開きいただきたいと思っております。5ページのまず継続費に関する調書でございます。先ほど申し上げましたとおりでございますが、23年度の年割額に3億3,075万円を追加し、その財源内訳といたしましては企業債に2億3,730万円を追加、国の補助金に9,338万2,000円を追加し、損益勘定留保資金を6万8,000円追加するというところで、23年度と計の額をそれぞれ補正後の額に記載のとおりしたいとするものでございます。

次に、債務負担行為に関する調書でございます。新病院の管理業務でございますけれども、限度額が7,733万4,000円ということでございまして、実質的に22年から23年でございまして、実際の支出は23年度ということでございます。内容的には、清掃業務、中央監視業務、メッセンジャー業務ということでございます。

次、6ページ、7ページにつきましては、予定貸借対照表でございますので、お目通しをいただきたいと思っております。

8ページをお開きいただきたいと思っております。8ページ、収益的収入及び支出明細書でございます。支出でございますが、1款4項1目その他特別損失でございます。節といたしまして、その他特別損失でございますが、1,938万5,000円の増額でございます。移転費用として1,614万1,000円、移転時の廃棄物処理費用として324万4,000円を増額したいとするものでございます。

以上、議案第3号の説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案を可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は可決されました。

◎日程の追加について

○議 長 お諮りをいたします。

本日の日程はすべて終わりましたが、過日の議会運営委員会で確認したとおり、あすの日程を本日に繰り上げ、これを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、配付してあります追加日程のとおり、日程番号第8から第15までを本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎日程第8 議案第4号 滝川市税条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第8、議案第4号 滝川市税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました議案第4号 滝川市税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例は、個人の市民税に係る寄附金税額控除の適用対象を拡大するため市税条例を改正したいとするものでございます。寄附金税額控除につきましては、平成20年にふるさと納税制度の創設に伴い市税条例を改正した経過がございますが、本年2月に市内初の公益財団法人が設立されたこともあり、これらの地域に密着した民間広域活動を実施する団体に対する寄附について、地域に対する貢献度、寄附金に対する行政のあり方等を考慮し、市として間接的に支援することにより寄附文化の促進を図ることを目的として、今回住民の福祉の増進に寄与する寄附金として新たに条例に指定するものであります。

1ページをごらんください。第33条の7第1項の次に3号から12号までの10号を加えるものでございます。3号、財務大臣が指定した寄附金、4号、独立行政法人に対する寄附金、第5号、地方独立行政法人に対する寄附金、第6号、所得税法施行令第217条第2項に規定する法人に対する寄附金、第7号、公益社団法人及び公益財団法人に対する寄附金、第8号、学校法人に対する寄附金、第9号、社会福祉法人に対する寄附金、第10号、更生保護法人に対する寄附金、第11号、特定公益信託の信託財産とするために支出した金品、第12号、認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動に係る事業に関する寄附金であります。

次に、別表に加えるものでございますが、内容につきましてはただいま申し上げました加える各号の法人、団体等について、それぞれ市内に限定する内容でございます。

次のページをお開きください。附則でございますが、第1条、施行期日でございますが、平成23年4月1日施行としております。

第2条、個人の市民税に係る経過措置でございますが、本改正条例につきましては市民税の所得割の納税義務者が平成22年1月1日以降に行った寄附に対して適用したいとするものでございます。

以上、議案第4号の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございますか。
(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論ございますか。
(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。
これより議案第4号を採決いたします。
本案を可決することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第4号は可決されました。

◎日程第9 議案第5号 滝川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第9、議案第5号 滝川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。病院事務部長。

○病院事務部長 議案第5号 滝川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正の趣旨でございますが、新病院への移転に伴い病床数を変更するため改正したいとするものでございます。

改正の概要につきましては、新旧対照表でご説明申し上げますので、新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。第2条の第2項の表でございますけれども、病床数のところが現行で一般病床300床、精神病床50床、計350床とありますけれども、これを一般病床270床、精神病床44床、計314床としたいとするものでございます。

附則で、この条例は、規則で定める日から施行するとするものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございますか。
(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論ございますか。
(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は可決されました。

◎日程第10 議案第6号 滝川市病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

○議長 長 日程第10、議案第6号 滝川市病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。病院事務部長。

○病院事務部長 議案第6号 滝川市病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

改正の趣旨は、新病院への移転に伴い特別室の使用料を改正したいとするものでございます。改正の内容につきましては、新旧対照表でご説明申し上げますので、新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。現在別表のありますところの使用料の部分につきまして、特別室につきましてはA室からD室まで4区分ということになってございますが、新病院ではこれをABCの3区分ということで、A室については1日につき5,000円、B室については1日につき2,000円、C室につきましては1日につき1,500円ということで、それぞれこれに消費税加算ということになるところでございます。A室につきましては1人1室でシャワー及びトイレつき、B室につきましては1人1室でトイレつきの部屋、そしてC室につきましては1人1室の個室という状況でございます。

附則で、この条例は、規則で定める日から施行するとしたいとするものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。酒井議員。

○酒井議員 それでは、3点についてお伺いしたいと思います。

市立病院の手数料についてでありますけれども、1人部屋の各料金の設定根拠についてお伺いしたいと思います。病院特別委員会や厚生常任委員会の中で質疑した結果、砂川市立病院では2,625円、2,200円などがあり、そうしたものもまた設定根拠の一つ、参考の一つになっているということがご答弁されました。しかしながら、この特別室の料金について、基本的には稼働率を上げるということが非常に大事なことだというふうに思っております。また、そうしたことも病院の病床稼働率について関係あるというふうに思いますが、そうしたことでよろしいのかどうか、まずお伺いしたい。それから、本市の現在の病院での特別室の稼働率は一体どのようになっているのか。また、他の病院の差額室の稼働率の状況などはどのようになっているのか、調査されたことは

あるのかどうかお伺いしたいと思います。

2点目でありますけれども、特別室のA室についてはシャワー及びトイレつきということで、シャワーが使えるということになっているというふうに出ております。このシャワーつき個室以外の入院患者のシャワーの使用となると、これまでどおり入浴室などを使われる以外にないというふうに思いますけれども、1週間当たり何回の入浴という形で想定されているのか、現在と同じなのかどうかお伺いしたい。また、ここであわせてお伺いしたいのは、特別室のシャワーだけを利用するというような使い方というものとは想定されているのか、全く考えられていないのかお伺いしたいというふうに思います。

最後に3点目でありますけれども、この使用料、手数料についてでありますけれども、今後において新病院開設までに使用料及び手数料などの改定や新設される、そうしたことは予定されているのかお伺いしたいと思います。

以上、3点お伺いします。

○議長 答弁を求めます。病院事務部長。

○病院事務部長 酒井議員さんのご質問に対する答弁をさせていただきますが、1点目の料金の設定根拠はどうかということと、稼働率を上げる必要があるのではないかとということでございます。料金につきましては、やはり新病院になるということで、ほかの病院をいろいろと調査をさせていただきました。そういう中で、どういう金額が適正なのかということが一つにはやはり考えなければならぬということがあろうかと思います。特にやはり近隣の病院の病床、特別室の料金が幾らぐらいなのかと。それと比較して高くも安くもないといえますか、適正な価格がどの辺にあるのかということを考えてところでございますし、現行料金はやはり結果的に下がったというのは、やはり利用しやすい料金設定ということが必要ではないのかなと。それが結果的にまた利用率上がることになるのかなというふうに考えて設定をしたところでございます。

現在の特別室の稼働率につきましては、済みません、ちょっと今手元のほうに資料がございませんので、お答えできる状況にございません。他院の稼働率についても一部にはちょっと聞いたところございます。例えば深川さんなんかはそういうこともあって値下げしたとか、そういう情報を得てはおりますけれども、すべて調べているという状況ではございません。

それから、特別室のシャワーの関係でございますけれども、新病院で特別室のA室のシャワーだけを使うということは実は想定していません。これは、やはり特別室のA室を利用される方がその部屋のシャワーを使っていただくということでございます。現在も入院されている方については、病状に応じてシャワーを利用していただいたり、あるいは浴室としての利用していただいたり、いろいろなさまざまな利用の形態でございます。新病院につきましては、例えば最近多いのが寝たきり状態でないとなかなか入浴できないということもございますので、こういう方にも対応できるような入浴設備をそれぞれの病棟に設置をしているということで、さまざまな状況の部分に対応できるというふうに考えているところでございますが、実際に入浴が週に何回になるのかどうかというのは、やはりその方々の病状等によってまた違ってまいりますので、そこはやはり病状等に応じて医師の指示によってシャワー等を浴びていただく、あるいは入浴していただく、という状況だと

いうことでございます。

それから、現在の、済みません、ちょっと今特別室の使用料の状況でございますけれども、利用率でございますけれども、決して高くはございません。21年度については、それぞれの部分でいきますと、単純に利用率という、部屋の日数と利用された日数という部分でいきますと、21年度が3.11パーセント、20年度が4.95パーセントということもございますので、新病院については個室がすべて特別室の対象部屋というふうにはしてございませんので、この辺も考慮しているということでございます。

それから、使用料、手数料の今後の改正あるいは新設ということでございますけれども、現在のところでは新病院になって新たに使用料ですとかのふえるということについては、現時点ではちょっと考えてございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 1点目について再質疑させていただきたいと思っております。私が伺ったのは、この特別室も病床の稼働率の中に含まれるというふうに思うけれども、そういった認識でよろしいのかということをお伺いしたわけでありまして。ご答弁されたとおり、差額を取らない、いわゆる病状でありますとか病院の都合によって個室にならざるを得ない、そうした方の個室も十分用意されていて、そうした部分については全く問題ないということは委員会等でも答弁されたとおりであります。

問題は、この特別室であります。病床利用率にカウントされるということであれば、当然稼働率を上げるということは求められるというふうに思います。そうした点でカウントされるというふうにご確認してよろしいのかどうか。先ほどのご答弁の中では、特別室の利用率について現時点では20年で4.95パーセント、21年で3.11パーセントと非常に低いということでもあります。そういうことも含めてお考えをお伺いしたいと思っております。

○議長 長 病院事務部長。

○病院事務部長 病床利用率といたしましては、すべての病床に対する患者さんの入床の状況によつての利用率ということでございますから、当然特別室の部分も含めての病床利用率ということになるところでございます。

○議長 長 ほかがございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

本案を可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は可決されました。

◎日程第11 議案第7号 公の施設の指定管理者の指定について（音楽公民館）

○議長 日程第11、議案第7号 公の施設の指定管理者の指定について（音楽公民館）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。教育部長。

○教育部長 議案第7号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

この議案は、地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設の指定管理者の指定を行いたいとするものであります。

指定管理者に管理を行わせる公の施設は、滝川市音楽公民館であります。

指定管理者となるべき団体は、中央ビルメンテナンス株式会社空知支店、支店長は竹内弘様でございます。

指定期間は、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの3年間でございます。

次に、選定経過についてご説明申し上げますので、次のページの参考資料をお開き願いたいと思います。1、募集及び選定の経過でございますが、10月1日に公募の告示を行い、募集を開始しまして、約1カ月間、11月1日までの間、申請を受け付けたところでございます。その間、質問の受け付け、現地説明会を実施いたしましたところでございます。受け付け期間終了後、教育長を委員長とする滝川市指定管理者選定職員会議において選定のための審議を慎重に行ったところであります。第1回の会議においては申請内容や選定方法の確認、選定基準を決定しまして、第2回の会議では申請者によるプレゼンテーション、それからヒアリングを実施いたしまして、最終的に指定管理者の候補者を決定したところでございます。

2、申請団体数については、1団体でございます。

3、選定審査の方法については、提出書類の確認、各委員における事前申請書類等の審査、財務分析の実施、申請者プレゼンテーション及びヒアリング、総合審査などを行い、段階を踏みながら慎重に審議を進めたところでございます。

4の選定方式につきましては、総合点数方式でございます。

5、選定の理由については、指定管理者候補者審査、選定基準に基づきまして、総合点数方式により評価した結果、審査点の総合計が選定基準点数を上回ったためでございます。

選定された団体が主に評価された点でございますが、（1）から（4）までに記載のとおりでございます。特に（1）にありますとおり、これまでの実績から利用者の実態を十分に把握され、きめ細かな配慮がなされているなどの管理面での評価。（2）にありますとおり、清掃管理等が適切に行われ、施設が大変良好に保たれておりまして、今後も施設の維持、向上が期待できること。

（3）にありますとおり、職員に対して管理や清掃等についてよく研修がなされておりまして、緊急時の職員配置体制につきましても企業グループとして柔軟に対応できることを高く評価させていただいたところでございます。

以上で議案第7号の説明を終わらせていただきたいと思います。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 2点お伺いをしたいと思うのですが、指定管理の選定については、この時期と、もう一つは3月に近い時期の2つの時期があるというふうに思うのですが、こういう施設はこの時期、こういう施設は年度末と、そういうような形で分けられているのであれば、その基準等についてお伺いをしたいと思います。

2点目は、いわゆる指定管理代行費、幾らで出されているのかをお伺いします。

○議長 長 教育部次長。

○教育部次長 清水議員からご質問いただきました2番目の管理代行負担金の額でございますが、205万7,112円でございます。

以上です。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 清水議員さんの12月、3月の区分けですけれども、今月12月提案の部分につきましては公募、それから年度末の関係につきましては非公募というふうに分けております。

以上でございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 1点目は、公募したけれども、申請団体が1団体だということについて、やはり私は競争性が働かないということについてどのように、要するにいろんな評価はしても1団体に対する絶対評価といいますか、総体評価ではないですね。点数そのものが絶対評価的なものがあるので、それでも絶対評価で何点以下であればやり直しだと、やり直すということになっているのかもしれませんが、そういった申請団体が1つだった。それによって選定に支障があるというようなことについて、お考えを伺いたいと思います。あるかないかですね。

2点目は、金額なのですが、前回と比較してどうなのか。また、これについては明らかに競争性ないわけですから、もし前回より高ければどうしてかという疑問もわいてくるのですが、前回との比較、またいろんな設備の更新がこの代行事業者によって行われたと思うのですが、前期においてどんな更新が行われたのか、主なものについてお伺いします。

○議長 長 それは、質疑3ですか。今後のほうは質疑3。

○清水議員 そうです。

○議長 長 なるべく最初に出してください。総務部長。

○総務部長 清水議員さんの1点目の再質問の関係、点数の満点が一応あって、6割に満たない場合は落とさせていただくというか、そういう決めがあります。競争性の関係につきましては、指定管理者の選定職員会議等でいろんなことをヒアリングもいたしますし、この団体が適当なのか、やっていけるのか、いろんな観点から審査をいたします。そういったことを踏まえまして選んでいるということがまず1点と、あと指定管理というのは競争性というのものもあるにこしたことはありません。

けれども、まずもってこの施設の適切な管理者をどなたにするのかということが、まず一義的にあるということでございます。そういった観点から、たとえ1社応募だったといたしましても、総合的にいろんな観点から審査をさせていただいて指定管理者を決定しているという考え方でございます。

以上です。

○議長 長 教育部次長。

○教育部次長 ご質問いただきました管理代行負担金、前回は202万2,000円でございます。1.74パーセントほど額を上げてございます。これは、人件費、最低賃金額が上がりました。それが主な理由でございます。

○議長 長 あとはどちらですか、答弁。先ほど清水議員の再質ではなかった質疑。教育部次長。

○教育部次長 大変失礼しました。

修繕等について、大きな支出はございません。

以上でございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 予定価格に対してどうだったか、パーセント等で伺います。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 お待たせして申しわけございません。

先ほどの設計金額で応募いただいた方、この金額でできますかということでございますので、それに対して先方からこの金額でできますよというご提案でございますので、それを判断したということでございます。ただ、中にはその金額よりも安かったり、その金額で同じくできたりと、そういった部分はありますけれども、この滝川市音楽公民館については同額でこの設計金額で可能でございますということございました。

以上です。

○議長 長 ほかございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は可決されました。

◎日程第12 議案第8号 公の施設の指定管理者の指定について（航空科学センター）
○議長 日程第12、議案第8号 公の施設の指定管理者の指定について（航空科学センター）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経済部長。

○経済部長 ただいま上程されました議案第8号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、公の施設の指定管理者の指定を行いたいとするものでございます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、滝川市航空科学センター。所在地は、滝川市中島町139番地4。

指定管理者となるべき団体の名称は、社団法人滝川スカイスポーツ振興協会、代表者は会長、中島健氏でございます。

指定期間は、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの3年間でございます。

選定に当たりましては、公募方式を採用いたしまして、申請受け付け期間を1カ月設けたところでございましたが、申請者が滝川スカイスポーツ振興協会のみでございまして、2回の選定職員会議を開催いたしまして、申請者のプレゼンテーション及びヒアリングを経て候補者を決定したところでございます。

選定された団体が主に評価された点につきましては、これまでの管理運営実績について高く評価でき、滝川市のスカイスポーツ振興の中核的役割を担う団体として最適と判断できること。滝川市航空動態博物館の相互補完機能を持った施設を有しており、効果的かつ効率的に管理運営できると見込まれること。自主事業についてもスカイスポーツを活用した外客誘致など、滝川市のまちづくり全体の展望を踏まえ、長期的視点をもって取り組んでおり、また財務状況も安定していることが高く評価されたところでございます。

以上、議案第8号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

本案を可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は可決されました。

(山腰議員退場)

◎日程第13 議案第9号 公の施設の指定管理者の指定について（青年体育センター等）

○議長 長 日程第13、議案第9号 公の施設の指定管理者の指定について（青年体育センター等）を議題といたします。

なお、地方自治法第117条の規定によりまして、あらかじめ山腰議員は退場しております。

提案理由の説明を求めます。教育部長。

○教育部長 議案第9号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

この議案は、地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設の指定管理者の指定を行いたいとするものでございます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設は、議案に記載のとおり滝川市青年体育センター、滝の川市民プール、江部乙市民プール、東栄小学校プール、滝川市サイクリングターミナル、滝川市B&G海洋センター、滝の川公園、北電公園球場、滝川西公園パークゴルフ場、池の前水上公園のうちカヌー等の利用に係る部分でございます。

指定管理者となるべき団体は、財団法人滝川市体育協会、会長は山腰修司様でございます。

指定期間につきましては、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの3年間でございます。

次に、選定経過についてご説明申し上げますので、次のページの参考資料をお開き願います。1、募集及び選定の経過、2、申請団体数、3、選定審査の方法、4、選定方式については、記載のとおりでございます。

5、選定の理由につきましては、指定管理者候補者審査、選定基準に基づきまして、総合点数方式により評価した結果、審査点の総合計が選定基準点数を上回ったためでございます。

選定された段階が主に評価された点でございますが、（1）から（5）までの記載のとおりでございますが、（1）にありますとおり施設の設置目的の達成能力、適切な維持・管理遂行能力、施設全般をよく熟知していること。（2）にありますとおり、これまでの長年にわたる運動施設の管理運営の実績があり、修繕等に対する自助努力が認められ、長期的な展望を見据えた対応が見込まれること。（3）にありますとおり、会計規則等の見直しを図るなど、経理、監査等のチェック体制を整え、管理運営体制の強化が図られていること。（4）にありますとおり、自主事業等の提案につきまして、運動公園を活用した整備計画、地域貢献につながるイベントの実施が計画されていること。また、（5）にありますとおり、青年体育センターの相互補完機能を持った施設を有していること。青年体育センター等の効果的かつ効率的な管理が可能で、総合的なスポーツ施策の展開が見込まれることを評価したところでございます。

以上で議案第9号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 指定管理者制度になって、普通の施設であれば次年度の予算質疑、予算案に対して議会が審査を行うということなのですが、ここで契約行為を行うという議案ですから、これについてはこの議案審議が来年度、3年ですね、この施設をどう使うのかという審査の議案になるというふうに思うのです。そこで、何点かお伺いしたいと思います。

まず、1点目は、全体の予算の中で私これまでパークゴルフに対する予算増は指定管理先の予算の中のやりくりではいけないということを再三再四指摘をし、予算増を求めてきたわけですが、今回そういったものが設計に盛り込まれているかということについてお伺いしたいと思います。

2点目は、今後施設についてどういう改修の見込みを持っているかということで、特に青年体育センターについては老朽化進んでいる。いつごろ大規模改修等を考えているのか。さらには、プール関係、江部乙市民プール、東栄小プールについてはいつごろまでの、いわゆる上屋ですね、上屋がだめになれば使えなくなるというふうに、そういう計画だと思っておりますが、いつごろまでというふうにお考えになっているか。それから、滝の川市民プールについてはずっと改善されていないのですね、いわゆる更衣室に水がたまと、べちゃべちゃしているということが依然として改善されていないというふうに思うのですが、伺いたいと思います。

そして、体育協会については今期間内において不適切な会計が行われ、調査及び改革がされたという割には、(3)で会計規則等の見直しを図るなどということで、評価の言葉書かれています。前段そういう問題があったということに対する、そういうことをしてきた団体だということに対する評価はここでは触れられていないと。ご説明でも触れられていなかったというふうに思います。その関係について、どのように評価をされたのかということをお伺いします。特にその中では、その問題で懲戒処分を受けたこの団体の職員が事務局長に、いわゆる昇格しているわけですね。責任を広がっていると。通常、懲戒処分を受けて、すぐその翌月に昇格というのは通常は、常識ではちょっと考えられないことがあったわけですが、そういったことについて教育委員会としてはどのような評価をされているのか。それで、1点目については総金額で前年との比較、今期との比較をお伺いします。

以上です。

○議長 長 3点ですか、大きく分けて3点。

○清水議員 大きく分けて3点。

○議長 長 答弁いただきますが、この指定管理にかかわる範囲で答弁ください。教育部長。

○教育部長 ご質問の順序ばらばらになりますが、施設について、施設改修等、老朽化した施設もございますので、この施設改修計画については現在教育委員会で検討している最中でございます。体育協会とも施設の現状、そういったものもろもろお伺いしながら計画を立てていくということでございます。それも早急ということで、何とか計画については、もともと教育委員会としてはこういう形でやろうということあるのですが、全体的な計画を今策定しているところであります。また、あわせまして社会教育施設全般についてもやはり計画的な修繕等が必要だという部分もある

ので、その辺今やっているところでございます。

あと市民プールにつきましては、ご承知のとおり各滝川市内の地区、地区のプールの役割持っていますので、例えばいろんな問題があつて今後継続してできないといったときには、きちんと継続していくのか、そういった部分も協議しながらプールは考えていきたいというふうに教育委員会では考えています。

それから、滝の川市民プールの更衣室の水浸しになるという情報ですね、それについては確認いたしまして、適切に対応してまいりたいというふうに考えております。今いろいろ情報交換しながら状況を、体育協会さんから現状をしょっちゅうお伺いしているのですが、ちょっとこれについては情報なかったので、早急にお伺いしながら対応していきたいなと思っています。

○議 長 教育部次長。

○教育部次長 パークゴルフ場についてご質問いただきました。前回は今回も同額で58万3,000円をパークゴルフ場から引き落として設計させていただいてございます。ただ、これはこういう内容の中でパークゴルフ場、その他今年度もいろいろ看板だとか修繕で費用かけさせていただいております。もちろん体育施設全体の中でよりよい環境を整えようということで取り組んでございますので、そのようなご理解をいただきたいと思っております。

それと、不適切な関係云々ということで体協の取り組みについて云々ということのご質問ございました。私どもとしても体協のほうでは、例えば定期監査が年2回行われているとか領収書の連番を毎日チェックしていただいているとか、それから税理士さんが毎月チェックをしているとか各金庫も抜き打ちでチェックをしているというようなことの報告を受けております。それらのものは、体協の前回の不適切な会計を乗り越えるために真摯な取り組みをしているということを報告を受けて、さらに体育振興といいましょうか、そういうことに前進していただけるということをもってのことでございます。

以上でございます。

(何事か言う声あり)

○議 長 教育部次長。

○教育部次長 失礼しました。

管理代行負担金の総額は5,344万8,000円でございます。前回は5,259万9,000円でございます。

以上です。

○議 長 答弁終わりました。清水議員。

○清水議員 市民プールについては、今後老朽化したときは継続についてその都度協議をするということで、やはり江部乙と東栄地域の市民プールについては今後も存続していく必要が高いわけですから、市民の声も非常に強いわけですから、ただそう安心してられないというか、結構傷んできている、老朽進んでいるわけですから、早急な……これ意見になります。意見になりますので、これ以上述べませんが、2点目の金額について、昨年より増額というのは最低賃金の増ということなのだろうと推定をいたします。そういう中で、結局パークゴルフのグリーンを整備するホバー

クラフト型の草刈り機、あれがもう使えなくなっているわけです。あれ10万円かかって、58万円の中でそれをやれというのは、それはいかにも無理なことを言っているわけで、これ教育長も何度も要望受けておられるわけですから、これについてどういうふうに、この中でやれと、やるということなのか、それとも別枠で考えているのかお伺いをしたいと思います。

3点目は、懲戒処分をされた方がすぐその翌月に事務局長に昇格されているということについてのご答弁がありませんでしたので、そういったことで団体に対する評価として、それはもう私たちの知らないことなのだという事なのかお伺いをしたいと思います。

○議 長 答えられる範囲内で。教育長。

○教育長 1点目のパークゴルフ場の整備でございますが、先ほど部長のほうから答弁いたしましたとおり、多くの団体がございまして、それぞれからの要望に対しましてそれぞれの優先度、緊急性を考慮しまして、最終的に新年度の予算協議の中を含めて対応はしたいというふうに思っておりますので、今ここでそのパークゴルフ場だけを取り上げて新年度、この指定管理の代行委託金の中での措置というのはしておりません。先ほど申しあげました予算協議の中で総合的に判断をしていく問題だというふうに思っております。

また、2点目の関係ですが、評価の中では昨年度の不正経理があった改善につきましては、次長のほうから種々改善策がありました。また、人的体制の中では事務局次長という方を新たに雇用をして事務局体制の整備を図ってきたということで、その上で当該職員については事務局次長としてこれまでの経験等を踏まえた中で体育協会さんが独自の判断の中で昇任等の人事的な措置を行ったものだというふうに思っております。いずれにしましても、その事件の反省を踏まえてどういう改善策があるかという体育協会さんの中での、当然その中で自前で努力をしていかなければならないという組織ですから、先ほど言いました事務局次長の外部からの導入あるいは税理士の月1回の点検というようなものも経て、組織全体としてこの不正経理に対する反省をしていって、新たな体制を組んでいるというふうに認識をしております。

○議 長 清水議員。

○清水議員 グリーン整備の機械等については、翌年度の予算の中でもということなのですが、この指定管理制度の複雑というか中途半端というか、要するに指定管理先が管理しているパークゴルフ場を整備するためのものが指定管理者の中でも予算化される、それ以外でも予算化されるということになると、この制度にのっとってきちっとやられているのかという話にもなってくると思うのです。そこは、やはり制度は制度ですから、どういう基準でそのグリーン整備の機械について指定管理の枠外でも予算ができるのだということを言われたその根拠をわかりやすく、市民にわかりやすくお伺いをしたいと思います。

2点目は、結局この指定管理を委託料を含めて補助金を入れると1億円超える体育協会の運営については、これは指定管理がなければ、補助金だけのことであれば、やはり懲戒処分を受けた方が昇格すると。現状維持なら、降格させる必要はないと思いますけれども、別の方を事務局長に据えるとかというのが、やはり公費で動いている団体というのですか、公費を扱っている団体の自然な姿、あるべき姿だというふうに思うわけですが、それに対して教育長の今のご答弁は非常に教育長らし

くないご答弁なのかなど。もっと滝川市が五千数百万円出す、合わせて1億円以上出すと、こういう団体としてちゃんとやってもらうということはこれから求めていくのだという姿勢があるのであればお伺いをしたいと思います。

○議 長 教育長。

○教育長 まず、指定管理以外の整備の方法といいますのは、例えば体育協会さんが自前で持つ、あるいは市が補助金の中で貸与して、共通としてパークゴルフ場だけにかかわらない、だけではない、専用ではないというのですか、例えば芝刈り機等の整備ができないのかどうなのかという協議の方法もあるというふうに思っていますので、そういう方法が検討できる、いわゆる貸与方式というのですか、それぞれのサッカー協会ですとか朝野球連盟ですとか、多くのところで芝刈り機を必要としておりますので、それが一度に全部整備できないというのであれば、例えばそういう方法はないのか。であれば、それは補助金の中でやるのかというような方法もあわせてやっぱり検討しなければならぬというふうに思っておりますので、基本的に指定管理は恒常的な管理のための経費というふうな認識をしております。

また、先ほどの事務局長の関係ですが、たしか1年近くは事務局次長のままであったというふうに思っておりますので、その処分があつてから、その翌月一月ではなくて1年、私の記憶では一昨年3月の処分ですから、それが本年の4月の事務局長ということですから、決して処分受けてからすぐ昇格したという認識はしておりません。

○議 長 ほか質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

本案を可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は可決されました。

(山腰議員入場)

◎日程第14 議案第10号 公の施設の指定管理者の指定について(総合福祉センター等)

○議 長 日程第14、議案第10号 公の施設の指定管理者の指定について(総合福祉センター等)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。教育部長。

○教育部長 議案第10号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

この議案は、地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設の指定管理者の指定を行いたいとするものでございます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設は、議案に記載のとおり滝川市総合福祉センター、広域生活総合センター、滝川市働く婦人の家、滝川市中央公民館でございます。

指定管理者となるべき団体は、株式会社フジファリシティー代表取締役、池田勲様でございます。

指定期間は、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの3年間でございます。

次に、選定経過についてご説明申し上げます。次のページの参考資料をお開き願います。1、募集及び選定の経過、2、申請団体数、3、選定審査の方法、4、選定方式については、記載のとおりでございます。

5、選定の理由につきましては、指定管理者候補者審査、選定基準に基づき、総合点数方式により評価した結果、審査点の総合計が選定基準点数を上回ったためであります。

選定された団体が主に評価された点でございますが、(1)から(4)までに記載のとおりでございますが、(1)にありますとおりこれまでの指定管理者としての実績から管理業務に関して利用者の視点に立ったきめ細かな運営やサービスが見込まれるとともに、経営の安定性について高く評価できること。(2)にありますとおり、当該施設の状況について十分よく理解し、提案に反映されており、今後の経費節減についても提案の具体的な実現性が高く効果が期待できること。

(3)にありますとおり、本社が指定管理施設の近くにあり、緊急時の応援体制について高く評価できること。(4)にありますとおり、自主事業について利用する各種団体と連携した密着型の計画を提案してございまして、これまで以上の積極的な実施を期待できることなど評価したところでございます。

以上で議案第10号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。渡辺議員。

○渡辺議員 それでは、何点かにわたりましてご質疑をしたいと思います。

まず、1点目でございますが、総合福祉センターは一連の公の施設、市として直営をしようという、その方針だったのですが、この指定管理者に委託することになった変化の事情を説明をしていただきたいと思います。そして、予定の委託料をご発表ください。

2点目であります。総合福祉センターの中には市だとか教育委員会の外郭団体等の事務所が入居しているわけですが、その料金の契約設定ですか、こういうのは委託業者と自由にやれるのかどうかについてお答えください。

3点目でございます。委託のほうには建物が同じであります。保健センター、当然管理のほうが違う所管だとは思いますが、これ教育委員会ではなくて、そちらのほう、保健福祉部でも、あるいは病院のほうですか、それぞれそんなところでちょっと関連ありますので、これらを委託しないという理由についてご説明いただければと思います。

4点目であります。土日だとか年末年始、休日ですか、祝日、そういう利用が委託業者とどのよ

うに打ち合わせをしているのかどうかお答えください。

5点目であります。委託業者は選定に合格されて、ただいま評価されているわけですが、本業は一体何業であって、どれぐらいの従業員がいる業者なのでございましょうか。

最後であります、6点目ですが、指定管理に関して施設設備、これは指定管理の業者ではなくて、もともと市あるいは教育委員会なのですが、総合福祉センターは相当取りかえの必要のあるようなものが感じられるわけですが、備品の整備等の関連はどのようになっているか、これをお答えください。いつかも質問したことがあると思うのですが、まずあそこでのテレビ、これ私たちの文化連盟で写真協会である講師を招いてテレビに映しました。そのテレビたるや、何と緑やら黄色やら紫やらの色で、写真の映像には全然ならない。奈井江の講師だったのですが、何ですかこのテレビというような、こんな調子があったのですが、今度はやっぱりそういうテレビ、どんなふうになっているのか、あるいは長机なんかも相当傷ついています。そういうものの施設設備もやっぱり指定管理に関連して少しはいろいろ改善をしていく、取りかえていく必要があるのかなと思うのですが、その点もいかがでしょうか。

以上、6点お願いいたします。

○議 長 渡辺議員、保健センターは違いますから。

○渡辺議員 わかりました。

○議 長 お答えください。教育部次長。

○教育部次長 総合福祉センターについて幾つかご質問いただきましたので、それらについてお答えをさせていただきたいと思えます。

1問目の指定管理に至った経緯については、これは他の施設と同じでございます。経理の効率的な運営、それから民の力の活用等々、指定管理に伴った私どもの公の施設の指定管理の中で総合福祉センターも同じように位置づけたということでございます。

管理代行負担金におきましては、1,542万3,324円を代行負担金として設計させていただきました。事務所の関係でございますが、これは指定管理者とではございません。私どもとの契約の中でその金額設定させていただいて納入していただいているということでございます。

それから、ちょっと後ろにいきますが、備品整備の関係についてチェックをいただきました。これは、おっしゃるとおり私どももそういう計画を立てて順次その更新をしていきたいという考えは同じでございます。今までもパネルでありますとか机、いすでありますとか、そういうのを更新させていただきましたが、いろいろ不備な点もあろうかと思えます。今後とも施設の充実に向けて取り組みたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議 長 教育部長。

○教育部長 それでは、選定させていただきました団体の従業員数ということでございますが、フジファシリティーさんですが、総数124名ということでございます。本業は何かということでございますが、ご承知のとおり建築物清掃業、それから建築物飲料水とか貯水槽の清掃業、地下タンク等定期点検と建物管理ということでございます。

それから、総合福祉センター等については、平成19年の4月1日から直営から指定管理に変わってございます。

それから、後でちょっとお話ししますが、施設の設備の関係でございまして、ご質問の備品、テレビの関係だと思っておりますけれども、現在これは中央公民館にテレビが3台ございまして、モニターがわりに使っているということでもあります。ご承知のとおり、非常によくはない状況だという話もあります。ちょっと点検しまして、もし映し出される場合は別なモニターもあるということで今担当者も言っていましたので、ちょっとその辺ご相談いただければと思います。ただ、映りの悪いテレビもあるということは事実でありますので、チェックしてちゃんと整備したいというふうに考えております。

○議長 長 教育部次長。

○教育部次長 総合福祉センターの休館は年末年始ということで、土日についても開館をして業務をやっているということでございます。

以上です。

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 それでは、何点かお伺いしたいというふうに思います。

まず、机、いすなどの備品の整備についてでありますけれども、これまでもパネルや机、いすなどを整備されてきたということでもありますけれども、あくまでもこうしたものというのは軽微なものでありまして、基本的には指定管理の中の金額で賦課して行うことができるのでないかなというふうに思うのですけれども、そういったことについてお伺いしたいというのがまず1点目であります。

それから、この施設、備品等の整備についてでありますけれども、基本的に先ほどのご答弁でもありましたけれども、現在の施設、集会、ホールなどの利用するそうした基準から、果たしてどこまで老朽化しているのかというのがあると思うのです。例えば一般的なプレゼンソフトなどを使用してやりたいという場合、そういったプロジェクターなどがあって、室内でも暗くしなくても見られるようなというのが今は標準なのです。そうした点からいけば、総合福祉センター、以前お伺いしたときにそうしたものはないと。教育委員会にあるらしいという話は聞いたのですけれども、実際それがどんなものかわからなかったというのもあったのですけれども、そういったものも含めて、例えばテレビなどでも一般的なHDMI端子などを使って接続できる、パソコンとつながられるようなものであるとか、そうしたものからしてどれだけ不足しているのか、そうしたものについて調査されているのかどうかもあわせてお伺いしたいと思います。

それから、そうした整備等も含めてなのですけれども、駐車場についてお伺いしたいというふうに思います。以前にもお伺いしたことがあると思うのですけれども、白線について、例えば1本線のもので隣との間隔などもなかなか難しい点もあって、そうした白線についても検討してほしいということだったので、いまだかつて改善はされていない状況であります。こうしたものも指定管理者の責任になるのか、滝川市としての責任になるのかわかりませんが、こうしたこともあわせてお伺いしたいと思います。

または、除雪排雪体制についてであります。指定管理になってからだというふうに思うのですけれども、あそこの駐車場に対しての排雪が非常によろしくない。大雪のときという影響もあったというふうに思うのですけれども、一角に雪を堆積して、排雪もなかなかされないままシーズンが過ぎたというのが私の感想であります。駐車場としてではなく、雪の堆積場として使われた現状があるわけであります。こうしたことについて、滝川市として指定管理者にどのようなことがされていたのか。また、今後について、この指定管理者に対してどのように考えを求められているのかお伺いしたいと思います。

また、このフジファシリティーさん、長く指定管理を受けられていると思うのですけれども、何年間これまで受けられていたのでしょうか。何期連続になっていますかお伺いします。

以上です。

○議長 長 教育部次長。

○教育部次長 総合福祉センターについていろいろご質問いただきました。

まず、備品の整備の関係でございます。これは、備品は私ども指定管理者に無償で貸与するというものでございます。ですから、私どもの責務の中で総合福祉センターの備品を用意していかなければならないということがございます。今お聞きしますと、いろいろと議員の皆様にご意見をいただいているというふうに思います。これも順次計画的にその必要な備品について取り組んでまいりたいと思っています。

それと、駐車場の関係も、ちょっとこれは排雪と絡むかもしれません。今指定管理の中では大体年2回排雪をしていただけるように設計してございますが、総合福祉センター、保健センターの部分もあわせて除雪をしてもらっています。おおむね3分の1ぐらいが雪の山になるような、そういう設計でございます。これは、指定管理になってから云々ではなくて、その以前からそのような形態の中で排雪をしていただいて、大雪等々のときで排雪等でご迷惑をかけたということもお聞きしていますが、これは冬の中で限りある予算の中でぜひ有効、有効といいますか、除雪、排雪については現行の中で取り組んでいきたいというふうに考えてございます。それから、白線等についてもご指摘をいただきましたので、これもちょっと実態を見ながらよい方向に調整をしたいと考えてございます。

以上でございます。

(何事か言う声あり)

○議長 長 教育部次長。

○教育部次長 答弁漏れがございました。

それと、フジファシリティーさんについては2期目でございます。

○議長 長 答弁終わりました。酒井議員。

○酒井議員 まず、無償で貸与というもので市の責任としてということありました、備品についてですね。必要なもの云々という話ありましたけれども、実態として一般の貸し館ホールとしてのものとして、もはや成り立たなくなるというふうに思うのです。例えばプロジェクターについても、普通のものであれば当然あるべきものでありますし、そうしたことも含めて早急に検討していただ

きたいなというふうに思います。

それから、排雪についてですけれども、明らかに指定管理になってから悪くなったと思っている方がほとんどだと思います。大雪云々の影響というものはもちろんあるというふうに思うのですけれども、それにしても恒常的に3分の1が駐車場として使えない、利用者の方に聞いてみればすぐわかると思うのです。これが常態化してしまっているのです。冬になったら3分の1使えない。これ、以前にはなかったのです、直営のころにはそんなことは。一たん堆積されることはあっても、少したってから排雪されるとかとなったのですけれども、いつまでたっても排雪されないのです。本当の大雪で半分以上埋まったときありました。あのときにやっと排雪されたのかなというのが僕の実感であります。それも含めて、本当に実態としてどうなっているのかということも含めて検討していただきたいと思うのですけれども、その考えについてお伺いします。

それから、白線についてでありますけれども、これも実態見ながらということでは言っていましたけれども、これ言われたのは私が議員になって初めのころですから、8年前かそのぐらいからずっときている話だと思うのです。私の記憶ですからはっきりしませんけれども、それからずっと言われていることですので、これについても早急に検討していただきたいと思いますけれども、お考えをお伺いします。

以上です。

○議 長 教育部次長。

○教育部次長 今ご指摘あったことについて検討させていただきたいと思います。

○議 長 ほかがございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は可決されました。

◎日程第15 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議 長 日程第15、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由のご説明を申し上げます。

滝川市に置かれております人権擁護委員、塩尻文子氏及び長田武文氏が平成23年3月31日で

任期満了となりますために、後任の候補者として塩尻文子氏については引き続き、豊田収氏については新たに人権擁護委員法第6条第3項の規定により推薦をし、本議会の意見を求めるものでございます。

なお、両氏の略歴につきましては、印刷配付のとおりでございますので、お目通しをいただきたいというふうに思います。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより諮問第1号を採決いたします。

本件については可と答申することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は可と答申することに決しました。

◎休会の件について

○議 長 お諮りをいたします。

議事の都合により、12月8日から12月13日までの6日間休会いたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、12月8日から12月13日までの6日間休会することに決しました。

◎散会宣告

○議 長 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 0時24分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員

平成22年第4回滝川市議会定例会（第8日目）

平成22年12月14日（火）

午前10時03分 開議

午後4時51分 延会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 一般質問

○出席議員（17名）

1番	渡辺精郎君	2番	窪之内美知代君
3番	酒井隆裕君	4番	清水雅人君
5番	関藤龍也君	7番	山口清悦君
8番	中田翼君	9番	大谷久美子君
10番	荒木文一君	11番	堀重雄君
12番	三上裕久君	13番	堀田建司君
14番	田村勇君	15番	山腰修司君
16番	井上正雄君	17番	水口典一君
18番	山木昇君		

○欠席議員（0名）

○説明員

市長	田村弘君	副市長	末松静夫君
教育長	小田真人君	教育委員会委員長	若松重義君
会計管理者兼理事	飯沼清孝君	総括理事	高橋賢司君
総務部長	吉井裕視君	総務部次長	高橋一昭君
市民生活部長	西村孝君	市民生活部次長	伊藤克之君
保健福祉部長	橘弘恭君	保健福祉部次長	佐々木哲君
経済部長	若山重樹君	経済部参事	多田幸秀君
経済部参事	佐々木邦義君	建設部長	大平正一君
建設部技監	三谷文彰君	教育部長	舘敏弘君
教育部次長	河野敏昭君	教育部指導参事	春田淳一君
監査事務局長	堀下博正君	病院事務部長	東照明君
病院事務部次長	鈴木靖夫君	総務課長	田中嘉樹君

財 政 課 長 山 崎 猛 君

選挙管理委員会
事務局 長 松 本 真理子 君

○本会議事務従事者

事 務 局 長 中 嶋 康 雄 君

次 長 田 湯 宏 昌 君

書 記 寺 嶋 悟 君

書 記 村 井 理 君

◎開議宣告

- 議 長 ただいまの出席議員数は、17名であります。
これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

- 議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。
会議録署名議員は、窪之内議員、酒井議員を指名いたします。

◎発言の訂正について

- 議 長 ここで教育長から12月7日の本会議におきます議案第9号での清水議員の答弁につきまして訂正したいとの申し出がございましたので、発言を許します。教育長。
○教育長 議長のお許しを得ましたので、12月7日に行われました本会議中、議案第9号 公の施設の指定管理者の指定について（青年体育センター等）の関係でございますが、清水議員からの質問に対する答弁の中で財団法人滝川市体育協会における職員の処分時期につきまして3月というふうに申し上げましたが、正しくは6月16日の誤りでしたので、この場をおかりして訂正させていただきますとともにおわびを申し上げます。申しわけございませんでした。

◎日程第2 一般質問

- 議 長 日程第2、これより一般質問を行います。配付いたしておりますプリントの順に従って行っていただきます。

なお、質問は一問一答方式で、30分以内の持ち時間制により質問席において行っていただくことになっておりますので、質問、答弁とも要点を簡潔にするようお願いをいたします。また、質問は、通告の範囲を遵守し、議案審査で既に解明されました事項にわたらないようにご留意をお願いいたします。

では、関藤議員の発言を許します。関藤議員。

- 関藤議員 おはようございます。新政会の関藤です。非常に心和むコンサートの後で穏やかな質疑にしたいと思うのですが、ひょっとすると厳しい質問になるかもしれませんが、要点を簡潔にまとめて質問させていただきますので、ご答弁のほうもぜひ前向きに検討するというよりも、ぜひ実施の方向に向けて進めたいというご答弁を期待しておりますので、よろしく願いいたします。

◎1、滝川市活性化対策

- 1、横綱白鵬関の観光大使について
- 2、街づくりビジョンについて
- 3、情報収集プロジェクトチームの設立について

それでは、通告順に従いまして、まず1点目、滝川市活性化対策につきまして質問させていただきます。

きます。

1点目には、このたびの横綱白鵬関の観光大使についてでございます。ことしから3年間の観光大使に就任していただきました横綱白鵬関ですが、市民の間におきましては大きな期待する声とともに、その反面、その費用対効果に対する疑問視される市民も少なくございません。今後2年半、観光大使の任期が残されておりますが、市長はこの観光大使に今後何を期待され、また今後滝川のPR策としてどのようなことを考えられておられるのかお伺いいたします。

○議 長 関藤議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市 長 おはようございます。第69代横綱白鵬関が観光大使に就任していただいたのは、本当に運がいいし、ありがたいことだというふうに思いますのと同時に、議会においても補正予算対応等含めて迅速なご判断をいただいた結果でもあるというふうに思います。もし従来型でちゅうちょしていたら、相撲協会の混乱に巻き込まれて、恐らく実現していなかったと思います。そういう意味では、迅速に対応していただいた議会、応援をしていただいた市民の皆さん方にも本当に感謝を申し上げたいというふうに思います。

観光大使でございますから、滝川を市外の皆さん方にPRをしていただくというのが目的であります。と同時に、横綱が滝川市の観光大使というのは滝川歴史始まって以来でありますし、横綱自身も徳島県において県レベルの大使を引き受けているというふうにお伺いしておりますが、それ以外市町村の大使を引き受けているという話は聞いたことがありません。それで、何で滝川という驚きを持って皆さん見ていただいたのではないかと。いろいろなことがありましただけに、大きな話題として滝川市民の皆さん方もある意味では胸を張って、誇りを持って滝川をPRしていただく機会になったのではないかとこのように思います。これまでないほどに、よい面でのニュースがマスコミを賑わしてくれたということに感謝を申し上げたいというふうに思います。

しかし、滝川を売り込むために横綱は力をかしていただいているわけですし、名刺を持たない横綱が付き人の皆さんが横綱の名刺を持って場所ごとに滝川をPRしてくださっている。その名刺の裏には、滝川ってこんなところだということを書いてお配りをいただいている。この間も、市長、名刺なくなったからつくってくれという再度の要請があったりいたしました。やはり滝川市のいいところ、これをどんどん売り出していくと、そのお手伝いをいただくというのが横綱にお願いをしたことでございますし、同時に横綱は自分の持っている夢、寒いところでこれほどおいしい米がとれる。その米をモンゴルの子供たちに食べさせてやりたい。そしてまた、もしモンゴルで稲作ということができるようになれば、モンゴルの子供たちに夢を与えることができる。こういう大きな夢も同時にお持ちになり、そして野球の普及ということにも思いを持って、野球の用具をプレゼントをしたり子供たちの野球を普及しようという動きもまた出てきておりました、そういう意味では国際貢献を滝川市の背丈の中でやっていくと。そのことによって横綱の望みもかなえさせていく努力というものもお互いに進めていかなくてはいけないというふうに思います。いずれにいたしましても、横綱が動きますとマスコミも動きますし、マスコミを通じて滝川市を売り込んでいく、その特質を十分引き出して取り組んでまいりたいというふうに思います。

3年間というのは、別に契約書交わしたわけではありません。しかし、3年程度はご協力をいた

だけるといふことでありますから、私は横綱の抜群のネームバリュー、そしてまた一人横綱として頑張る姿、それを滝川市の都市像とあわせてPRしたいというふうに思っております。

○議長 関藤議員。

○関藤議員 ありがとうございます。今のご答弁から滝川のまちをPRしていくというような趣旨は十分理解いたしました。やはり滝川のまちでひとつ大きなこういったイベント事、またこういった催し事があると長続きがなかなかしないと。一過性のものに終わってしまうのではないかと。3年間終わってしまったら、それで終わりなのかと。相撲の歴史というのを見ていくと、市長の時代もそうだったように大鵬、柏戸などの横綱がいて、ずっとそれぞれの時代を担って、相撲というのが繁栄してきているわけなのです。ですから、私は観光大使に白鵬というものを滝川のまちにPRとして取り入れるのであれば、3年間ということではなく、この滝川のまちをもっと具体的に進めていくなれば相撲のまち滝川というものを今後つくり上げて、そのぐらいの意気込みがあってもいいのではないかと思うのですけれども、市長のお考えはどうでしょうか。

○議長 市長。

○市長 過日、日本政策投資銀行の今の新計画に対する課題と提案という中で報告があったのは、インターネットの検索結果、白鵬、滝川ということで104万件的ヒットがあったと。これは、滝川ということでインターネットで検索をされる、それはやっぱり一番多いです。200万件を超えるらしいのですが、白鵬と滝川という因果関係だけで104万件ヒットした。これ2番目だということです。そのほかの特産品とか滝川の観光地とか公共施設とか、そういうものと比較しても断トツです。ただ、これはご質問のありましたように、単なる一過性で終わらせてはいけないというふうに思っています。そういう意味では、横綱の力をかりながら、先ほどお話のあった、例えば相撲なんかも青年会議所さんが一生懸命取り組んでいただいて、相撲大会をイベント的にやっていただきました。こういう新たな胎動があるというのは本当にすばらしいことだというふうに思います。私は、今打ち合わせをさせていただいておりますけれども、子供たちの健全育成という意味で横綱の力をかりながら何かできないものだろうかという打ち合わせなんかをしておりますけれども、そういう面では単に観光大使という、ある意味では一過的な、そういうことではなしに永続的な取り組みが進んでいけばいいなというふうに思いながら議論しているところであります。

○議長 関藤議員。

○関藤議員 先般の新聞の中でも報道されておりましたけれども、費用対効果の問題ということについても若干触れられておりましたけれども、基本的にはこの事業自体は市民の声として考えるならば大きな期待を持っているという声が大いではないだろうかと思っております。今の市長のご答弁から判断、私なりにさせていただきますと、今後2年半という残された一応任期がございますが、その部分において市民に対して責任持ってこれを進めていかれるというように理解してもよろしいでしょうか。

○議長 市長。

○市長 やはり3年間の方針は初年度でありますことし、基本的な考え方というのをしっかりとまとめて、23年度の予算編成というものに反映させていきたいというふうに思っておりますし、

そういう意味では行政の継続性がしっかりと担保されるという取り組みを進めていきたいというふうに思っております。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 わかりました。ぜひ市民の期待もございまして、市長には引き続き頑張っていただきたいというぐあいに思っております。

続きまして、2つ目に街づくりビジョンについてお伺いいたします。全国的に地方都市の人口、経済は衰退の一途をたどり、各自治体の財政は悪化の一途をたどっております。また、旧産炭地の中には市税収入の10倍の交付税で財政を担っている自治体もございまして、交付税の動向次第では財政破綻に陥る可能性もございまして、借金に借金を重ね配分されているこの交付税は、実質破綻状態なのではないでしょうか。各自治体では、国に頼らない街づくりビジョンを策定し、活力を取り戻そうとしておりますが、滝川市として自主自立の施策があればお伺いいたします。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 おはようございます。関藤議員の質問、街づくりビジョンについてお答えをさせていただきますが、滝川市は昭和30年から8年間、赤字再建団体を経験していることから、二度と赤字再建団体にはならないというかたい決意のもとで先駆的に行財政改革に取り組んでまいりました。合併協議会から離脱した後、より厳しい行財政改革とまちの再生を目指しまして、平成17年から滝川市活力再生プラン、タッグ計画、これを作成いたしましたけれども、国の制度変更や社会経済情勢の変化に対応するために平成20年度から見直しを行いまして、新タッグ計画として市民の皆さんのご協力と議員の皆さんのご理解いただきまして、持続あるまちづくりを進めております。

これから地方分権が進みますと、各地方自治体は自己決定、それから自己責任が求められますけれども、地域のことは地域がみずから考えて、そしてみずから決定をして、そしてその責任を負っていくと、こういう真の市民自治の確立が必要になります。これまで市民参加、市民協働の充実、それから身の丈に合ったサービスの提供、広域連携の推進などを念頭に置きまして経済施策、子育ての施策、それから教育施策、病院、医療等の4つの施策を中心とした新タッグ計画に基づきましてまちづくりを進めてまいりましたけれども、その中でまちづくりセンターですとか未来へつなぐ市民税1パーセント事業、それから行政パートナー、市民力を生かした市民自治、こういったものが芽生えてまいりました。また、滝川市には菜の花ですとかグライダーですとか安心、安全なおいしい米、農産物、それからアイガモ、磨けば光ります多くの資源がたくさんございます。こうした市民力、そして資源をまちの財産ととらえまして、人、物、そしてさまざまなネットワークを使わせていただきまして、全国から、そしてまた世界各国から多くの人に滝川に来てもらえる仕組みづくりが必要と考えております。こうした滝川の魅力を生かしながら、市民の皆さんとともに個性あるまちづくりに取り組んでいくため、どの分野とどの分野に力を入れていくのか。そういった将来の指針となります新しい総合計画を来年度作成することで現在精力的に作業をしているところでございます。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 よくわかりました。

そこで、やはりこの街づくりビジョン、この大きなビジョンを進めていくに当たっては、やはりそこを支えていくための地域というものが、活力がなければこのビジョンというのを進めていってもなかなかうまくいかないのではないだろうか。そこで、まず地域に活力ということで、例えば滝川の農産物のブランド化、全国、世界に発信することということができないのではないだろうか。まず、1つご提案をさせていただきたいのですが、まず地域の住民がその商品、つまりブランド化というのを進めていくに当たって、商品のブランド化、例えば菜の花ドレッシングというのはいかがでしょうかということでも前回お伺いしましたが、もう菜の花ドレッシングというのはつくっていないのでしょうか。その点もちょっと、市民の方も知らない方がおられるのではないのでしょうか。また、そのブランド化というのを進めていくに当たって、無償でその商品を全滝川市民に配布をする。そのことによって、市民が広告塔の一つになっていただけるわけです。そこで成功している帯広の農産物、ブランド化になって進んでいっている商品がございます。これは、やはり帯広も新しくつくった商品を全市民に無償配布しているのです。そういったことによって、市民が広告塔の一つとなってお中元だとかお歳暮に発送していただければ、それを受け取った方、これはおいしいねということになるのです。ですから、まず市民がその商品、どんなものが滝川のまちでつくられているのだろうかということを知らないということが一つの大きな問題だと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

また、2点目に空き店舗活用についてちょっとお伺いいたします。現在多分1年間で上限につきましては5万円ほどの補助金という形になっているのではないかと思います。大きな策の一つとして1年間で商売を実施して、それでうまくいくのかいかないのかというのを判断するのは非常に商売をやる上では厳しい状況にあります。よって、例えば中心市街地の空き店舗、2年から3年家賃補助、5万円なら5万円でもいいでしょう。無償、補助、また個人事業税無償というような大胆な策を打って空き店舗対策をやるお考えはないかお伺いいたします。

また、今総務部長が言われましたように、3点目として滝川のまち、グライダーもあるというようなことなのです。私の知人も去年、ことしにかけて東京から2人ほど滝川のまちに視察に来ていただいた方がございます。なぜこの滝川のまちのグライダーとかジギスカンだとか、もっともっとPRしないのだという意見をいただきました。ぜひこの観光というところにも力を入れて、その策を練るべきだと思うのですが、観光に対してはどのようなお考えをお持ちかお伺いいたします。

以上、3点です。

○議長 通告の範囲を若干超えておりますので、答えられる範囲ということで。経済部長。

○経済部長 関藤議員さんから今3点についてご質問ございましたので、答えられる範囲で答えたいと思います。

無償配布ということも大事でございますけれども、まずその前に市民の方にどれだけ周知されているのかという形でございます。まだ足りない面はございますけれども、例えば昨年3月に滝川地産地消ふるさと協議会と、こういうものを設置いたしまして、地産地消というような形でネットワークづくりを進め、活性化を図っているところでございます。その中で昨年の7月には地産地消フォーラムという形で市内のホテルで、はるゆたかの加工商品なりななつぼし、あとSPF豚等、地

元産の試食会等も開いて大変なにぎわいとなったところでございます。また、ことしの4月には雪割り菜花の試食の際に菜の花のオニオンソースということの試食のPRを行っているという形で、徐々にではございますけれども、市民の方々にそこら辺のものをつくっているということを知っていただきたいという中身で進めております。それとまた、ドレッシング、なかなかこれは難しい問題ございまして、今はつくってございませぬ。菜の花のオニオンソースも時期的なものがございまして、近々またつくるという形で、もう間もなく、1,000個でございますけれども、商品化されるということで農協のほうから報告も受けているところでございます。また、地産地消という形で認定店、お店の制度をスタートさせてもらったところでございます。宿泊施設、地元食材を使った加工品の製造販売に取り組む食品加工業者、また飲食店等を含めて、この地産地消ふるさと協議会の中で認定いたしまして、ホームページでご案内ですとかパンフ、マップも今つくってPRするよという形でございますし、現在今15店が認定されております。その中で次に今現在2次募集をかけていきたいという形で、徐々にここら辺のところも広げていきたいという考えを持っているところでございます。

また、2点目の中心市街地でございますけれども、おっしゃるとおり上限5万円の12カ月60万円というのが空き店舗対策という形で、滝川市中心市街地活性化協議会という中身の実施団体で行っているところでございます。どの程度支援したらいいのかというような議論があるところでございますけれども、例えば1年間云々ということであれば、ふらっとというところで、まずは仮に店を開いていただいて、そここのところから空き店舗のところに進出しているというような企業もございまして、そこら辺も活用していただければと思いますし、また中心市街地の関係でございまして活性化、個人の出店という助成のほかには駅前再開発ですとかまちづくりセンター、いろいろなハードを含めた総合的な施策の中で中心市街地というものを活性化していきたいという考えを持っております。

あと個人事業税については、ちょっと都道府県税なものでございますので、お答えを差し控えさせていただきますと思います。

また、ライダーに関して、ジギスカンのPRということでございますけれども、それぞれPRはされているところなのですけれども、やはりまだまだなかなか浸透していないというところも現実あると思います。それで、ライダーにおきましては、今商工観光課の中で窓口という中身、担当という形でライダー協会ともいろいろ策を練っているところでございます。それで、来年におきましては、外国人旅行者も含めたPRができないのかという形で今現在もエージェントと話し合っているところでございます。実際来年雪解けてからの話でございますけれども、そういうエージェントを実際に滝川市に、以前もやっていたことはあるのですけれども、ちょっとここ数年やってございませぬので、滝川市の魅力を発信するという形でぜひ現地に来ていただいて、滝川のいいところ、また滝川に滞在して近隣のいいところ、こういう形でツアー的なものが組めないかという形で、ライダーを含めてでございますけれども、広域観光ルートという形も考えの視野に入れて今実現をしていこうという考えを持っているところでございます。

○議長 関藤議員。

○関藤議員 わかりました。地方分権が今後進んでいくであろう中において、この交付税というの
もなかなか不透明でございますので、ぜひ滝川市としてもいろいろな施策を考えていただきたいと
思います。

2点目につきましては、畜産試験場跡地の利用について、その進捗状況についてはどうなってい
るのかお伺いいたします。

○議 長 経済部長。

○経済部長 畜産試験場跡地利用についての進捗状況でございますけれども、昨年度滝川畜産試験
場の跡地利用計画というものができました。その後、具現化に向けた活動を現在しております。4
月には、事業化に向けました滝川畜産試験場跡地利用協議会という中身で滝川市、赤平市、両市の
商工団体等を含めて協議会を設置いたしまして、今その協議会の中の活動といたしまして、9月
には本計画、これに対する参加意向を把握したいという形で全国2,400社に対してアンケート
調査を実施いたしました。回収数としては109社という形でちょっと低かったのですが、
そのうち関心をいただいた企業30社に対して説明会の開催の案内をいたしまして、10月22日、
東京都内でこの利用計画説明会を実施いたしました。その中で13社、16名が参加していただ
いたところでございます。また、この参加13社のうち4社が11月になりまして現地視察もされて
いるところでございます。そのほかに道内企業1社も現地視察、またこれまでも数社現地視察を
行っておりますし、また問い合わせも数件来ているというような中身でやっております。また、あ
そこの畜産試験場跡地の土地の関係でございますけれども、どのような土壌なのかということの土
壌診断も行っております。それに続きまして、あそこのところで1次、2次、3次産業の複合化を
目指すという中身で現在地下水の水質検査、これも実施しているところでございます。まだ結果は
出ていませんけれども、このような形で早くに畜産試験場の跡地、これを具現化していきたいとい
う形で現実動いているところでございます。

以上です。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 よくわかりました。ぜひ滝川市にとっても大きな夢のある構想でございますので、実
現に向けてぜひ努力をしていただきたいと思います。

続きまして、3点目に情報収集のプロジェクトチームの設立についてお伺いいたします。滝川市
の活力再生に向けて、他自治体の情報や企業誘致に向けた情報収集を進めるためには専門プロジェ
クトチームが必要でないかと考えますが、市役所内にそれを設置するお考えはございませんかお伺
いいたします。また、このプロジェクトチームの職員、さらに議員が活動するためには、やはりそ
の情報収集にかかわる経費というのが必要になってまいります、そういった予算を計上するお考
えはないかお伺いいたします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 関藤議員の情報収集のプロジェクトチームの関係、ご答弁させていただきますが、こ
れまでもこの事業の推進に当たりましては、日ごろから各セクションでインターネットですとか人
的なネットワークを活用いたしまして、国や道、それからほかの自治体の事例など、情報収集に努

めているところでございます。政治経済の大きな転換期に当たりまして、情報をいち早くキャッチするということは、議員のおっしゃられるとおり本当に必要不可欠なことだというように認識しております。待っているだけでは乗りおくれれてしまいますし、全職員が日ごろからアンテナを高く張りまして情報の収集に努めなければいけないと考えております。現段階で情報収集に特化したセクション、またプロジェクトチームを設置する考えはございませんけれども、これまで同様に各所管においてあらゆるツールを活用しまして情報収集に努めてまいりたいと思っております。また、日ごろから部横断的に情報交換を行いまして、政策調整会議ですとか庁議ですとか、そういった場を通しまして国政の動き等、全庁的に情報の共有化を図りながら政策形成に生かしていきたいと考えております。関藤議員初め議員の皆様に日ごろから貴重な情報を提供いただくなどご協力をいただいていることにお礼申し上げますが、なかなかその予算措置については難しい面がございますけれども、今後とも情報提供など、またご協力をお願いしたいなというように思っております。よろしく申し上げます。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 やはり情報というのはビジネス、企業を成功させるためには必要不可欠なものでございます。これは、私も20年ほど前には東京で会社経営をしておりましたので、情報がいかに必要なものなのか、情報を入手するためにはその経費、必ずかかってまいります。そういった私も経験を踏まえた上で、当時北海道では20年ほど前であれば、まだ情報というのは無償で手に入るのでないかというような感覚もあったような気がします。私もこの4年間、いろいろな情報を収集してまいりましたが、特に議員の中にもでも荒木議員のように私費を投じて情報収集をして、さらにそれを市職員に還元されて、市職員も最近ではみずからの私費を投じて東京まで出向き、また自分たちで勉強会というのを開いているというようなことも聞いております。そういったことから考えると、やはりこういった活動をされる、積極的に進んでやっていこうとする若い職員がおられるわけですから、ぜひそういったところにも目配り、気配りをしていただきたいなと思うのですが、もう一度ご答弁をお願いいたします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 関藤議員の再質問の関係でございますけれども、おっしゃられることはよくわかります。予算等につきましては、先ほど難しい面があるというふうに答弁させていただきましたが、市役所の中でちょっと一例ご紹介させていただきたいと思っておりますけれども、情報収集、市職員が一生懸命ネットワークをつくって、今現状こうだということの一例ですけれども、関西学院大学に小西砂千夫先生という先生がいらっしゃいます。この先生は、地方財政、地方自治に関しましては本当に日本で一番と言っていいぐらいの著明な先生でございまして、政府の各種いろんな委員も務められている先生でございます。この先生が年2回、手弁当で滝川に来ていただいています。そこに滝川市の職員はもとより、この周辺の職員集まりまして、多くの勉強をさせていただいている。そして、リアルな情報を直接その先生から聞いております。このネットワークというのは、積極的な職員がおりまして、ネットワークをつくって、そして先生と接触して、そのやる気を買っていただいて滝川に来ていただいているという、こういう事例もございます。こういった職員の努力、工夫等

も含めまして、今全庁的にいろんな形の中で情報収集作業を進めていきたいと思っておりますし、また関藤議員の幅広いネットワーク等も存じております。勉強されていることも存じておりますので、そんなネットワーク、そういった情報も活用させていただきまして、これからさらに市の行政に参考にさせていただきたい、取り入れさせていただきたいなというふうに思っておりますので、その辺をご理解を賜りたいなと思っております。

○議長 関藤議員。

○関藤議員 ぜひよろしく願いいたします。

◎2、情報化行政

1、公共施設間のIP化について

続きまして、大きな2点目、情報化行政についてお伺いいたします。公共施設間のIP化についてでございます。全国的に各自治体では、財政難の問題を抱え諸経費等の削減に取り組んでおります。その一環の一つとして、このIPの通信網の構築、これを進めIP化に取り組み始めている自治体がふえております。滝川市としてはまだ実現されていないわけですが、この公共施設間の通信網にIP化を進めていくというようなお考えについてお伺いいたします。

○議長 総務部長。

○総務部長 公共施設間のIP化の関係でございますが、現在庁舎を含めまして市が電話料金を負担している回線は約150回線となっております。それで、電話の台数の関係につきましては、市役所の中だけで386台電話がございます。ほかに市役所以外の公共施設が130ぐらいありますので、電話の台数にいたしますと相当数の台数になるというふうに考えております。その中で最も大きな通信コストがかかっておりました市役所の庁舎におきましては、電話料金削減のためにおとしの5月に庁舎内の電話の光電話回線、Bフレッツ回線、これに移行いたしまして、電話料金を約200万円削減をするとともに、ことしの3月には地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用しまして庁舎外施設との拠点間の内線化のための基盤となり得ます電話交換機を導入したところでございますけれども、公共施設間の通信のIP化につきましては、初期投資に多額の費用が必要となるということもございまして、すべての施設をIP化できないと、これが理由の一つとなっております。

また、もう一点といたしましては、公共施設間通信のIP化を進めるに当たりまして、災害時におきましては公共施設のアナログ回線というものが優先接続されまして、断線時のときでも、このアナログ回線のほうが優先復旧されるということから、災害時の避難場所としての位置づけも持ちます公共施設の全回線のデジタル化につきましては難しいという面がございます。実際IP化を行った庁舎内にもアナログ回線5回線を災害時の対応として必要最低限数を確保している状況でございます。

このようにIP電話化につきましては、各施設におきます経費削減の観点、それ以外のメリット、デメリットなども勘案しながら個別に検証していくこととしまして、今後もIP電話に限らず、先進事例の情報収集も行ってまいりたいと思っておりますし、もし関藤議員にそういった情報等もご

ございましたら、またお伺いもしながら活用できるもの、こういった事例も活用できるものは活用して、さらなる経費削減に努めてまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長 関藤議員。

○関藤議員 今のご答弁から、このIP化の通信について余り詳しい専門的なお話をしても多分わからないのでないかなと思いますので、大きくこのIP化ということについては、他の自治体も率先して進めているという事例がどんどん出てきているということは、やはりそれは何らかの形でプラスになる、経費削減になるということで進んでいっていると思うのです。多分調べておられるかとは思いますが、秋田県の大館市、ここは約2億円の見積もりに対して1,000万円でやったというのはもう有名な話です。また、山梨県の甲斐市などもそうです。多くのお金が3,000万円ほどの経費で済んでいる。いろんな事例がございます。これは、ぜひ調べていただいて、目先だけではなくて、今後の先を見通した中で進めていただきたい一つの経費削減になる施策ではないかと思えます。ましてこの空知の滝川は周りの市町村、今後合併問題がどう進んでいくのか私にはわかりませんが、0125という同じ局番を持ったこれだけのエリアです。もしこれが実現していくと、ほかの自治体との兼ね合いも出てきて、経費の折半ということも考えられるでしょうし、ぜひこのIP化については考えていただきたいなと思えます。

◎3、教育行政

- 1、教員免許更新制度について
- 2、いじめに関する実態調査について
- 3、東栄小学校の統廃合について

それでは、続きまして3点目に移ります。教育行政についてです。まず1つ目、教員免許の更新制についてお伺いいたします。1つ目として、教員免許更新制が具体化し始めたのは、2000年ごろから学力低下論争や教員の資質問題が報道で活発化し始めたのを受けまして、安倍晋三が政権についた後、教育再生会議が教員免許更新制を提言し、2007年6月の教育職員免許法の改正により2009年4月から導入されたものですが、昨年の政権交代で民主党はこの制度を抜本的に見直すとしていましたが、その後の政策としては進展しておらず、現場では混乱や困惑が全国的に起きていると聞いております。教育長として、この制度の有無についてはどのようなお考えをお持ちなのかお伺いいたします。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 今ご質問をいただきましたとおり、本教員免許更新制度につきましては、教員としての必要な資質能力を保つことができるように定期的に教育における最新の知識技能を身につけることを目的としている制度であります。具体的には、教員免許に10年間の有効期限を定めまして、その期限終了前に免許状更新講習の受講、そして更新申請の手続を義務づけたものであります。現在文部科学省では、教員免許更新制度のあり方も含めまして中央教育審議会などにおいて教員の支出能力の向上方策を抜本的に見直しを行い、総合的に検討しているところであります。今後一定の結論が得られ、それらに基づく法律改正が行われるまでの間は現行の制度が有効であり、更

新講習の受講、更新の申請が必要だということにつきましては、各学校を通じまして教員に周知しているところです。今後も更新対象者の受講、申請状況の確認を行いながら教員免許が失効することのないように各学校に周知徹底してまいります。教育委員会といたしましては、教員としての資質能力が保持されるために定期的な講習は必要であるとの見解を持っております。この見解に立ちまして、今後の免許更新制度の見直し内容についても注視してまいりたいと考えております。

○議長 関藤議員。

○関藤議員 今のご答弁は、教員免許制度の更新がどのように進んでいくのかというようなご答弁なのでございますけれども、結局今言われましたように、この教員免許更新制度というのは不適教員を排除しようとするのが目的ではなくて、資質向上、その他いろいろな角度からこの制度というのが設けられたわけですが、ことしの11月に文部科学省でも20府県の自治体でこの講習がどのような実施状況にあるのかというのが調べられて、6パーセントが受講していない、約5,100名が受講されていないという結果が出ております。滝川市においても、委員会で聞きましたとおり、未受講者が3名おられると。受験対象者の数は調べておくといい答弁いただいたと思うのですが、今滝川でどのぐらいの未受講者がおられるのか。それで、ご提案として1つ目に、この免許更新に係る講習時間というのは約30時間、費用として約3万円程度が個人負担というぐあいに聞いておりますが、これを滝川市教育委員会が滝川市の教員のために負担するというお考えはないのかお伺いいたします。

また、この制度、実は大きな抜け道がございまして、免許更新の講習を受講しなくても、新任教員になってから定年まで講習なしで、免許を更新しなくても教員が続けられる、そういう抜け道がございまして。これは何かというと、免許を上級免許、または他教科免許を取り続けていけば定年まで迎えられるのです、実は。そういった抜け道もあるのですが、この更新につきましては大学等で実施されているわけですが、教育委員会独自で実施されているところもございまして。滝川市として、滝川市でこの講習を実施するお考えはございませんか。

○議長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 今ご質問、何点かいただきましたので、順次お答えさせていただきます。

まず、1点目の滝川市内におきます受講者の状況ですけれども、市内小学校、中学校では20名の対象者がおりまして、現在未修了者2名となっておりますけれども、この2名につきましては期限内に修了ということで学校のほうから報告を受けております。

それから、2点目の費用負担の問題ですけれども、全国で平均いたしますと3万円という金額が出てくると思うのですが、滝川の場合、岩見沢、札幌、旭川でそれぞれ各大学が免許更新講習の講座を開講しておりますので、それらに参加することでそれほど多くの費用の負担を伴わないというふうに考えております。

また、最後にありました滝川市教育委員会独自の講習の開設につきましては、あくまでも免許更新時講習につきましては個人のそれぞれの資質の、免許の更新の手続きということになりますので、教育委員会といたしましては現職教員の研修を優先して考えておりますので、現在その更新時講習に限定した講座の開設等については考えておりません。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 わかりました。

それでは、続きまして2点目のいじめに関する実態調査についてお伺いいたします。1点目として、いじめ、嫌がらせ、けんかというのは、これはいつの時代にあっても起こるものですが、現代社会においてはその結果というのが悲惨な事態を招いていく、これが大きな社会問題になっているわけです。9月に実施された調査結果から、データとしての数値は滝川市の数値として示されましたが、教育委員会として具体的なその対応策、どのようにお考えなのかお伺いいたします。

○議 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 滝川市におきましては、いじめの実態、児童生徒のいじめに対する考え方の把握、そしていじめの未然防止、早期発見、早期対応の指導に役立てることを目的といたしまして、平成18年より全市一斉のいじめに関する実態調査を実施してまいりました。過去5年間継続する中で、その年度、年度で若干の修正等もございましたけれども、5年間継続してやってくることができました。今年度につきましては、9月中に各学校それぞれアンケート調査を実施して、各学校での集計、分析、そして教育委員会の報告をいただいたところです。教育委員会では、10月28日に教育委員会議に報告をして、その後11月18日に総務文教常任委員会についてもその結果を公表、報告したところであります。本年度の結果の概要につきましては、いじめられていると回答した児童生徒数が昨年に比べ減少していること。それに伴い、いじめを見たり聞いたりしたことがあると回答した児童生徒も減少傾向にあるということが調査の中からわかりました。しかし、依然としていじめられていると回答している児童生徒が存在していることから、今後も各学校におきましていじめの未然防止、早期発見、早期対応の取り組みが必要であるというふうに考えております。

教育委員会といたしましては、いじめの早期発見、未然防止、早期対応の具体的な方策といたしまして、次の7点を中心に取り組んでおります。1点目は、生徒指導担当者会議において個々のケース検討を実施するなどして生徒指導担当者の指導力を高める実践的な研修会を実施しております。2点目といたしまして、各学校から毎月月例報告という形で報告を求めまして、きめ細かな実態把握に努めております。3点目といたしまして、24時間いじめ相談電話、メールの開設を行い、また啓発カード、モーちゃんカードと呼んでおりますけれども、これらを児童生徒に配付して相談窓口の普及啓発に努めております。4点目といたしましては、教育委員会が作成したいじめ問題指導マニュアルの活用による学校における組織的な生徒指導体制の確立に努めております。5点目といたしましては、スクールカウンセラー、学びサポーターの全校配置による各学校における教育相談体制の充実にも努めております。6点目といたしましては、各学校における児童会、生徒会が主体となったいじめ根絶に向けた取り組みを計画し、実施することを行っております。最後になりますけれども、7点目として、各学校ではこれらの取り組みを交流し、いじめ根絶に向けた意識の全市的な交流を図るためにたきかわ子ども会議を昨年から開催し、この中で採択されたアピールをポスターという形で全学校、全教室に配付をして各学校で掲示をしているところです。これらの取り組みを通しまして、いじめの早期発見、未然防止、そしていじめは絶対よくない、許さないという子供たちの確かな意識を確立しているところであります。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 今のご答弁でいろいろないじめに対する対策、取り組みということについては理解いたしました。前回のこの報告から見てわかるように、その取り組みの結果として確かに減少傾向にはあるのかもしれませんが、実態としてはやはりかなり相当数な数ではないかと思えます。

そこで、2点ほどお伺いいたします。このアンケートの回収率が約83パーセント、うち78パーセントが記名であることは報告されたとおりでございまして、この中からその回答した児童数134名中127名は特定されているという報告を受けておりますが、この特定された生徒に対する指導なり対策なりというのは各学校でされたと思うのですが、そのされた内容は教育委員会に報告、先ほど月例報告というのがあるということだったのですが、その報告。特別この127名についての報告は教育委員会に上がってきているのかお伺いいたします。まず、その1点お伺いいたします。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 今ご質問いただきました、いじめられていると回答した児童生徒134人のうち氏名が特定できた127名につきまして、各学校では速やかに教育相談等を行います。そして、その中でいじめと認知した場合には、解決に向けた取り組み、指導を取り組んでいるところです。また、この取り組み状況については、この後教育委員さんの学校訪問という形でいじめを中心とした生徒指導の取り組みについて各学校の状況を説明を受け把握することにしておりますので、その中で結果報告を求めることとしております。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 この結果報告というのは、そのとき受けるということで理解いたしました。やはりこれが9月に実施されていると。そういった中で、教育委員会としてはいじめが原因で、ある学校を転校せざるを得ないということで転校されていった生徒がおられるということは承知しているでしょうか。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 いじめが原因での転校ということにつきましては、今年度についてはその理由での転校については一件もございません。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 一件も報告を受けていないということではなくて、承知していますか。転校された生徒は、いじめが原因で転校しますと言って転校されているわけですから、その報告は受けているのかということです。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 転校にはいろいろなケースがございますけれども、いじめだけが原因で転校したというケースについては承知しておりません。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 それでは、ぜひいろいろな学校の調査をもう一度させていただきたいなと思えます。

それでは、2点目にこのたび文部科学省、先般の新聞でも報道されておりましたが、この児童生徒の問題行動調査について、いじめの解決率を都道府県別に公表し、地域でその数値を競い合わせ

ようとしております。児童とはいえ、この人間関係から生じる問題、いじめ問題ですね、何をもって解決したのか、判断することは大変難しいことだと思うのですが、教育委員会の見解をお伺いいたします。

○議 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 いじめの問題の解決に当たっては、各学校がそれぞれ先ほどもお話ししましたいろいろな取り組みの中で加害、被害、それぞれ児童生徒、あるいはその関係者の聞き取りですとか事実関係の確認、あるいは保護者への対応等も通しながら早期発見、解決ということで取り組んでおります。今回、今ご質問にもございました文部科学省がいじめの解決率という言葉で新聞等で報道されましたけれども、毎年年度末に行っております文部科学省の児童生徒の問題行動調査の中でこのような調査を行っていることは承知しておりますけれども、新聞等で報道されたいじめ解決率について競い合わせる云々ということにつきましては、具体的にどのような形で出てくるか、まだ通知等来ておりませんので、現在詳細には把握しておりません。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 わかりました。それでは、ぜひこの件につきましては文部科学省のほうから出てきた資料等がございましたら、速やかに総務文教でご説明いただきたいと思います。

それでは、続きまして大きな3点目の3つ目、東栄小学校の統廃合についてお伺いいたします。この統廃合につきましては、すべて関連事項となりますので、4つまとめて質疑してもよろしいでしょうか。

それでは、1点目、東小に統合されることによる両校のメリット、またデメリットについて、具体的に教育委員会のお考えをお伺いいたします。

2つ目に、統合に向け統合準備委員会が設立されるようですが、そのメンバー、どのような方々が選任され、その決定はだれがされているのかお伺いいたします。また、両校においては学校行事等の調整が必要になってくると思われませんが、準備委員会は年内に開催すべきであると考えますが、教育長のお考えをお伺いいたします。

3つ目に、24年に閉校となるに当たり、閉校式典等にかかわる業務が発生してまいります。この場合、これらに係る諸経費は教育委員会として計上すべきだと思いますが、お考えをお伺いいたします。

4つ目に、統合により東栄小学校自体は廃校となりますが、東栄小学校が築き上げてきた教育理念、教育活動というものがございます。統合された後の東小学校との融合性についてどのように進められようとしているのかお考えをお伺いいたします。

○議 長 教育長。

○教育長 東栄小学校の統廃合に係るご質問でございます。4点目まで、それでは一括してお答えをさせていただきたいというふうに思います。

初めに、1点目の両校のメリット、デメリットということでございます。まず、東栄小学校に関して申し上げますと、大きく4点ほど考えられます。1つ目としては、今までは少人数でございましたけれども、東小学校に通学をすることによって多くの友達と出会うことができ、協調性あるい

は社会性が大きく広がって、幅広い人間関係を築いていくことができるのではないかというふうに思っております。2点目は、クラスがえをすることができるということになりますので、さらに新しい人間関係を生み出して成長の機会を得ることができるというように思っております。3点目としましては、現在東小学校では1クラスに複数の教員が入りますチームティーチングという制度を行っておりますし、そのほかに音楽と理科におきまして専科の教員が配置をされております。小学校ですから学級担任制ではございますけれども、さまざまな視点からその児童が持つ潜在的な能力を引き出す機会が今まで以上に広がるのではないかというふうに思っております。4点目としましては、少人数であったがゆえに今までできなかった、東小学校にあります野球、ミニバスケットあるいは合唱というようなさまざまなクラブや部活動ができるようになるというふうに思っております。また、東小学校の児童にとっても新たな交友関係の範囲が広がるということで、社会性、協調性がさらに磨かれるというふうになるのではないかというふうに思っております。東栄小学校から東小学校に移るということで、人数が多いクラスに入るということによって、効果の部分もありますが、やはり不安を持つ児童も多くいられるということだというふうに思います。スクールバス等の通学への不安もまたあろうかというふうに思っておりますし、学習面では合同学習あるいは合同遠足等の交友事業等を行うことで子供たちが新しい環境で仲よく机を並べて勉強できるような環境づくりを進めていきたいというふうに思っております。

また、2つ目にあります統合準備会の関係ですが、現在統合準備会の人選等につきまして関係団体等にもご協議をさせていただいております。12月21日の日に第1回目の統合準備会を開催をすることとしております。委員としては、両校の校長、教頭先生、担当の教職員、これは教科担当ですとか、あるいはPTA担当等を考えております。また、PTAの役員、同窓会の役員、また地域の意見をいただくために町内会の代表の方を加えまして20名以内で構成をしたいというふうに考えております。この統合準備会につきましては、教育委員会で設置要綱を定めまして、私が委嘱をするという形で考えております。この委員会で議論していく中身でございますけれども、特色ある教育活動あるいは教育課程、先ほど申し上げました児童の交流事業等にかかわります学校運営全般に関する項目と両校のPTA活動あるいは東栄小学校の歴史と伝統の保存にかかわる項目に分けて、それぞれ2つの専門部会を設置して議論を進めていきたいというふうに考えております。事務局につきましては、適正配置計画を担当する新しい学校づくり推進室が担当する予定にしております。全体的なスケジュールとしましては、平成23年度末までにそれぞれ親会議を五、六回開催をして、その間専門部会も行いながら両校の子供たちが新しい学校生活にスムーズに移行できるよう万全を期したいというふうに思っております。

次に、3点目の閉校式典等にかかわる経費ということでございます。これは、市が実施をする閉校式ということでお答えをさせていただきますが、他市町の事例も参考にしながら実施時期あるいはどういう内容を行うかについて検討をしていきたいというふうに思っております。経費につきまして、閉校式そのものはそれほど多くの費用がかかることはないのではないかなというふうに思っておりますが、現在その内容について精査中ではございまして、しかるべき時期に予算計上したいというふうに思っております。

最後に、統合によりまず東栄小学校が築き上げてきました教育理念と東小学校の融合ということでございます。先ほど申し上げました統合に係ります統合準備会の中でその両校の関係者が集まって、先ほど申し上げた、仮称ですが今学校運営部会という部会を予定をしておりますが、その中で協議を行うということになっております。東栄小学校につきましては、明治36年、6戸25人の移住によって開かれました。また、学校は明治37年、12名の私設寺子屋から始まった100年以上の長い歴史を持ってきました。統合後も東栄小学校の歴史や伝統を後世に伝える必要はあるというふうに思っておりますし、東栄小学校独自の教育活動について保護者、教職員、地域の方が参加をしております東栄っ子夏祭り、あるいは児童がみんなで野菜やトウキビを育てる仲よし栽培活動、その他収穫された野菜をみんなで調理をして食べるとり入れ祭りなどの特色ある活動が行われております。これらの特色をどう東小学校でも取り入れていくことができるかということについて部会の中で検討していきたいというふうに思っておりますし、その東栄の教育活動あるいは行事を取り入れることによって東小学校も互いにより輝くものになる、特色ある教育活動がさらにできるというようなことを期待をしたいというふうに思っております。

以上です。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 多分今後は、この統合準備委員会というのが中心となって新しい学校づくりというものに対して取り組んでいかれるのではないかなと思います。

そこで、細かいことは抜きにしまして、1つだけ私が調べた統合された学校の取り組みで、幾つか調べたのですが、統合される場合に、基本的には少人数の学校が大きな学校のほうに移っていくのですが、このときにこの事前交流、子供たちの交流、保護者の交流、教員の交流、いろいろな交流を進めているのはどこの統合を進めたところも一緒でございました。ところが、教育委員会が取り組んでいるその傍ら、教育委員会のある職員が……滝川ではございません。自治体の統合を進めたところですが、受け入れる側の校長先生が1年間かけて、受け入れる子供たちにこれから新しい生徒が来るのだよということを1年間かけて集会、ホームルームで担任の先生が自分たちの生徒にこういう気持ちで受け入れましょうという指導を徹底されたのですというお話を聞きました。滝川もぜひ、やはり統合される場合、これは人間です、子供であっても。やはり小さな学校から行ったら引け目を少しでも感じて入るのです。大きな学校に入っていく、わあ、たくさんの子供がいるとなって必ず不安に思います。そのときに受け入れる側が、それこそ何の教育も指導もされていないで、どこから来たのだみたいな目つきで見られたら、これはたまったものではないのです。ですから、やはりそこで受け入れる側の学校として児童指導を来年1年間かけて徹底してやっていただきたいと思うのですが、そういったお考えはございますでしょうか。

○議 長 教育長。

○教育長 議員さんがおっしゃるとおり、これは子供ばかりではなくて保護者の方もやっぱり不安があるというふうに思っておりますし、そういう声も何度も私どももお聞きをしております。今議員さんのご質問ありました、きっちり受け入れ先の学校で子供たちが本当にスムーズに移行できるように、引け目なく移行できるような形で、きっちり統合準備委員会の中でも話し合ってい

たいというふうに思っておりますし、人事の部分も含めて委員会としてできるだけ最大限のことはしたいというふうに思っております。

○議長 関藤議員。

○関藤議員 それでは、ぜひスムーズな統合となりますようお願いしまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 長 以上をもちまして関藤議員の質問を終了いたします。

堀議員の発言を許します。堀議員。

○堀議員 公明党の堀重雄でございます。通告に従いまして、質問をさせていただきます。きょうは、市民の皆様が大変傍聴されておりますので、わかりやすい答弁をお願いいたします。

◎1、行政改革

1、市民の皆様信頼される市役所づくり推進プランについて

最初に、行政改革です。市民の皆様信頼される市役所づくり推進プランについてですが、私はこのプランが作成されて今日まで必ず最初に質問させていただいております。それはなぜかといいますと、このプランニングがされた経緯もありましたけれども、市長が本当にこの市役所を変えていくのだという強い意思のもとに高橋本部長が皆さんと一緒につくられたプランニングなのですが、これは市職員の心の分野の問題と、また制度なりそういうものの見直しという非常にすばらしいプランニングであるということももう間違いないのです。ぜひこのプランニングどおり、滝川市役所が日本一の市役所になるのだというふうには私は期待をしています。そういう意味で毎度必ず質問をさせていただいておるわけでございます。

そこで、お伺いをいたします。現在までの進捗状況と2番目のこのプラン、ある程度作成されて推移しているわけですが、その推移している状況の中での以前との違いを、成果をお尋ねをいたします。

○議長 長 堀議員の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 堀議員の質問に答弁させていただきます。毎回この関連につきましてはご質問いただきまして、いつもどのように答弁をするか悩んでいるところでもございます。本日も答弁をさせていただきます。

まず、プランの進捗状況についてでございますけれども、推進プランにあらわしました市民ニーズの把握といった意識行動改革、それから組織機構改革といった組織改革のうち7項目を重点事業としまして、信頼される市役所づくりを目指してプランを実行してまいりました。具体的には職場内ミーティングの実施、それから人材育成基本方針の策定、ことしの3月でございます。それから、事務引継規程の策定、これもことしの3月でございます。また、予算執行時のチェック体制の強化、コンプライアンス意識の徹底、それから職員行動指針の策定、これは昨年5月でございます。こういったような行動、施策といいますか、行ってきたところでございます。

次に、こういった行動、こういったプランを実践してきた今までの成果というご質問でございますけれども、この成果というのは信頼される市役所づくりが一体どれだけ進んだのかというご質問

だというふうに理解をしております。そういった堀議員の問いかけだというふうに思っております。どれだけ市役所の中で信頼回復が進んだのかということをおもひがこれだけ進みましたという自己評価をするということ、これは少し場がはばかれるかなというふうにも思いますし、この件につきましては市民の皆様が感じる市役所に対する思い、こういったものによって評価していただくことも適切でないかなというふうにも思っております。ただ、職員の今までのいろいろな取り組みの中で意識の変化としましては、職員研修の際などに職員アンケートを実施をいたしまして、そのアンケートの結果からいいますと、職員の意識としては正しい事務、きちっとした正確な事務を徹底するという意識は高まっているというふうに感じております。いろいろ述べましたけれども、私たち市の職員は採用された初日、4月1日、新入職員として採用された初日に服務の宣誓というものを行います。そこにはこういうふうに書いてあります。地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することをかたく誓います。これは、私たちが採用された初日に市長の前で宣誓をする文言でございます。このことを原点に常日ごろ私たち職員は常に胸に刻んで行動していくと。信頼回復といった意味では、このことが最も根本にあるのではないかと考えております。この信頼回復プランにつきましては、平成23年度までのプランでございますけれども、その内容につきましては今後も継続をして、さらに信頼される市役所づくりのために職員一同努力していきたい、努力してまいるというふうに宣言をさせていただきたいと思っております。

○議長 堀議員。

○堀議員 よろしく申し上げます。

では、3番目の人事考課の以前との違い、これは人事考課は段階を追って年度ごとにされていると思いますが、どこら辺に重点を置いているのかという点を含めまして尋ねたいわけですが、特にやはり人事の考課というのは実に客観的に見て皆が納得するというのが一番大事だと思います。上司の個人的な主観によって偉くなったり左遷されたりとかするような企業は民間でも余り成長はしておりません。やはり客観性がある、だれもがあの人だったらそうだねという、そういうような評価でなければならないというふうには私は考えています。そういう意味で、今進まれている人事考課についてお尋ねをいたします。

○議長 総務部長。

○総務部長 人事考課の関係の答弁をさせていただきますが、現在の滝川市の勤務評定制度でございますけれども、職員が発揮した能力について職務上の行動を数値化して評価する能力評価を今実施をしております。この能力評価といいますのは、職員をランクづけするのではなくて、職員個々の適性や能力を適正に把握するために相対評価ではなくて絶対評価としております。その中で自己評定制度、自分で点数をつける、それを上司が評定者との面談の中でやりとりをしながら評定者の数値もこうだよということで、そういうやりとりをしていくという、そういうような評価制度をしております。そういうやりとりの中で職員の仕事への意識の高まりですとか業務遂行上の改善点などの自己意識、自己啓発というものをこのやりとりの中で促しております。これが今現在行っております滝川市の勤務評定制度。それから、今試行でございますけれども、人事評価制度というもの

でございますが、これはまずそれぞれの職員に仕事の目標を設定させていただきます。それに付随しまして、その目的を達成するための職員みずからの役割というものを明確にすると。その上で、その達成度という観点から評価を行うと。それを業績評価と申しておりますけれども、これにつきましては堀議員のほうの方が十分詳しいことだと思いますけれども、この手法を今試行しております。昨年度は管理職の一部を対象に試行を行ったところでございます。今年度は試行範囲を拡大しまして実施する予定でございますが、この人事評価制度の最大の目的は職員の能力開発、それから人材育成であるというふうに考えておりますし、このことに寄与するということと、やはり今後の方向性としましては頑張った職員が報われるという、そういう制度となるように試行をし、そして制度の検討を進めたいなというように現在のところ考えております。

○議長 長 堀議員。

○堀議員 よくわかりました。すばらしいと思います。

続きまして、4番目ですが、民間はほぼ能力主義を採用しています。民間の能力主義というのはどういうことかといいますと、民間はやっぱり営利企業ですから、企業に多大な利益をもたらした人が人材なわけでありまして、極端に言う。今は、なかなか売り上げ至上意識から内部のコストダウンを非常に民間は意識をしております。そういう面では、今まで10やる仕事が例えば100時間かかったというものが10やる仕事を80時間に改善できたと、こういうような人たちが非常に管理社会の中で評価を受けているわけでございます。私、市の職員の能力主義といたらどういふふうになるのかなというふうに都度考えておりましたが、本当に今部長が言われていましたようにやる気のある人がちゃんと報われるというような市の制度にならなければならないと思うわけです。そのやる気をどういふふうに評価してあげるのかということが、その内容が非常に問題だというふうに考えています。そこで、民間で使っている能力主義みたいのをこの公務員の皆様方に制度として使えるところもあるのではないかなというふうに私は考えているわけですが、今現在考えられている市の職員の能力とはどういうものを求められているのか、まずこれを伺います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 能力主義の必要性につきましては、先ほど答弁いたしましたけれども、今行っております人事評価制度の試行に当たりまして頑張った人が報われる制度となるような形で今制度の検討を進めているところでございます。また、職員の求められる能力につきましては、滝川市人材育成基本方針というものをつくりまして、その中で接遇の能力ですとかコミュニケーションの能力ですとか、市民と一緒に仕事を進められる能力ですとか、法律を理解する、法律を活用する能力ですとか、それから行動力、それから分析力、リーダーシップ、こういった能力がこの基本方針の中で挙げられております。これらの能力開発に当たりましては、OJT、職場内研修とか職場外研修、また自己研修の応援も現在進めておりますし、民間の経営者の方を講師に招いているような民間としての物の見方の職員研修ですとか、こういったものにも取り組んでいるところでございます。先ほど堀議員が民間における業績評価の手法ということもおっしゃられまして、先ほど言いました人事評価制度は試行の段階で、例えば業績評価を数値化するとか、そういった具体的ところまでまだいっていないのが現状でございますが、それらも含めまして今少し試行させていただいて、そ

の制度を練っていききたいなというように考えているのが現状でございます。

○議長 堀議員。

○堀議員 市の体質というのは営利でございませんで、なかなかコストという意味を理解、職員の方がするというのは難しいかなと思っっているのですが、私は実は滝の川の団地が、今はもうちゃんと整地されていますけれども、当初あそこの住民から非常に草刈りが遅くて虫が発生するとか、団地が建っているけれども、子供たちがいたずらして危ないとか、そういう苦情を聞きました。その草刈りは、市の職員がやっていました。本当偉いなというふうに思いました。しかし、市の職員の1時間の時給を考えると、これが本当にいいのかなと。ひょっとしたら人が余っているのではないのか、こういうふうにもやっぱり考えるわけです。そういうのが民間でいうコスト意識ということになると思うのです。その辺をぜひ理解していただいて、限りなくコストが、市民からもらった税金で市の職員の給料が払われているわけですから、より改善された効率のいい運営をしていただくことをお願いを申し上げます。

◎2、福祉行政

1、身体障がい者施策について

続きまして、福祉行政であります。身体障がい者施策についてお伺いをいたします。本市におかれましては、この身体障がい者という方が何人いらっしゃるのか。また、その中で車いすを必要とするような障がい者の方は何人なのかをお伺いいたします。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいまの障がい者に係るご質問がございましたので、お答えさせていただきます。

滝川市におきます身体障がい者の手帳所持者は、11月末現在で障がい児29名を含めて2,590名いらっしゃいます。ご質問のございました車いすの対象者数でございますが、現に車いすを所有している方の統計データというのにはございません。しかし、下肢障がいとか体幹、また心臓、呼吸器系の障がいございまして、こういう方々については車いすの支給要件を満たすと思われる方がいらっしゃいますが、その方は1,680名いらっしゃいます。なお、障害者手帳を持っていれば、通常は障害者自立支援法に基づいて交付されますが、他法優先ということから年齢、例えば65歳以上であれば介護保険制度ということで貸与される方も8割ぐらいいらっしゃいます。その方は、数にいたしまして1,370名ほどいると言われております。ただ、車いすの交付については、いわゆる歩行が困難であると、または極めて歩行ができないと、または困難であるという方のいわゆる補助具でございまして、現実には障がい程度の1級または2級という、いわゆる重度の方が大半を占めているのかなと。また、介護保険制度に基づきます貸与につきましても要介護2以上という限定でございますことから、障がいと介護を含めて約300名ぐらいの方が車いすを利用しているということが推定されます。

以上でございます。

○議長 堀議員。

○堀 議員 私もよく知らなかったのですが、意外と多いなというのが実感でございます。車いすの方というふうに限らせていただいたのは、たまたまそういう家族と話をすることがありまして、ちょっと今回の質問に取り入れさせてもらいましたけれども、次の質問に移りますが、施設数、いわゆるその障がい者施設数とそのサービスの内容。この施設の中には、働く能力をサービスする施設だとかいろいろあると思うのですけれども、その辺詳しくなくて結構ですから、大まかにこういうサービスがあって、こういう施設があってというようなことで、滝川市内に限定して伺います。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 それでは、施設数とサービスの内容についてでございますが、身体障がい者の施設サービスとしての施設は3カ所ございます。1つが通所授産施設でございます滝川更生園であります。内容については、ご承知のとおりワイシャツとかシーツですね、白物のクリーニングを行っております。2つ目が身体障害者福祉センターでございます。ここでは、いろんなパソコンとか、またスポーツ関係のデイサービス講座を行っていると。3つ目の施設が江部乙にございます重症心身障がい者、障がい児の通園事業所のたんぼぼの家でございます。これは、事業実施主体は北海道でございます、運営主体は社会福祉法人の北海道療育園さんが運営しております。ここでは、定員5人なのですが、送迎とか入浴、それから日常生活動作、レクリエーション活動を行っているとということでございます。在宅サービス部門でございますが、身体介護、家事援助などのホームヘルプを行います居宅介護事業者2つございます。それと、社会参加や余暇活動と外出等の移動介助を行う移動支援事業者、これも2つございます。その2つとも社会福祉協議会及び民間でございますジャパンケアサービス、この2カ所で行っております。それから、もう一点、ショートステイでございますが、これは市内にございません。利用される方については市外になりますが、赤平のほうの虹の里ですか、そちらを利用されているということでございます。

○議 長 堀議員。

○堀 議員 ショートステイに対してですけれども、滝川ではなくて赤平を利用しているというようなことで、現状そういう赤平が遠くてとか、ぜひ滝川にとかという実際の声はないのかあるのか、ちょっと伺います。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 ショートステイなのですが、一応原則といたしまししょうか、1週間ぐらいなのです。そういう施設なのですが、滝川にないと。それで、実際声としましてはぜひつくってくれという声も実際聞いております。私どもとしても、何とか民間企業等含めて、いい方向性があれば検討していきたいなと思っております。

○議 長 堀議員。

○堀 議員 ぜひよろしく願いいたします。

最後になりますが、歩道の整備、少々その家族の方にも、場所は特定しませんでしたけれども、歩道をちょっと歩いていて車いすが非常に押しづらいという声もありました。歩道の整備等も順番に予算内でやられていると思います。その状況、障がい者に優しい環境整備に対する状況、また今後そういうようなことを考えている施策がありましたら紹介していただきたいと思います。お願い

します。

○議 長 建設部長。

○建設部長 障がいがある方や高齢者に優しい道路づくりにつきましては、時代のニーズに合わせてまして大変重要なことだと思っております。現在行っている道路の改良工事におきましては、幅員等の条件はありますけれども、道路構造にのっとりまして障がい者等に優しい歩道整備については行っております。また、維持的な工事の中でも可能な限り対応するように努めているところでございます。今後の施策につきましては、さきの臨時会で議決いただきましたJR滝川駅の跨線橋エレベーター設置を含む駅のバリアフリー化とあわせ滝川市バリアフリー構想を、協議会を設置いたしまして、本年中に作成をすることとしております。その中でJR駅や中央バスターミナルと市立病院や市役所、福祉施設を結ぶ路線の整備についても基本的な事項を定めることとしております。協議会の中で論議を踏まえまして、その後その内容については明らかにしてまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。私としても、ぜひ歩道のバリアフリー化については実施をしたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長 堀議員。

○堀 議員 ぜひ市長の答弁を、せっかく手挙げられましたので、お聞きしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 高齢化社会という表現はもうなくなりました。超高齢化社会だと。しかも、先ほどのご質問の中で車いす等の方もだんだんふえてきているわけです。したがって、バリアフリー構想をつくろうと。これは、駅のエレベーター設置のためにも求められるものでありますけれども、むしろそういうことではなくて、積極的にバリアフリー構想をつくろうと。その構想のエリアは全市というわけにはいきませんから、市街中心部にやはり絞ろうではないか。今中心市街地活性化基本計画の中に昔は重点整備地区ってあったのですけれども、昔の重点整備地区を中心として前回バリアフリー構想をつくりました。そのエリアから駅西開発を今凍結していますから、駅西にかかわる部分を除いてエリアを設定しようではないか。とすると、駅から市役所、市立病院に至る、このエリアを中心に基本構想をつくろうということにしております。当然駅周辺の交通運輸施設、そして市役所、市立病院に至るまでの間の歩道の扱い方。実は、ベルロードはなかなか難しいのです。傾斜少しきついのです。あれをもう少し平らにしないではいけないのですが、そうすると今度お店とのすりつけの関係が出てくると。なかなか難しいのですけれども、できるところはできるだけ1パーセント勾配に近づくようにやりたいなというふうに検討していますけれども、これはまず第一に構想をつくってやりたいと。それでは、バリアフリー構想をつくる以外の地域どうするのかということになってきます。しかし、道路は随分たくさんありますから、全部やるわけにはいきません。したがって、これから道路を新設したり歩道を整備をしたり、そういうときにはやっぱりバリアフリーということの基本に置いて道路の構造を考えていく、それが1つです。それから、2つ目は、公共施設の周辺とか、利用者が非常に多いところで問題があるということは調査して、その問題解決をしていくと。そういう2つの考え方、整備構想をつくるところとつくらないところの考え方を2つ整理して進めていきたいというふうに思っています。

○議 長 堀議員。

○堀 議 員 車いすの方たちもそういうようなことを非常に望んでいましたので、どうぞよろしくお願いをいたします。

◎3、環境行政

1、太陽光発電について

最後になりますが、環境行政、太陽光発電について6月も9月もずっとこのことについて質問しましたが、いよいよ庁舎にパネルがつかまして、もう稼働しているのかなと思ったらまだだということの後で聞きました。いずれにしましても、この庁舎に太陽光発電が設置されましたことは、私ども公明党は非常に喜んでおります。そこで、今現状予測される効果だとか今後の推移などについて、もう一度お話をいただきたいと思えます。

○議 長 総務部長。

○総務部長 庁舎の太陽光発電の関係でございますけれども、その効果、今後の状況について答弁させていただきますが、滝川市の地域省エネルギービジョンの重点ビジョンの策定を進めている中で今回の事業は実践的かつ先導的な取り組みとして位置づけをして進めてきているところでございます。市民の皆様に対します節電のPR効果ですとか、または市内の学校または公共施設への設置に向けた実証、それから環境に優しいまちづくりに向けた取り組みの普及拡大等を目的としまして、庁舎太陽光発電設備等整備事業を行っているところでございます。この効果でございますが、二酸化炭素の削減量につきましては、今回の庁舎の太陽光発電設備で年間約2.3トンを見込んでおります。また、今回の事業であわせて行いました照明設備の変更と合わせますと年間約10トンの削減の見込みをしております。また、今庁舎の電気料につきましては、太陽光設備では年間4,500キロワット、それから照明設備と合わせますと2万800キロワット、経費といたしまして、合わせまして年間約23万円の削減効果を見込んでいるところでございます。この電気の関係につきましては、庁舎全体の照明分の電気使用料の約15パーセントを賄うことができる見込みというふうに踏んでおります。

以上であります。

○議 長 堀議員。

○堀 議 員 太陽光発電、なぜこういうふうに頑張ってもらいたいのかというと、やっぱり地球の温暖化というのは非常に進んでいまして、いろんな各国の協議もされているところでありますけれども、我々個人個人が節電をしたり二酸化炭素を出さないでいかなければならないというような思いにならなければだめだと思うのです。これは、やっぱりそういう意味では行政から発信して地球温暖化を、二酸化炭素を減らして私たちの子供や孫にツケを残さないような社会を目指すのだということは非常に大事なメッセージだと思います。そういう意味で、市長も前回お話しいただきましたけれども、これが効果があるということになれば、学校の耐震化のときだとか改築のときにも設置する予定でいるということですので、強力に進めていただいて、滝川市が本当に環境にいいまちだと言われるように努力していただきたいと思えます。ありがとうございます。

○議 長 以上をもちまして堀議員の質問を終了いたします。

ここで休憩に入ります。再開は午後1時ちょうど。休憩をいたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時01分

○議 長 では、休憩前に引き続き議事を再開いたします。

渡辺議員の発言を許します。渡辺議員。

○渡辺議員 皆様、こんにちは。市民の声連合の渡辺精郎でございます。傍聴の皆様、多数大変ご苦勞さまでございます。それでは、早速通告に従いまして質問に入りたいと思います。

◎1、市長の基本姿勢

1、田村市政のこの4年間について

まず、市長の基本姿勢からでございます。1として、田村市政の4年間についての質問でございます。1つ目は、田村市政のこの4年間につきまして、市長みずからが判断する実績とか成果あるいは反省事項、これを問いたいのでございます。特にこの4年間は、日本じゅうをあっと言わせるような事件があり、いまだに住民訴訟となっていることは極めて残念であり、このようなことも含め市民に対して行政の明暗を仕分けしていただきたいと、このように思うわけでございます。よろしく願いいたします。

○議 長 渡辺議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市 長 私のこの2期目の4年間、前段は大変な出来事が発生をいたしまして、市民の皆さん方には本当に申しわけないことだというふうに思います。再三おわびを申し上げてまいりましたが、ご質問もございましたので、改めておわびを申し上げたいと思います。

一方、マスコミ等を通じて非常に低下したイメージも悪いイメージで報道される滝川市になってきたということとはご同慶にたえないところであります。行財政改革の推進、それから市民の皆さん方にお約束をいたしました政策提言マニフェスト、これに基づいて職員ともども市民の皆さん方のご理解をいただきながら進めてまいりましたけれども、一定の成果があったというふうに判断をしておりますが、残る数カ月、この実現に最善を尽くしたいというふうに思っております。

○議 長 渡辺議員。

○渡辺議員 それでは、ただいまの答弁はお聞きしておきます。

では、2つ目でございます。反省事項の部分は似たパターンの繰り返しではなかったでしょうか。事件が発覚し、議会で調査、チェックが始まる。そうしますと、内部調査の検討、そういうところに任せてほしいとなるわけであります。その内部調査検討なるものの機関の結論は、市民の目から見ても納得しがたい寛容さがあり、見え見えの内部論理と甘い処分の繰り返しではなかったでしょうか。財政面でも内部監査で終わり、その報告が議会に出され、議会のいわゆる百条委員会なるものができることはありませんでした。また、外部調査委員会ができたのは生活保護費の詐欺、異常支

出事件のみでありました。これで一件落着と次々に経過していったわけではありますが、我慢し切れない市民から訴えられた住民訴訟もただいま行われている最中であります。このような異常続きのこの4年間あるいは5年間のこの滝川市の行政について、首長としての反省の弁をもう少し深く述べていただければと思っています。よろしくお願いします。

○議長 市長。

○市長 再三再四にわたってご質問があり、そのたびに問題再発防止策についてもご提案を申し上げてまいりました。しかも、議会の極めて厳しい審議、ご意見をいただきながら、その本質、再発防止についてご議論いただいたのではないのでしょうか。私は、そのことを基礎として行政に邁進してきたつもりでありますし、職員にも一致団結そのことを求めてまいりました。そして、現実にはさまざまつくられたプラン、その実効性ということについて、毎議会議員の皆さん方のチェックをいただいている、ありがたいことだなというふうに思いますけれども、そういう真摯な気持ちで議会の議論の結果、そして私たちが考えていることのご理解、その行動と実績というものを十分引き続きチェックをしながら、みずからを戒め、職員とともに踏ん張りたいというふうに思います。

○議長 渡辺議員。

○渡辺議員 みずからを戒めるというお言葉がございましたが、少しばかりさきの事件のほうを振り返ってもらいたいと思うわけであります。

市民はおっしゃっています。林市長の3期12年は不祥事がなかったと、こういうふうにおっしゃっております。特にあの生活保護費詐欺、異常支出事件、市長自身この支出をストップする機会が何度かあったのではないかと、こう言われているわけではありますが、その点につきましてちょっと反省の甘さがあるのではないかと思いますので、少しご質問をしたいと思うわけであります。ストップする機会は、まず最初平成18年の9月、当時の田村勇議会選出の監査委員から多額のタクシー代が出ているのではないかと、こう進言されたとき、526万円、その月は片倉勝彦受刑者1名に出ているわけであります。平成19年になって、この4月に選挙があったわけですが。その少し前、2月に監査委員が調査を開始すると市長に伝えております。そのときも選挙の前であるから、なお一層真剣に自分自身も、先ほどのみずからを戒めているわけでありますから、お調べになる必要があったのではないかと。そして、ご当選をされた5月に八幡代表監査が巨額のタクシー代が片倉に還流しているのではないかと。還流ということは、またまた片倉のところへ戻っているという意味の報告書でありますから、これは大変なことではないかと思うわけであります。そのときの支出は実に片倉夫婦に1,720万円、その月に出ているわけですが。いかがですか。なぜストップをすることができなかつたのか。みずからを戒めて、ひとつご答弁をいただきたいと思います。

○議長 市長。

○市長 ただいまのご質問の点は、議会においても再三再四、ひよっとすると再五再六、同じご質問にお答えしてきたのではないのでしょうか。そのことは変わりが、私のご答弁を申し上げたのに変わりはありません。あわせて住民訴訟についても、今その議論されるというふうにお伺いしておりますから、そのことについて改めて付言する状況にはないというふうに思います。

○議長 渡辺議員。

○渡辺議員 というようなことで、具体的なただいまの質問にはみずからを戒めているということにはならないのではないかとと思いますが、次にまいります。

3つ目であります。そういう意味で、それでは明春は市長選挙を控えておりますが、この滝川の汚名をどのように払拭するのかが大きな争点になると思われまます。ただいまお答えされましたが、お答えをほとんどされていませんが、この市政のメリット、デメリット、いろいろあると思うわけでありまます、だれが首長になっても、このかじ取り、極めて大切な時期でないかと思うわけでありまます。この滝川市の汚名を払拭して、滝川の元気と景気、これを回復することが最大の課題ではないかと思うわけでありまます、市長自身はどのような見解を持っておられましようか。

○議 長 市長。

○市 長 ご質問のお言葉をかりれば、滝川市における不祥事がやっぱり滝川の印象を国民あるいは市民によくはない印象を与えたと。したがって、信頼回復のためのプランをつくって、しっかりこれを実行しようではないかということで強い決意のもとに進んできたわけでありまます。1つは、汚名と言えるかどうかわかりませんけれども、失った信頼を回復していく。この最善の努力は決めたことをしっかり実行をするということに第一はかかっているというふうに思いまます。そのことによつて、やっぱり市民の信頼、道内の信頼を得られていくのだというふうに思いまます。同時に、これだけではなくて、やはり滝川市の可能性を大いに生かしていくということの一層信頼性を高めるためには必要なことではないか。そういう意味では、卑屈にならずに前向きに物事を考えていく。そして、行動していくということが重要だというふうに思いまます。そういう意味では、開村120周年記念事業で取り組んだ事業、あるいは全国あるいは世界にも報道されたそらぶちキッズキャンプであり、日本一の菜の花であり、あるいは横綱白鵬関の観光大使就任であり、ライダーのまち滝川であり、そういう意味では滝川頑張っている、イメージの回復に皆様の頑張りが大きな役割を果たしてくださっているというふうに思いまます。そういう意味では、渡辺議員さんもぜひともこのイメージ回復といういい意味でのPRに全力をまた尽くしてご支援をしていただきたいというふうに思いまます。

○議 長 渡辺議員。

○渡辺議員 そのとおりでありまます。そういう意味で、私も滝川の元気と景気、この回復に努力をしてまいりたいと思いまます、以上答弁を聞きました、市長は大変前向きに信頼回復と、こういうことですが、やっぱりその信頼回復するもとは本当のことをしっかりと反省する、こういうことで先ほど具体的なことを申し上げました。異常なタクシー代の支出は、これはだれもとめられない。市民もとめられない、議会もとめられない。市長の権限でしかない、こう言ったわけでありまます。そういう意味で、大変市長は出勤時、退勤時、ごみを拾いながら、リュックに入れながら、本当にご苦労さまでございまます、やっぱりその時間はぜひこういうタクシー代の異常な支出というときにはずっと帳簿を見て、監査と一緒に厳しくチェックをして、そういう不祥事をぜひ防いでいただきたい、こういうふう思うわけございまます。

◎2、土木行政

1、今冬の除雪・排雪のあり方について

それでは、時間の関係で次のほうにまいります。土木行政として、この冬の除雪・排雪のあり方についてにまいりたいと思います。1つ目は、10センチの単純降雪の1回の出動費用の概算、これは幾らでしょうかということをお聞きするわけでありまして。単純降雪とは何かということですが、新しく降ったときはまだ地面も固まっていない。下が土のところは、まだぐちゃぐちゃということで10センチとはどれぐらいかというのはなかなかはかりにくい。しかし、既に降った雪が圧雪になって固まっていると。そこにひっそりと10センチぐらい降った雪というのは、もうしっかりとはかれるわけでありまして、この10センチで困る人はだれもいないのです。今は、もう長靴でなくて短いスノーシューズであります。それぐらいでも余り影響がない。そういう中で10センチで出動している、こういうことではあります。これについてお答えをいただきたいと思っております。

○議長 建設部長。

○建設部長 渡辺議員さんの10センチ単純降雪の場合の1回の出動費はということですが、まず出動基準につきましては10センチをめぐりということにはなってございます。これは、単に10センチ積もったからといったときだけではなくて、そのときの気温、風、その他気象状況を勘案しながら、例えば雪の降り始めですと、15センチ降っても、下のほうがきちっとしているときには出なくて済む場合もありますので、そういったことを総合的に判断しながら出動については行っているつもりでございます。また、出動費ということになりますけれども、ご承知のとおり私どもの発注につきましては機械の損料、人件費につきましては固定ベースとして発注をしております。機械となりますと、金額の増減ということになりますと燃料費ということになりますので、単純に幹線も郊外もすべて含めて車道除雪1回当たりの出動したときの燃料費につきましては51万円程度になろうかと思っております。

○議長 渡辺議員。

○渡辺議員 わかりました。これだけ費用をかけて、道の両側に雪を押しつけていくわけですが、この雪が10センチずつ何日も続いたときは当然私の提案の範疇を超えていますから、それは出動していただかなければいけないわけで、とにかく先ほど言った単純な降雪ですね、これで単純に出動するということは、ことしもぜひ柔軟な対応というところに思いをはせていただきたいと思うのでありますが、2つ目でございます。昨シーズンは豪雪で、うずたかく道路の両面が積み上げられていました。ほかの市から来た人々は驚いておりますが、ことしからは15センチ出動を実践してみたいかだと、こういうことをお聞きしたいと思うわけでありまして。その分でこの交差点付近の山になっている排雪を時々行って徹底して今年度の柔軟な対応と、こういうふうにして採用すべきだ、こういうふうにするわけですが、いかがでしょうか。

○議長 建設部長。

○建設部長 昨シーズンは9年ぶりの10メートルを超す大雪でございました。市民の方々につきましても大変ご苦労されたというふうには思っております。10センチ、15センチメートルでの出動といったことではございますが、やはりざくざく路面だとかそういった市民に対するデメリット、

そっちのほうが私どもとしては多いと考えております。そういう意味では、出勤基準を変える考え方については私どもは持ってございません。昨シーズンにつきましても、先ほど言ったとおり降雪状況など総合的に判断をいたしまして、交差点排雪を含め効率的な除排雪に努めてきておりますので、今シーズンにつきましても同様にしていきたいというふうに思っております。また、同様な質問が以前の議会でもございました。そのときの答弁といたしまして、15センチの出勤のモデル地区といいますか、モデル的に行っていただくという要望があれば検討してみたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長 長 渡辺議員。

◎3、教育行政

- 1、教職員の「政治活動調査」と懲戒処分について
- 2、「教育通報制度」について
- 3、東栄小学校の廃校について

○渡辺議員 それでは、次教育行政のほうにまいりたいと思います。1としまして、教職員の「政治活動調査」、これが懲戒処分に至ったというような経緯の中でご質問させていただきたいと思っております。1つ目は、今回の道教委による教職員の「政治活動調査」の結果、日高管内の学校の教職員の懲戒処分がその対象になったと、こういうことが報じられております。6月議会、9月議会のこの教育長答弁では、滝川市の学校において懲戒処分のできるような緊迫感が感じられなかったわけでありまして。もちろん滝川市においては、このような懲戒処分がなかったからよかったというだけでは済まされないのではないのでしょうか。問題点は、この調査のあり方について追認しました滝川市の教育委員会の姿勢、これがやっぱり問題でないかと私は改めて思うわけがございますので、その見解を求めます。

○議長 長 教育長。

○教育長 ご質問にありました「政治活動調査」という調査が教職員の服務規律等の実態に関する調査ということだというふうに理解をいたしまして、お答えをさせていただきたいというふうに思います。

第2回、第3回の定例会においてもお答えをしておりますとおり、この調査は教職員の服務規律等に関して法令違反があったかどうかの調査をしたものということでございます。この調査のみをもって処分云々という話ではございません。ということは、これまでお答えをしてきたとおりであります。滝川市教育委員会としましては、服務監督権の立場として調査をします。当然のことだというふうに思っておりますので、この調査そのものが問題あるという認識はしておりません。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 それでは、ただいまの1つ目は聞くだけにしておきたいと思っております。

それでは、2つ目にまいります。この調査の内容は、教育界で特に問題にしている点は、9月に質問いたしました。教育内容に立ち入って調査していることとあります。この点は容認することができるものではありません。領土問題、防衛問題、国旗、国家問題にいたしましても、学説と

学習指導要領の内容が必ずしも一致していない場合があるわけであります。つまり対立をしているというようなことがある。時の政府や文部科学省あるいは道教委の一方的な解釈で事業内容が懲戒処分の対象になると、こういうことが懸念されるわけであります。このことは、組合の活動の調査とは全く異質なものであります。このことが全国に広がっていけば大問題であります。まず、滝川市の教育委員会が学習指導要領に基づいた教育の自由性、これをやっぱり授業でしっかりと保証しなければならないと、こういうふうに考えるわけでありますが、そこからお答えをいただきたいと思ひます。

○議 長 教育長。

○教育長 これも第3回の定例会でお答えをしておりますとおり、学校教育においては憲法あるいは教育基本法を初めとしますさまざまな法体系のもとで適切に行わなければならないというふうに思っておりますし、学習指導要領は法的根拠の性質を有するという事で理解をしております。教員は、その学習指導要領に基づいて、その範囲内で創意工夫をしながら指導をしていくというふうに思っております。学説といいますのは、さまざまな考え方がありますので、その学説そのものに法的根拠というものはないというふうに思っておりますので、それをもとに学習指導要領を超えて指導を行うということは当然認められるものではないというふうに思っております。したがって、冒頭申し上げました学習指導要領に基づいて編成された教育課程の範囲内で教員の方が児童生徒に対しましてそれぞれに工夫を凝らして指導を行うことについては望ましいことだというふうに思っております。

○議 長 渡辺議員。

○渡辺議員 そのとおりであります。私も学習指導要領を、これはしっかりと尊重するという立場でございますから、いいですか。

それでは、再質問をしたいと思います。私は、やっぱり何でも勝手にこの教育する、授業するとは言っていないわけであります。学習指導要領にしっかりと基づいてと、こういうことであります。そこで、教育委員会ですから引き継ぎがあると思うのですが、今から7年か8年ですが、もちろん教育長はさきの教育長ですが、滝川市内の学校で12月8日は日本の侵略戦争の日だという、こういうことで社会科の授業をやったと。それで、それが学年日より、学級だよりになって父母に配ったと。その授業に対して市教委が問題にして、もう少しで処分であります。私がこの本会議でそういう追及がなかったら、あれはきっと処分されたぐらいの、そういうことであります。何で12月8日が日本の侵略戦争の日、そういう題名になったからといって日本が12月8日に真珠湾攻撃をしたという、そういう学習指導要領にしっかりと基づいてやっている中でそういうことをやっぱり問題にする。だから、往々にしてあるということであります。学習指導要領にしっかりと基づいた授業であっても、教育であっても、そういうことが起きるといふことを私は言っているのです。ですから、そういうことなので、この教育内容というものの調査というのは極めて慎重でなければいけないと、こういうことを言っているわけでありますが、このことについて教育委員会の中で引き継ぎがありますか、それをお答えください。

○議 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 今ご指摘いただいた件につきましては、平成16年のときの事案だと思います。このことにつきましては、社会科の授業の内容についての不適切な事例ということではなくて、学年、学級だよりの内容として不適切な事例ということでの問題だというふうに承知しております。そのことについては、きちんと引き継がれております。

○議 長 渡辺議員。

○渡辺議員 今参事がご答弁されましたが、私は狭い意味での授業だけをもちろん言っているわけではございません。そういう学級だよりの、学年だよりのあるいは学校だよりの、それは教育の中の一環ですよ。ですから、そのようにしてこの教育の内容というのは、攻撃はいつ、どこで、どういうふうにするかというのはもう極めて微妙なところだと、こういうことを言っているわけでありまして。だから、こういう道教委の教育内容に竹島は韓国の領土だと、こんなことを教えている先生はいませんかなんて、そういうような調査というのはなじまない、こう言っているわけでありまして。これは、教育の自由とか教育の学習指導要領に基づいているとか基づいていないとか、こういうことではなくて、道教委がそういうような調査内容をしていくということはまさに学習指導要領のそんな内容を超えたようなとんでもないことではないかと。だから、そのような教育内容はおかしい、こう言っているわけでありましてから、その見解をお願いします。

○議 長 教育長。

○教育長 今回の件に係る調査が学習指導要領の範囲を超えた調査だという認識はしておりません。

○議 長 渡辺議員。

○渡辺議員 何度も似たような質問をしておりますが、教育とか授業というのは法律や規則や学習指導要領の範囲の中では広く自由裁量のもとで行われているわけでありまして。これが民主主義の中での教育の基本ではないですか。憲法、教育基本法、そして学習指導要領ということで教育長は先ほどもおっしゃいましたから、授業がそういうものに基づきながら行われているながら教育委員会や文部科学省、このチェック、監視、こういうものが行われるということは戦前の私学制度とかそういうものと同じではないかと、こういう意味でずっと私は質問しているのです。だから、学習指導要領に基づいているかいないかの問題ではなくて、こういうようなだんだん教育内容が国益に沿わない、時の政府あるいは時の政党の方針と違うから処分してしまえ、こういうやっぱり教育の闇黒時代を再び迎えてはならない。民主主義の中での教育がねじ曲げられてはだめだ。こういう意味で教育委員会に再三再四にわたってこのことを質問しているわけです。しっかりと答弁をもう一度お願いします。

○議 長 教育長。

○教育長 前の質問の中で渡辺議員さんがあくまでも学習指導要領に基づいた自由性だというのは私もそう思っているというふうにおっしゃっていただきましたが、今の質問では学習指導要領を超える超えないの問題ではないというご意見ですので、どこに質問の趣旨があるのか、ちょっと私はよくわかりませんが、少なくとも義務教育である児童生徒にとって十分な判断、批判能力というのが備わっていないのは、これは事実でありますから、これを教育の機会均等を図るという

上で全国的にやっぱり一律のルールが必要であるというのが学習指導要領の基本的な考え方だということでもありますから、憲法に規定をします学問の自由をもって教師の側に完全な授業の自由を認めるということについては判例としても認めるところにはなっていないというふうに理解をしています。

○議 長 渡辺議員。

○渡辺議員 教育長、そういう答弁をされますが、私は道教委のつまり教育調査、その調査の内容が学習指導要領の範囲なのか範囲でないのかわからぬようなことでああいう質問はよろしくないのではないかと、こう言っているわけであります。私が学習指導要領がどうでもいいとは言っていない。あの内容がそのような内容になっていないのか、こういうことを言ったわけであります。

それでは、別な再々質問にまいりたいと思います。では、そういうような道教委が教育内容にかかわって質問をしたと。それが、教職員が違法な選挙活動をやっているのではないかという、いわゆる小林千代美事件という北教組の事件。そのことと教育内容、竹島がどうのこうのという、そんな問題と一体どこが関係あるのか。だから、教職員組合が選挙活動をやったとか違法だとかと、何かそれならそれらしいちゃんと質問をすればいいわけで、それを教育内容にまで及んで、北教組とか教職員組合への主導がちょっと緩んだところをもって今度は教育内容にまでぐっと及んできている。これは、教職員の組合と全然関係がない、教育の中身であります。だから、その内容はおかしいのではないかと私はずっと言っているのです。だから、端的に申し上げます。小林千代美の事件、この北教組の事件と教育内容、竹島がどうのこうのという教育内容、こんな教育しているかしていないかというあの質問とどんな関係があるのか端的にお答えください。

○議 長 滝川市教委の範囲の中での答弁をお願いします。教育長。

○教育長 ご質問のありました事件につきまして、やっぱり教育に対する、特に北海道教育に対する信頼を失った事件だということについては非常に残念な結果だというふうに思っております。そのことを初め、あるいは授業中のことについても、これも新聞報道にあります。さまざまな形の中で教育に対する信頼が失われる中、やっぱりきちっと実態把握をして是正すべきところは是正すると。場合によって、それが法律違反であればこれは処分、当然その法令に基づいて処分をするということが当然求められている結果だというふうに思っております。やはり道民の皆さん方の信頼を回復するための調査であるというのが最大の目的だというふうに思っております。

○議 長 渡辺議員。

○渡辺議員 この点は、また次に回したいと思います。

それでは次に、2として「教育通報制度」のほうが残っておりますから、このご質問をしたいと思います。1つ目であります。まず、「教育通報制度」が時代錯誤の制度である、こういうことを認識、認定をしていただきたいのであります。戦前の町内会における密告の制度とどこが違うのか、見解を求めたいと思います。民主主義の教育の下で時の権力者に都合のよくない者を切り捨てるというおぞましい制度であることを認識されるべきではないですか。重ねて滝川市教委の見解を求めたいと思います。

○議 長 教育長。

○教育長 「教育通報制度」という制度で、正式には学校教育における法令等違反に係る情報提供制度というのが正式な名前だというふうに思っておりますが、このご質問についても第3回の定例会でお答えをしましたとおり、あるいは先ほど申し上げましたとおり、信頼回復のための調査、制度というふうに思っております。この制度と対象となる事柄については、学校運営あるいは服務規律に関して法令、学習指導要領に違反する行為が行われている場合、または行われようとしている場合というふうに限定をしておりますし、教職員を誹謗中傷する目的あるいは第三者に損害を与えるような目的で行われた情報提供は対象としておりません。さらに、情報提供に当たっては、原則住所、氏名、連絡先を明らかにして客観的事実に基づき行うようになっております。民主主義の教育であってもなくても、法令に違反してはいけないということは、これは教職員が子供に一番最初に教えなければならないルールの基本だというふうに思っておりますし、法令に違反していなければ情報提供されることはないというふうに思っております。

○議長 渡辺議員。

○渡辺議員 再質問のほうは、次に回したいと思います。

2つ目にまいります。「教育通報制度」について、北海道の町村教育委員会連合会が問題視いたしまして、道教委にこの制度に反対して意見書、要望書を出したと、こういうふうに聞きますが、これが時の政治勢力に左右されない教育委員会の姿ではないでしょうか。地方教育委員会の価値がここにあらわれているのではないのでしょうか。このことから、9月議会で私の質問への答弁をやっぱり変更を求めたいと思うわけであります。つまり「教育通報制度」は教育の自主性を侵し、教育の自由を奪う制度であるということは歴史が証明することだと思います。滝川市教委が早く事の重大性にかんがみ、この制度の撤回を求めるべきではないかと、こういうふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長 教育長。

○教育長 ご質問のありました北海道町村教育委員会連合会の意見、要望書については、この制度を策定するに当たりまして関係機関から道教委が意見を聴取した際に行ったということで、この制度が施行されて以降、町村教育委員会連合会が制度の撤回を求めて行った要望書、意見書等については私ども把握をしております。また、この答弁の撤回をということですが、先ほど答弁しましたとおり、この制度が対象になるのは法令等の違反行為があったと、あるいはあるであろう、行われるであろうという場合に限定をしているということですから、決してこれがイコール教育の自由性を侵すとか、あるいは教育の自由を奪うというような趣旨のものでは全くないというふうに思っておりますことから、制度の撤回を求めるつもりもありませんし、前回の答弁の変更も必要ないというふうに思っております。

○議長 渡辺議員。

○渡辺議員 この点は全く意見を異にするわけでありますが、3つ目にまいります。先ほどの教育内容に関する文部科学省や道教委の一方的な見解で監視だとかチェック、こういうものが行われることが通報制度とセットになって、今後教育内容への攻撃、こういうものが行われるおそれがあると考えられるわけであります。地方教育委員会が盾となって、こんな問題の非民主主義的制度の排除、

これを努力することがいじめをなくし、学力を向上させる、この自由闊達な教育界をつくることだ、
こういうふうを感じるわけではありますが、ご見解を求めたいと思います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 ご質問にありますとおり、いじめをなくす、あるいは学力を向上させる教育環境をつ
くるということはとても大切なことだというふうに思っております。あくまでも学校教育は、憲法
を初めとして、そういう法体系のもとで適切に行わなければならないということは議員さんも当然
ご承知のことだというふうに思っております。先ほどから申し上げます学習指導要領に基づい
て、その範囲内でそれぞれ工夫を凝らして指導を行っていただくことが望ましいというふうに思っ
ております。

○議 長 渡辺議員。

○渡辺議員 それでは、ただいまの問題はずっと保留にしておいて、3のほうにまいりたいと思
います。東栄小学校の廃校についての確認事項であります。午前中、関藤議員の質問もありましたの
で、1つ目ではありますが、東栄小学校の廃校が決まったということではありますが、本会議において
決断した統廃合のメリットということではありますが、このところは省略をしたいと思います。

そこで、滝川市教委として東滝川地区に廃校後の措置として約束した事柄を明確にしていきたい
のでありますが、特に廃校の校舎をさらしておくことはないのか。旧江部乙中学校のように、さら
しておくことだけは許されない、こういうふうに思うわけではありますが、ここを明言していただき
たいと思います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 東栄小学校の統合に当たり、約束した事項というのはハードの部分、校舎のこととい
うふうにご理解をさせていただきましてお答えをしたいというふうに思います。これは、説明会で
これまで地域の方にお話をしてきましたのは、統合後の校舎につきましては校舎の一部がブロッ
クづくりで耐震補強が困難であるために、やっぱり解体せざるを得ない校舎があるということはお
伝えをしております。ただ、耐震補強が可能な体育館あるいは音楽室については、東栄小学校をご
存じの方は旧児童玄関の向かって右側のほうということになります。そちらのほうについては、耐
震補強をすれば使用可能だということではありますが、具体的にどういうふうに使っていくかとい
うことについては、先ほど申し上げました統合準備委員会の中での議論もありましたし、既に東滝川
地区で3回にわたって開催をされております東滝川地域の振興を考える懇談会の中でも議論をされ
ているところがございますから、それらの議論の経過を見ながら検討してまいりたいというふう
に思っております。

○議 長 渡辺議員。

○渡辺議員 わかりました。

それでは、2つ目にまいりたいと思います。7月に開かれました東滝川地区の懇談会で意見があ
りましたように、統廃合以前の策はなかったのでしょうか。24年度の1年生は1名、1名と宣伝
しているわけではありますが、統廃合を予見しまして該当の家族が数軒引っ越して、結局は1名にな
ったと、こういうふうにして言われているのですが、それは本当なのでしょうか。状況を先につく

って、1名ではどうにもならないを強調し過ぎた感がいたしますが、真実はどうなのでしょう、お答えください。

○議 長 教育長。

○教 育 長 まず、前段の質問でございますが、学校の小規模化への対応といたしまして、東栄小学校の存続策を含めて山村留学あるいは小規模特認校、あるいは学区の変更等、さまざまな検討をしてきたところでございますが、それぞれの方策にさまざまな課題、例えば山村留学ですと里親になる家庭があるのかどうか、あるいは新たに寄宿舎等をつくる必要があるのかどうか、通学方法をどうするのかというような課題がございますし、学区の拡大といたしましても現行の東小学校の通学区域よりもはるかに広い東栄小学校の学区ですから、それをさらに広げてほかの学区を狭くするということが、果たしてその当該地域の方のご理解をいただけるかどうかということもあります。そして、そのことが抜本的に東栄小学校の存続につながっていくかどうかということは、やはり考えなければならないということでありましたから、残念ながら将来的な児童数の推移を見た場合に統廃合ということの結論を変えるには至らなかったということでございます。

また、後段の質問であります、あたかも教育委員会が統廃合を早くPRをすることによって児童を少なくしているかのような感があるという印象のご質問でございますが、逆に当初は24年度の入学者の住民基本台帳をもとにした推計ではゼロでありましたが、その後転入によって1名入ってきたということがございますから、その部分について全くの事実ではございませんので、ご認識を新たにしていただければというふうに思います。

○議 長 渡辺議員。

○渡辺議員 最後でございます。東滝川の地域の盛衰のかぎはもうすっかりあけられてしまったと言われているわけでありまして。つまり地域の活性化センターをなくして、東滝川地域の若い子育て世代が好んで住むことにはならないのではないのでしょうか。つまり地域破壊をみすみす滝川市教委が認定したと言われた場合、どのようなお答えをするのか、その見解を述べてください。

今回の答弁は大変重要であります。市教委は、学校関係だ、地域の盛衰は関係ないと、こういうことは言えないのではないのでしょうか。特に滝川の中心から遠隔地の場合は、地域の住民の意見が極めて大切ではないのでしょうか。この場合、滝川、東滝川の住民の意見が一致したと、こういうふうにして見たと思ってよいのでしょうか、ご答弁をお願いします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 東栄小学校につきましては、まちの中心的な役割を担い、地域の歴史と受け継いできたというふうに思っております。子供たちのこれからの教育は、保護者、学校、行政はもとより社会全体の責務であるということから、学校の本来の持つべき役割である子供たちのための教育環境の充実を基本として地域社会とのかかわり、保護者や地域の理解を得ながら新たな視点で構築をしていかなければならないものだというふうに思っております。

東滝川地区の振興につきましては、先ほど申し上げました。ことし10月に東滝川連合町内会の方々や東滝川地域の振興を考える懇談会を立ち上げ、既に3回の会合を重ねまして振興策について協議をされております。また、11月22日の日に開催されました第3回の懇談会の中で教育委員

会としてお時間をとっていただきまして適正配置計画の策定に当たっての考え方をご説明をさせていただきました。参加いただいた懇談会の関係者の方あるいは保護者の方、育成会の方、同窓会の方、大勢の方が参加をいただきました。そのすべての方が東滝川に住む子供たちのこれからの教育を考えていただいた結果、本計画に理解を示していただいたものというふうに判断をしております。ハードとしての学校ではなくて、ソフトとして子供たちの教育をどうするかという問題、それとハードとしての学校機能をどうするのか、この両方のことについて今真剣に東滝川地区で議論が進められているところであります。この地域の方に対しても改めて感謝を申し上げたいというふうに思っております。

○議 長 以上をもちまして渡辺議員の質問を終了いたします。

大谷議員の発言を許します。大谷議員。

○大谷議員 市民クラブ、大谷久美子です。きょうは、3件7項目17要旨について質問いたしますので、よろしく願いいたします。

◎1、福祉行政

1、高齢者の交通費助成について

1件目、福祉行政についてですが、高齢者の交通費助成についてお伺いいたします。高齢者のバス代が無料からワンコイン制度になって数年経過しておりますが、利用できない高齢者の方もかなりいるのが実態です。年にどのくらいの高齢者が利用し、助成の金額はどのくらいになっているのか。1人当たり、また全体での費用について、わかりましたらご答弁いただきたいと思います。

○議 長 大谷議員の質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま大谷議員さんからのワンコイン制度に係るご質問にお答え申し上げたいと思います。

全路線、全便の利用状況の把握といたしますのは現状困難でございますが、以前に行いました利用状況調査というのがございまして、それに基づいて、その調査結果によって利用率を約30パーセントと見込んで推計申し上げました。そこで、平成22年度の敬老パスの交付対象者が5,674人おりますことから、その利用率を30パーセントと見込みますと約1,700名の方が利用しているものと推計いたします。次に、助成額であります。本年度の事業費全体額は2,318万6,000円でございます。そこで、さきに申し上げました22年度の交付対象者が5,674人おりますことから、その人数で事業費の総額を割り返しますと、平均でございますけれども、年間1人当たり4,086円の助成額となります。

以上でございます。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 全然使わない人もいるかもしれませんが、それを人数で割ると1人当たり4,086円ということがわかりました。これまで2度の一般質問で、私はバス利用が難しい高齢者の交通費の助成のあり方ということで質問してまいりました。タクシー利用の検討を求めてきたわけであり

ますが、その検討の結果はどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 実は、敬老特別乗車証のあり方検討市民会議というのがございました。その会議の中で敬老パスの見直し方針がまとまったわけでございます。近々厚生常任委員会におきまして報告しようかなと考えております。この敬老パスについては、地域の足として大きな役割を担っていることを踏まえた上で市内及び近郊、都市間合わせまして現在16路線が運行しております。これを滝川市の特性ということを生かしまして、見直し内容としております。しかし、一方では高齢によります身体機能低下とか、また路線縮小等のいわゆる路線環境の変化、さらには家族形態の変化ということで、その制度設計当時とはかなり違った環境でございます。いわゆる確かに利用しづらいという方もふえているのも十分理解はしております。以前に大谷議員さんから、いわゆる交通空白地帯の対応についてご質問ございましたけれども、検討市民会議による見直し方針にもその対応を検討する旨付記をしております。また、議員がおっしゃるとおり、民間事業者と連携をした交通移動手段の対策でしょうか、タクシー選択の確かにご提案もございます。例えば道内におきましたら函館とか千歳、それから帯広でコミュニティバスとか、または民間事業者を巻き込んだ相乗りタクシー、さらには75歳以上の高齢者に対するタクシー助成というところもあるかと聞いております。他の自治体の取り組みについて、これから勉強、または視察を行いながら、ただ検討、検討というのではなくて、例えば平成23年度1年かけまして、または2年をかけて具体化に向けた検討を行っていきたいということで我々としても考えております。今後におきましても、地域公共交通活性化協議会という団体もございますが、そこでもやはり地域交通の確保とかあり方についての検討しておりますし、当然庁内においても関係機関、また部署とも十分協議をするということの必要性は十分考えております。ただ、今時点でその検討市民会議の見直し方針をまず受けた改正をしたい。それで、見直し方針を一つのステップとして段階的に進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長 大谷議員。

○大谷議員 ワンコイン制度については見直し検討委員会で次の段階で進められるのだなと思えます。それに合わせて、こういった利用できない高齢者についての検討が付記され、今のお話では23年、24年をかけてということですから、これまでのただ検討、検討という言葉だけの検討から一歩前進したと押さえておりますが、やはり主張はこれまでもずっといろんな場面において公平性ということを書いてきておりますので、利用できない高齢者にとっては自分たちは公平でないということを当然申しておりますので、その辺十分考慮されて、2年をかけてか、1年でできるのか、そこら辺ちょっとまだめど的にははっきりはしないと思いますが、やはり早急な取り組みということをお願いしたいと思いますので、よろしくお伺いいたします。

◎2、市民生活

1、公民館の運営について

次、2件目にまいります。公民館の運営についてお伺いいたします。市の公民館管理人の就業は、

それぞれの館によって異なるかと思いますが、一応市の決まりとしてはどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長 市民生活部長。

○市民生活部長 平成15年から地域の皆さんに管理いただいて8年を終えようとしているところでございます。この間、皆さんにはなれない業務に戸惑われ、ご苦労されたことと思います。行政もコミュニティ施設管理人を1名配置いたしまして、各運営委員会とともに管理運営を進めてきているところでございます。管理人さんにつきましては、利用件数、利用団体等、各館利用状況は異なりますが、利用者が固定されているということもあり、夜間の時間帯及び利用の際かぎの開閉に係る時間帯に業務についていただいているというのが現状でございます。理由につきましては、利用者が自主的に使用していただいておりますけれども、葬儀ですとか調理実習室の利用の場合など、必要によっては利用時間帯に常駐していただいていると認識しているところでございます。管理人さんの就業につきましては、各館の収支状況、また利用状況等を勘案しながら、各運営委員会で決定していただいているところでございます。

○議長 大谷議員。

○大谷議員 ここで緑町公民館について質問いたします。私も緑町公民館の運営委員の一人ですが、この公民館は他の公民館に比べて利用が少ない。そして、その分収入が少ないわけですが、決算委員会等の資料を見ましても、他の館と比べて収入の割に支出が非常に多いと。これはどういうことなのだろうかということで過日質問いたしましたら、管理人に常駐してもらって、その分の費用がかかると。市は何と言っているのだというと、今部長からお話ありましたように、いない間については実質的な管理で、たまたまいる、どうしても必要な調理実習等を含む場合はいってもいいよというような、そういう運営を言われていると。しかし、緑町の場合ですと、児童館が併設されていないということでは、だれもいない中での活動をしなければならないと。例えば2階で何か活動すると、カラオケだとか老人クラブだとかしている場合に、下、玄関等あいているわけですが、そこでだれか入ってきてわからないということでは、やはり危険もありますし、緑町としては管理人をずっと置いているのだと。そういうことで、非常に支出が多くなって、調理実習等に必要ないろんな飲む機会もあろうかと思いますが、懇親会等ございますから。そういうような場合に必要な食器だとか調理器具だとか、そういったものを生み出すお金がない。今のところはお金がないのでということで何でも我慢、我慢で進められていて、使う人たちからも大変苦情が多く出て何とかならないのかという、そういう声も聞いております。また、いない間、電話連絡で何かあれば対応せよというようなこともありました。そうすると、その電話を受けるために管理人になるのか管理人ダッシュか何かわかりませんが、そういう人たちが自宅待機で何かあれば駆けつけなければならないという状況も出てくるのではないかと。そうすると、そういった分の費用なども払わなければならないのではないかと。そういう心配もありますが、そういった児童館併設でない無人状態になるような館について、もう少し深くどうすればいいのか。それから、収入の少ない部分、今調理器具等も申しましたけれども、じゅうたん等もかなり汚いということも言われております。そういうのをきれいにすれば、もっと利用がふえるのにといい声も聞いておりますので、

そういう費用のない分についてどうすればいいのかという点もあわせて答弁いただければと思います。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 コミュニティ施設につきましては、12館あります。それで、先ほども申し上げましたとおり、運営方法はさまざまでございますけれども、例えば共通事項等につきましてはコミュニティ施設運営委員会連絡協議会がございまして、ここで共通事項については話し合われております。また、個別事項につきましては個々に相談させていただいていると、対応させていただいているというところでございます。また、自宅での待機時間につきましては賃金対象とは考えてはおりません。12館の運営委員会の皆様には工夫、改善をしながら管理いただいているところでございますけれども、緑地区におかれましても役員各位のご努力で改善を図りながら進めていただいておりますことに、また改めて感謝いたしたいと思っております。今後につきましても課題等が出たときには各運営委員会の皆さんとともに検討、協議をしながら、よりよい方向に進めていきたいと考えているところでございます。

○議長 長 大谷議員。

○大谷議員 個々に対応するというので、例えばじゅうたんの取りかえだとかはそういった中で対応すると。見ていただいて必要に応じてだと思いますが、そのように理解いたしました。また、自宅待機についての費用は見ていないということですが、そうすると何の保障もなく、ただそういった電話が来る場合もあるということになって、管理人にとってはそういうことでいいのかなど。そこら辺は非常に問題を感じるわけですが、他の館もそういうようになっているところもあるのでしょうか。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 緑町公民館と同様の児童館等が併設されていないコミュニティ施設につきましては、扇町のコミセン、それと本町地区の公民館が併設されていない状況ということで確認しております。

○議長 長 大谷議員。

○大谷議員 その緑町でなくて、扇町と本町の公民館については待機という形で、その分の賃金は見ないという形で進められているのかどうかを質問いたしました。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 他の2館につきましても、待機時間については賃金対象としないということの考え方で聞いております。

○議長 長 大谷議員。

○大谷議員 賃金の対象にならないということは、電話が来てもいない場合もあるし、呼ばれても行けないこともあるということなので、やむを得ないということになりませんか。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 館が使用されているという実態はあるわけですので、その時間帯を拘束するというわけではございませんけれども、その内容につきましては各運営委員会の中で協議していただく

べきことかなと思います。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 もし問題が発生した場合に管理人もそういう状況で賃金が保障されていない、運営委員もそれぞれに何かしているし、一切の賃金を払っているわけではないということでは対応できないということが往々にして出てくる可能性があるのではないかと。そういう心配もあわせて、緑町公民館としては使っている間賃金を払っていると。したがって、収入がほとんどないと。だから、物が買えないと。そういう悪循環で悩んでいるのが今の実態ですから、個別の対応で何とかなるといふ部分に望みをかけながら、今のような状況で運営していくしかないのかなと思いましたが、そんなのでよろしいですか。

○議 長 市民生活部長。

(何事か言う声あり)

○議 長 質問者以外は発言しないでください。

○市民生活部長 ただいまの緑地区の公民館のほうからの21年度、22年度の決算見込みでございますけれども、収入支出の差し引きでございますけれども、改善が見込まれるということでお伺いしております。そのような報告を受けているのも実態でございます。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 見込まれるというのは、この前の運営委員の会長と会計と来て打ち合わせをした中で発言だったですか、改善が見込まれるというのは、私、運営委員として行っている中では、非常に苦しくて改善の見込みがないというような押さえで伺っていました。どこの中で改善の見通しがありそうなのですか。

(何事か言う声あり)

○議 長 これは大谷議員の一般質問ですから、ほかの方は自分の質問に入れてください。市民生活部長。

○市民生活部長 先ほどのご説明の内容を若干訂正させていただきます。

決算ベースは20、21の決算ベースで、21年度の決算が改善が見込まれるということと、それと22、23につきましては10月現在、4月から10月分の状況を対前年度と比較して改善が見込まれるということでお伺いしております。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 この前、運営委員会してからまだ二、三カ月しかたっていないです。その後の変化で改善が見込まれるような運営があったのであれば、それはいいのかなとも思いますけれども、まず非常に苦しい運営をしているのが実態ですから、もしものときには個別の相談に乗ってもらおうということで理解したいと思います。

◎3、教育行政

- 1、保護者負担の軽減について
- 2、市の施設の使用料の減免について

3、給食費の未納について

4、施設設備の整備・拡充について

5、小中学校におけるフッ素洗口について

それでは次、教育行政にまいります。保護者の負担について、負担を軽減をお願いしたいということで質問しております。保護者から徴収する徴収金が大幅に増加しております。小学校の低学年において昨年は4万7,053円、それが5万4,809円、それから高学年において5万6,208円です。昨年よりも、これも非常に多くなっております。そういうことからいくと、義務教育ですから、何とかならないのか。それで、本来公費で負担すべきと考えている金額、例えば学校図書だとか、それからいろんな人件費ですね、図書館の指導員を入れた場合の人件費あるいは給食費徴収の人件費、また部活に出る際の子供を運んでもらうときのお礼とか、その学校によって本当にいろいろあるわけですが、極端なのは水道管から何かさびが出るとか、そういった場合についての浄水器の水道につけるくるくる、そういうのもPTAで払っているとか、非常にどうなのかなど、本来でないと思うものが小学校では42.4パーセント、中学校では18パーセントがPTAの会費から出されていると。本来PTA会費というのは、PTAの研修に使われるPTAの研修図書とか学習会だとか、あるいは懇親会だとか、いろんなものを使うためのお金がそういった学校の運営に使われている。それから、先ほど言った金額のほかに制服だとかジャージ、運動靴、スキー用具、部活動の費用と、こういうもの等々含めると、保護者の負担は相当な金額になっているのが実態です。公費負担の増額検討を強く求めたいと思いますが、これについてのお考えを伺います。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 大谷議員さんからのただいまの質問にお答えしたいと思います。

保護者負担の軽減というご質問でございますので、保護者負担の状況について、まず前段でお話ししたいと思います。大谷議員さんのお調べになった数字と若干私ども違いますので、まずそちらのほうからお話ししたいと思います。今年度、平成22年度でございますが、小学校低学年につきましましては5万6,170円、これにつきましてはご承知のとおり給食費と教材費でございます。小学校の高学年につきましましては6万5,346円、中学校につきましましては9万5,592円。昨年度の数字もあるのですが、昨年比で申し上げますと、小学校低学年が2パーセント増、小学校高学年につきましましては2パーセント減、中学校につきましましては2パーセント増ということでございます。先ほどの対前年度比較については、ちょっと私どもと違うなと思いますので。それから、中学校の2パーセント増につきましましては、例えばなのですが、開西中学校のほうで終業式に従来給食を出していなかったのですが、ほかの学校と同じように終業式も給食を出そうということで、例えば5日分の給食費が増になっているとか、そういった理由で増になってございます。それに合わせまして、PTA会費というのがご承知のとおりありますが、小学校の平均につきましましては4,200円、中学校の平均につきましましては3,400円ということでございます。それで、ご質問のPTA会費、これについては運営費だとか活動費だとか学校協力費、それから児童活動費とかいろいろありまして、実態は今いろいろPTAの皆さんに特色ある学校の活動ということで、先ほどもお話し

が出ていましたが、例えば図書室にPTAの皆さんで職員を置いていただいて、特にこれは西小でございしますが、ずっと歴史的に学校活動に参加、協力いただいているという事例もございします。また、施設の整備につきましても、PTA活動の一環として少しでも学校を応援しようということで、先ほどお話あった部分とか花壇整備に協力していただいたり、靴箱をPTAの皆さんで直していただいたり、いろいろご協力いただいています。教育委員会、学校といたしましては大変ありがたいことだというふうに感謝しています。今後もPTAの皆さんのご協力の中で、やはりみんなで力を合わせて学校づくりを進めていきたいなと思っています。ただ、当然ですが、教材教具費とか図書購入費とか学校に配当する予算、しっかりと予算ということで確保しながら、それぞれの学校の需要を把握しながら充実に努めていきたいというふうには考えています。

以上です。

○議長 大谷議員。

○大谷議員 私は、教育白書って教職員でつくっている白書をもとにこの数字を入れておりますが、今年度の数字ということでもらっておりますが、今部長から聞きましたら、それよりもっと多いのです。低学年5万4,000円が5万6,000円、高学年6万円が6万5,000円ですから、もっと高いのかと改めて今思ったところであります。この後、いろいろ施設設備等の要望、全部白書に基づいて直接教職員の皆さんとお話して何とか要望してほしいという、それに基づいて今回の質問書をつくっておりますので、よろしく願いいたします。

まず、今部長からもありましたように、PTAの予算とか徴収の費用、給食費も含めて非常にかかるのだというのが実態でございします。それで、今ここに挙げられているのは、保護者負担の軽減の観点から日本スポーツ振興センターの掛金、これは学校で子供たちが授業中とか登下校の際にけがや事故が起きた場合に保険を掛けているわけですが、その日本スポーツ振興センターの掛金について、掛金が現在945円のうち460円が個人負担となっております。そして、残りは市の負担と、そのようになっておりますが、管内の学校では全額公費負担の自治体も多く、町はほとんど全額負担なのですけれども、市はその対象の児童生徒が多いので半分というのが今の状況かなと思うのですけれども、これを何とか全額公費負担にできないか。何か保険の掛金というと、直接自分たちが何か使ったとか物を買ったとかそういうのでない、もしかのための金額なので、特にここに上がってくるのかなと思うのですけれども、その自治体の全額負担ということについてはどのように思いますでしょうか、答弁をお願いします。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 ただいまご質問のありました日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の掛金についてのご質問でございしますが、お話のありましたとおり子供たちが学校の中で負傷、疾病、傷害、死亡などに見舞われた場合に医療費、障がい見舞金、死亡見舞金等の支給を行う制度であります。学校管理下における災害ということについては、授業中、それから運動会、遠足等の行事中の災害、それから部活動中に起きた災害ということで、やはり子供たち、学校の中でいろんなけがをされたりします。そういったときのために掛けているのですが、災害共済につきましては掛金、ご質問のとおりでございします。小中学校では、年間1人当たり920円と。それから、特約分というのがあ

りまして、これは特約分につきましては設置者負担ということで25円なのですが、これを合わせまして全体で945円と。学校設置者と保護者がそれぞれ負担しているということでありまして。滝川市では、そのうち保護者負担につきましては945円から25円引いた分の2分の1ということで460円、市といたしましては485円ということで負担をさせていただいております。また、合わせまして要保護、準要保護児童生徒につきましては、保護者負担分を国と市で全額負担していると、こういう状況でございます。ご質問の部分でございますが、空知管内10市のうち8市につきましては保護者負担割合がおおむね50パーセントという状況でございます。やはり災害共済給付制度につきましては、国と学校設置者と保護者と、3者による互助共済制度であるということから、教育委員会としては現行のとおり引き続き対応したいというふうには考えてございます。また、日本スポーツ振興センター法施行令というのがありまして、その中でもやはりご負担についての範囲については10分の4から10分の6ということで、滝川市50パーセントの負担ということでございますので、考え方としては継続してこのご負担を半分いただいきたいというふうに考えています。

○議長 長 大谷議員。

○大谷議員 滝川市の考え方としてはわかりました。

ただ、何とかこの多い金額の中からどの分かを負担軽減という形で、今回スポーツ振興の掛金と思ったのですが、それ以外で何かについて考えられるものがあるのかどうか、ありましたら。今具体的にこれということはいただかなくてもいいのですけれども、何か前向きに検討したいものがあるということであれば大変ありがたいのですけれども。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 はっきりと言い切れない部分があるのですが、やはり学校の施設とかそういった部分でこれまでご協力いただいている部分、大変ありがたいことなのですけれども、その部分については予算確保とかそういった部分で教育委員会としてもしっかりと取り組んでいきたいなというふうに思っています。

○議長 長 大谷議員。

○大谷議員 今施設という言葉で限定されましたか。私のほうは、保護者負担として徴収金の中からも思って質問したのですけれども。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 大変申しわけございません。PTA会費のほうであれだったのですけれども、教材教具費につきましても、各学校で一生懸命切り詰めたり本当に必要なものを購入したりという部分があるので、その辺はちょっといろいろお話を聞いて、私どもだけではなくて学校現場と一緒に考えていきたいなと思っています。ご承知のとおり、給食費については食材費ということでございますので、これもやはりいろんな合理的な方法で安い食材、それからおいしいもの、効率的に考えていますので、その辺も再度きちんと考えていきたいと思っております。

○議長 長 大谷議員。

○大谷議員 いろいろご苦勞、ご配慮いただいていると感謝いたします。期待しておりますので、

よろしくお願ひいたします。

次、市の施設の減免についてです。先ほどからお金のかかることばかり言うておりますけれども、滝川市では市の施設を使うと使用料が必要であると。これは当然かなと思ひますが、そのために滝川の中学校は中体連の当番校となつたときには大変苦慮しているわけだ。中体連ですから、特別部活を設けるだけの生徒がいないところ以外はほとんどの中学校がこれに加盟してあります。それで、多分教育委員会のほうからその中体連の事務局のほうに負担金は当然いただいております。しかし、この大会を運営するに当たっては、負担金の中から事務局費、それから大会の直接試合にかかるための費用等、分配はされているわけなのですから、事務局から来る大会費というのはボールの購入とかラインの張りかえ、審判の費用、それぞれの種目によって違ひますが、バレーボール購入だとか、いろいろなことにかかつてしまひます。それで、滝川市は立派な体育館がありながら地元でできないというのが学校から声が上がつてあります。新十津川の会場を使つたということも聞いてありますが、教育長は新十津川に行つてあいさつされたのですか。多分とても、そんなこと恥づかしくてできないのかなと私は思つたのですけれども、そういった場面も出てくるぐらい学校では困つているのが実情です。それで、せめて中体連の会場費だけでも減免にすべきではないかという声以前から非常に上がつてありますし、私も前に一般質問してありますし、荒木議員からも質問していただいております。また、これが市の施設を使うと、体育協会が管理ですよ。だから、市直接でないで、そちらにどうしても利用料は払うのだということであれば、使用料金分の助成を市から、教育委員会から出すということも考えられると思うのですが、この点についていかがでしょうか。

○議長 教育部長。

○教育部長 中体連の会場費ということでございますが、先ほどもお話出ましたが、中体連につきましては滝川市分として、例えば今年度ですが、全部で85万5,320円ということで支出してございます。これは、中空知の中体連ということでございますが、やはり生徒の人数は滝川多いので、二十何パーセントということで負担も大きくなつてございます。また、先ほどのご質問の中にありました滝川市内の体育施設の関係で、市内の学校が中体連の当番校になつていて、隣のまちの新十津川町のスポーツセンターを使用したという例があるということで、これについても実態についてお伺ひしているところであります。ちょっと空知管内の調べてはみました。例えば市内の中学校が中体連の当番校になつた場合ということで、ある市は50パーセントの減免、それと中には全額免除しているというところもありますので、ちょっとその辺調査して、どんな対応ができるのかなということで検討させていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長 大谷議員。

○大谷議員 前向きな検討というお言葉を本当にうれしく受けとめましたので、どうぞよろしくご検討いただきたいと思います。

次、3つ目、給食費の未納について、昨年も質問いたしました。給食費の未納について、昨年は給食費未納の手引作成や法的措置まで踏み込むとの答弁がございましたが、結果はどうであったのか。また、過去には納入された給食費で未納分も賄つているために3学期の献立メニューが調整さ

れるということを聞いておりますが、今年の状況はどのようになるのか。また、子ども手当が支給されているわけですが、それが給食未納にどう影響があるのか、効果があったのかということで質問いたします。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 給食費の未納についてでございます。今平成21年度末の状況についてお話ししたいと思っておりますが、未納者数が98名、それから給食費でいきますと……間違えました。未納額が24万6千502円、未納率が1.60パーセントということで、これ20年度末が2.06パーセント、19年度末が1.92パーセントということで、減少傾向にあることは間違いのないというふうに考えています。ご承知のとおり、平成21年3月に学校給食費未納対策の手引をつくりまして、それぞれPTA連合会の皆さんにご説明を申し上げ、未納対策として具体的に規約等の整備から保護者への周知、それから納入催告を行って一定の成果が出ているというふうにお伺いしております。いずれにしても、負担の公平の観点ということから最終的に、本当に最終的にですが、法的措置を検討しているという学校もあるというふうに今現段階では聞いています。それから、食材の調整を行うかどうかについては、いずれにしても給食費で給食は成り立っていますので、その辺は今の時点ではちょっと未定です。

それから、ちょっと今年度につきましては、いろいろと学校とお話ししたところ、11校中、未納がふえたという学校が1校、未納が減ったと思われる学校が4校、変わらないなという学校の学校が4校と、それから未納はないという学校が2校というふうに現状ではなっております。先ほど申し上げましたが、やはり未納については減少傾向にあるなというふうに思っています。それと、子ども手当の効果かということについては、本当にそうなのかなという部分はわかりません。

現状については以上でございます。

○議長 長 大谷議員。

○大谷議員 未納減少傾向ということで大変うれしく思います。

次、施設設備の整備・拡充についてです。これも毎年質問して、もう耳たこだと思いますが、机、いすの更新について、各小中学校の中から一番にやってほしいものは何だというと、この机、いすだということで聞いております。昨年の第4回定例議会の中での答弁では、21年から5カ年計画ですべての改修を計画しているということでしたから、去年とことしで大分よくなったのかなとは思いますが、去年、ことしの更新状況は数にしてどのくらいで、何パーセントなのか。また、金額にしてどのくらいであったのかお伺いいたします。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 ご質問の机、いすの整備状況ということでございますが、平成20年8月に行った実態調査をもとに5カ年計画で予算の範囲内で順次整備していくということでありました。平成21年度と今年度の状況ということであります。机と天板につきましては、平成21年度に227、平成22年度に235、2カ年度で合わせまして462。それから、いすにつきましては、平成21年度236、平成22年度につきましては286、合わせまして522ということでございます。平成21年度と平成22年度、机と天板につきましては達成率61パーセント、いすにつきまして

は58パーセントということでございます。金額につきましては、平成21年度につきましては127万4,154円、平成22年度につきましては93万5,864円、合わせまして221万18円という結果でございます。5カ年計画でありますので、通常でいけば単年度20パーセントずつということになりますが、前倒しできるものは前倒しして順次進めておりまして、やはり2カ年度で60パーセントということは、進捗状況はなかなかスピードを上げてやっているというふうに思っています。

以上です。

○議長 長 大谷議員。

○大谷議員 今更新の数、61パーセント、いす58パーセント、更新のされた分ですね。使っているうちに、机もかなり天板だけ取りかえたとか新品はほとんど小学校1校、中学校1校とか、そういうものですね、新品としては。ですから、また使っているうちに溶接がどうだとか傷んだとか、今年度の調査はされているでしょうか。去年一応した中で進めているということであれば、それで伺いますし、またそういった、したのだけれども、ことしもまた新品でないので傷んでいますということで調査結果がもしあるのであればお知らせいただきたいと思えます。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 20年度の調査はあくまでも調査ということで、毎年度各学校からいすとか机の要望をいただいています。私どもの担当者は机といすの1つずつ確認をして、どれが更新したらいいのか、どの机がもうだめなのかということで、1脚ずつチェックしています。それで、例えば新入学生、増減したりします。それに合わせて購入したり、足りなくなったりする部分がありますので、それもきちんと把握をしてこの数字に入れてございます。調査につきましては、21年度と22年度、2カ年度たちましたので、23年度につきましてはもう一度同じ調査をして、きちんとした実態把握をしていきたいという計画で今進めています。

○議長 長 大谷議員。

○大谷議員 ささくれ立った机やいすで衣服を傷めるという苦情が大変子供や保護者から多く出ておりますので、机、いすは毎日の学校生活に欠かせないものですから、早急に。年度計画ですから、あと3年ではこういう苦情が上がってこないのかなと期待しておりますが、できる限り前倒しでできるものであればよろしく願いいたしたいと思えます。

次、網戸、遊具、水道あわせて質問したいと思えますが、よろしいでしょうか。それでは、網戸についてですが、各学校はほとんどが網戸がないようです。東栄にはあったようでしたけれども。それで、ことしの夏は大変な暑さだったのですけれども、網戸がないために虫が入ったり窓をあけられないということで、網戸の設置も強く望まれております。特に1階は草からすぐ虫が入りますし、今の子供たちは虫に大げさに反応しますので、なかなか授業にも支障を来す部分もあります。暑過ぎて窓があけられないというと、健康にも被害、影響あるかと思えますので、設置を要望したい。

それから、小学校における遊具の整備について、今まで余り質問に上がっていなかったと思えます。市内の各公園等の遊具や公園の整備については順次されてきているわけですがけれども、遊具に

についても特に小学生にとっては本と同じくらい大変重要な教育環境。休み時間とか長休み等ありますので、利用も多いわけです。そんな中で、どのような整備がされているのか。また、新規購入など考えられているのかどうかということを伺います。

次、水道管についてですが、水道管の水質や点検、こういう検査、調査を行っているかどうかということです。水道水が臭いとか不純物がまじっている。去年は1校から聞いたのですが、ことしは2校がそのように言っているのですけれども、我慢のできない子については水筒を持参をさせているということですが、水道管が老朽化していることが原因だと思われるのですが、新校舎になったり、いろんな改築の中では対応できるのかなと思うのですけれども、そういった苦情に対して、その苦情のある学校だけを調査しているのか、全体的に調査しているのか。もし点検、調査したのであれば、その結果についてお伺いいたします。

○議長 教育部長。

○教育部長 まず、最初のご質問でございますが、網戸についてということでございます。市内、まず小学校7校の状況でございます。特別教室を含めた教室数、172教室あります。そのうち網戸を設置している教室については13教室、設置率については7.6パーセント。次に、中学校4校で特別教室を含めた教室数が110教室あります。そのうち網戸を設置している教室につきましては12教室ということで、設置率10.9パーセントということでございます。小中学校全体では282教室のうち網戸を設置している教室は25教室、設置率が8.9パーセントということでございます。網戸の必然性というのは、例えば木々が近くにある場合の学校とか、非常に虫の多い学校という部分については把握しています。やはり昼間でも虫とかたくさん入ってきて困っているのだという話もお伺いしてございます。やはりその辺の状況をお伺いすると、少なくとも1階の教室、そちらのほうを早急に予算の範囲内でまずは進めていきたいなと思っていますので、そういった学校も十分に把握しております。必然性については十分理解しますので、私どもも網戸の設置については進めていきたいなというふうに考えています。

それと、もう一つ、小学校における遊具の整備ということでございます。先ほどお話がありましたとおり、遊具については、特に小学校については非常に子供たち、皆さんに使っていただいているなというふうに思います。現状については、小学校7校で保有している主な遊具、ジャングルジムやブランコ、シーソー、鉄棒等ということで全体で54台設置してございます。中学校では、基本的に遊具は保有していませんが、1校だけ体育用具として屋外に鉄棒があるということでございます。安全点検につきましては、市内各学校とも4月の雪解け後にすべての遊具の点検整備を行っています。その後、雪が降らない間、外遊びができる期間については、学校によって回数は若干異なるのですが、定期的に遊具の点検、点検表を使って点検項目をしっかりとチェックして点検をしてございます。点検につきましては、教職員、それから業務主事が目視によって主にねじの緩み、例えばですが、がたつきとかさび塗装等の点検、整備を行っているところであります。現在学校から遊具の設置要望はございません。新規で設置する場合も、やはり安全性というところが一番大切なことになることから、教育委員会としてはやはり専門業者による設置が望ましいのではないかなと思っています。中には、PTAのボランティアの皆さんにお願いする部分も当然あるかもしれま

せん。考え方としては、今は以上でございます。

それから、水道管の水質の点検、検査ということでございます。水質検査につきましては、市内全学校で年1回以上の検査を行っています。すべての学校において水質の異常はありません。通常の一般家庭と同様に、給水方式については3校が直圧給水方式、これについては学校薬剤師によって水質検査を実施しています。それから、貯水槽水道を使用している学校、全部で8校ございますが、毎年貯水槽の清掃業務を実施している業者、それから中空知広域水道企業団による水質検査をそれぞれ年1回実施をしてございます。それから、各学校への調査した結果、要するに水筒持参のお子さんの関係ですが、給食時間にアレルギー等の事情によって水筒を持参している児童生徒も数名いるということでございます。ただ、学校の水道水が原因で水筒を持参している児童生徒についてはおりません。

以上、3点についてお答え申し上げました。よろしく申し上げます。

○議長 長 大谷議員。

○大谷議員 不純物がまじっていたという学校の報告も聞いているのですが、そういうことは聞いたことは、届け出は特になかったですか。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 これにつきましては確認しまして、ついこの間の校長会でも再度確認をいたしました。そういったことはないということで聞いています。

○議長 長 大谷議員。

○大谷議員 網戸について、何か明るい未来が見えたような気がして、大変ありがたく思っております。ほかの遊具、水道管についてもきちんと調査いただけてありがたく思っております。ぜひ網戸、来年進めていただきますようによろしく願いいたしまして、次に移ります。

次、学校におけるフッ素洗口ですね。小学校ですね、これ。中学校までは検討していないと思います。済みません。学校におけるフッ素洗口の状況を去年まで伺っております。ことしも1回しています。それで、どのように推移しているのかお伺いいたします。まず、管理職の中では23年度抽出校を何校かもわかりませんが、1校か2校選んで1年間様子を見て、24年度は全校が実施すると公表している校長もいるということですが、このように進んでいるのかどうか。保護者説明や実施のための環境づくりなどをどのように考えているのか。

フッ素洗口について効果や問題点など両論ある中で、教育委員会としてはどのような研修をされているのか。私は、反対の立場でいろんな研修を進めているものですから、本当に危険で、子供や孫がそういう学校ですというような状況にさらされるということになったらどうするのかなど大変不安に思っております。研修をされていると思いますが、推進側の研修を聞いたのでは、いろいろこう言われているけれども、大丈夫だよというような研修をされているだけでは、到底研修をしたということにはならないと思いますが、その辺も含めて。

また、実施されるとしたら、費用は1人当たりどのぐらいかかって、保護者負担になるのかどうかもお伺いいたします。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 小学校におけるフッ素洗口について、3点のご質問をいただきました。フッ素洗口につきましては、現在平成24年度に全校で実施したいというふうに計画をしております。23年度につきましては、モデル校の実施を目指して、先月の11月の定例校長会議でお話をしました。モデル校の抽出校につきましては、学校の希望、施設の状況、それから今年度の各小学校における歯科健診による齲蝕率の状況などを総合的に判断した上で今年度中には決定していきたいなと思っています。実施に際しましては、平成23年度当初からスタートと。当初からのスタートということは現在考えてございません。やはり学校教職員の勉強会、それから保護者の説明会など、きちんと順序を立てて行っていきたいというふうに考えています。やはり一番大事なものは、十分に理解を深める中で保護者の同意をきちんと得て慎重に進めていきたいなと思っています。これまでの動きといたしましては、いろんなところで私どもも研修に参加したり各関係機関、団体といろいろ協議を進めてきてございます。今やはり虫歯につきましても全国平均1.54本に対し滝川市平均は2.28本と高いという状況にもあることから、いろんな取り組みの中でやはり虫歯を減らしていく取り組みはしていきたいなと思っています。

それと、続きましてフッ素洗口について問題点ある中で教育委員会はどういうふうに考えているのかという質問でございますが、有効性、安全性については当然一部の反対意見があるということは承知しております。専門学会や各種の国際機関、専門団体においては、その安全性について私どもは50年以上にわたり幾度となく再評価され証明されているということでございます。世界保健機関を初めとして国内外の専門機関、専門団体が一致してフッ化物利用を推奨しているということもございます。いろんな情報もございます。保護者の皆さんへの説明に際しては厚労省が示しているフッ化物洗口ガイドラインとか北海道や北海道教育委員会が作成したフッ化物洗口ガイドブックに基づいて安全性や効果について十分説明していくようにしたいなと思っています。また、厚生労働省が示しているフッ化物洗口ガイドラインにおきましても、実際にフッ化物洗口を実施しない、したくない保護者や子供たちがいることも踏まえまして、やはり保護者への十分な説明と同意を得て行うということが明記されております。参加の有無につきましては、義務ではなくて、やはり保護者が選択できるように配慮していかなければならないというふうに教育委員会では考えてございます。

3番目でございますが、フッ化物洗口に関して保護者負担か公費負担なのかということでございます。実施する際、施設、対象者数、選考頻度によって変わりますが、今考えている、例えば週1回法でフッ化ナトリウム試薬を使用した場合につきましては、1人当たり年間300円程度ということでございます。現段階では、教育委員会としては費用については公費負担で実施したいというふうに考えています。

○議長 大谷議員。

○大谷議員 推進側と反対側と本当にいろんなことを言っておりますので、やはり反対側の資料も直接委員会で目を通されて、やはり疑わしきは使用せず、そういうことも重要なこと。私は、虫歯の1本、2本よりも健康被害のほうが非常に恐ろしいと考えておりますので、そこら辺もよく判断されて、これからも十分に研修して進めていただきたいなと願うものであります。

それでは、以上で終わります。ありがとうございました。

○議長 以上をもちまして大谷議員の質問を終了いたします。

ここで休憩を入れます。再開は3時20分です。休憩します。

休憩 午後 3時10分

再開 午後 3時24分

○議長 では、会議を再開いたします。

荒木議員の発言を許します。荒木議員。

○荒木議員 通告に従いまして質問させていただきますが、今回2件であります。来年度の予算編成の時期であるということ、それから旧のタッグも含めて、タッグ計画の23年度が最終年度であるということ、それと市立病院の開院に向けて一般会計と企業会計である市立病院の中長期的というか短期的というか、収支の見込みについて、2件お伺いするものであります。

◎1、行財政改革

1、新滝川市活力再生プランについて

まず、1件目の行財政改革、タッグプランについてなのですが、ちょっと事前に質問の仕方が悪かったなというふうに反省をしておりますが、もともとタッグ計画というのは将来的な、平成17年度当時の将来的な収入不足による行財政改革というふうに認識をしておりますが、そういう範疇で旧から新タッグに移行する、現在移行している段階において平成21年度決算ベースで当時の収入がこれぐらいになるだろうと、減るだろうという見込みからどれぐらい、例えばふえているのかとか、そういう大きな枠組みの中でどういうふうに変化しているのかというのを伺うものです。

○議長 長 荒木議員の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 荒木議員のタッグ計画、新タッグ計画の関係のご質問に答弁をさせていただきますが、まず新タッグ計画におきます平成21年度の収支の状況、この関係につきまして答弁をさせていただきますと思います。現在の新タッグ計画と申しますのは、先ほど荒木議員もおっしゃられましたとおり、収支の改善ということの計画でございます。平成21年度から5カ年間の収支不足見込額を平均でありますと3億5,000万円、この収支バランスを保つとした計画でございます。21年度の状況をまずお知らせさせていただきたいと思いますが、決算ベースで総人件費の仕組み、それから公債費改革などの削減効果合わせまして、特に地方交付税の増額等によりまして、平成21年正味単年度収支はプラス2億3,000万円という計画を上回る改善になったところでございます。特に地方交付税、今ここ一、二年交付される額がいいのですけれども、ちなみに平成21年度につきましては、予算に対しまして2億8,000万円ほど増という状況になってございます。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 今年度は継続中ということなので、まだ決算出ていないのですが、これもタッグ計画内ということで、現年度のある程度の今おっしゃられたような収入増の見込みについてもお答えい

ただけますか。大丈夫ですか。大きな枠で予想で結構なのですからけれども。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 22年度の臨財債も含めました地方交付税の歳入の予算が79億8,770万9,000円でございます。現在のところ、まだこれは確定はしておりませんが、今の見通しといたしましては81億5,888万3,000円、こういうような見通しを持ってございます。差し引きしますと、1億7,000万円ぐらいの増でしょうか。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 23年度についてはちょっとわからないと思うので、大体お聞きしたところ、この2年間については交付税の増額等もあって、見込みよりも歳入がふえているということが大体わかるのですが、そこで2点目なのですから、当初からの歳入増の当初というのは平成17年のタッグ計画当初ということなのですが、歳入増について将来の財政需要に備えた、今後ストックとするのか、あるいは新規事業への原資というふうに基本的に考えているのか、その方向性について伺います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 荒木議員のストックなのか新規事業への原資なのか、この辺の考え方でございますが、まず地方財政法に基づきまして地方公共団体は各会計年度におきまして歳入歳出の決算剰余金生じた場合は剰余金の2分の1を下らない金額を翌々年度毎に積み立てると、こういう法的な決まりがございます。まずは、これに沿った対応をしたいというふうに考えております。

そこで、ストックか新規事業への原資かということでございますけれども、今後の財政需要ということを考えてみました場合に、例えば学校の耐震化ですとか公共施設の修繕、もろもろ含めまして非常に大きな財政需要、大きな案件が目前に多控えているという状況でございます。また、今交付税調子いいということの説明させていただきましたけれども、交付税というのは市の歳入の中でも大変大きな割合を占めておるものですが、ここ一、二年、国の方針もありまして手厚く措置をされておりますけれども、どうも今の国の状況、報道等を見てみますと、この交付税というものがいつ逆風が吹くかわからないというような状況にもあるのではないかなというようなことで気をもんでいるところでございます。したがって、荒木議員おっしゃられましたストックという部分、基金の積み立て、この辺につきましてはやはり非常に重要であるというふうに考えております。また、こういう歳入関係の傾向、状況等踏まえまして、必要な新規事業につきましては優先度を十分に見きわめた中で実施をしていきたいというふうに考えております。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 当然必要なものは使わなければいけないというのはよくわかるのですが、先ほど部長がおっしゃられました、いわゆる2分の1ルールというのですか、基金に積むというのはよくわかります。私が本当にお聞きしたいのは、それを超えても、要するに基金に積んで、本当に不測の事態に備えるような方向性なのかどうかということなのです。全額基金に積めということでもないし、それはそういうふうに言っているわけではないのですが、要するにストックを重視する方向なのかそうではないのかということをお聞きをしたいところなのです。ストックすることに全力を挙

げるということなのか、そうではないということなのかをお話をいただければと思います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 荒木議員の基金の積み立ての程度、ストックの状況につきましては、どっちを重視する、しないという、そういう考え方ではなくて、将来に必要な今後見込まれるいろんな財政需要というものを踏まえまして、この部分の実現に必要なストックというのは、これはもう優先的にきちっと積んでいきたいということが基本でございます。ただ、積み立てていく基金の額につきましては、どういう自治体であれば幾らとか、この規模の地方自治体であれば幾らとかという、そのルールとか定説というものがございません。どの程度のレベルなのかというのは、その全道、全国に占める基金、各自治体の基金の積み立て状況だとか、そういうものを比較検討したりして今勉強もしているところでございますけれども、今後の財政収支を見通した中でいかに安定的に財政運営をしていくかと。財政需要も踏まえまして、そういったことの中から基金の額というのは決めていきたいなというようには考えております。まずもって将来に必要な事業、必要なそういった財政需要、こういったものを十分に念頭に置きながら、そのために必要なストックはきちっと備えていくという考え方でございます。

○議 長 荒木議員。

○荒木議員 ちょっとしつこく聞いた意図は、要するに今の部長の答弁が察するに、無駄遣いとは言いませんが、そういうものはしないのだということを明確に方向づけられたのだというふうに認識をした上で、3番目の次年度の当初予算というのは骨格予算になるというふうに当然思われるのですが、新規の政策予算としてある程度、もう今こういうことが次年度見込まれるだろうというのはあるのだろうというふうに私は思うのですが、それをどのような事業をある程度、細かいものは結構です。大きいものとして想定しているのかについて伺います。

○議 長 市長。

○市 長 政策予算は政策予算でありますから、統一地方選挙が終わった後にその政策として新たに打ち出す、そういうもので議会のご審議をいただくということになります。したがって、今その政策予算としてどういうものを考えているのかということをお答えするのは適切なことではないというふうに思いますが、それでは逆に言えば骨格予算でどこまで見ているのかという話だろうというふうに思います。私は、ハード事業であっても継続的な事業は当然骨格予算で上げていくべきだというふうに思っています。

それから、2点目としては、今市議会議員さんの任期の中で調査をし、これは実施をしたいと、実施の形は検討中だということを申し上げてきたものがあります。こういうものについては、やはり当初で持っていくことが適切なのではないかと。あるいは、国の予算がついて、地方で取り組めるような制度設計がされたもの。こういうものも、やはりできるだけ早く取り組む必要があると。とすると、政策予算ではなくて、国の予算措置をされたものについてはやっぱり骨格予算、当初で持っていくべきだと。こんなふうに実施しないことによって逆に混乱をもたらすなどというものについては、骨格予算で持っていききたいというふうに思っています。

3点目は、議会にもご説明をして、計画に基づいて淡々と進めるもの。こういうものは、やっぱ

り当初予算に持っていくべきだろうなど。それ以外のものは、新しい施策についてはやっぱりその政策予算として持っていくべきだと。そうしたら、何の検討もしないのかと。それで、行政の継続性が保てるのかということもきっとあるだろうというふうに思います。したがって、所管に指示しておりますのは、間もなく政策予算、23年度予算の重点予算の協議を始めますけれども、行政の継続性という観点の中から政策予算にかかわるものであっても所管で考えているものについては上げよという指示をしております。そういう中で、当初予算に上げるべきものというのは、先ほど申し上げたような物差しが適切ではないかというふうに思っております、そういう考え方で骨格予算は上げたいと。政策予算は一番最初に申し上げたような準備はしつつも、その予算化するのには選挙以降の話になるだろうというふうに思います。

○議長 長 荒木議員。

◎2、市立病院

- 1、収支計画について
- 2、患者数推移について
- 3、看護基準について
- 4、託児所について

○荒木議員 それでは、2点目なのですが、市立病院について何点か伺いますが、事前に申し上げておきたいのは、もう開院も目前でありますし、我々も含めて市民の中に市立病院に何とか継続的に安定経営をしてほしいというふうに思って、だれ一人そう思わない人はいないというふうに思います。それで、きょう何点か質問をさせていただきますが、やはり現段階である程度いろんな認識を共有しなければいけないなという思いもあってさせていただきますので、よろしく願います。

まず、1点目なのですが、収支計画の当初の収支計画との乖離はあるのかということなのですが、その当初の収支計画というのはちょっと言葉足らずだったのですが、基本設計のときの私が当初と言ったのは、平成35年度までの計画のことをいっています。乖離があるのは当然だというふうに思いますが、どの程度の乖離があるというふうに分析をされているのか。また、新たな収支計画の策定見込みについて伺います。

○議長 長 病院事務部長。

○病院事務部長 ご質問のありました改築に伴う収支計画につきましては、平成19年3月に策定をいたしました基本計画の中でお示しをさせていただいたところですが、改築工事費を再積算した結果に基づきまして平成20年7月に収支計画の見直しも行ったところでございます。見直した内容といたしましては、改築事業費の変更に伴い変わる項目について置きかえたということで、それ以外の項目についてはそのままの数値を利用したということでございます。

見直し後の収支計画の実績との比較ということをさせていただきますと、平成20年度につきましては計画では収益的収支の差し引きで305万円の黒字ということを見込んでおりましたけれども、実績は3,303万円の赤字でございました。平成21年度につきましては、計画では2億6,

875万円の黒字を見込んでおりましたが、実績は9,592万円の黒字ということでございます。

計画と実績との違いの大きな要因につきましては、入院収益の減少でございます。特に平成21年度の違い幅が大きいのは、21年度につきましては計画では7対1の入院基本料ということで見込んでおりましたが、実績では10対1ということで入院基本料であったということによる単価の違いというものがまた大きく影響しているということでございます。22年度、今年度の4月から10月までの実績では、7対1の入院基本料の取得もありまして、1日当たりの入院単価が一般病床で計画の3万8,760円を3パーセントほど、精神病床で計画の1万5,300円を5パーセント程度それぞれ上回っております。また、外来の1日当たりの単価も計画の6,870円を20パーセント程度上回っている状況でございます。しかしながら、患者数につきましては計画より下回っているということから、厳しい状況には変わりはありませんが、平成21年度よりは計画との差というものは改善できるというふうに考えてございます。現在のこの収支計画の見直しにつきましては、新たな収支計画というよりは現在の見直しということについて改築工事費、それから備品購入費などの確定あるいは新病院での経費などの実績も踏まえまして、明年度、23年度に行いたいと考えております。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 次の質問で1日当たりの云々ということをお聞きしているのですが、一部今も、数ではありませんが、部長から答弁が一部あって、これを例えば病床稼働率なんかはどういうふうになっているのかということだけ伺いをしたいというふうに思いますし、もし稼働率が予想より下回っているというのであれば、そのやっぱり大きな要因というのはどういうことが考えられるのかということについて伺いたいというふうに思います。

○議長 長 病院事務部長。

○病院事務部長 通告で2番目に稼働率、それから入院患者数というのがあったのですけれども、この辺はあわせてでよろしいですか。

それで、2番目のご質問の事項について回答とさせていただきたいと思います。先ほど申しました収支計画の策定に当たりましては、患者数については平成18年度の実績ベースというものが続くということで基本的な考え方で策定をしたということでございます。しかしながら、耳鼻咽喉科ですとか皮膚科の常勤医師が不在となるなどの影響から、残念ながら入院、外来ともに患者数は減少ということとなっております。1日当たりの入院患者数は、計画では297人ということ計画しておりましたが、平成20年度実績では266人、平成21年度実績では253人という状況であります。1日当たりの外来患者数につきましては、計画990人に対しまして、平成20年度実績では825人、平成21年度実績では831人という状況でございます。病床稼働率につきましてはの比較では、一般病床では計画84.3パーセントに対し平成20年度実績が77.1パーセント、21年度実績では72.6パーセントでございます。精神病床では、計画87.1パーセントに対し平成20年度実績では69パーセント、平成21年度実績では70.2パーセントという状況となっております。外来患者数につきましては、20年度、21年度と横ばい状況に

あり、また22年度も4月から10月までの実績を見ると同様ということでございます。明年1月から耳鼻咽喉科の常勤医師が赴任するということが決まっておりますので、外来患者数の増加というものが期待できるというふうに思っているところでございます。入院患者数につきましては、先ほど申しました医師による影響のほかにDPCの導入による平均在院日数の短縮に働く傾向ですとか、あるいはことしの3月から取得いたしました7対1の入院基本料の取得ということで、看護師数に見合った患者数でなければならないというようなことの影響もありまして、減少しているというふうに分析しているところでございます。しかしながら、収入の増加というものをしっかり図っていかなければなりませんので、そのためにはやはり大きな収入のところでございます入院患者数をふやすということが最も重要と考えますので、看護師数の増員を図りながら患者数の増加に努めてまいりたいと思っておりますし、また入院単価の上昇もございませうけれども、これのさらなる上昇等についても努めていきたいというふうに考えてございます。

◎議事延長宣告

○議長 本日の会議は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

荒木議員。

○荒木議員 次にまいりますが、7対1の看護基準について見通しをお伺いするのですが、いろいろな情報というかお聞きしたところによると、大変ぎりぎりで厳しい状況だというふうに聞いています。10対1を確保するだけでも大変だというような、民間病院を見ても大変よくわかるし、大変なことだというふうに思いますが、7対1の看護基準発生がやはり年間の収入に大きく影響するというのも認識していますので、こういう状況だということをお話しいただければと思います。

○議長 病院事務部長。

○病院事務部長 7対1の看護につきましては、ことしの3月に北海道厚生局に対しまして7対1入院基本料の施設基準の届け出を行い、届け出後は継続してずっと基準を満たしている状況でございます。この7対1の基準につきましては、毎月の看護師の実働時間数と患者数から基準を満たしているかどうかの計算をいたしまして、厚生局のほうへ報告を行うということが必要でございます。どうしても休みが多い1月、今度の1月でございますけれども、この月は看護師数の配置数が実働時間で来ますので、先ほど言いましたように基準を満たさないということが見込まれますが、2カ月連続して基準を下回らなければ7対1の看護というものを継続することができます。したがって、2月、3月につきましては、今の見込みでは基準を満たせるということを見通してございますので、継続可能というふうに考えているところでございます。

また、新年度におきましても、現在新年度の採用予定看護師数というものがほぼ内定してきてございます。また、看護師の調査の中で退職を予定されている看護師数もそれぞれ把握しているところですが、現在のところ退職者を上回る看護師数の採用ということが見込まれてございますので、新年度についても7対1の看護の基準の継続が可能というふうに考えているところでございます。

○議長 荒木議員。

○荒木議員 4番目です。託児所について伺いますが、これまで院内においても、あるいは本会議の場でも何人かの議員さんが質問されておりますが、院内においてもいろんな協議がされているのだというふうに思います。その設置の方向性について現段階での考え方を伺います。

○議長 病院事務部長。

○病院事務部長 先ほどからのご質問にもございますように、7対1の看護の取得あるいは今後の病院の収益の中核である、やはり入院収益をどう確保していくのかと。こういう部分では、やはり看護師数をどう確保するのかということが非常に重要だというふうに考えてございますので、院内保育所の設置につきましても、基本的にやはりこれは必要な施設であるというふうな認識は持っております。院内保育所の設置につきましては、しかしさまざまな観点からやはり検討する必要はあるということから、道内の公立病院あるいは当院の看護師へのアンケートの実施、あるいは実際に他の病院で実施しております運営委託を行っている会社など、どういう課題等がいろいろあるのかと。実際にやるとしたら、どういう条件でやれるのか、こういう打ち合わせですとか、あるいは適正な保育料がどの辺なのかということでの調査なども行ってきたところですが、しかしながらやはりまだ適正な保育料のあり方、あるいはその保育料で賄い切れない費用負担、あるいは設置の場所、給食のことなど、さらにやはり検討が必要な課題が実はございます。また、実際に保育時間ですとか保育料の条件を設定したときに実際の利用者が何人いるのかということもやはり調査、把握が必要だというふうに考えているところでございます。そういう意味では、今年度の調査時間に少し時間がかかったということについては反省すべき点があるというふうに考えているところでございます。既に幼稚園と保育所などの新年度募集なども始まってきているということも考えますと、23年4月からの実施できるかどうかの判断をできる状況には今はないというふうに考えてございますけれども、しかし23年度のしかるべき時期までには、やはり必要な検討、調査を済ませて、その時点での判断をしたいというふうに考えています。こういう部分では、やはり明確に内部的に時期を見きわめて目標を設定して取り組んでいきたいというふうに思っておりますし、最初に申し上げましたように院内保育所についてはやはり今後も必要だという基本の認識がございまして、その時点での判断の結果の有無にかかわらず、やはり引き続き今後も実現していくという努力を続けていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長 以上をもちまして荒木議員の質問を終了いたします。

三上議員の発言を許します。三上議員。

○三上議員 公明党の三上です。

◎1、安心・安全な社会

- 1、老人福祉住宅廃止・今後の高齢化社会への対応について
- 2、生活保護世帯への自立支援策について
- 3、女性特有のがん対策について
- 4、3ワクチン接種の公費助成について
- 5、脳脊髄液減少症について

きょうは、安心・安全な社会、そして先ほど市長からありましたように超高齢化社会に対応した社会の実現ということで何点か質問させていただきたいと思います。

老人福祉住宅の廃止についてです。老人福祉住宅が廃止になってから、もう既に8カ月たっております。私ども公明党としては、この廃止の条件として2年間の猶予期間の中で全市的に高齢者が安心して暮らせる社会をとということで賛成させていただいたという経緯がございます。そういったことで、途中経過ではありますけれども、廃止後に向けた市が掲げた施策が今どの程度進んでいるのか、その進捗状況について伺いたいと思います。

○議 長 三上議員の質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま質問ありました件につきましてお答え申し上げますが、12月の7日現在なのですが、3団地には43世帯、43人が入居しております。ご承知のことと思いますが、老人福祉住宅の廃止に伴いまして大きく3点、今議員おっしゃったように2年間という経過措置を設けたわけでございます。1つ目が見守り協力員が行う1日1回の定期訪問による安否確認でございます。2点目が東湯を利用される場合に限り入浴料金の一部、390円のうち190円を市が助成すると。3点目が冬期間の福祉除雪を利用する方には料金の半額を市が助成すると。以上、3点でございます。安否確認につきましては、東町団地は以前のヘルパーをお願いしておりますし、また江南団地についてはシルバー人材センターから派遣していただきまして、33世帯が利用されております。確認業務については、月から金曜までの午前中、対面による声かけを行って、必要に応じた相談にも応じているというところでございます。入浴につきましては、東湯が16人で延べ605回利用されておりますし、さらに毎週火曜日、ふれ愛の里で開設をいたします湯ったりサロン事業参加を希望する東町団地の入浴者に限りワゴン車で送迎していると。参加者については5名、延べ114回利用されております。料金については、通常600円なのですが、200円を市が負担しているということでございます。また、江部乙の改善センターについては、入浴でございますが、6の方が延べ230回利用をしております。福祉除雪については、31名が申し込みをされていると。また、各団地の見守り協力員については月報を毎月提出いただきまして、市との情報共有にも努めておりますし、特にいろいろと相談の中で判断に苦慮する内容等があれば随時電話でやりとりを行っている。市の地域包括支援センターとも常に連携を密にして見守っている状況でございます。

以上でございます。

○議 長 三上議員。

○三上議員 今ご説明いただいたとおり、なかなか約束されたことは実行されているというふうにとらさせていただきます。

それで、先ほどもちらっと話しましたがけれども、何よりも老人福祉住宅だけに限らず、全市的な取り組みということが今後超高齢社会に対しては重要になってくるのではないだろうかと思っております。先ごろ町内会の回覧を通して医療情報キットの希望者については無償配付するということがありました。これも1つは、ひとり暮らしの方が家の中で倒れたりしたときに救急隊員が駆けつけたときに、その方の情報を速やかに取得できるというものだと思います。これも私も、そして

大谷議員さんも以前からお話しされていたものだと思います。それと、もう一つ、以前から滝川市が実施している緊急通報装置、これも1つは高齢者の方に対しては見守りという点ではなかなかいい施策だと思っております。

それで、全市的な取り組みの進捗状況、あと1年ちょっとありますけれども、あるところでは光ファイバー網を利用して24時間、こういうひとり暮らしの高齢者に対して見守りができるという実施しているところがあるのです。それは、居間だとか寝室だとか玄関にセンサーを取りつけて、24時間、例えば反応がなかった場合に通報されて、その通報されたのを受けて近所の方々が駆けつけて様子を確認するという体制です。こういったことも念頭に入れながら、今後の見守り体制含めて安心・安全な社会を築いていかなければいけないと思いますけれども、あと1年ちょっとありますけれども、どのような形で今進んでいるのか、その辺を伺いたいと思います。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 2点目のご質問でございますが、やはり高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるような地域づくりというのが最も重要な施策であると我々としても考えております。

その1点目といたしまして、まず安否確認、安否取り組みでございます。ことしから友愛訪問サービスについては、利用対象要件ですか、見直しを行いました。65歳以上の独居老人であれば市内にお子さんとかお孫さんがいても対象といたします。さらには、配食サービスとの併用もできるということになりました。次に、安心感の確保でございます。薬剤師さんから実は支援要請ございましたが、先ほども議員おっしゃっていましたように救急医療情報キットの導入に向けまして市民会議を立ち上げて、町連協さんと社会福祉協議会との連携により、または協力により来年1月にキットを配付するというようになっております。それから、虚弱高齢者の実態調査でございますが、本年度特定高齢者の情報収集を重点として実態調査を行っております。市内14地域、そして75歳以上の独居老人高齢者が対象でございますが、認知症とか虐待、または地域から孤立をすることか、場合によっては消費者被害に遭っているとか、体調被害、いわゆる自分で問題解決できない方とか、または訴える能力がないという高齢者を早期に発見をしよう。そして、地域や関係機関とのかかわりを持てるように支援するというのが目的でございます。個別訪問によりまして、生活機能に関する25のチェック項目と、また聞き取り結果から介護予防の必要性がある特定の高齢者の候補者を選定いたしました。数としては約400弱でございます。この方については、保健師が随時訪問いたしまして、各種福祉制度の紹介とか、または介護予防事業のケアなどを行っているということでございます。今後も訪問地域を広げて、継続して実態把握に努めてまいりたいと考えております。最後にネットワーク事業でございます。見守りネットワーク事業でございますが、これらの調査結果を踏まえまして、傾向や特徴分析をして、問題点とか課題を整理しよう。また、町内における見守りの中で高齢者の異変の気づきという視点が重要になると思います。地域住民と企業、団体との連携による支援体制に結びつけるためにも、全市的な見守り体制の方式に向けて十分に検討してまいりたい。それから、先ほど議員さんおっしゃったセンサーの件でございますが、ちょっと勉強させてください。いいものであれば、いろいろと検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 三上議員。

○三上議員 センサーについてはぜひ、お金もかかりますけれども、ぜひ研究していただければなと思っております。それと、高齢者の方のまず安心という部分では、健康ということがありますけれども、もう一方で人とのかかわりという部分でこれが孤立化するということがよくあるのです。結局地域社会に溶け込めず、その日1日だれとも話さないで終わってしまうと。そういった部分で1つ提案させていただきたいのですが、いわゆる昔は託老所という形であったかと思うのですが、ふれあい喫茶という交流の場を高齢者の方々が集い合える、老人会とかもありますけれども、老人会は週1回だとかという形で、そういった中にはなかなか溶け込めないけれども、小さな小さなグループだったら何とかかなかなという方々もいらっしゃいますので、そういうような集いの場を実験的に設置してみてもどうかと思うのですが、この部分についてどのように考えているか伺いたいと思います。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいまご質問ございましたが、地域住民がともに触れ合ってコミュニケーションを図れるという場として交流できる場所というのが本当にいいものだなと思います。では、滝川市が取り組む各種事業についてご紹介申し上げますが、まず閉じこもり予防を兼ねました機会の提起の場としては温泉教室とか湯ったりサロン、また介護予防事業をいわゆるふれ愛の里で実施しております。このほか、地域主体性を尊重しつつ、いきいき百歳体操の啓発普及にも努めております。この事業については、地域のボランティアスタッフが中心となって年々広がりを見せておりますが、今市内で10カ所で実施中でございます。最近では、各地域で趣向を凝らしまして、例えば茶話会やったり、または食事会を実施しているという地区もございます。日ごろの交流への発展を見せているということでございまして、今後とも市としては普及拡大に向けて推進してまいりたいと考えております。それから、その他老人クラブ活動についてもお話し申し上げますが、議員さんもお存じかと思いますが、市内ではなごみ会とか、またライフサポート運営委員会というのがございます。独自に交流の場をつくって、一生懸命活動している団体もございます。以上のように、これまで地域の皆さんと高齢者と、いわゆる交流の場づくりをいろんな形で行っておりますけれども、議員さんからご提案のありましたふれあい喫茶など、そういった交流の場については今後とも市民皆さんのお知恵とアイデアをいただく中でぜひ皆様方のご協力をいただく中で具現化に向けてしっかりと勉強していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 三上議員。

○三上議員 それでは、次に移りたいと思います。来春いよいよ統一地方選がありまして、市長選挙、そして私たちの市議会議員選挙が控えております。そこで、伺いたいのですが、最近は期日前投票がすごくふえていると思いますけれども、その期日前投票の際に宣誓書の記入というのがございます。この宣誓書の記入は、投票所に来たときに、そのときに記入するのです。それで、高齢者の方からよく言われることは、結局受け付けの方がいらっしゃる中で宣誓書を書くと、手が震えてなかなか書けないのだと。もうちょっと事前に書けないだろうかという話がありまして、これをあ

るところでは入場券のはがきに宣誓書を取りつけて発送すると。期日前投票を利用される方は、事前に家で宣誓書を、いろいろ当日投票できない理由だとか、そういったことを書くようにできると、やっているところもあるのです。そのように、やはりこれからそういうような高齢者の方がふえますので、そういった対応も必要かなと思いますけれども、どのように考えているか、可能かどうかということ伺いたいと思います。

○議長 長 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長 選挙管理委員会に属します今後の高齢化社会への対応につきまして、三上議員からご質問がございましたので、藤本選挙管理委員会委員長の命を受けましてお答えいたします。

高齢者への対応といたしまして、期日前投票の宣誓書の改善を行うべきと考えるが、その見解についてというご質問でございますが、公職選挙法第44条第1項におきまして「選挙人は、選挙の当日、自ら投票所に行き、投票をしなければならない」となっております。ただし、投票日当日、投票に行くことができない選挙人につきましては、法の第48条の2第1項におきまして期日前投票所に制度を設けまして、告示日の翌日から投票日前日までに投票ができるようになっております。宣誓書につきましては、当日みずからが投票所に行けない理由を申し立てまして、かつ申し立てが真正であることを誓う旨の宣誓書を提出して投票することになります。宣誓書の様式につきましては、公選法で定められておりまして、宣誓書の内容といたしましては事由が5項目ございまして、仕事等によるもの、外出等の私的なもの、それと疾病等によるもの、離島、それと転出等によりまして住所を移転した者に該当するものがありましたら、その5項目から選びまして該当する事由に丸をつけ、本人のお名前、性別、生年月日、住所を記載しまして申請を受けることとなります。

宣誓書の改善ということで、高齢者に対して入場券と宣誓書を同封して送付できないかということにつきましては、入場券のはがきに5名連記の圧着して目隠しとなっております。それで、高齢者を特定して宣誓書を送付しても、家族のだれに送られてきたのか受け取る側が特定できず、また宣誓書を受け取った者が当日投票に行こうと思っていたのだけれども、その宣誓書を送られてきたことによりまして期日前投票に行かなければいけないのかという勘違いする可能性もございます。それとまた、短期間での入場券の発送処理となるために高齢者を特定しての合封作業をすることは事務的に困難と考えます。窓口に来られて記載することが困難なお年寄りにつきましては、氏名だけをご本人に記載していただきまして、窓口の者がかわって住所等を聞き取りして記入しているところがございます。また、宣誓書に本人が自宅で記入して窓口を持参し投票することもできますので、宣誓書を代理の方が窓口に取りに来るか、またはお電話で自宅まで郵送していただきたいということで申し出ていただきますと、自宅に送付することもできます。市内施設におきましても、事前に人数分の宣誓書を持ち帰りまして、本人に記入していただきまして、後日施設の職員と一緒に窓口に来ていただきまして投票する場合もありますので、高齢者の方の期日前投票も数多く最近ではされているところがございます。今後におきましても、広報等によりまして市民へPRを行いまして投票しやすい環境づくりに努めてまいりますので、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議 長 三上議員。

○三上議員 投票率がアップして、どなたでも行きやすい選挙であればいいかなと思っておりますので、ぜひ最善の策でやっていただきたいなと思います。

続きまして、生活保護世帯の自立支援策として現在どのようなことをされているかについて伺いたいと思います。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 生活保護世帯の自立支援策でございますが、大きく分けまして支援策としては経済的自立と、それから日常的自立、いわゆる身体的自立とありますが、3つ目が社会的自立と3種類ございます。まず、経済的自立につきましては、就労を開始をして、その収入で生活保護から自立するというものでございます。平成19年に就労支援プログラムを滝川市では策定をいたしました。働く能力はあるのだけれども、なかなか仕事していない。また、働く能力が不十分な者に対しまして求人情報提供を行ったり、またはハローワークへの同行をします。いわゆる就労を促進するためのものでございます。昨年度7名の方が就労開始をいたしました。5世帯が生活保護から自立をしております。2つ目の日常生活自立でございますが、病気とか障がいなど身体状況にかかわらず、住宅において安定した生活が送れるように支援するものでございます。これも同じく19年に高齢者日常生活支援事業プログラムを策定しております。これは、地域包括支援センターと連携を図りながら健康的な生活を送るための各種サービス提供に努めております。昨年度、3名が介護予防事業、いわゆる温泉教室に参加をしたということでございます。さらに、精神障がい者等退院促進事業プログラムでは長期入院患者で、いわゆる保護者でございますが、病状が安定しているのだけれども、その受け入れ条件が整えば退院可能という方がいらっしゃいます。その方々の退院促進の支援を行っている。昨年度3名が退院いたしました。1人がグループホーム、2人が居宅生活で現在送っております。続いて、最後の社会的自立でございます。地域社会の一員として地域とのつながりを持った生活が送れるように支援するものでございまして、精神障がい者等社会参加促進支援事業プログラムでございます。これは、精神または知的障がい者で就労または通所しなくて、家に閉じこもりがちという者を対象として保健師との連携を図って社会促進の支援を行っております。実績としては、1名の方が若草友の会作業所に通所を開始いたしました。以上、各世帯の状況に応じて自立支援を行っておりますが、これら自立についてはすべて生活保護から自立をすることによってございませぬ。あくまでもその人ごとにその人らしい生活のあり方があって、その人らしさを回復をするということによってそれぞれに自立のあり方は異なるのかなと思います。

以上でございます。

○議 長 三上議員。

○三上議員 自立支援のためには3つがあるというお話でした。生活保護率が高い釧路市では何かいろんな取り組みをされているそうなのですが、ボランティア体験を通して自尊感情の回復を図る体験プログラムをやったり、あるいは福祉施設に赴いて、皆さんとかかわることで就業意欲を向上させる。そういったことから本格的な就労に結びつけていくというような、いろんな事業をされて

いるようです。そういったことで、やはりあくまでも最終的には自立、お年寄りの方は別として、最終的に自立していただかなければいけないというふうに思いますので、ぜひ積極的にこういうようなボランティアだとか福祉施設の出張だとか体験だとか、そういったことも取り入れながら自立に向けて頑張っていたいただきたいなと思います。

次に、女性の特有のがんについて伺いたいと思います。実は、私ども公明党は、妊婦健診だとか、こういう女性特有のがんの検診については恒久化すべきだとずっと訴えさせていただきました。それで、来年度についてももちろん予算組みされると確信はしておりますけれども、万が一予算がつかなかったら困るということで、恒久化を目指すということで、公明党の女性の皆さんが署名活動をさせていただきました。その署名数が5,309人集まっております。これは、後日市長に提出させていただいて、来年度の予算編成に向けて検討していただきたいなと思っておりますけれども、無料クーポン券を配付して検診できるようになっているのですけれども、なかなか受診率が上がらないという問題も抱えていると思います。そういったことで、現在どのような形で受診率アップに向けて取り組みされているのか伺いたいと思います。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 先ほどの署名の件でございますが、5,309名の署名、お待ちしております。

ただいまがん検診の話ございました。実は、昨年9月から実施しています特定の年齢に達した女性の乳がん検診、また子宮がん検診、無料クーポン券配付しておりますが、昨年度の受診率については乳がん検診が36.3パーセントでございます。子宮がん検診は33.0パーセントでございます。この数字は、結構全道でもいい数字なのです。我々としてはもうちょっと上げたいのですが、一応全道ではいい数字だと思います。本年度、6月から実施しておりますが、10月末現在の受診状況では乳がん検診が12.6パーセントでございます。子宮がん検診が11.2パーセントでございます。昨年の同期と大体ほぼ同じでございます。ですから、恐らくまた昨年ぐらいの数字でいくのかなという期待をしております。

そこで、日本の3大疾病の一つでございますがんであります。特に死亡率が高い女性特有のがんでございますが、やはり早期発見、早期治療というのがどんな怖い病気でも治る確率もあると。ぜひ大勢の市民の皆さんに受けていただくということから、実は各個人への勧奨はがきを来年1月に発送いたします。さらに、新聞とマスコミを通じまして啓発をします。広報ホームページに掲載をして、何とか受診率の40パーセントアップを目指したいと考えております。また、昨年度から実施しています事業でございますが、乳がんについては40歳から、子宮については20歳からということで、5歳刻みで検診用の無料クーポンを配付しておりますが、何とか、さっき40と申し上げましたが、50パーセントを目指して実施していきたいと。いわゆる5年間ですべての方に受けていただけるということは我々の希望でございますが、やはりそれには財源でございます。何とか国の財源を最大限活用いたしまして、継続実施に向けて現在検討をしております。

以上でございます。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 ちなみに、先ほどの5,309人の署名は、子供も入っていませんし、男性も入って

おりません。女性だけの数であるので、ぜひ検討願いたいなと思っております。

それでは、次の子宮頸がんヒブ、小児用肺炎球菌の3ワクチンの接種のための公費助成について伺いたいと思います。これは、国のほうで今回の補正予算について予算が盛り込まれております。そして、道についても実際は来年の2月の道議会で実施するところについては2分の1の公費負担をするということが報道等によって知らされておりますけれども、この3ワクチンの接種ですね、これは私も3月の代表質問で質問させていただきましたけれども、そのときはなかなか芳しい答弁はいただけておりませんでしたけれども、この何か月間で大分状況が変わってきております。それで、ちょっと詳しく話しさせていただきますと、子宮頸がんについては中学1年生から高校1年生の女子を対象にして3回接種するという仮定で5万円、ヒブについてはゼロ歳から4歳、4回接種で3万2,000円、肺炎球菌についてもゼロ歳から4歳で4回で3万6,000円というような報道がされております。私が聞きたいのは、滝川においても本年度、もう本年度といっても余りないですけれども、本年度、来年度、この全額公費助成についてどのような見解をお持ちか伺いたいと思います。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 三上議員さんは既にご存じかと思いますが、前段3ワクチンの概要についてお話し申し上げて、その後公費助成の話したいと思っております。

まず、子宮頸がんでございますが、主にヒトパピローマウイルスによって感染が原因でございます。いわゆる性行為によって感染すると。女性の七、八割は一度は感染をするということでございますが、大半については免疫機能で自然消失をします。しかしながら、繰り返しの感染でがん化しやすくなって、いわゆる出産とか妊娠時期に多くかかりやすい、いわゆる20から30代にかけてがんになりやすいと。このワクチンを接種することで子宮頸がんが六、七割防げると言われております。それから、H i bのヒブワクチンでございますが、ヘモフィルス・インフルエンザワクチンのb型でございます。飛沫感染によって生後三月から5歳になるまでの子供さんにかかりやすいと。かかった場合には、細菌性の髄膜炎とか肺炎等の重篤な感染症を引き起こします。この菌を予防するのがH i bのヒブワクチンでございます。滝川市では感染例ございませんが、全国で約600人が発症して、その5パーセントが死亡すると。20パーセント前後に視覚とか、または味覚障がい等の、いわゆる後遺症が残ると言われております。最後に肺炎球菌でございますが、これは日常生活における身近な菌でございます。子供さんの体力や抵抗力が落ちたときに入り込むと。細菌性の髄膜炎とか敗血症、また肺炎を起こして、罹患しますと7パーセントが死亡して、30パーセントに後遺症が残ると言われております。この感染症を予防するのが小児用の肺炎球菌ワクチンでございます。

そこで、国の予防接種部会における意見書とか国際動向、疾病の重篤性にかんがみまして、この3ワクチンの平成24年度の定期接種化に向けた検討を行うということで、緊急これらの予防接種を促進するための基金を、今議員さんおっしゃったように都道府県に設置をします。そして、平成23年度末に市町村の事業に対して助成を行うということになったのですが、滝川ではこの国の制度の政策を踏まえて、滝川としても実施をする方向でございます。しかし、まだ制度の具体的な内

容とか制度設計についてはこれから十分検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 三上議員。

○三上議員 滝川の女性の方、そしてお母さん方は大変喜ばれるのではないだろうかと思っておりますので、ぜひ実現していただきたいなと思っております。

それでは次に、脳脊髄液減少症の質問をさせていただきたいと思えます。この脳脊髄液減少症というのは、なかなかお医者さんの中でも認知されていない症状だそうです。それで、どういったときに発症するのかとかいうか、どういったことが原因でこういう症状になるのかという、交通事故あるいはスポーツをやったときの強い衝撃を受けたときに脊髄液が漏れてしまうという病気だそうです。それで、私もことしに入ってから2件ほど相談を受けております。それはどういう相談かという、ずっと何だかだるいのだと。むち打ちの検査かなと思って、そういう検査もしてみたのだけれども、なかなかよくなるまいというので聞いたときに、以前に新聞に出ていた脳脊髄液の減少症かなと思ひまして、それなりに調べてみました。すると、道内でもこの症状に詳しい先生がそんなにいないのです。治せる病院を教えてくださいというような相談だったのです。それで、症状的には怠け病という形で見られるそうです。外見はすごく元気なのだけれども、何か脱力感だとか頭痛だとか目まいとかするものですから、仕事にも行けない、学校にも行けないというような症状が出るそうです。そういったことから怠け病と言われて、何か認知されていないのです。そういったことで、私はこういったスポーツとかからの衝撃で受ける方もいらっしゃると思いますので、学校についてもこのような症状があるということを周知するということが1つ。それと、市民の皆さんに対しても、むち打ちだけではなく。このような症状も出てくる病気があるのだよということをごひ広く周知徹底していただきたいなと思ひますが、この見解について伺いたいと思ひます。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 今おっしゃった脳脊髄液減少症という病気なのですが、実は私もよくわからなかったものですから、一応ネット等を調べました。本当に余り聞かない言葉でございまして、今おっしゃったように、いわゆる交通事故とか強い衝撃でその液が漏れ出すということでございますが、結構症状としては、今議員さんおっしゃったように頭痛とか目まいとか倦怠感、記憶障がいと、いわゆる怠け病と言われているような症状が出るのかなと思ひます。しかし、現時点では、やはり診断基準とか治療方法が確立されておられません。国では、平成19年に研究班を立ち上げまして、判断基準と治療等医学的な解明を進めている段階でございます。そこで、平成20年11月に北海道知事から厚生労働省の健康局長に対しまして研究班の研究の加速と速やかな病態の解明と保険適用の実現に向けての要望書を提出したと聞いております。このように日常生活でも起こり得るこの症状でございますが、まだ診断方法とか治療方法を確立されていない段階でございまして、三上議員さんも大変ご心配されておりますが、保健指導の機関という立場でもしこのような症状がある方の相談がありましたら、私たちとしてもぜひ耳を傾けて診療可能な医療機関や、また患者会への紹介とか、いろいろと直接的な情報提供していきたいなと考えております。あと、今学校の話がございました。教育委員会にも後ほどまたお話しまして、いろいろとお話ししてみたいなと思っております。

ます。一般周知については、まだはっきりとした治療方法を確定していないものですから、いわゆる来た時点で何とか相談に応じていきたいと考えています。それから、北海道のホームページにも記載されておりますが、札幌とか旭川にはこういった診療できるような医療機関がございますが、空知では岩見沢に2カ所ほどあると聞いております。

以上でございます。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 それでは、よろしくお願ひしたいと思います。

◎2、地域ブランドの商品化

1、ブランド開発について

次に、ブランド開発について、現在進めている、いわゆる地域ブランド、滝川ブランドですね、その滝川ブランドについての取り組みについて伺いたいと思います。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 地域ブランド、これまでもいろいろな取り組みを行ってきたわけでございます。地域ブランドといまして、商品だけでなく地名だとかサービスだとか、そこら辺がブランド化になるということでございます。例えばライダーにおきましては、やはりスカイスポーツをやっている人間、滝川という地名がこれはブランド化していると、それはもう確立されているところがございます。ただ、商品化になると、まだブランド化というところまでは達していないというのも現実でございます。これまでも作付面積日本一を誇ります菜の花、これに関連いたしまして、菜の花のオニオンソース、これをJAたきかわと生産者組合とで連携して販売しているところがございます。また、地元で搾油されておりますピュアな菜種油、これについても販売して、現在実績を順調に伸ばしているところも現実でございます。また、地元産のはるゆたか、小麦でございますけれども、これを使用した生パスタ、ラーメン、ここら辺の開発、販売も地元の製めん業者さんと提携して進め、またそれを地元のレストラン等で食することができるということもなっております。さらに、市内の菓子店で構成されておりますスイーツアクションプログラムという中では、各店創意工夫されまして、季節限定の新商品をそれぞれ季節に合わせて開発しているなど、滝川スイーツのブランド化、そういうものにも積極的に取り組んでいただいているところがございますし、現在も都内の大学と何かタイアップして商品化できないかというところで順次進めさせていただいているのも現実でございます。また、横綱白鵬関の関連で10月お越しいただいたときに滝川ちゃんこという形で市内の調理団体、飲食店、観光協会等と連携いたしまして、幾度も試作、協議を重ねて発表させていただいたところがございますし、また味覚フェアという中でも披露させていただいているところもございます。今後は、滝川の新名物として広く市内の飲食店でも食することができるように関係団体としても取り組んでいきたいということで思っております。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 結構いろいろと商品化したりされているのだと思うのですが、なかなか余り有名でないというのが欠点かなと思います。それで、地域の活性化という観点で、実はこの滝川あるいは滝

川近郊に埋もれている商品だとか、ぜひ発掘して、そういった発掘することで地域の起爆剤となるような形で、やはり今後も継続的に続けていただきたいと思うのですが、実は徳島県の上勝町というのが有名で、葉っぱビジネス、いわゆるこの町は彩り事業というのをやっているのです。山に落ちている葉っぱを集めてきて、高齢者の方が高級料亭に卸すのです。都会というのは、四季をなかなか感じれないということで、四季、春夏秋冬のそれに合った葉っぱを集めて料亭に送り込む。それで、そこの高齢者の方々も活気づいてしまって、ある方は1,000万円以上の年間収入があると。そういうような形で、町全体が活気づいているそうです。そういうような形で、やはり滝川についてもぜひ、このような事業とは言いませぬけれども、埋もれた商品だとか、これから開発して地域の方々が潤うような、そういった商品も出していかなければいけないと思いますが、市長はそういったことはかなり考えていると思うのですが、市長の見解を伺いたいと思います。

○議長 市長。

○市長 葉っぱビジネスの仕掛人、農協の職員ですけれども、あの本を読んで感激してしまいました。自分の金をあれほどつぎ込む情熱というのはどこにあるのだろうか。極端なことを言ったら、だれも応援しないのです。そこからスタートしてあれをつくり上げた。大変な人物だなというふうに思いますけれども、ああいう人物がたくさんいてほしいなというふうにも思います。やはり我々は成功事例、道内にもきつとワインをつくり上げた人たちとか、いろんな成功事例がある。その人たちのまねはできないけれども、努力の跡のまねぐらひはしたいものだというふうに思っています。そういう意味では、ひところよりも新しい製品開発のエネルギーというのはわいてきたのではないのでしょうか。先ほど経済部長が話しましたように、その芽は少しずつ出てきていると。これをいかにどう大きく育てていくのかというのが課題になってくるというふうに思います。したがって、1つは、これをつくろうと。何とか物になるのではないかとというふうにつくり上げていただいたもの、これはやっぱり行政も、それから市民の皆さん方にもご協力いただいて、これが本当に売れるものなのかどうかというやっぱり市場性を確保する努力を一層やっていくと。そうすることによって、今やってみようというふうにチャレンジしながら新しいものをつくってくださる人たちもさらに意欲がわくのではないかとというのが一つあります。商品開発の世界は千三つと言われるそうでありまして、1,000に3つ成功すればいいほうだと。行政は、そういうリスクを抱えたものについて税金使うのかということも他面にはあるわけですが、少なくとも経済界の皆さん方がこれいいのではないかとというふうにチャレンジするものについてと、その機会づくりを含めてしっかりやりたいと。もう一つは、やっぱりこれいいのではないかとというものの試作品をちゃんとつくってみると。そのスピードを速くするというにもやっぱりチャレンジしていく必要があるのではないかなというふうに思っておりますが、そこら辺になると政策予算に近くなっていきますので、もう少し勉強してみたいなというふうに思います。

○議長 三上議員。

○三上議員 ぜひ滝川が活性するようにしていきたいなと思っております。

それでは、最後の質問なのですが、横綱白鵬関の商品をブランド商品として滝川のお菓子だとか、漬物か何かわかりませんが、そういったものだとかという形で、名前を使って商品化できないのか

と素人的には考えるわけなのです。ただ、日本相撲協会との関係があると思いますけれども、こういった部分が今弊害になって、可能性としては全くゼロなのか、それとも少し努力すればあり得るのか、その辺の見解を伺いたいと思います。

○議 長 経済部長。

○経済部長 横綱白鵬関が観光大使になっていただいたということで、そこら辺のイメージアップという形で、何とかしてそこら辺の、そこら辺というかブランド化、商品化できないものかなということで、私たちもやっぱり悩んでいるところでございます。白鵬関という形でこういう名前を入れた商品、これについてはやはり本人はもとよりでございますけれども、日本相撲協会、ここら辺の中で協議が必要になると。そして、力士などの、そういう日本相撲協会の会員の肖像権の保護なり管理運用については、日本相撲協会の中でも規定というものがあって、それに基づいて嚴重に今保護されているのが現実でございます。ですから、6月、10月に来たときもポスターや何かつくりましたけれども、このポスターに出ています横綱白鵬関の写真、これも実はお金を出して肖像権を借りて有償で提供を受けているというのも現実でございます。ただ、今お米の関係でお願いしているのが、白鵬米というものはまだちょっと使うわけにはなかなかいかないのですけれども、白鵬米のふるさとという形で、白鵬米としては販売できないのですけれども、例えばななつぼしですとかゆめぴりかでもいいのですけれども、白鵬米のふるさとななつぼしですとか白鵬米のふるさと滝川ですとか、そこら辺は使用を許可するという形で今お願いしてよろしいのではないかとこのころで受けておりますので、まずはここら辺のところから始めていければなということで思っております。また、ただ白鵬米のふるさとでなくて、そのふるさとを取った白鵬米という形、例えばお米でしたら、そういう形でも相撲協会とやはり協議を行いながら、ぜひそういう商品に対してどういうものをどうクリアしていかなければいけないのか、そこら辺も努力したいなということは思っておりますけれども、現状では白鵬米のふるさとという形でお米等は今売れるということになっているところでございます。

以上です。

○議 長 以上をもちまして三上議員の質問を終了いたします。

◎延会の件について

○議 長 お諮りをいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

◎延会宣告

○議 長 本日はこれにて延会いたします。

お疲れさまでした。

延会 午後 4時51分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員

平成22年第4回滝川市議会定例会（第9日目）

平成22年12月15日（水）

午前10時02分 開議

午後5時02分 閉会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員指名
日程第 2 一般質問
日程第 3 報告第 1号 監査報告について
報告第 2号 例月現金出納検査報告について
日程第 4 意見書案第1号 米の需給安定と所得補償に関する要望意見書
意見書案第2号 ヒトT細胞白血病ウイルス1型（HTLV-1）総合対策を求め
る要望意見書
日程第 5 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○出席議員（16名）

1番	渡辺 精郎 君	2番	窪之内 美知代 君
3番	酒井 隆裕 君	4番	清水 雅人 君
5番	関藤 龍也 君	7番	山口 清悦 君
9番	大谷 久美子 君	10番	荒木 文一 君
11番	堀 重雄 君	12番	三上 裕久 君
13番	堀田 建司 君	14番	田村 勇 君
15番	山腰 修司 君	16番	井上 正雄 君
17番	水口 典一 君	18番	山木 昇 君

○欠席議員（1名）

8番 中田 翼 君

○説明員

市長	田村 弘 君	副市長	末松 静夫 君
教育長	小田 真人 君	教育委員会委員長	若松 重義 君
監査委員	宮崎 英彰 君	会計管理者兼理事	飯沼 清孝 君
総括理事	高橋 賢司 君	総務部長	吉井 裕視 君
総務部次長	高橋 一昭 君	市民生活部長	西村 孝 君
市民生活部次長	伊藤 克之 君	保健福祉部長	橘 弘恭 君
保健福祉部次長	佐々木 哲 君	経済部長	若山 重樹 君

經濟部参事 多田幸秀君
 建設部長 大平正一君
 教育部長 舘敏弘君
 教育部指導参事 春田淳一君
 病院事務部長 東照明君
 総務課長 田中嘉樹君

經濟部参事 佐々木邦義君
 建設部技監 三谷文彰君
 教育部次長 河野敏昭君
 監査事務局長 堀下博正君
 病院事務部次長 鈴木靖夫君
 財政課長 山崎猛君

○本会議事務従事者

事務局長 中嶋康雄君
 書記 寺嶋悟君

書記 山本信子君
 書記 村井理君

◎開議宣告

- 議長（副議長） 本日は議長が公務出張のために私が議事進行を務めさせていただきます。ただいまの出席議員数は、16名であります。これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

- 議長（副議長） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。会議録署名議員は、議長において窪之内議員、酒井議員を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

- 議長（副議長） 日程第2、前日に引き続き一般質問を行います。

一般質問は6名の方の質問が既に終了しておりますので、プリントの順位7番目の方の質問に入ります。質問、答弁ともに要点を簡潔にするようお願いいたします。また、質問は、通告の範囲を遵守し、議案審査で既に解明された事項にわたらないようにご留意願います。

清水議員の発言を許します。清水議員。

- 清水議員 統一地方選挙前の前の通告質問になりますので、前段少しお話をさせていただきたいと思えます。

昨日の一般質問は、まさに選挙直前ということで、各党派議員が求めてきた市民待望の施策が実施される見込みの答弁が続きました。主なものだけでも第1に三上議員に答弁した子宮頸がん等第3種ワクチン接種を国2分の1、市2分の1の費用負担で実施することです。第2は、荒木議員に答弁した市立病院の院内保育所設置を来年の遅くない時期に始めたいというものでした。これらは、日本共産党も繰り返し求めてきた課題でもあり、率直に市長並びに理事者に対し敬意を表するものです。

それでは、質問に入ってまいります。きょうの質問は農業、介護分野での雇用拡大の具体的提案を含むものであり、早ければすぐにもモデル事業が実施できるものです。掲げてきた公約実現の締めくくりとして、また統一地方選挙に望む我が党の姿勢を示すものですので、建設的なご答弁をお願いしたいと思います。

それでは、通告順に従って質問を始めてまいりたいと思えます。

◎1、地域活性化対策

1、地域活性化交付金の活用について

まず、第1に地域活性化対策、地域活性化交付金の活用について伺います。地域活性化交付金3,500億円がさきの臨時国会で決まり、自治体で検討が始まりました。きめ細かな交付金2,500億円は従来型、地域に光をそそぐ交付金1,000億円は新型とされています。滝川市の配分もきめ細かな交付金が価値ある使い方が5,015万円との情報がありますが、全体の把握につい

てお伺いします。

○議長（副議長） 清水議員の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 おはようございます。清水議員の地域活性化交付金の活用について答弁をさせていただきます。この地域活性化交付金につきましては、先週の初め、およそ1週間前でございますが、ようやく通知をいただきました。その金額につきましては、きめ細かな交付金の第1次交付限度額見込みでございますけれども、5,015万1,000円、それからもう一つの住民生活に光をそそぐ交付金、これも第1次交付限度額見込みでございますが、1,259万3,000円、合計しまして6,274万4,000円の交付でございます。なお、地域活性化交付金、今回の国の予算全体では3,500億円でございますが、このうち2,800億円が第1次配分とされておりまして、残り700億円につきましては今後もさらにまた配分される可能性もあるという情報をつかんでおります。

それで、それぞれの交付金の概要につきましてご説明いたしますが、きめ細かな交付金の概要につきましては、これは円高、デフレ対応のための緊急総合経済対策におきまして新たな交付金を創設し、観光地における電線の地中化、それから地域の活性化、ニーズに応じたきめ細かな事業を実施できるよう支援を行うということが趣旨でございます、かなり使い勝手のよい交付金になっております。

それから、もう一つの住民生活に光をそそぐ交付金につきましては、これはこれまで住民生活にとって大事な分野でありながら光が十分に当てられてこなかった分野、地方の消費者行政、DV対策、自殺予防等の弱者対策、自立支援、知の地域づくり、こういったものが対象になるという通知をいただいております。現在事業の選定作業につきましては、精力的に進めているところでございます。

○議長（副議長） 清水議員。

○清水議員 続いて、この種の交付金事業、ずっと行われているのですが、教訓としては国の予算議決直前からあたふたと進めてくるために庁舎内にその企画がとどまり、広く案を計画段階で求められないということがあったのではないのでしょうか。今度こそ十分な緊急性と雇用に効果的に結びつく事業にするため、これまでの事業で検討してきたような案が既にあると思いますが、どのような案があるのか。また、今度のスケジュールについて伺います。

○議長（副議長） 総務部長。

○総務部長 ただいまのご質問でございますが、ご質問の趣旨、今おっしゃられたことにつきまして、そういうことはあったのかなというふうに受けとめております。そういうことも踏まえまして、これからの進め方につきまして答弁をさせていただきたいと思いますが、今回の交付金につきましては制度の内容が、さっき答弁させていただきましたけれども、先週の初めに通知をいただきまして、この事業の交付金の使い道、実施計画にまとめて申請しなければいけませんけれども、もう近々、早く計画書を出せということで近々求められる状況にもございます。いつも国の関係につきましてなかなか時間がタイトなものですから、それに合わせて精力的にやっているところでございます。それで、この件につきましては、事業の案、玉の探し方については商工会議所等の意見もい

ただきながら、経済団体等の意見もいただきながら、現在庁内の関係各課連携いたしまして、事業の洗い出しの作業を進めているところでございます。先週幾つかの経済団体のほうに出向きまして、お話もお伺いさせていただきましたけれども、やはり経済団体、商工会議所、建設協会等でございますけれども、意向としましては工事関係、施設設備の修繕、改修関係含めた公共事業を何とかしてほしいなど、そういったことが大きな声ということで受けとめてまいりました。こんなことも含めまして、今準備をしているところでございます。なお、今回の交付金につきましては、今まで、おとし、去年からずっと連続的に国の交付金というものが交付されておりますけれども、今までものに比べましてやや小ぶり、金額的にやや小ぶりなものになっております。もう少し交付されるのでないかなというふうに期待していましたが、少し小ぶりになっております。去年の3月議会の生活対策臨時交付金が1億6,000万円、それから去年の夏の、これは臨時議会で経済対策危機交付金が2億1,000万円、それとことしの2月のきめ細かな交付金が1億1,000万円ということからいきますと、ややちょっと金額的には少ないかなというふうに認識をしておりますが、清水議員ご指摘のとおり、地域の雇用、また地域活性化に大きくつながるような事業を実施したいと思っております。単にその交付金6,000万円をぼっぼつと充てるのではなくて、起債等も絡めた中で事業規模を大きくしていくとか発注の本数を多くするとか、少しでも地域波及効果が大きく、またさらに広く行き渡るような知恵と工夫を出しながら、限られた交付金でありますので、そういった工夫をしていきたいというふうに思っております。

また、今後のスケジュールにつきましては、もう年内にこの事業案につきましては固めていかなければいけないと。国への実施計画の提出期限は恐らく1月の下旬、年明けも早々になるのでないかなというふうに、その辺のスケジュール感覚で準備をしております。また、議会へのご説明につきましては、最終案が決定する前に何らかの方法で事業案に目を通していただいご意見もいただけるようなことも考えたいというふうに思っております。また、これは補正予算になりますので、正式な議会提案としましては2月の初めぐらいに臨時議会をやらせていただくか、もしくは3月の定例会でいくか、どちらかになるかなというふうに考えております。以上、このような予定で進めさせていただきたいと思っております。

○議長（副議長） 清水議員。

○清水議員 この問題については、10月20日には第4次の緊急雇用創出事業、また12月5日には予備費による同じような事業、ずっとあたふたと計画を決めることが相次いでいまして、4月にも今度は来年度の補正予算でどんどん打たれてくるということですので、市町村の側にもっと裁量権、時期的なことも含めて使いやすい交付金制度にすることを民主党政権に強く求めることを求めて次に移りたいと思います。

◎2、基幹産業農業と観光対策

- 1、政府のTPP（環太平洋連携協定）交渉参加表明を撤回させる具体的行動について
- 2、食料自給率を上げる方法について

3、後継者対策（ヘルパー育成事業支援制度を提案）について

4、新たな戸別所得補償制度の中での「滝川菜種ブランド化」に果たす市の役割について

次は、TPP問題です。前定例会での私の質問に対し市長は、国内農業、農村の振興、食の安全、安定供給、食料自給力の向上を損なわない国の農政の展開が必要。農業立国の方向が基本方針。重要品目が除外されるように働きかけていると答弁しました。10月以降、アメリカ、オーストラリアなど9カ国が行うTPP（環太平洋戦略的連携協定）交渉に菅首相が参加表明し、事態は深刻となっています。TPPは、関税撤廃の例外を認めない完全な貿易自由化協定であり、田村市長の基本方針に逆行するものです。しかし、相手は政権民主党であり、大手マスコミも多くがTPP参加歓迎の中、これを変えさせるためには徹底した行動が必要と考えます。具体的な市の行動と滝川への影響について伺います。

○議長（副議長） 市長。

○市長 明確な農業強化策なしに協議に参画をして見切り発車するというのは断固反対であります。そういう立場で全道市長会、全国市長会とも歩調を合わせつつ市内の団体及びその上部組織とも連携をとりつつ国に強く訴えかけていきたいというふうに思います。

また、滝川への影響はというのは、具体的にどういふご質問なのかわかりませんが、北海道あたりがもしこれに何の対策もとらずに参画するとしたら、影響額どれぐらいになるのかという算出もしておりますから、そういう算出結果を参考に滝川市に当てはめて算出をするとすると約40億円の滝川の農業算出額のうち約22億円に影響が出てくると、こういう大変な状況でありますだけに、先ほど申し上げた基本方針を貫いていきたいというふうに思います。

○議長（副議長） 清水議員。

○清水議員 私は質疑の中で、大マスコミが歓迎をしている報道が非常に目立つわけですが。この中で国民もTPPの実態、つまり人、農業問題だけでないのです、すべてが自由化ですから。全く例外なしです。つまり商業から金融から製造業、運送業、全く例外がないわけです。こういったことが日本にどんな影響与えるかという、そういう試算こそがまずは私は行って、それを国民に示す、市民に示す。そうしないと、何か農業地域だけの問題なのだと。そこだけが何か損失して、あとは栄えるのだみたいな、そういうとらえ方が現状では残念ながら多いのです。それだけ情報なしで進められているわけですが、そういったことについて滝川市としてもしっかりと調査をして、市民に伝えていくということが必要ではないでしょうか、お考えを伺います。

○議長（副議長） 市長。

○市長 そういう国政における日本のとり得るべき道ということは、清水議員も党员であるというふうに思いますから、党を通じて国政でしっかりと議論をやってもらいたいというふうに思います。

ただ、保護主義がどういふふうな影響をもたらしたのかということ、昭和の恐慌、アメリカにおけるホーリー・スムート法がどれだけ大きな影響を及ぼして世界を不況に陥れたのかという反省はだれもがしているというふうに思いますし、一方EUあたりが連携をとりながら保護主義を排して食

料自給及び貿易をいかに自由化していくのかということ協力をしながら進めているというのも一つの参考になるだろうというふうに思います。同時に私は、今回は特に農業への影響が私は一番大きいというふうに思っておりますから、思い出してください。オイルショックのときにアメリカが2カ月間ですけれども、大豆を金融措置をとるということを言い出しました。このときに日本の大豆製品は2倍以上にはね上がりました。そして、その影響で世界的に穀物の価格は4から5倍にはね上がったということを私たちはやはり忘れてはならない。こういうことを背景として、イギリス、ドイツ、フランス、そういったヨーロッパ諸国は食料の自給率は高めなくては大変なことになると。特に穀物受給率を高めなかったら大変なことになるということで危機感を感じて、そのときからもう取り組み始めたのです。その結果、それらの諸国は穀物自給率100パーセント近くになりました。私は、やはり民主党政権は食料自給率50パーセントに高めるのだという目標を持って努力しているわけでありますから、よもやのことがないように私は先ほど申し上げました、農業強化策というふうに申し上げましたけれども、地方における中小企業の強化策なしにそういうことに安易に参加し、見切り発車すべきではないということを改めて表明したいと思います。

○議長（副議長） 清水議員。

○清水議員 今市長のご答弁の中で保護主義という表現がされました。やはり市長が日本は経済的に保護主義だというような発言をされると、そうなのかなと思ってしまうのです。では、実態は何かということ、日本は関税をとれば世界で最も関税が低い、逆に保護どころか最も開かれた経済、貿易をやっている国なのです。そうやって日本はこれまで成長してきたわけです。ですから、保護主義なんていうのは全く当たらない。それは、TPPを進めようとしている人たちが農業について、特に米についてそうだということをもって日本の経済は保護主義だというようなことを、その一点突破で来ようとしているわけですから、市長はそういう認識も、認識はされていると思うのですが、言葉遣い等ぜひ気をつけて、日本はこれ以上自由化したら大変なことになるのだということを市民に伝えていっていただきたいと。

そこで、市長も言われた食料自給率を上げる方法についてに移りますが、政府は関税を撤廃しても、国内農業は生産量上がって自給率を上げることができると、こういうことを言っているわけです。では、ECの欧州共同体、APEC、アジア太平洋経済協力会議、この違いはもう明確なのです。EC加盟国では、農業は先進国は弱かった。統計で1961年から2003年というのがあるのですが、イギリスは自給率42から70パーセント、ドイツ67から84パーセント、フランス99から122パーセントと回復させる。これに対して日本は、その期間に78パーセントから40パーセントと低下。カロリー自給率でいえばフランスは既に173パーセント、ドイツは101パーセント、イギリス99パーセント、そしてイタリア78、スペイン68、スイス49、つまりECの国すべてに日本は劣っている。しかも、食料輸入輸出の差額、つまり輸入超過額でいえば日本は396億ドル、100円換算でいえば約4兆円、第2位がイギリスの202億ドル、2兆円ですから、断トツの1位なのです。これだけ輸入しまくっている国です。これが食料自給率を上げるということを、上げない限りTPP反対だと市長おっしゃられました。では、自給率を上げるために私は数十年の期間と国の補助政策、これの充実が欠かせないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（副議長） 経済部参事。

○経済部参事 清水議員のご質問に関する日本農業がカロリーベースで生産額を増加させるためには数十年の期間と国の補助政策が欠かせないのではないかと、こういうご質問に対するご答弁でございますけれども、先ほど来市長のほうからお話ししている部分もでございますけれども、国は本年3月に新たな食料・農業・農村基本計画を策定しまして、食料自給率を50パーセントに引き上げることを目標に戸別所得補償制度の創設や食の安全と消費者の信頼の確保、農業、農村の6次産業化の推進などを掲げてございます。我が国の農村の過疎化や高齢化、耕作放棄地の増加、優良農地の減少などの現状を踏まえると、食料自給率の向上のためには国民の合意のもと長期的な視点で農業、農村の振興を図るしっかりとした国の基本政策の確立が必要であるというふうに認識をしているところであります。

○議長（副議長） 清水議員。

○清水議員 私のそう思うということに対して特別なそうではないというような答弁ないので、認識は共通しているのかなど。つまり四、五年で強い農業ができるなんていう、そんな話ではないということは一致はできていると思います。TPP問題については、農業問題を解くだけでは国民全体の世論をつくっていくことは大変だと。消費者含めて市民一丸となってTPPに反対する滝川市と、そういう行動を市長に求めて次に移りたいと思います。

そういうことで、農業について国が果たすべき役割というのは、まずはTPPに参加しない強い農業をつくる、そういう補助政策ですね。では、滝川市は何をするか。私は、この間繰り返し後継者対策を取り上げてまいりました。滝川市としてできることは、農業後継者の確保が最大ではないでしょうか。しかし、実態は厳しく、5年間で子供など家族が継いだ例が30件、新規就農は2件、また生産農家の年齢は2005年の統計で60歳未満が248人、60歳以上が292人、これがさらに進んでいます。そこで、報酬を受けながら技術習得できるヘルパー育成事業支援制度を提案したいと思います。財源は、国の地域活性化交付金などと独自財源。JAたきかわなどを事業主体として農業機械操作、農作物生産技術を習得させながら、ヘルパーとして実際に就業し、農家も一定の代金を支払うというものです。これにより、後を継ぐときは一定の技術水準で農家経営を支えつつ既存の後継者対策補助金を受けることができる。こういった具体的な事業に踏み込んでいく必要があるのではないのでしょうか。検討することを求めます。

○議長（副議長） 経済部参事。

○経済部参事 農業後継者の確保に向けてJAたきかわなどが事業主体となってヘルパー育成支援事業の制度を提案するというところでございます。これに対する具体的な検討を求めるということに対するご答弁でございますけれども、農業の担い手を確保するということは農業後継者の確保ということが非常に重要であるというふうに認識をしております。農業後継者は、ここ5年で28戸就農してございます。年平均でいいますと5戸から6戸という方が就農しているという状況でございます。農業後継者の育成は重要であるというふうに考えておりまして、市とJAとで積み立てし、ともに連携した中で行っている農業振興基金を活用した青年道外先進地視察研修事業や、あるいは国の新規就農定着促進事業の導入、さらには市では独自の新規就農支援助成制度を設けるとともに、

農業関係機関とも連携する中に担い手の育成確保に向けて研修などの事業を実施してきているところでございます。ご提案のヘルパー制度、JAたきかわが事業主体となったヘルパー制度についてでございますけれども、農業後継者のニーズをしっかりと把握をしながら、農業関係機関の会議、農業振興会議ですとか基金運用会議ですとか、そういったものを通じまして後継者の支援に向けて検討推進を図ってまいりたいというふうに考えてございます。地域活性化の交付金等につきましては、総務部長からご説明があったように、滝川市全体での活用ということが今現在検討されているということでもあります。

○議長（副議長） 清水議員。

○清水議員 先ほど地域活性化交付金は使い勝手のいい事業と。さらに、緊急雇用創出推進事業そのものが重点分野6つ上げて、その中で介護と農林水産も入っています。ここでこういう交付金10分の10ですから、滝川市予算なしでもできる。しかも、この間ずっと言われているのが滝川市の農業政策というのは本当に実効あるものがどれだけあるのかという、そのこの悩みをみんな共有しているわけです。だから、もうここまで追い込まれたら高齢化というのはある日突然どんと来るわけです、同じ世代がどんとやめるわけですから。だから、早急に検討を進めていただきたい。

それでは、次に移りますが、農水省は戸別所得補償制度における菜種、ソバ、大麦、裸麦など注目された畑作物目の概算要求単価を算定した。それによると、滝川市、空知地域に多い菜種は、60キロ当たり8,520円、ソバは45キロ当たり1万5,320円でした。滝川の菜種生産が果たした、こういった制度を国につくらせる上での役割は多大だったのではないのでしょうか。農水省が自給率0.04パーセントの品目にこの補助金をつけたのは、ほかでもなく、本来は自給率が高い重要品目でなければならぬ。これが関税撤廃と書いてありますが、関税の大幅な低下による輸入の影響で、もう99.96パーセントが犠牲になったわけですから、そこに着目したのではないかと。しかし、これができるとどんどん菜種生産が順調かということ、先は平たんではないというように思います。全国で生産を目指すことになるわけですから、滝川の菜種ブランド化はこれまでに増して重要です。しかし、市の予算は独自としては13万円、補助金も183万円は続きません。来年度の菜の花まつり、ミニ菜の花まつり、菜の花観光、その他ブランド化に向けた市の支援について伺います。

○議長（副議長） 経済部長。

○経済部長 戸別所得補償制度によりまして、菜種に対して60キロ当たり8,520円と、数量払いの交付単価、これが正式に決定されるということになれば、これまでに滝川市及び菜種生産組合などが果たしてきた役割など、また実施してきたこと、これが高く評価されたということで考えております。また、菜種ブランド化についてでございますけれども、やはりブランドに向けた取り組みといたしましては、菜種生産の考えで1次、2次、3次産業、これがやっぱり融合した施策をとっていかないと、ブランド化はなかなか難しいのかなというようなことを思っております。菜の花自体は、全道的に順々に知られてきたという形で、ブランド化が少しでも進んでいるのかなという気はいたしますけれども、次に向かう2次産業、3次産業の商品化、また販売についてでございますけれども、これはいろいろとこれまでもやってきておりますけれども、またブランド化という

域にはなかなか難しいところがあると。昨日もお話しさせていただきましたけれども、菜種油、菜の花オニオンソースの開発、販売、ここら辺の支援も行政としてはしっかりやってきたところでございますし、また菜の花まつりの開催支援なり、菜の花ポスターを制作いたしまして、道内外における観光、またこのオニオンソース、菜種油の物産キャンペーン、ここら辺も十分にやってきたところでございますけれども、これからもそういうことでは積極的に支援をしていきたいなと思っております。また、菜の花まつり、菜の花観光を含めて、ミニ菜の花まつりも含めて、通常菜の花まつりが開催される一月か一月半前に実行委員会を立ち上げてございますけれども、そういう点ではやはり遅いのではないかというようなご意見もございまして、市がまず中心となりまして、11月に生産者、JA、また丘陵地ファンクラブ、観光協会、市も入っておりますけれども、そういう関係機関の実行委員会も組織しております。その中で開催内容、期間等の協議を行って、これまでいろいろな課題があった、そういう課題をどう解決していくのだという対応、また多くの観光客を誘致できるさまざまな対策、どういうところがあるのだというところで検討を始めたところでございます。市としても積極的な支援をしていきたいと思っておりますし、また実行委員会の中でやはり滝川に来て菜の花のグッズですね、こういうものの商品開発、まだほかにあるのでないかという形で、お土産も含めて、そういうものの開発を検討していきたいということで、さらなる菜の花効果による経済効果、これを期待しているところでございます。

○議長（副議長） 清水議員。

○清水議員 私は、13万円という、これではできないだろうと、そういう質疑ですから、13万円のできるのかという話をまず答弁をいただきたい。

もう一つは、結局滝川がこれまで引っ張ってきた。これからも引っ張らないと、やっぱり輸入菜種のほうが安いわけです、依然として。そして、聞くところによると、輸入する菜種というのはとにかく大量でやっていますから品質は安定しているというのです。日本はいろんな農家がやっているから、逆に品質の安定性が疑問があるということなので、滝川がこれから果たす役割ってさらにあって、滝川の生産量をふやすとか、そういうことも含めた支援が役所としてどういうふうに考えているのか伺います。

○議長（副議長） 経済部長。

○経済部長 13万円云々という形で、来年が幾らになるかということはまだ今この場ではご返答できないところでございますけれども、13万円というほかに汗をかいているということもご存じいただきたいというところでございます。金額だけの問題ではなくて、やはりそのところで一緒になってやっていくということもぜひご理解いただきたいと。

また、菜種、いろんな生産地ございます。それで滝川の場合はキザキノタネという生産者組合のご努力によって相当生産単価の高い菜種になっております。この菜種がどこまで、本州のほうで使われているというよりも、道内の中で、それも滝川産の種が出ているということでございます。それで、滝川の場合も今まで、言ってみたら契約栽培ということもございますけれども、これからは多分こういう戸別所得補償制度に乗った場合、もっともっと多くの方がつくるような機運になって、滝川以外も機運になってくると思います。その中で滝川市としての役割を十分に把握しな

から、やっぱり主導的な立場をとっていきたいという考えを持っております。その中で行政としてもできる限りの支援をしていくという考えを持っております。

○議長（副議長） 清水議員。

○清水議員 汗も流しているというお話でしたが、来年度の大幅な予算増を求めて次に移りたいと思います。

◎3、介護保険と高齢者保健福祉対策

1、第4期計画の進捗状況について

2、介護保険利用実態について

介護保険の問題です。まず、第4期計画、21年から23年度ですが、まずこれを見て次期の第5期の見直しももう既に国で進んでおりまして、滝川市の第4期計画の実行の次の段階に入っています。国への情報提供も出てくる時期ですが、1年半の折り返し点で第4期計画の進捗状況で最も市民に知らせなければならない課題を伺います。

○議長（副議長） 保健福祉部長。

○保健福祉部長 清水議員さんからの広範囲にわたります介護保険に関する質問につきましてお答えさせていただきます。

まず、第4期の介護保険事業計画でございますが、この計画に盛り込んだ地域密着型サービス事業者の計画的な整備では、21年度におきまして認知症対応型のグループホーム15床増床されました。さらに、今年度認知症対応型グループホーム9床と小規模多機能型居宅介護事業所を併設して、民間事業所によって整備される予定でございます。それは、12月、今月だと思えます。特に小規模多機能型居宅介護については、当市では初めてございまして、ご存じのとおり1つの拠点で通いを中心として訪問、そして泊まりを組み合わせるとして365日、顔なじみの介護職員から切れ目なく多機能サービスを提供できると。そういうことによって、在宅生活を支援するものでございます。

介護給付サービスの提供につきましては、在宅サービスでございますが、ほぼ計画どおりでございますが、施設系サービスの給付額は20年度までほぼ横ばいだったのですけれども、21年以降については大幅に伸びているという状況でございます。これら介護給付費の伸びについては、高齢者の自然増とか、また利用者の重度化、さらには21年度の介護報酬改定等の影響ございまして、恐らく伸びているのかなと。それから、第5期の計画では、やはり給付と、それから負担とのバランスを図ることが今後の検討課題かなと思えます。現在厚生労働省では、次期計画の見直しといたしまして、社会保障審議会の介護保険部会、いわゆる答申ですが、介護保険制度見直しに関する意見というのがございます。これに基づいて検討されておりますが、今後とも国の情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（副議長） 清水議員。

○清水議員 最大の課題は、給付と負担のバランスだと。つまりは、給付がふえていると。医療費

と同じように介護費がふえていると。つまり介護を受ける方がふえているということです。しかも、それは予想を上回っていると。そういう中で、やはり次の計画、国に反映していただく、あるいは滝川市としても反映するために、実態をよく把握をする必要があるだろうと。

そこで、1点目から6点目まであわせて質疑をしたいと思います。まず、日本共産党はことし4月から5月に全国を対象に行った介護サービス事業者3,000事業所、回答652の調査結果によると、利用者負担についてサービス利用を抑制している人がいるが7割を超えています。原則1割の利用料や2005年10月から導入された食費、居住費の全額自己負担化が低所得者の高齢者、家族に深刻な影響を与えています。事例は、そこに挙げたとおりでございます。

2点目は、要介護認定については問題点がまだあるが8割の回答でした。昨年厚労省は、国民の批判を浴びて要介護認定制度の見直しを行い、軽度に判定される問題点はほぼ解消されたとしています。しかし、事業所側の回答は実態を反映しない問題点はまだあるということです。多くの事業所から要介護認定制度の抜本的改善、廃止を望む声が寄せられています。滝川市はどのように把握しているのでしょうか。

3点目は、居宅介護サービスの充足状況については、サービスが足りず我慢を強いられている人がいるが6割です。足りているはずが6パーセント、支給限度額が要介護高齢者の実態に合っていないことを示しています。低所得者の高齢者は全額自費負担を必要とする保険外サービスを利用することもできず、重い利用者負担とともに、この面からも公的介護保険制度から排除されるという厳しい現実を浮き彫りにしています。どのように把握をしているのでしょうか。

次は、介護現場の改善についてですが、訪問介護事業所の7割が人材不足としています。雇用状況が悪い空知地域とはいえ、若い世代の介護職員が不足している、土日、夜間の要望にこたえられないなど、不安定で将来展望がなく、将来展望というのは収入あるいは労働条件という面ですね、実質的な人材不足の状況は共通しているのではないのでしょうか。どのように把握しているのでしょうか。

5点目は、介護報酬3パーセント引き上げについて、ほとんど効果ないが7割近くを占めています。政府は、昨年度介護報酬を3パーセント引き上げましたが、経営悪化や職員の待遇改善への効果を聞いたところ、ほとんど効果がないが67.3パーセントに上りました。介護職員処遇改善交付金は、目標とされていた月1.5万円の賃上げが実現できた事業所は13パーセントにとどまっています。この間の2度にわたる介護報酬の切り下げがもたらした深刻な実態を改善するにはほど遠く、抜本的な対策が不可欠であることを示しています。介護報酬は加算ではなく基本部分の底上げを、介護職員処遇改善交付金は対象をすべての職種とし、期間限定をなくしてほしいなどの要望が寄せられています。滝川市はどのように把握をしているのでしょうか。

特養ホームの待機者解消については、建設費補助復活、整備目標引き上げを強く要求しています。施設建設への国庫補助制度の復活を初め、国の責任による抜本策を講じるべきとの意見が多く寄せられています。滝川市は、どのように把握をしているのか伺います。

○議長（副議長） 保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいまの広範囲にわたってのご質問でございまして、ちょっと答弁のほうも長

くなったらご了承くださいたいと思います。

まずは、第1点目でございますが、清水議員さんのおっしゃるとおり、17年10月の介護保険の制度改正によりまして、在宅と施設の利用者の負担、公平性を図るということから、介護保険施設における居住費、また食費、これが保険給付の対象外となっております。この改正に伴いまして、低所得者対策も見直しをされまして、特に年間合計所得が80万円以下の方については1カ月の利用料の自己負担限度額が2万4,600円から1万5,000円、いわゆる差し引きして9,600円下がる改正も行われております。また、通所系サービスの食費については、従来から利用者が負担していたものでございますが、この制度改正による影響額については1日100円から200円程度となったものでございます。滝川市の実態としては、17年の通所系サービスの利用件数に對しまして18年度以降の利用者が伸びているということから、制度改正による影響は少なかったと理解をしております。

次の第2点目でございますが、平成21年4月から介護の手間をより正確に反映させるため、要介護認定の改正が行われました。これは、厚生労働省所管の要介護認定の見直しに係る検証、検討会の報告によりますと、改正後の4月、5月分の集計では非該当、また軽度の割合が増加したということで、調査員テキストの見直しを行いました。それで、21年10月からこの見直しをされたテキストを使っております。ただ、それまでは調査員の自主的判断でやっていた部分もございまして、それが標準化されまして、全国的なばらつきが減少になっております。滝川市の認定審査会、今20名の専門家がおります。4つの合議体で毎週審査を行っておりますが、その非該当や、また軽度者の判定及び中、重度者の判定については、審査会がさまざまな角度から総合的に判断をしております。改正前の介護度区分の割合とは特にそんなに大きな変化はないと思います。また、申請内容を不服とする方も減少しております。改正前に比べて、より安定をした医療介護認定計画になっております。滝川市としても要介護認定制度には全国一律の基準に基づいた公平かつ的確な判定が必要と考えております。今後においても当然国のほうは介護認定の仕組みについて今後とも検討がされていくと思いますが、常にアンテナを張って適宜対応してまいりたいと考えております。

次、3つ目でございます。要介護1から5まででございます。その介護度区分に定められております支給限度額を超えたサービスを利用している方は毎月5名ほどおります。率にいたしまして、0.6パーセントでございます。この支給限度額を超えている要因といたしましてはいろいろあるかと思いますが、例えば家族が働いているとか、または家族が高齢と、そういったいろいろな事例があると思いますが、それが主な要因かなと思います。また、この支給限度額の平均利用割合については50パーセント前後でございまして、大部分の方は限度内のサービスを利用していると考えられます。今後におきましても、利用者や、また家族の皆さんが必要なサービスが利用できるようなケアマネさんと十分に連携をとって取り組んでまいりたいと考えております。

次に、4点目でございます。介護保険制度創設以来、サービス提供が大幅に増加しております。今後についても着実に増加していくという中で、やはりサービスを支える質の高い介護職員の確保、これが大きな課題であると認識をしております。また、ご指摘のとおり訪問介護事業所につきましても同様であると認識をしております。さて、市内の訪問介護事業所については、今年度1事業所

がふえまして、現在8事業所がサービス提供をしております。さらに、24時間体制でサービスを提供している事業所については市内に3事業所ございます。滝川市の実態といたしましては、日曜日、また夜間、深夜の事業については、滝川という特殊事情があるかどうかわかりませんが、利用者からの要望は少ない状況だと私としては聞いております。

次、5点目でございますが、介護職員の処遇改善を図るために昨年4月に介護報酬の3パーセント引き上げを行いました。清水議員さんもお承知のことと思いますが、改定内容については全体を一律に上げるという意味でなくて、一定の要件を満たした場合、例えば社会福祉士がいるとか、また常勤職員の割合が一定以上とか、さらには夜勤職員の増員と、さまざまな要件ございますが、そういった加算すること、要は要件を備えた場合に初めて加算ができるという内容でございます。ですから、サービスの種別とか、また事業所の規模、さらには地域によってプラス改定の効果はそれぞれ異なるものと判断をされます。滝川市におきましては、利用者1件当たりの平均給付額は21年の4月で6万5,244円でございます。さらに、1年前の20年の4月、これは6万2,556円でございますから、4.3パーセントほど増加をしております。

次に、介護職員の処遇改善給付金について改めて申し上げますけれども、国については昨年経済対策によりまして介護職員処遇改善等臨時特例交付金をつくりました。平成21年10月から24年3月までの間なのですが、介護職員1人当たりに対しまして、月額平均が1万5,000円を交付できるように対策を講じたわけでございます。さらに、長期的に介護職員の確保、定着の推進を図ることから能力、また資格、経験等、これに応じた任用要件とか賃金形態を定めるなどの要件を本年10月から追加したところでございます。市内の地域密着型サービス事業所においては、すべてその要件を備えており、月平均約1万円から1万5,000円を支給しているとお聞きをしております。なお、国の社会保障審議会介護保険部会では、平成23年度末までに終了する当該交付金を続けるかどうかと、または介護報酬改定によって対応すべきかと、意見はまだまとまっていないようではありますが、処遇改善の継続については必要との見解を示しているようであります。

それと、最後になりますが、全国的に特養の待機者が多いわけでございますが、滝川市においては12月の2日現在、特養の緑寿園の待機者は73人いらっしゃいます。男女別の内訳としては、男性が17名、女性56名でございます。そこで、待機者を解消するためには、当然施設の増床が必要となってまいりますけれども、そのためにも介護サービス給付費の増加とか介護保険料の増額が伴うため慎重に検討すべき事項であると認識をしております。考えますに、待機者のすべてに特養としての受け皿を用意するということではなくて、民間の老人ホームとかグループホームなどのいわゆる居住系サービス、または居宅サービスの利用によって生活ができる方もいらっしゃるかと推察をしております。先ほど申しましたけれども、昨年からことしにかけて新たに認知症対応型のグループホーム3カ所できました。それとあわせまして、小規模多機能型の居宅介護施設が民間事業所によって整備されました。先ほど議員のほうから施設建設への国庫補助復活という話ございました。現状客観的な指標としては北海道の介護保険事業計画があります。そこで、圏域及び全道における特養の必要入所定員総数というのが示されております。これは、あくまでも客観的な指標でございます。今の時点で、滝川市では特養の建てかえとか増床について、いつまでにどのぐらい

という具体的なプランはございませんが、今後については民間事業所を含めてさまざまな選択肢の広がりを見せる中で個々の実態に合った介護サービスが提供できるように努めてまいりたいと考えております。

長々と申しました。以上でございます。

○議長（副議長） 清水議員。

○清水議員 今のご答弁について、まずいわゆる経済的な収入が少ないので、介護サービス利用を控えているということについては余りないのだという認識をされているご答弁をされた一方、日曜日や深夜は利用者が少ないと。これ24時間使うと非常に料金高くなるのです。ですから、果たして今の利用者がどういうふうを考えてサービスを利用している、控えているということ、今の答弁というのは主観なのか、それとも客観的なものに基づいているのかということについて伺いたいです。共産党が行ったような全事業所に対する、こういった利用者がどういうふうを考えているのだというアンケートをとったことはあるのか。また、4期の締めくくり、5期の準備として行う考えはあるのかについて伺います。

○議長（副議長） 保健福祉部長。

○保健福祉部長 今ご質問2件ございましたが、お金が少なくて使っていないのではないかとご質問ございました。これについては、確かに利用率については四、五十パーセントなのです。これについては、要は自分で何とかできるということもございますし、また家族が何とかするというのも聞いております。さらには、他人の世話にはなりたくないという拒否をする方もいらっしゃる。これも客観的な話で私たちは聞いております。

2点目でございますが、日曜とか夜間、深夜の利用が少ないという話申し上げました。これについては、やはりこれも客観的に聞いているのですが、全員ではないです。聞いているのですが、日曜については家族による介護が行われているケースが多いと思います。たまたま私その方から聞いたかも知れませんが、日曜は家族で世話するよという方がいらっしゃるのも何件か話を聞いております。

以上でございます。

○議長（副議長） 清水議員。

○清水議員 やはり質問をして、あるいは対話の中で利用者の方あるいは家族の方が本当のことを、特に経済的な問題ですから、あるいは家の中のことでですから、やはり本音はなかなか引き出すことは私は難しいだろうと。そういう点で、総括あるいは5期の計画立てる上でしっかりとした利用者アンケートをとることを求め、また1点指摘をしたいのですけれども、特養については民間の施設利用を促進したいと。今特養は保険料で、いわゆる世帯非課税の方どれぐらいかかっているかといったら、食費も入れて6万円未満で入れるのです。ところが、グループホーム、大体10万円近いです。中には10万円を超えているところもある。そして、いわゆる高齢者の市内でいうとカーサシーザーズとかあおぞらとか、ああいったところは軒並み10万円以上です。ですから、やはり普通の国民年金で特養すら入られないと。そういう方を、ではどうやってそういうところに移ってくれと。これは、やはり低所得者対策としてもそれだけでは、民間利用を進めるということだけでは

足りないのではないのでしょうか。お考えを伺います。

○議長（副議長） 保健福祉部長。

○保健福祉部長 非常に低所得者に対するご心配されているようでありますが、滝川では特養のいわゆる部屋、ベッド数なのですが、300ございまして、確かに待機者も多いわけでございます。たしか民間については、議員おっしゃるように高いです。やはり安いといえますと緑寿園かなと思います。いずれにいたしましても、今現在待機している方が実際在宅の方は8名なのです。先ほど全体の数を言いましたが、在宅者8名と。あとの方については、結構病院に入られているとか、それから老健に入っているとか、そういった方で、いわゆるあきがあれば入っていける状態になっています。ですから、本当に私たちが心配しているのは、在宅者の、いわゆる居宅にいる8名の方がちょっと我慢していただきたいという気持ちでございます。いずれにいたしましても、何とか先ほど言いましたように民の方とも協力しながら対応していきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（副議長） 清水議員。

○清水議員 何か今我慢していただきたいというようなことを言われたとすれば、それは我慢していただくなんていうことは絶対言ってはならないことです。保険料払っているわけですから、そういうことを皆さん言っているわけです。保険料を払って介護なし、これは絶対に避けなければならない保険者の使命ではないのでしょうか。

○議長（副議長） 保健福祉部長。

○保健福祉部長 今失言申し上げました。やはりおっしゃるとおり、皆さんお金払っていますから、我慢するということはありません。いずれにいたしましても、次期の第5期の計画において課題としてしっかりと受けとめてまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長（副議長） 清水議員。

○清水議員 滝川市は、緑寿園の建てかえという、もう本当に切実な課題、次の市長選終わった後、まずその議論から私は始まるのだと。しかし、今のままでは1人部屋を7割つくらないと補助金出ないわけですから。こういう制度の中で1カ月3万円もかかるような1人部屋にどれだけの人が、もう特養にも行けなくなるということにならないように、国にしっかりと求めていけるような計画づくり、お願いをしたいと思います。

◎4、高齢者見守り対策

1、高齢者見守り充実の具体化について

次は、高齢者の見守り対策ですが、第4期高齢者保健福祉計画介護保険事業計画では、地域での見守り活動の充実として関係機関や地域の連携によって高齢者の安全確保や安否確認など、見守り体制の充実を図りますとしています。来年度までにどのような具体的な施策になるのか、見込みについて伺います。

○議長（副議長） 保健福祉部長。

○保健福祉部長 清水議員さんがおっしゃるとおり、高齢者の保健福祉計画の地域生活支援体制の整備充実の項目といたしまして、地域の見守り活動についての記載がされております。現状を十分に理解をして、新しい制度設計にすることが、いわゆるサービス提供の基本的な考えでございます。昨日も答弁の中で申し上げましたが、かいつまんで申し上げますけれども、まず安否確認に関するサービスの充実でございます。65歳以上の独居老人への友愛訪問のサービスですね、これについては利用対象要件をことしから見直しをいたしました。内容については省略させていただきます。次に、安心感の確保の充実でございます。薬剤師会からの協力要請によって救急医療情報キットの導入に向けまして、関係機関との連携のもと検討を進めてまいりましたが、社会福祉協議会、また町連協さんとの協力によりまして、来年1月下旬に配付をすることになっております。次に、本年度におきまして75歳以上の老人を対象とした虚弱高齢者の実態調査を今後とも継続してまいりたいと考えます。特定高齢者の候補者として選定をされました世帯への保健師の訪問とか、また介護予防事業の提案など行っておりますけれども、今後とも訪問区域を広げて継続をして実態調査に努めていきたいと考えます。さらに、高齢者見守りネットワークの構築でございます。町内における高齢者の異変への気づきの視点が大変重要であると考えます。企業とか団体を含む地域との連携による支援体制に結びつけるためにも、高齢者見守りネットワークの構築に向けて検討してまいりたい。いわゆる点と点を点と線にしたいということで保健福祉部も頑張っていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（副議長） 清水議員。

○清水議員 昨日の三上議員への答弁から、少しは私具体的に聞いていますので、少しは違う答弁出るかなと思ったらず全く変わらないので、基本的にボランティアあるいはそういう見守りネットワーク、いろんな人が介在して見守りはできないという立場で私は次の点に進んでいきたいと思いません。

高齢者見守りは、関係機関や地域の連携だけでは効果的な水準にはできないのではないのでしょうか。もちろんいきいき百歳体操、ふれあい電話、ヘルスコンダクターの会、また多くの地域によるボランティア活動には敬意を表するものです。これらの活動と相乗的な効果発揮が必要です。滝川市は、入居者と家族、多くの市民が反対する中で今年度廃止した老人福祉住宅制度の経験があり、これを生かすことこそが重要ではないのでしょうか。特に国も地域自立支援事業として介護保険事業の中で援助員を雇用しての事業を推進しています。これに対して、ボランティアに固執することは問題ではないのでしょうか。そこで、見守り支援センター事業を提案します。条件は、まず1点目、見守り援助員1人当たりの50世帯程度を対象に、高齢者の安全確保や安否確認を行う。内容は、毎日の電話による非常時サービス、週に二、三回の訪問による相談、体調不調時などの軽い家事援助。2、対象者は各種施設入所、長期入院者を除く要介護、要支援、特定高齢者。特定高齢者というのは、要支援、要介護になるおそれのある高齢者の皆さん方で、これらを合わせると1,500人程度となります。それを独居高齢者世帯に絞ると対象者数は減って、さらに介護サービス利用者についてはデイサービス通所日や訪問サービス日を除けば20人程度で市内を網羅できるのではないのでしょうか。3点目、雇用条件は老人福祉住宅制度当時並みとする。4点目、財源は地域自立

支援事業や地域活性化交付金と独自財源。この提案の具体的な検討を進めたいが、いかがでしょうか。

○議長（副議長） 保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいまの質問にお答え申し上げますが、見守りなどの安全、安心の確保とか、また軽度の生活支援を含む日常生活の維持に対する基本的な考えなのですが、これはダブっているかわかりませんが、まず自分でできることは自分でやると。いわゆる自己責任なのです。いわゆる自助と言われております。2つ目が自分でできないことは地域で行っていただきたい。いわゆる支え合いであります。共助であります。そして、3番目に地域でできない制度支援は行政が行うと。いわゆる制度支援は公助でございます。以上、3点が基本の考え方でございます。

また、先ほど答弁でお話し申し上げましたが、いわゆる高齢者の異変、気づきも大事なことでございまして、地域の方が無理のない範囲の中でともに支え合うなど、地域の果たす役割も大きいのかなと思います。これらのことから、関係団体や、また機関、民間事業者とのネットワークの構築についても今後十分検討してまいりたいのですが、そのためにも安全、安心のための機能を十分に発揮できる体制づくりをみんなで進めていきたいと考えています。

清水議員さんからご提案のございました見守り支援センター事業でございますが、いろいろと内容とか対象者数、雇用条件、財源について冒頭にございました。実は、私どもといたしましても全国に地域全体でこのような取り組みをしているというのは、今現在情報を持っておりません。ご提案の内容につきましては、特に所管である保健福祉部といたしましても、今後の勉強課題としてしっかりと受けとめてまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長（副議長） 清水議員。

○清水議員 この事業は、老人福祉住宅で使っていたシルバーハウジングの国の助成、つまり6割、国と道から出る、そういう制度も使える可能性が高いということを述べて、今後の課題としたいと思います。

◎5、教育行政

1、市内水泳プールの存続について

2、私立幼稚園就園奨励費補助金の復元について

最後教育行政です。市内4プールのうち利用人数などでも広域的な位置づけでも温水プールの存続についての要望が強い。屋外2プールについては、今後老朽化を見据えた改修計画も立てていると聞きます。問題は、温水プールの存続の形と考えます。施設対応、譲渡の公募では、市の予算を削減することも条件としていますが、公募の見通しについて伺います。

○議長（副議長） 教育部次長。

○教育部次長 滝川市教育委員会所管のプールは4つあります。昭和60年に建設された温水プールのほか、上屋のある滝の川市民プール、これは平成14年建設と東栄小学校プール、昭和57年建設と上屋のない江部乙市民プール、昭和42年建設であります。江部乙市民プールと東栄小学校

のプールの2つについては、利用状況を踏まえ今後の改修計画を検討してまいります。ご質問のあった温水プールについては、施設の老朽化の対応と運営管理経費の削減を図るため施設を無償貸与として複合型スポーツ施設としての提案型公募方式で事業活用者を公募する計画で準備を進めております。早ければ年明けにも公募を行いたいという考えであります。公募条件等の内容が整い次第、所管の委員会にご報告をしたいと考えております。

以上です。

○議長（副議長） 清水議員。

○清水議員 同じ教育委員会ですので、最後の質問ですが、私立幼稚園就園奨励費補助金の復元です。保育料金の引き下げが提起されていますが、料金改定時に大きな世論になった私立幼稚園就園奨励費補助金の復元についてどのように考えているのでしょうか。同時に進めるべき課題と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（副議長） 教育部長。

○教育部長 私立幼稚園就園奨励費補助金の復元についてというご質問でございますが、ご承知のとおりこの補助金についてはタッグ計画のもと、第1子の補助額について、平成17年度から段階的に5年かけて私立幼稚園の保育料、入園料について全国平均と、それから全道平均の差ということで19.3パーセント分をこれまで減額させていただいたところであります。参考までに、これまでの推移ということでお話ししたいと思います。全国平均と全道平均の差ということで、これは平成16年度は19.3パーセントということで、この差について固定的に5年間でという話がありました。それで、やってきました。19年度につきましては19.8パーセント、20年度につきましては19.5パーセント、平成21年度につきましては19.6パーセントということであります。平成21年度で減額は完了ということではあります。22年度予算におきましては、やはり先ほど申し上げましたとおり全国平均と全道平均の差が縮まっていないということから22年度につきましては継続して減額を行いました。最新のデータでは、先ほどお話ししましたとおり全国と全道の金額の差が少し広がっている状況にあるのかなと思います。ということから、現状では見直しの時期ではないというふうに考えています。

以上です。

○議長（副議長） 清水議員。

○清水議員 今国の平均、全道平均と比較してという、これは市民に最もわかりやすい言い方なのです。要するに一言で言えば国の基準より下げて補助しているのは全道では滝川市とあと2市だけだったのです。35市中、今国の基準以下で補助している市は何市というふうに把握していますか。

○議長（副議長） ただいま答弁調整中でございますので、若干休憩といたします。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時27分

○議長（副議長） それでは、会議を再開いたします。

ただいまの答弁、教育部長。

○教育部長 大変お待たせして申しわけございません。

最新版のこういうものがあるのですが、これちょっと1つずつチェックしないとわからないので、調査の上報告したいと思っていますので、申しわけございませんが、そういったことでよろしくをお願いします。

○議長（副議長） 残り30秒弱ぐらいだと思いますので、簡潔に質問をお願いいたします。
清水議員。

○清水議員 保育料金については、超過負担が解消されつつあるということで値下げの方向を示されていると。一方、私立幼稚園について言えば2つの公立幼稚園が廃止されたことで約800万円、市の赤字がなくなる。そういう中で、やはり同じようにこの補助金の復元に向けて全力を挙げていただきますよう検討していただきますよう要望いたしまして、一般質問を終わります。

○議長（副議長） 以上をもちまして清水議員の質問を終了いたします。

田村議員の発言を許します。田村議員。

○田村議員 皆さん、おはようございます。新政会の田村勇でございますが、平成22年度の最後の一般質問を通告の順に従いまして、わかりやすく簡潔に行ってまいりますので、市民の皆様にもわかりやすい真摯な答弁をお願いいたします。

◎1、市長の政治姿勢

1、今後の進退について

まず最初に、市長の政治姿勢であります。ことは各企業の業績が多少なりとも上向いたのか、それとも不況に怒っているのかわかりませんが、忘年会は昨年より数倍多いようであります。そんな中で必ずと言っていいほど出てくる話が市長選の話でございます。市長は、2期8年、昼夜を問わず職務に専念していることはだれもが認めるところでございますが、ここで私が2期4年と言わず、なぜ2期8年という意味なのかということでございますが、この2期8年の中には新生園のサプライズ人事、児童自殺、生活保護費詐欺、体育協会の不正や農業振興公社粉飾問題等、いまだに完全解決に至っていない事件もあるからであります。本当に時期の悪いときに市長になった、同情するところでもあります。しかし、市長は掲げられました多岐にわたるマニフェストのほとんどを実行し、市民の健康を守る原動でもある市立病院の完成も間近であります。世界で、そして日本で話題となった唯一の明るいヒットと言え、そらぷちキッズキャンプ、そして横綱白鵬関の観光大使就任ではないでしょうか。市長は、明快な頭脳を持ち備え、体調、年齢、気力も万全であります。来春の市長選を戦い抜き、近い将来には国政に打って出れる数少ない人材の一人と考えております。3期目出馬の意思をお聞きしたいと思います。

○議長（副議長） 田村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市長 厳しい状況に直面をした担当の期間でございましたけれども、しかし課題を残しつつ一定の評価をいただいているということを厚くお礼を申し上げたいというふうに思います。推薦団体からの立起表明をいただきました。推薦団体が10団体となる予定だという話も伺いました。こ

の8年間は、ただいまのご質問のありましたようにさまざまな出来事がありましたが、一定の成果も同時に推薦団体の皆さん方には認めていただいて、立起要請があったということに心から感謝をし、お礼を申し上げるものであります。しかし、報道によりますと、保守陣営を2つに割って選挙戦が予想されると。そういうことに複雑な心境があるのも事実であります。滝川市のまちづくりに私としては心血を注ぎたいという気概を持ってやってまいりましたので、今後何が滝川市に求められるのか、何が私にできるのか、若干の時間をいただいて、年末までには決断を推薦団体の皆さん方にお伝えをして相談をしたいというふうに考えております。ぜひとも議員各位のご理解をお願い申し上げたいというふうに思います。

○議長（副議長） 田村議員。

○田村議員 今保守が分裂とかというお話もございましたが、選挙というのはそんなものでないのです。分裂したって、だれかが通ればまた一本になる、それが市民なのです。ですから、そういうことにちゅうちょすることなく、ぜひ再度立候補していただきたいものだと思うし、私が6月の時点にお伺いしたときには、出馬の時期が来たら適切な時期に言うということも言っておられました。もう4カ月しかないのです。ですから、ここでそんな悠長なことを言っている場合でなくて、私のところに来ている一般市民の方も、はっきりしないのなら後援会でなくて勝手連ができたっていいのではないかとというぐらい期待を持っている大ファンも実はいるわけでございます。もう一度お聞きしておきますが、今の市長のお考えは五分五分なのか、それとも出馬のほうに傾いているのか、そのことをもう一回お聞きしておきたいと思っております。

○議長（副議長） 市長。

○市長 熟慮中であります。先ほど申し上げたことと重複いたしますけれども、今の滝川に何が求められていくのかと、そして私には何ができるのかと、ここら辺のことを限られたこれからの時間ではありますが、熟慮をして先ほど申し上げました時期に決断の結果をご相談したいというふうに思っております。

○議長（副議長） 田村議員。

○田村議員 それでは、2番目の後援会は万全かということをお聞きしますが、もし後援会が万全であれば、当然出馬表明をするだろうと実は思うわけですが、しかしながら12、13に及ぶ団体からは出馬要請を受けているということをお聞きして、そこから進んでいったっていいのでないかと実は思うわけですが、今市長は後援会対策は万全と思っているか、それとも万全にしようとしているのか、今のままがいいのか、後援会対策についてのご意見をお伺いしたいと思います。

○議長（副議長） 市長。

○市長 前回の選挙のときは、推薦団体9団体で連合後援会を組織していただきました。今回は1団体ふえると、10団体になる可能性があるというお話を承っております。大変強力な推薦団体と連合後援会組織に支えられて市政を担当させていただいた7年数カ月でありました。そのことには、本当に幸せを感じております。こんな立派な連合後援会組織はないというふうに思っておりますし、いざとなれば直ちに臨戦体制を整えていただける後援会だというふうに思っております。

○議長（副議長） 田村議員。

○田村議員 実は、今の後援会体制を聞いて、意思も含めて非常に心強く思った次第でございますので、ぜひしっかりとした対策で出ていただきたいと実は思っております。

次に、3番目は、市長の性格の長所、短所ということでございますが、今までのずっと答弁において長所やら短所やら、人間みんなあるのですが、いろいろな形で出てきておりますが、短所を長所にするということが大事な要素だというふうにも思うわけですが、市長の自分としての性格の長所、短所はというふうにお考えですか。

○議長（副議長） 市長。

○市長 私は、短所ばかりの人間でありますから、反省の毎日であります。もし唯一長所があるとすれば、自分を感情に入れずに判断するように努力してきたということがたった1つの長所かなというふうに思いますが、これは皆さん方のご判断にゆだねたいというふうに思います。短所を埋める努力をしてみましたが、埋まらないことのほうが多かったかもしれません。また、ご判断はゆだねたいというふうに思います。

○議長（副議長） 田村議員。

◎2、三セク対策

1、今後の三セクのあり方について

○田村議員 それでは、2番目の三セク対策に移りたいと思いますが、第三セクターのあり方についてでございますが、現在第三セクターは何社あり、またその名称、出資額及び比率、債務保証の有無についてお伺いをいたします。

○議長（副議長） 総務部長。

○総務部長 田村議員の三セクの関係の質問にご答弁させていただきます。

三セク等につきましては、会社法人としては4社、それからこれに加えて地方3公社と言われる土地開発公社がございます。一つ一つご説明させていただきますが、まず株式会社滝川振興公社、これは出資総額2,000万円のうち滝川市の出資は1,200万円、出資割合は60パーセントでございます。次に、株式会社滝川グリーンズ、出資総額1,200万円のうち滝川市の出資は1,000万円、83.3パーセントでございます。次に、滝川ガス株式会社、出資総額5,262万5,000円のうち滝川市の出資は2,000万円でございます。38パーセントの率でございます。次に、株式会社アニメ滝川、出資総額1,010万円のうち滝川市の出資は500万円、49.5パーセントでございます。5番目、滝川市土地開発公社、資本金500万円、全額が滝川市の出資でございます。このほか出捐団体といたしましては、財団法人の滝川市体育協会、基本財産3,166万円のうち滝川市の出捐金は1,000万円、31.6パーセントでございます。それから、財団法人滝川市生涯学習振興会、基本財産1億900万円のうち滝川市の出捐金は7,300万円、67パーセントでございます。次、社団法人滝川国際交流協会、基本財産2,000万円、全額が滝川市の出捐金でございます。また、現在損失補償、債務保証している法人はございません。また、財政支援につきましては、直接市が貸し付けを行っている法人が3法人でございます。滝川振興公社、滝川グリーンズ、滝川市土地開発公社、以上の3つでございます。それから、補助

金による財政支援を行っている法人が3法人、滝川市体育協会、生涯学習振興会、国際交流協会となっております。

以上でございます。

○議長（副議長） 田村議員。

○田村議員 今三セクの中で25年度解散予定の土地開発公社、これに対しては債務保証等々発生するのでしょうか。

○議長（副議長） 総務部長。

○総務部長 土地開発公社につきましては、6月の経営状況報告のときにも若干触れさせていただきましたが、この土地開発公社につきましては平成25年度末の解散に向けまして現在準備を進めているところでございます。それは、解散の際につきましては第三セクター等の推進債の活用を視野に入れております。この平成25年度末の解散に向けては、あと3年ほどございますけれども、今現在先行取得用地の計画的な買い戻しですとか工業団地、またはせせらぎ団地等の用地の積極的な売却を進めておりまして、解散時に極力財政への影響を低減していくようなことで、今土地の売買につきまして頑張っているところでございますが、仮にこれから全く土地が売れなかった場合の解散時の市の財政負担につきましては約9億円から10億円ぐらいの間かなと。そうさせないために、今ある土地につきましては売買を一生懸命精力的にやっているというところでございます。努力してまいりたいと思っております。

○議長（副議長） 田村議員。

○田村議員 数ある三セクや出捐団体の中で見直す時期が来ているのではないかなというところもございまして、よく債務保証なり、あるいは損失補償なりが発生しないような方向に持っていく、迫っている土地開発公社においても十分関連企業と協力をしながら土地売却に努力されるべきと思います。

次に、要旨2番目の三セクの今後の市の責任についてということでございますが、今まで解散した三セク、例えば農業開発公社なんかもそうなのですが、登記上の役員いるわけですが、その人たちの責任というのが今までなかなか問われていない。果たしてそういう状態で会社としてうまくやっていたのかというのが非常に問題と思います。以前は、三セクの中にも議員選出の取締役がいて、それなりの情報提供はあったのですが、今は三セクで管理しないということで中身がなかなか見えてこない。しかし、債務保証なり損失補償なりが出たときは議会が議決をする。どうも腑に落ちないような経営状態になっているのではないかなと実は思うわけですが、三セクと今後市とのかわり、出資しているのですから、当然責任もあるし、株主にもなるわけですが、名前だけの役員も実はいるわけです。例えばセクションがかわった場合にはその方はかわっていくというようなことで、会社経営としては必ずしもいい方向には向いていないということから、三セクの再検討をする時期に来ていると思うのですが、お考えを伺います。

○議長（副議長） 総務部長。

○総務部長 田村議員の三セクの関連、責任を含めた今後のあり方の質問でございますが、議員側の冒頭、今おっしゃられました責任の関係につきましては、国の三セク関係の指針等にも今後継続

していく三セクにおきましては、経営者については経営上の責任が発生していくよと。そういうことも十分踏まえた中での継続ということを国の指針にも書いてございます。そういったことも踏まえまして、これからの三セクの運営につきましてはきちっと心して当たりたいなというふうに考えております。

それぞれの三セクにつきまして若干触れさせていただきますが、滝川振興公社、それから滝川グリーンズ、アニム滝川につきましては、その業務内容、採算性、存在意義、果たす役割などの視点から三セク側と市側と双方におきまして現在検討しているところでございますけれども、特に振興公社とグリーンズにつきましては、毎年市が貸し付けを行っているところでございます。その経営の改善につきましては、重点的に対策を講じる三セクとして位置づけもしてございます。新活力再生プラン、タッグ計画、三セク側の経営改善計画と市の予算計上を計画的にリンクをいたしまして、不採算事業の見直しですとか事業資産の改修による魅力のアップ、それから市による買い取りも含めました不採算部門の資産の処分、こういった取り組みを、経営の健全化に向けた取り組みを行いながらそれぞれの自立化を促進していきたいということで現在行動しているところでございます。よろしく申し上げます。

○議 長（副議長） 田村議員。

◎3、農林行政

1、シカ被害等について

○田村議員 それでは次に、農林行政に移りますが、最近どんどんふえているシカの被害等についての質問をさせていただきますが、滝川の農業、林業等の近年の被害額を伺うわけですが、昨年度の農林被害、全道で60億円以上でございます。そしてまた、けさのマスコミにも報道されておりましたが、近年においては栗山の鳥獣被害が6,000万円、そのうちシカの被害は5,200万円ということが報じられておりました。滝川市において見てもニンジン畑あるいは稲作、リンゴ園等々に被害が相当広がっておりますし、先般も春のうちですが、ニンジンを植えた畑が一晩で全部芽が食われてしまったというようなことで、大変な被害が出ているのは皆さんご存じのとおりと思いますが、今は道でもいろんな対策をとって、予算編成の中にでも10億円を予算に組んで、各自治体に2分の1を補助するというような制度も出てきてございますが、滝川市における農林業等の被害額についてお伺いします。

○議 長（副議長） 経済部参事。

○経済部参事 シカに係る滝川の農業、林業の被害額についてのご質問でございます。ことし10月に有害鳥獣に対しまして市とJAたきかわと合同で農業被害実態調査を実施したところであります。農事組合長さんを通じて調査を行ったところであります。このうちエゾシカの被害は15戸で、被害面積につきましては20.65ヘクタール、被害額につきましては96万1,000円となっております。また、有害鳥獣全体としましては、エゾシカ、アライグマ、キツネなどによる農作物の被害ということになろうかというふうに思っておりますが、この全体の被害につきましては45戸で、被害面積27ヘクタール、被害額につきましては169万2,500円という調査結果

をまとめてございます。また、森林につきましては目立った被害はないというふうに判断をさせていただきます。

○議長（副議長） 田村議員。

○田村議員 全道の統計を見ますと、シカの増加を抑えるには年13万頭以上の駆除が必要だというふうに言われております。そして、今や北海道のあらゆるところにシカがいるというような現状でございますし、これは私も前から言っていたのですが、対策が後手後手になっている。それでも、有害鳥獣の申請においてでも早急に、もうその日のうちに出すような方法でしていかないと大変なことになるということを申し添えて、次の2番目にいきますが、シカ駆除の実態、方法及びわな免許の件数についてお伺いをしたいわけでございますが、この駆除の実態、わなでとったシカの頭数、そういうものがわかればお示し願います。

○議長（副議長） 市民生活部長。

○市民生活部長 ただいまのご質問でございますが、シカ駆除の実態、方法及びわな免許数とわなで捕獲数というご質問でございますが、シカの駆除につきましては滝川ハンタークラブの皆様の多大なご協力をいただいて実施していることに改めて感謝申し上げます。また、北海道知事の許可によるシカの個体数調整の期間であります本年の6月3日より10月22日までにおける滝川市区域の銃器による捕獲頭数は21頭であります。また、わな免許の取得者数でございますが、5名の方が取得されております。また、わなによるシカの駆除実績についてはありません。

○議長（副議長） 田村議員。

○田村議員 今の駆除頭数だと思うわけですが、駆除頭数のほかに狩猟期間中には当然まだまだシカはとっているわけでございます。そんなことから、道がシカ駆除に対する緊急助成を当初予算を上回って補正予算を組んだ自治体に対しては事業費の半額を補助するというので、本年度は最大1万円の補助というのがあったわけですが、それは利用されましたか。

○議長（副議長） 市民生活部長。

○市民生活部長 道の緊急補助の要件でございますが、昨年度の予算を上回った事業費というようなことが条件になってございますので、滝川市としては利用実績はございません。

○議長（副議長） 田村議員。

○田村議員 このエゾシカ駆除の費用は、死骸の運搬や処理、ハンターへの報償金等でございます。実際行かれないとなかなか想像がつかないかもしれませんが、山の中でとったシカの死骸運搬、処理、これは大変な労を要するというので年々減っている駆除者の養成も実は必要だと思うわけでございますが、滝川市とはうまい関係にしているということで非常にスムーズな連絡をとり合いながら効率的な駆除が行われていると思うわけでございますが、ぜひこういう補助金も利用されたハンターへの報償金あるいはハンタークラブへの助成というものを十二分に考えていただき、有効な駆除対策をしていただきたいと思います。

次に、3番目の積極的な駆除対策の検討が必要と考えるが、いかがかということでございますが、さっきも言ったように行政のやることは後手後手なのです。道においても後手後手のことをやる。しかし、道議会でもこれは実は取り上げているのです。道議会で取り上げて、高橋知事がやっとな

を上げて、そしてその割には大なたを振るって積極的に取り組んできていると。そんな中に、今滝川から発信すると。全道の先駆けになるような施策、ぜひ道からの要請でやるのではなく、北海道滝川から道のほうにこういうことで効率的な駆除をすべきだということを提言していただきたいと思うわけですが、まず道内全地域の駆除の早期開放でございます。今は、滝川は滝川地区だけの駆除なのです。ところが、全道的にハンターはもう4分の1ぐらいに減ってしまっていて、各地でもって困っているというようなことから、地域限定の駆除の開放ではなくて全道一円の駆除の開放を求めべきだと思います。また、夜間駆除によるハンターの確保、効率向上のための個体調査、こういうものも……夜間というのは非常に発見しやすい。夜間に山道をずっと走ってサーチライトを当てたら、シカの目ってグリーンに光るのです。グリーンに光ったら、そこに目が2つあれば、その顔はこっち向いていると想像がつくわけです。片一方だったら右向いているか左向いているか、ハンターはみんなわかるのです。そういうことから、夜間駆除を求める意見、これは高橋知事が実は夜間も駆除してもいいのではないかとということを書いてございます。そんなことから、夜間駆除の積極的な提言、それと同時に個体の調査、あわせてやるということも非常に有効な策でないかと思うわけでありまして。それと、ライフル弾の、鉄砲の弾ですね、弾の無許可譲渡回数というのは50個に限られてございます。やっぱり50個では、弾1発でシカ1頭とれるわけではございません。そんなことから、無許可譲渡の50発の弾を少なくとも200発ぐらいの許可が出るような方策も必要だと思います。これは、一応道に機会があればぜひ伝えていただきたい項目として述べたわけですが、こういう施策はいかがですか。

○議長（副議長） 市民生活部長。

○市民生活部長 平成22年度におきまして、新たにシカを処理した残滓の処理費用といたしまして20万円を予算計上させていただいたところでございます。また、シカを含めた有害鳥獣駆除につきましましては、引き続き滝川ハンタークラブにお願いしていきたくて考えておりますし、またハンタークラブへの活動費についても検討をしてみたいと考えております。

12月の7日、つい最近、ちょっと前でございますけれども、空知総合振興局におきまして空知地域エゾシカ対策連絡協議会が設立されました。この協議会において新たなエゾシカの相互対策が進められることとお聞きしておりますが、議員さんからもございました栗山の例等もございます。他市の取り組み状況等も含めまして、またご提案いただきました夜間駆除、ライフル銃の弾等の保有状況等も含めまして、あらゆる面での情報収集に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（副議長） 田村議員。

◎4、教育行政

1、学校教育について

2、スキー授業について

○田村議員 次に、件名4の教育行政に移りますが、各学校の、私こ生活指導プランと書いていますが、学校経営計画というのか、正確に。そのプランが果たしてどう生かされているのかという

のが非常に気になるわけですが、この学校経営計画、すなわち私が言う生活指導プランというのはどれぐらいの範囲で、どのように実行されているのかをお伺いいたします。

○議長（副議長） 教育部指導参事。

○教育部指導参事 各学校の生活指導プランへのご質問にお答えします。

各学校では、学校の教育目標の達成のために年度ごとに学校経営の計画を立て、公務を全教職員で分担して実践しております。その公務の分担の一つとして生徒指導部を位置づけ、全教職員の共通理解のもと生徒指導体制の確立に努めているところです。

ご質問の生活指導プランについてですけれども、児童生徒の指導を通してみずから考え、みずから判断し、行動する力を育てるように各学校では取り組んでおります。生徒指導部の具体的な指導内容といたしましては、大きく3つに分けることができます。1つは生徒指導、2つに生活指導、3つに安全指導でございます。特に生徒指導の具体的な中身ですけれども、4点ございます。1つ目は、いじめ等の問題行動が発生した場合の報告、連絡、相談、指導の共通理解による組織的な指導体制の確立。2点目に、年度初めの家庭訪問や児童生徒への定期的な教育相談による児童生徒理解。3点目に、スクールカウンセラーや学びサポーターなどを効果的に活用した相談体制の強化。4点目に、定期的な生徒指導交流会の実施による児童生徒の交友関係や問題行動の把握等の指導観、指導方針の共通理解。これらが大きな生徒指導の役割でございます。このように各学校においては、確かな児童生徒理解に基づきまして校内における情報の共有化を図りつつ生徒指導の充実に努めているところでございます。

○議長（副議長） 田村議員。

○田村議員 次に、2番目の各校のいじめ、不登校の実態についてということでございますが、昨日の関藤議員の答弁の中で5年間継続していじめ実態調査をしている、昨年よりは減少しているということがございましたが、各校のいじめ、不登校の実態についてお伺いしたいと思うわけですが、数をお願いします。

○議長（副議長） 教育部指導参事。

○教育部指導参事 いじめの実態についてでございますが、11月末現在で小学校で15件、中学校4件の合計19件となっております。不登校についてもですね。不登校につきましては、小学校2名、中学校30名、合計32名となっております。それぞれ昨年同期と比べますと若干数の減少が見られますが、数の増減のみに目を奪われることなく、子供たち一人一人に応じた丁寧な対応、指導を心がけていきたいと考えております。

○議長（副議長） 田村議員。

○田村議員 今不登校といじめということでご答弁ありました。これは、認知件数ですか、今言われたのは。

○教育部指導参事 はい。

○田村議員 そうした場合、私ここに認知の表持っているのですが、平成21年度のいじめ認知件数、これを見ると小学生合計41、中学生7、合計で48という数字が21年度ということで書かれているのですが、今聞いたら小学校15人、中学校4ということなのですが、こんなに減ったの

ですか。

○議長（副議長） 教育部指導参事。

○教育部指導参事 いじめの認知件数につきまして、今申し上げましたのは11月現在ということで、議員さんお持ちの資料は恐らく3月末の資料かと思います。昨年同期、11月末は、小学校33件、中学校5件、合計38件となっております。

○議長（副議長） 田村議員。

○田村議員 それにしても、例えば小学校合計、昨年11月33名、ことし15名と、半分以下になったという要素は何ですか。

○議長（副議長） 教育部指導参事。

○教育部指導参事 数が大幅に減少したことにつきましては、昨年度の場合9月の実態調査の後に実態調査の中で子供がいじめられていると訴えたものについて、すべて学校で再調査を求めました。その中で、それまでは学校が把握していなかった数字についても、調査の後いじめと認知したものについて数として上げてきましたので、9月以降、去年の場合は数が多くふえたということになっております。今年度につきましても、今9月末のいじめの調査の中でいじめられている子供の訴えの数について再調査もしておりますので、この後何件かはいじめということで認知で上がってくることも予想しております。

○議長（副議長） 田村議員。

○田村議員 この問題は、実は数ばかりでなくて中身と指導なのです。そういうことについては、数にとられることなく、しっかりした対応をしていただきたいと思うわけですが、先般実は韓国の仲間が来ました。その方が言っていたのは、今知識は20年ごとに倍増していると。知識経済は個人の時代だと。時代はどんどん動いているというのが向こうで最近言われている言葉だそうでございます。親は、自分の親に育てられたときとは随分違う環境の中で子供を今育てているのではないかと思うわけですが、インターネット上においても情報は80パーセントは英語と、もうそういう時代になってきているわけです。親が自分の経験で子供の未来を予測することが難しくなっている。そんな中、不登校の子供は今何を勉強すればいいのですかというようなことさえ言っているということに思うわけですが、これは非常に大変な大きな問題ですが、不登校の子供たちが今どうして学校に来ないのと聞いた場合、何を勉強すればいいかわからないと言っているのです。実態はどうなのでしょう。

○議長（副議長） 教育部指導参事。

○教育部指導参事 不登校の実態につきましては、毎年不登校が始まった、不登校になったきっかけの調査、それから継続している場合は継続している今現在の理由等も含めて調査をしております。その中で多いのは、やはり心因性、心の問題、それから怠学、学校を怠ける、友人関係の問題、あと本人、家庭の問題、継続している多くの理由はそれらの複合要因ということで、きっかけは割とわかりやすいのですけれども、継続している理由についてはいろんな問題が絡んできているというのが実態というふうに押さえております。

○議長（副議長） 田村議員。

○田村議員 それで、2番目の来春の各校の入学予定者数を小学校、中学校でお願いします。

○議長（副議長） 教育部指導参事。

○教育部指導参事 来年度、平成23年度の各学校の入学予定者についてのご質問ですので、お答えいたします。来年度、滝川第一小学校は47名、滝川第二小学校87名、滝川第三小学校73名、西小学校48名、東栄小学校6名、江部乙小学校18名、東小学校56名、小学校合計335名です。中学校ですけれども、江陵中学校141名、明苑中学校127名、開西中学校78名、江部乙中学校28名、中学校合計374名。小中合わせまして709名ということで、平成22年度、今年度の入学者が707名でしたので、ほぼ同数ということになっております。

○議長（副議長） 田村議員。

○田村議員 次に、項目の2番目、スキー授業についてお伺いをいたします。スキー授業の現状ということで、スキー授業の成果、そして延べ人数、回数、送迎、費用等についてお伺いをいたします。

○議長（副議長） 教育部長。

○教育部長 スキー授業の現状ということでございます。スキー授業につきましては、目的についてはご承知かと思いますが、雪国北海道という地域の特性を生かして積極的に生涯を通じて冬のスポーツに親しむということと、それからスキーを安全に楽しむことができるように基本的な技能を習得することをねらいとしています。また、あわせて校外における集団行動、マナーなどの社会性を身につけることなどを目的として現段階では実施しているところであります。今シーズンの実施回数につきましては、各学年1回ないし2回、延べ日数につきましては63日間、回数につきましては93回を予定してございます。小学校低学年につきましては、新十津川町のそっち岳スキー場、小学校中学年以上と中学校につきましてはかもし岳のスキー場を利用しています。それと、費用につきましては、送迎はスクールバス運行委託業者との契約、借り上げて公費負担ということで、21年度実績につきましては326万円の経費がかかってございます。それから、保護者負担の関係でございますが、21年度につきましてはリフト券と、それからスキー運搬費ということで保護者の皆さんに負担していただいておりますが、22年度につきましてはリフト券だけ保護者の皆さんにご負担いただくということで、スキー運搬車両費につきましては市の予算でおおむね43万円ぐらい見てございます。リフト券につきましては、スキー場によって金額が異なるのですが、1回の料金はそっち岳スキー場で490円、かもし岳では小学校700円、中学校850円ということで費用がかかります。

以上です。

○議長（副議長） 田村議員。

○田村議員 これは、スキー回数のことなのですが、さっき2回のところもあれば3回のところもある、1回のところもあるというようなことなのですが、去年はほとんどが2回で、明苑中学校が3回と、開西、江部乙中学校が1回ということなのですが、ことしの回数はその他は全部2回ということなのですが、今言った3回のところと1回のところは同じなのですか、当初は。

○議長（副議長） 教育部長。

○教育部長 昨年度の実績ということで、先ほど申し上げたのは各学年で1回ないしは2回ということですが、各学年1回のところは開西中学校と江部乙中学校ということで、延べ回数は別ですけれども。回数につきましては、残りの学校各学年2回ということで、中学校は明苑は各学年2回ということになっています。

○議長（副議長） 田村議員。

○田村議員 ここで成果というのがまだ述べられていないのですけれども、その成果をお聞きしたいわけですが、やはりこの成果には、この後で質問するところが出てくるかと思うのですが、指導者ですね、このスキー授業の指導者による成果、その辺はどう把握していますか。

○議長（副議長） 教育部指導参事。

○教育部指導参事 スキー学習の成果につきましては、先ほど部長からお話いたしましたように各学年がそれぞれの計画に基づいてそれぞれの授業時数、授業回数を行っておりますので、その中で学年ごとの目標に応じた達成成果を見ております。ただ、学年が上がるにつれまして、技術の面でかなり差が出てきますので、その技術面での指導ということでは不十分なところもございますし、また低学年においては初めてスキーを履く子もいるということで、能力といいますか技術にかなり違いがあるので、その技術能力に応じた指導が必要になるということで、学校での授業の中では難しいこともございます。

○議長（副議長） 田村議員。

○田村議員 このことについては、成果については後でまた3番目であわせて伺いたいと思いますので、要旨の2番目に移りますが、近隣のスキー指導者への要請、確保、費用の実態について伺います。

○議長（副議長） 教育部長。

○教育部長 近隣の実態でございますが、いろいろな場合がありますけれども、滝川市と同様に地域の指導者の皆さんの応援を受けて授業を実施している場合と、それから受けていないケースということで、ちょっと近隣を調べてみました。新十津川町につきましては、教育委員会からスキー連盟会員の方をお願いをして1回2,500円ということで公費で予算措置をしているということです。それから、芦別市につきましては、本市と同じく学校支援地域本部事業として支援を受けているということで、ボランティアで対応していただいているということでありました。歌志内市教育委員会では、支援は受けていないということでありました。ただ、社会教育事業のスキー教室では支援を受けて報酬も支出しているというお話でした。砂川市教育委員会につきましては、支援を必要とする学校それぞれで指導者とかかわりの中で支援を受けているということで、各学校での対応ということでありました。赤平市教育委員会、深川市教育委員会については、支援については受けていないと、こういう状況でありました。

○議長（副議長） 田村議員。

○田村議員 このとおりなのですが、砂川は無償ではなくて新十津川並みにそこで対応しているということで、ここに費用は出てきていないですが、学校で実は対応されているということでございます。

それでは、3番目にいきますが、さっきの1番目に関連するのですが、成果です。この成果を上げるためには、指導者は欠かせないと。滝川の実態を聞いていると、体育の先生あるいは残っている違う科の先生方が対応しているというような話を聞くのですが、子供たちにこういうものを教えるのにそういう人たちが教えられるのかという実は不安があります。スキーというのは、うちの近所の方なんかもそうですが、もう3歳ぐらいからスキー乗らせているのです。今は、もうこういう時期で乗らす方は少ないのですが、やはり学校教育としては、たった2回ではありますが、スキー補助を出したり、こういう授業の中に取り組んでいるということは非常に高く評価すべきですし、北海道の雪国でこれは欠かせない授業だというふうに思うわけです。そうした場合、時間をただこなしているのではなくて、実態、実績のある成果をつくるべきだと。年に2回スキー行ったら、そんなものうまくならないのは当たり前ですけども、その2回が非常に大事なのです。この2回をやって、スキーっておもしろいねという子供がいた場合にはオリンピック選手までも育てていくわけです。滝川にもオリンピック選手いたわけですから、今もいますけれども。そういうところから見ると、小さいときの教育というのは、スキーばかりではないですけども、私もスキーをやる関係上非常に大事なことだと。それには、成果を見るべきだと思うのです。今お話を聞いていると、ただ時間を消化しているというふうにしか聞こえないわけですが、滝川市におけるスキーインストラクターに対する要請あるいはそれに対する、どうやってインストラクターを確保するか、あるいはそれに対する費用はどうしたらいいかと、こういうことも含めて滝川市の対応をお聞きしたいと思います。

○議長（副議長） 教育長。

○教育長 冒頭ですが、各学校で行っておりますスキー授業の実施に当たりまして、各学校からの要請等によりましてスキー連盟の会員である指導員の方にそれぞれご協力をいただいて、今部長が申しあげました技術の向上あるいは安全指導ということに対して非常にお世話になっておりますことに改めて感謝申し上げたいというふうに思います。

先ほど申しあげましたとおり、滝川市内の学校の指導者の確保の状況でございますが、21年度の実績で申し上げますと、実人員で13名、延べ55名の方に、ほとんどスキー連盟の指導員の方ということですが、ご協力をいただきまして指導に当たっていただいているところでございますし、22年度、今年度につきましても昨年と同様、それぞれの指導員の方に今指導員のお願いをしているところでございます。

○議長（副議長） 田村議員。

○田村議員 実は、先般スキー連盟の総会がありました。私も行きました。そのときに、昨年ボランティアで出た先生方、インストラクターの方々、実はことしは嫌だよと言っているのです。それはなぜかということ、全くの無償だと。自分たちにはもう子供いないのです。子供のいる親がインストラクターの場合は、当然無償で喜んで出るのです。ところが、昨年出ている人方というのも、みんなもう年金をもらっている人方ばかりで、そんなただのところに行ったらしょうがないよということで、総会において決していい雰囲気ではなかった。そんな中で、もしスキー協会が協力しないのだったら、スキーパトロールだってやれるよと。それはなぜかということ、インストラクターも

スキーパトロールの人方もみんな基礎スキー1級なのです。それでもって、中には認定指導員も持っている方もいるわけです。そういう協力を仰げば、必ずしもそこ一本でやる必要もないということにもなるのですが、近隣をやっぱり調べた場合に、例えば新十津川だと1回2,500円だと。そうやって考えた場合に、私は2,500円がいいとは言いません。ただ、1回1,000円でもいいのではないかとというようなことを考えた場合に、教育委員会に資金がないということで、ちょっと今計算してみたのですが、年5万円もあれば足りることなので、そんなことからいえば、その5万円を計上して、ぜひインストラクターの方にしっかり初心のスキーを教えてもらおうと。それによって、スキー人口の底辺を底上げするというのも大事でないかと思いますが、その5万円の要請というのは無理なのかどうかお伺いします。

○議長（副議長） 教育長。

○教育長 滝川市が設置をしておりました空知太スキー場が廃止になりまして、先ほど申し上げました新十津川あるいは歌志内でのスキー場を利用しているということで、学校支援地域本部事業の中でもお願いをしておりますが、先ほど申し上げましたとおり市外での授業ということになりますので、指導者の方についてもやっぱり幾分についての費用負担は、これは行政としては必要ではないかなというふうに思っているところです。

○議長（副議長） 田村議員。

○田村議員 今かなり前向きな答弁と評価しますが、思っているだけではだめなのです。やっぱり実行に移さないとだめだと。そんなことから、今これから始まるのです、この事業は。ですから、ことしから1回1,000円なり1,500円なりの費用弁償というか、ガソリン代というか、そういう意味合いのもとに継続的にしっかりしたスキーが子供たちに伝達されるように希望いたします、質問を終わらせていただきます。

○議長（副議長） 以上をもちまして田村議員の質問を終了いたします。

それでは、この辺で昼食休憩とさせていただきます。再開は1時15分とさせていただきます。休憩といたします。

休憩 午後 0時31分

再開 午後 1時18分

○議長（副議長） それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開をいたします。

山口議員の発言を許します。山口議員。

○山口議員 質問順位9番、新政会の山口清悦です。通告に従って、一般質問いたします。

◎1、福祉行政

1、病院経営について

2、高齢者、障がい者対策について

まず、福祉行政、病院経営についてであります。市民ボランティアの活用について、きょうの

北海道新聞の朝刊にも出ておりましたけれども、全国の自治体病院では医師、看護師の不足、収益の不足から大変厳しい経営を強いられているところでもあります。中空知の自治体病院もしかりであります。その中でも自治体病院の必要性を強く認識をして、市民みずからボランティアとしてさまざまな手伝いをしているところも多く見られております。隣まちの赤平市なども院内の案内人、シーツの交換、それから食堂の手伝いなどで市民ボランティアが活躍していますが、滝川の市立病院と周辺自治体病院での市民ボランティアの活動状況はどのようなものでしょうか。また、ボランティア活用によるメリットをどのように押さえていますか。また、新病院移行後の市民ボランティアの活用計画などがあればお答えいただきたいと思います。

○議長（副議長） 山口議員の質問に対する答弁を求めます。病院事務部長。

○病院事務部長 ご質問のありました病院ボランティアの関係につきまして、当院の状況、考え方等について答弁をさせていただきたいというふうに思います。当院の理念にあります地域に根差した病院というものを目指すためには、病院の努力はもちろんでございますけれども、市民の皆さんのご支援、ご協力が欠かせないものというふうに考えているところでございます。病院側の力だけではなくて、病院と市民がそれぞれの特性を生かしながら協働する形の一つとして市民の方に病院ボランティアとして現在活動していただいております。現在は7人の方に病院ボランティアとしてご登録をいただき、ご本人の都合のよい日に患者さんの案内ですとか受け付け介助、車いすの介助、院内図書の整理などを行っていただいております。新病院では、広くはありませんけれども、ボランティアルームを設置いたしております。活動の拠点としていただければなというふうに考えているところでございます。ボランティアへの研修会の実施、体験研修の充実を図りながら、また広報やホームページなどで情報発信をすることによって、より病院ボランティアの増員と拡充に努めていきたいというふうに考えてございます。

○議長（副議長） 山口議員。

○山口議員 次、2の医療職紹介市民ネットワークなのですが、勝手に名前つけたのですが、医師、看護師不足は自治体病院経営の最大のネックであります。滝川市、そして滝川市議会は今までも医療職の確保に懸命に努力をしまいいりました。しかしながら、その人的数には限りがあり、情報にも限りがあります。そこで、新病院オープンを機に市民による医療職紹介ネットワークを設立して、滝川市立病院の安定経営に市民全員が参画をして、みずからの地域を守る意思を持たせるべきと考えますが、いかがでしょうか。家族、親族、友人、知人が医療職に従事する市民が一人一人強力なセールスマンとして滝川市立病院に勤務のお願いをするようなシステムを早急に構築していくべきと思いますが、ご答弁をお願いします。

○議長（副議長） 病院事務部長。

○病院事務部長 ご質問の中にございましたけれども、医師、看護師の確保というものは病院経営にとって非常に重要な問題でございます。医療職という者がいなければ病院が成り立たないという状況でございます。医師の確保につきましては、今までもそうでございますけれども、病院長が道内の医育大学だけでなく、道外の医局にも派遣要請などを行ってきております。また、医師確保の担当理事を中心に地縁、血縁、知人などに対する働きかけですとか、あるいはその広報によりまし

て市民の方からの情報提供ということもお願いをしてきたところでございます。看護師の確保につきましても、滝川市立高等看護学院からの卒業生を安定的に確保していくということが重要と考えておりまして、当院の充実した教育や指導体制などを説明し、当院を就職先として選んでいただけるようなPR活動を入学時の早い時期から継続的に行ってきたところでございます。また、地元の高校生に当市の看護学院に入学していただけるということを図るということで、市内及び近隣の高校を訪問しての説明会の開催ですとか、あるいは高校生の看護体験の折に学院の施設も知っていただくというようなこともしながら、増員ということについて努めてきているところでございます。また、道内の看護学校の臨床実習生を積極的に受け入れるということで、当院との結びつきを強めてきております。やはり実習によって実際に当院で勤めていただいたと。その経験が次の就職先として病院を選んでいただくと、こういうことにもつながっていくというふうに考えているところでございます。さらに、道内の看護学校への訪問、あるいはその募集要項の配付、インターネット、ハローワークによる募集、広報掲示などを随時行ってきているところでございます。

今回ご提案のありました内容というのは、非常に市民が応援いただくということで大変ありがたい貴重なご意見として受けとめさせていただきまして、今後の課題とさせていただきたいというふうに考えますが、やはり実際にそれをどういうふうな形でその仕組みをつくり上げていくのかなということについては、これもまたいろんな方のお知恵を拝借しなければならないのかなというふうに考えてございますので、その折にはまた議員さんも含めてひとつぜひお力をおかしいただければというふうに考えます。大きく、私のほうとしてもこの部分については重要課題として前向きに進めていきたいというふうに考えてございます。

○議長（副議長） 山口議員。

○山口議員 ぜひシステムを構築してほしいというふうに思っています。人間は、少しでも手伝いをすると、そこに愛着がわくものですから、必ずその手伝いをしたり紹介をしたりすれば、病気になったときはその病院にかかるのではないかなというふうに思っていますので、よろしく願います。

それでは、次の高齢者、障がい者対策についてです。昨日堀議員の質問で一部解明された部分を踏まえて、続きの再質疑ということになるかもしれませんが、私ども新政会の議員も昨年10月に愛知県春日井市のJR高蔵寺駅周辺のバリアフリーの行政視察に行っていました。これがそのときの資料なのですが、これをもとに帰ってからJR滝川駅のエレベーターの設置や駅周辺のバリアフリー化に向けて議会の外でも新政会の議員がさまざまな立場で推進をしてまいりました。今回滝川市並びに地域関係者の熱心さに駅エレベーターがついに実現の予定を迎えておりますが、そこで次は駅周辺のバリアフリーなのです。駅だけバリアフリーになっても、駅から外に出て、それからまた同じバリアがいっぱいあったら何の足しにもならないので、その地域全体を見ていかなければならないということでもあります。きのうの答弁を聞いていまして、推進していくということなのですが、実施計画を立てる段における具体的な整備項目などがどういうふうになっているのか。私ども視察をしてきた中で結構いいものもございましたので、もし具体的な内容まで話がいったらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（副議長） 建設部長。

○建設部長 駅周辺のバリアフリー化の具体的な項目といった内容での質問だと思います。昨日の堀議員さんのところでも申し述べたとおり、また市長からは大きな意味での方向性について答弁がございましたが、私どもとしましては22年度中に策定協議会を立ち上げまして、その中で具体策を上げていくといったことでの答弁をさせていただいたところです。少し具体的に申しますと、やはり駅の今バリアフリー化が着手となりました。あともう一つ、隣には中央バスのターミナルがございます。こういった重要な交通のかなめとその駅前の広場あたりと市役所、市立病院とを結ぶ路線についてのバリアフリー化を重点地区として定めまして今後推進をしていきたいといった内容でございます。ただ、それには各道路管理者、道道も関係いたしますし、国道も関係いたします。そういったところでの合意形成が必要になってまいります。ただ、その合意をとられた部分につきましては、これは義務化ということになってまいります。義務化となりますと、その管理者ごとで整備計画を立て、それを推進していくといった運びになりますので、もちろん協議会の中で合意形成をきちっととれてからではないときちっとした表明はできませんけれども、そういった意味では早期に推進をしていくといった考え方でその協議会を立ち上げたいというふうに思っております。

○議長（副議長） 山口議員。

○山口議員 今の答弁にあったように、自治体だけがひとりよがりでもだめな計画なので、ぜひJR、それからバス、道路によりますから道路の管理者、国だったり道だったり市だったりするわけですが、そういうものと連携をとってやっていただきたいというふうに思います。

◎2、環境行政

1、環境問題について

次、2の環境行政ですけれども、ごみ処理手数料の改定について、2のごみの広域処理と施設建設について関連がありますので、一括して質問します。

歌志内のエコバレーが経営中止を表明してから、滝川市は関係自治体と協議をし、新たに広域ごみ焼却施設建設を決定、実施に向けて現在進んでいます。今現在どの段階まで進行し、施設完成はいつごろになるのかなど、市民に対してお教え願いたいというふうに思います。また、それに伴って滝川市のごみ処理手数料は今後どのように変わっていくのかをお知らせ願いたいというふうに思います。

○議長（副議長） 市民生活部長。

○市民生活部長 山口議員さんの環境行政、環境問題についてということで、順番は多少前後するかもわかりませんが、ご答弁させていただきます。

既にご存じのとおり、エコバレー歌志内の撤退表明を受けまして、中・北空知廃棄物処理広域連合では新たな一般廃棄物の焼却処理施設の入札を11月の8日に行ったところでございます。入札には2社が参加、日立造船株式会社が46億601万4,000円、落札率88.44パーセントで落札したところでございます。また、施設の概要につきましては、処理能力が1日85トン、42.5トンの炉が2基、処理方式につきましてはストーカー方式、また余熱利用として蒸気タービ

ンによる発電を行うこととなっております。本体工事につきましては、来年の雪解けを待って開始、始まりまして、工事の期限につきましては25年3月31日、25年の4月からの供用開始を予定しているところでございます。焼却施設の建設、維持管理に伴う負担金が新たに発生することとなりますが、その負担金につきましては現在広域連合において積算しておりまして、5市9町構成市町に示されるのが来年の2月ごろとお伺いしてございます。それを受けまして、ごみ処理料金の改定につきまして来年度見直しを行うこととしておりますが、安定的に安全にごみ処理を行う上から広域処理経費についてごみ処理経費の算定基礎に含めまして市民負担25パーセントを原則といたしまして改定案を検討いたしまして、審議会、市民説明会の結果を踏まえまして市議会にご提案申し上げ、ご審議いただきたいと考えているところでございます。

○議長（副議長） 山口議員。

○山口議員 入札も終わりました建設に係る経費ですか、確定をしつつありますので、それを受けてごみ処理手数料も来年の春に変更するということですが、今の答弁では上限でも25パーセントまでしか上げないよということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（副議長） 市民生活部長。

○市民生活部長 ごみ処理料金の改定時期につきましては、まだはっきり明確にはお答えできませんが、来年度に見直しを行うということでございます。また、市民負担率の25パーセントは原則ということで改定案の検討に入りたいと思っております。

（何事か言う声あり）

○市民生活部長 言葉足りませんでしたけれども、25パーセントアップということではなくて、ごみ処理料金、スタート時点の原則でございます25パーセントを原則と。ごみ処理経費全体の25パーセントということで改定案の検討に入りたいということでございます。

○議長（副議長） 山口議員。

◎3、自治体経営

1、公約実行について

○山口議員 それでは次、3、自治体経営ですが、新タッグ計画の達成度についてであります。7月にまとめていただいた新タッグプランの平成21年度実績報告書を読ませていただきました。その内容を踏まえて、今年度も半期を過ぎていますが、進捗状況等についてお伺いしたいと思います。

○議長（副議長） 総務部長。

○総務部長 新タッグ計画の達成率の関係でございますが、21年度の実績としましては、行財政改革の計画額3億4,187万円に対しまして、実績額2億9,934万円となりまして、金額ベースでの達成率は87.7パーセントとなったところでございます。常任委員会にも報告をさせていただいているところでございます。平成22年度につきましては、年度途中における達成率等の数字を把握できませんけれども、当初予算ベースにおきます行財政改革分としまして計画額が3億9,794万円に対しまして、予算ベースでの改善見込額は3億5,278万円となっております。

す。若干乖離がありますが、未達成の大きなものとしたしましては、エコバレーの閉鎖に伴いましてごみ処理手数料の改定を22年度、本年度ではなくて翌年以降に先送りをしたということが上げられるところがございます。そのほかでは、行政資産の見直しにつきまして譲渡ですとか移管等の条件調整に時間を要している点、またそのほかにも計画どおり進んでいないものがあるほか、経済情勢が好転しないことなどから土地開発公社、それから第三セクター等の見直しにおきまして苦戦している部分もございます。また、一方行政パートナーの配置ですとか街路灯補助金の節減ですとか職員数の削減、また内部コストの削減などにつきましては現在順調に進んでいるところがございます。

○議長（副議長） 山口議員。

◎4、教育行政

1、滝川西高について

○山口議員 それでは次、教育行政なのですけれども、滝川西高について要旨を2つ出させていただいたのですけれども、いずれも滝川西高校の将来的存続、発展のために思った質問ですので、教育長よろしくお願ひしたいと思います。

まず、1の野球特待生についてお伺いしますが、滝川市は古くから少年野球、高校野球、社会人野球が盛んなまちであります。本年も江陵中学校が全道優勝して今議会で遠征費補助の補正予算も組まれましたけれども、市内の子供たちの活躍はまちの活性化にも大いに寄与するものであります。滝川西高校の野球部は、北北海道地区でも強豪として甲子園大会にも数度出場しております。ここ数年、出場を逃している要因の一つに、地元の逸材の流出が上げられます。滝ちび野球というものから、今は空知シニア、小中学校の野球といろいろありまして、順調に育っているにもかかわらず、高校入学と同時に道内の強豪校にさらわれてしまっているのが現状です。駒大岩見沢高校が募集をやめるということで表明をしまして、滝川西高校にとっては正直なところ盛り返すチャンスが来たというふうに思っております。今後ますます地域生徒の減少が進んで学校の集約化も早まるというふうに思われますが、生き残る方策として特徴のある高校づくりが必要なのではないかとというふうに思っております。そのような観点からも野球部の特待生制度を考えてみてはいかがでしょうか。

○議長（副議長） 教育部長。

○教育部長 西高に野球特待生ということでできないかというお話です。学校の特色づくりにつきましては、本当におっしゃるとおりだなと思います。公式野球を目指す生徒の特別枠ということで、そういったことを特色にしてはどうかというお話でございます。また、長期的にどうなのか、可能性はどうなのかというご質問だと思います。西高では、今将来ビジョンということで策定中であります。やはりこの地域で全道域、生徒に選ばれる学校、魅力あふれる学校づくりということで将来ビジョンの中心として考えているのですが、やはり公立高校の使命ということを考えますと、多くの生徒にやはり機会均等に教育を受ける場を与えなければならないということを踏まえてビジョン策定の中ではやはり進めています。一部の生徒に特別の待遇を認めるということについては、やはり公立高校であるため設立精神になじまないのではないかなというふうに考えています。しかし、

勉強ばかりでなくて、ほかの特技や特性、いろいろな持っている部分で高校受験ということでは、推薦制度などもあることから、そういった推薦制度を活用するというのも大事なかなと思っています。

以上でございます。

○議長（副議長） 山口議員。

○山口議員 恐らくそういう答弁があるだろうなと思ったのですが、新しいことを始めるのに、公立高校であるからというような言い方をおっしゃると、もうそこから先には進められないのです。幸い公立高校であっても、滝川西高の場合は道立ではなくて市立なのです。その市立であるということをメリットにしていかなければいけない、将来的にはそういうふうに思っています。今ある滝川西高校の市立であるということも一つの財産ですし、今まで培ってきた伝統いろいろあります。野球もそうなのですけれども、そういうものを財産として生かす方策を考えなければ、自治体としてはこれからだめだというふうに思います。もしあれば、教育長。

○議長（副議長） 教育長。

○教育長 野球特待生を含めて、西高の特色ある学校づくりというのはおっしゃられるとおりだというふうに思っております。市立の最大のメリットというのはやっぱり道立と違って、全道一円という考え方ですとどうしても特色あることがなかなかできづらいというのは道立の実態だというふうに思っていますので、その部分はやっぱり市立としてのメリットは最大限に生かすという中で、推薦枠の中で、実際今西高の推薦の人数が完全に推薦枠が定員に満たっているわけではございませんので、高校側のほうとしてはできるだけ各中学校のほうから、勉強だけではなくて、そういう特色ある生徒を集めたいという意向も当然高校側としては持っておりますので、そういうものの活用をさらに中学校側にも働きかけていきたいというふうに思っております。ただ、特徴を出すということになりますと、その特徴がずっと続けられる体制をとるとということになりますので、仮に全道一円から集まるのであれば寮ですとか下宿、あるいは指導者の確保というような問題が生じてまいりますので、今策定中のビジョンの中でその辺の部分についても十分検討していかなければならない課題だというふうに思っています。

○議長（副議長） 山口議員。

○山口議員 それでは次、2の中国語科目導入についてなのですが、突然こういう質問が出てびっくりしたのかなというふうに思いますけれども、趣旨はさっきの野球の話と同じなのですが、学校のオリジナリティーをつくるのがやっぱり第一だというふうに思うのです。その学校に中学生が行きたいなというようなものがないと、これからは生き残れないというふうに思っています。では、何なのかということになると、外国語に関してもこれからの世界で活躍する人材をつくるということになると、中国語が一番いいのではないかなというふうに個人的に思って中国語というふうにしたのですけれども、やっぱり滝川西高校にはそういうものがあって、この間中国の方々、高校生来ていろいろ交流しましたけれども、やっぱり多少なりともそういうものを学ぶことで将来的にアジア、世界に羽ばたいていく人材が育成できればいいなというふうに思いますが、いかが考えますか。

○議 長（副議長） 教育部長。

○教育部長 西高に中国語科目の導入ということで、全国の高校で中国語教育を導入している高校というのが400を超えているということで、ちょっと調べてみました。また、道内でも、例えば国際文化コースだとか国際科だとか国際情報、千歳高校、何校かやはり外国語ということで第2外国語の選択の中でほかの外国語、例えばロシア語、中国語、ハングル語だとかスペイン語、フランス語と、そういう中の一つとして中国語選択というのがやられているという状況もあります。また、国公立のセンター試験とか2次科目でもやはり中国語で受験可能だということで、そういった方々もふえているという状況にもあるということで調べてみました。西高では、英語は必修科目になっているのですが、ほかの外国語については科目としては入っていないのですが、ほかの外国語を設定するというのであれば、学校設定科目として届け出が必要となって、やはり地域の要望とか生徒のニーズとか、そういったものを勘案しながら設定の理由というのが必要になってくるということでございます。現在西高では、ご承知のとおり予備校のサテライト講習の中でも英語科目で受験対策をしたり、それから3年間実施したスーパー・イングリッシュ・ランゲージ・ハイスクール事業の経過もあって、今特に英語教育の充実を図っているところであります。今後やはり国際交流、観光面、それからビジネスと、山口議員さんおっしゃるとおり中国語の必要性は確かに高まっていると考えます。現時点では、中国語科目の導入による特色あるいは学校づくりという予定はありませんけれども、今将来ビジョンを策定中でございますので、ただいまのご意見、西高の中で協議いただこうかなというふうに考えています。

○議 長（副議長） 以上をもちまして山口議員の質問を終了いたします。

窪之内議員の発言を許します。窪之内議員。

○窪之内議員 議長のお許しを受けましたので、通告に沿って一般質問を行いたいと思います。最後から2番目ということで、事前の一般質問者への答弁もあり、そういった答弁に沿って重複しないような形で私の質問も行っていきたいというふうに思っています。

◎1、市長の基本姿勢

- 1、市民に信頼される市役所づくりについて
- 2、来年度予算編成に向けて

まず、第1に市長の基本姿勢、市民に信頼される市役所づくり、住民への奉仕者にふさわしい職員の意識づくり。住民への奉仕者、全体への奉仕者というのが公務員としての基本の点だと思えますけれども、そういった職員育成のために昨日の答弁でも職員第1日目にそういった職員になるという事の宣誓を行って役所の職員になっているということが語られましたけれども、しかしいろんな研修を行われてきているということはもう十分承知ですし、信頼される市役所づくりのためにいろいろ考えてやってきているということも私は十分知っています。しかし、公務中の交通事故による損害賠償というのも後を絶たないわけですね。市役所の職員として交通ルールをどう守るのか、そういうことも含めて研修の中では行っているのだと思いますが、公務中、公務外を含めて報告を求めているいろんな事案や事故の件数と主な内容、さらにそのうち何らかの処分を行った件数

と内容について、教育委員会も含めてですけれども、ここ3年間ぐらいの経緯について示していただきたいと思います。

第2に、信頼される市役所づくりを開始してから職員意識はどのように変化してきているのか、具体的な事例を示されたいと思います。

○議長（副議長） 窪之内議員の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 窪之内議員の2点のご質問、信頼される市役所づくりに関しまして答弁させていただきます。

初めに、交通違反の件数の関係でございますが、交通違反、事故につきましては説明会の開催ですとか定期的な文書での注意喚起、また旗の波運動への参加など、防止に向けた啓発を精力的に行っているところでございます。また、交通違反、事故につきましては、起こした職員に対します公平な審査を行うために滝川市職員交通事故等責任判定取扱要綱というものを定めまして、公務内外を問わず刑事罰または免許停止処分以上の行政処分を受けたとき、人身事故を起こしたとき、また30万円以上の物損事故を起こしたときにはその内容を報告、義務づけているところでございます。

そこで、違反事故の件数、プラン策定以降について年度ごとに申し上げたいと思いますけれども、平成20年度以降の交通違反、事故の状況につきましては、平成20年度が5件、21年度が4件、22年度が5件でございます。これは、この推進プラン策定前の平成19年度が12件でございますので、減少したところでございます。参考までに平成18年が8件、平成17年が4件となっております。以上が件数でございます。

それから、違反事故の内容としましては、交差点における車両または自転車等への衝突事故が主であり、スピード違反につきましては平成20年1月1日の要綱改正で厳格な処分といたしました。それ以降、発生件数は1件のみでございまして、件数減少の大きな要因となっているところでございます。

それから、処分の内容、件数でございますが、平成20年度は厳重注意が1件、これは交差点での車両への衝突事故、物損でございます。それから、平成21年度、懲戒戒告が1件、これはスピード違反、速度超過でございます。それから、21年度もう一件ございまして、懲戒停職3カ月1件、これは交差点での自転車への衝突事故、死亡人身事故でございます。平成22年度が懲戒戒告が1件、これは交差点での自転車への衝突事故、人身事故でございます。以上となっているところでございます。引き続き交通事故、交通違反防止につきましては啓発に努めまして、市民の皆様からの信頼を損なうことのないよう努力してまいりたいと存じます。

それから、次のご質問でございますが、職員意識がどのように変化してきているのかということ具体的な事例の中で答弁いただきたいということでございましたけれども、これにつきましては現在この推進プランにおきましては第1編の中で人が変わるとして顧客満足の理解推進、プロとしての人材育成、能力開発、議論の勧め、コンプライアンスの推進、大きく分けまして4つの項目で取り組んでいるところでございます。このプランの推進以降、職員の意識調査というものを改めては行っておりませんので、最近の事務またはその打ち合わせ、また職員の意識、気質の変化についての傾向を話し合った経過等もございまして、その内容、また職員研修の際に職員アンケートを

実施しておりますので、そういったものの傾向から答弁させていただきたいと思います。

まず、最近の事務や打ち合わせ等を通じまして感じておりますことは、これは昨日の堀議員への答弁にも申し上げましたけれども、正しい事務を徹底すると、こういう意識は一層強まったのではないかなというふうに考えております。間違いは許されないという意識、この辺が強くなってきているというふうに感じております。また、職員研修のアンケートからは、職員の学びというものに対する知識を吸収していくということに対する貪欲さというものが感じられるとともに、特に研修を通じまして庁内の他課の職員との議論をすることですとか、ほかの自治体や民間の方たちとの議論、交流についての必要性ですとか重要性を訴えてきている職員がふえてきていると、こういう現状でございます。ほかの人の価値観ですとかほかの職場、組織の風土、文化を知ることによりまして、改めて自分とか自分たちの組織、地域のことを考えるきっかけ、気づきの機会になっているということございまして、この点につきましては現在進めています人材育成、職員研修等に力を入れてきた成果があらわれつつあるのではないかなというふうに感じているところでございます。

以上です。

○議長（副議長） 窪之内議員。

○窪之内議員 次に移ります。市民に信頼される市役所づくりが始まって、私も含めてそうした市役所づくりがもう新たな職員の気持ちの中でつくられていくのだというふうに思っていた中でいろんな不正が行われてきたということは本当に私自身も大きな不信とショックを受けたわけです。その市民への信頼を得るといには、今総務部長が言いましたようにいろんなことをやられてきていますが、日々の研さん、努力が必要なわけで、本当に市役所がこういうふうに変ったのだなということ市民に納得してもらえる市役所づくりをしていく上で市長として最もここに力を入れて取り組んでいこうとされている課題は何かについて、市長の考え、決意をお伺いしたいと思います。

○議長（副議長） 市長。

○市長 市民に信頼される市役所づくり推進プランを策定以降、特に管理職が起点となって、結果的に不祥事に発展したという2つの出来事がありました。ショックを受けているのは、はっきり言って私が一番大きいのではないかなというふうに思います。そういう意味では、市長の取り組み姿勢、リーダーシップというのが一番大きな課題だろうというふうに思います。あわせて……

（何事か言う声あり）

○市長 黙って聞いてください。あわせて職場におけるリーダーは管理職でありますから、管理職への対応強化、相談機能の充実強化、そういうことに万全の手を打っていくというのがやはり次なる課題だというふうに思います。そういう意味では、一層私自身を戒めながら管理職とともにそういう体制づくりをしていきたいというふうに思いますのと、危機管理という意味では相当手を打ってきておりまして、意識も相当変わってきているということはお報告を申し上げておきたいというふうに思います。

○議長（副議長） 窪之内議員。

○窪之内議員 今市長が答弁されたとおり、やっぱりトップの姿勢というのは順次下のほうに反映していくことなのだろうというふうに思います。本当に住民に信頼される市役所づくりということ

が実現することを念じまして、次の質問に移ります。

来年度予算編成に向けてですが、1つ目、市長の任期中に解決すべき重要課題と解決へ向けた取り組みについてです。市長マニフェストに沿った取り組みに力を入れるのはもちろんですが、社会福祉事業団への施設譲渡など、年度内で解決すべき重要な課題も私は残されていると感じています。市長として任期中に解決すべき重要課題は何だと考えられているのか。また、その解決に向けどのような取り組みを実行するのか、その課題の認識と取り組みへの見解をお伺いいたします。

○議長（副議長） 市長。

○市長 市政執行方針でその年ごとにこういう方針でやりたいということを宣明をし、あるいは新しいタッグ計画で期間中に実施をしたい。これは、平成23年度までであります。そういうふうに計画をつくって実行したいというふうに明らかにしたものの、あるいは今任期中、4年間で40の政策提言ということをお願いして、これを実行しますというふうに約束を申し上げてきたことがあります。どういう見方で年度内で解決すべきかという、これ3つでそれぞれ分かれる。それぞれ言ってもどうにもなりませんので、大きなくくりとして申し上げたいというふうに思います。

この22年までに事業が完了せずに継続されるというものがあります。幾つかありますけれども、やはり大きなのは市民自治基本条例の制定だというふうに1つは思います。今策定の作業を進めておりますけれども、年度内に条例制定ということに至りません。23年度中に提案をさせていただく運びになるのではないかと考えております。それから、障がい者の職業訓練、雇用ということについて、もう少し充実したものにしたいという思いがありました。ただ、この当初の思いまではまだ至っていない。取り組みました。その成果はあります。しかし、どんどん民間に移行して障がいを持たれる方が社会の中で活躍してくださるところまではいっていない。これも引き続きやる必要があると思います。

未着手のものはありません。取り組んでおりますが、最終的になかなか難しい課題だというのが行刑施設の誘致、これは市政執行方針でうたったことでありまして、マニフェストではありません。それから、観光協会と市観光部門の一体化というのがあります。これは、一体化やりました。そして、新しい体制で取り組んでいこうというふうに思って実行したわけですが、その後公益法人等に対する派遣法が改正されまして、厳しくチェックされることになりました。一体化したものの、これでは法律違反になるというおそれが出てくるということで、実はもとに戻したわけがあります。もとに戻した後、新しい体制づくりということについて今論議中でありますので、一回やりましたけれども、新たな仕切り直しが求められた。したがって、取り組んだけれども、最終的にできなかったというのが代表的な例であります。

取り組んでいるが、うまく進んでいないものがあります。それは、社会福祉事業団への施設の譲渡であります。これは、ご質問のあった中身ではありますが、お互いに合意できる内容ということで案ができましたら、議会の議決を受ける案件でもありますから、プランがまとまった段階でご提案を申し上げたいというふうに思います。市民会館の貸与、譲渡、これも取り組みましたけれども、残念ながら話は進んでいない。適切な受け手の方もなかなかあらわれてくれぬと。これも努力しなくてはならない課題だというふうに考えております。

それやこれや、うまく進んでいないものもありますけれども、残された期間の中で新タッグ計画は平成23年度までであります、しっかりやらなくてはいけないというふうに思っております。

○議長（副議長） 窪之内議員。

○窪之内議員 幾つかの課題がずっと話されましたので、1点だけ取り組んでいってもうまくいかない事業団譲渡の問題です。合意ができた段階で議会の議決も必要だということで、出てくるのは当然なのですが、残された任期中の期間というのは余りないわけです。その中で合意ができて議会との議論をして、これがきちんと譲渡という方向に進むのかということ、私はかなり難しいのではないかという気持ちが私自身はしています。だから、合意ができなかった場合に、それではどうするのかという方向性をやっぱり持って進めていく必要があるのではないかなというふうに思っているのですが、この問題についてはほとんど議会に報告されていません、この間。だから、どこまで進んでいるのかということもよくわかっていないということもあって、やっぱり今の段階で報告できるものとかこういうふうな方向にあるということを経長の口から述べていただきたいというふうに思います。

○議長（副議長） 市長。

○市長 社会福祉事業団が一般社会福祉法人化の道を選び、そして独自の施設を持って経営をしていってほしいという思いは、そこに働いている職員が指定管理者制度という競争力が働いていく現代にあって、職を失わない、その道はどういう道なのかということが出発点となって、一般社会福祉法人化、そして施設の譲渡の道というものを実は探ってきたわけでありまして、なかなか話し合いがうまく進んでいません。話し合いがうまく進んでいないので、今こういう状況を迎えているというふうに思います。しかし、施設の老朽化も進んでまいりましたし、あるいは現在にそぐわない、特に軽費老人ホーム、早く建ちましたし、古くなっているのと、やっぱり1人1室という状況には全然なっていないと。そういう時代に合わないものも出てきているために、やはりこういう施設整備計画とあわせた手の打ち方が必要であるというふうに思っています。したがって、施設の譲渡と施設の整備と、そして今後における委託料とか管理の体制とか、そういうものをトータルに結論を出すと。すると、やっぱり相当な議論の中身が実は出てくるわけでありまして、それを一つ一つつぶさなくてはならないと。数年かけてやってきておりますけれども、なかなか合意に至らないというのが現実であります。同時に、譲渡した以上はその施設を安全に安定的に高齢者福祉の滝川市としての全体の充実に結びつけていただかなければいけないわけですから、そういう経営性とか安定性の保障というのもまたある意味では必要なことであります。その担保をとるといっても重要なことでありますので、この4カ月程度の中で結論が出るかどうかはわかりませんが、双方の職員、しっかりと議論をして、そのプランをつくっていききたいというふうに思っているところでありますので、最善の努力は尽くします。

○議長（副議長） 窪之内議員。

○窪之内議員 話し合いがうまく進んでいない、その原因がどこかにきっとあるのだと思うのですが、その辺はよくお互いの職員が知っていることだと思いますので、やっぱり市民が安心して高齢化社会、高齢者福祉を支えていけるような、そういったものになることを希望したいという

ふうに思います。

次にいきます。市長が進めてきた重要施策の充実など、政策予算も来年度の当初予算に反映すべきということについては、きのう荒木議員へ答弁されています。継続的なものは骨格に入れるなど、幾つか3点ほど市長は示されていたのだというふうに思うのですけれども、ただ具体的なこれについてはというのはきのう示されていないわけです。例えば保育所の値下げの問題は骨格予算の中に入れるべきだと考えておられるのか。やっぱり政策を伴うようなもので骨格予算の中にちゃんと位置づけたいと市長が今思っていることについて、具体的な点を何点か示していただければと思います。

○議長（副議長） 市長。

○市長 政策予算でなくて骨格予算ですね。昨日のご質問にもお答えしてありますが、政策的なものであってもこれまでの経緯、これまでの経緯というのは先ほどありました保育料の関係とか、これまでの経緯からプランをつくって実行しますというふうに今議会で約束をしたこと。そういうことについて、あと残っているのは、具体的にどういうそれを案にして提案をするのかということが残っているだけです。これを次の選挙を終えた市長が実はやりますというのとはちょっと議会に約束した立場からいって変ではないか。やはり今の議会体制、議員さんに提案をして是非を問うというのが筋ではないかというふうに実は思っています。そういうものについては当初予算で、政策的な色彩であっても当初予算で上げたいと。上げないと、後で混乱を生じる可能性がある。そういうふうに混乱が生じるものについては、懸念があるものについては骨格予算に上げたい。同時にもう一つ申し上げたのは、ワクチン接種のように国は決めたと、予算措置もやったと。自治体の負担も決まると。これは、実は少しずらさしてくださいという話にきつとならぬのではないかと。こういうものについては、22年度取り組んでいるところもあるようですし、補正予算で取り組まれるところもあるようですけれども、私はこういう色彩のものは骨格予算で組むべきだというふうに実は思っています。そんな考え方で臨みたいと思います。

○議長（副議長） 窪之内議員。

○窪之内議員 方向性については、わかりました。それで、継続的に進めてきているということで見れば、もう一点だけ聞きたいのは、少人数学級の関係です。これは、市長が当初からの約束の中で進めてきているわけですから、議会としてもやるなという声よりもずっと進めれという声が多いわけで、これを拡大していこうとされているのかどうかというの、やっぱり骨格予算の中で市長の姿勢として示すべきだと私は思っているのですけれども、具体的なことで申しわけないのですけれども、このことについてだけご答弁願いたいと思います。

○議長（副議長） 市長。

○市長 3、4年生は継続事業としての扱いということになるというふうに思います。しかし、これを拡大するということがなったら継続という話ではないのだろうと。やはり政策的色彩が強くなるのではないかとこのように思います。

○議長（副議長） 窪之内議員。

◎2、緊急雇用創出事業

1、災害時要援護者避難支援プラン作成について

2、地域支え合い見守り支援推進事業について

○窪之内議員 次、2件目、緊急雇用創出事業に移ります。災害時要援護者避難支援プラン作成についてです。避難支援プラン作成に当たって町内会や民生委員への事前説明と協力要請は実施されたのかという点ですけれども、支援プランの作成は戸別訪問による要援護者への説明と同意、支援者の確定と同意など時間のかかる大変な仕事です。そのため、緊急雇用創出事業により……囑託となっていますが、私書きましたが、臨時です、済みません。臨時職員2名を配置しました。しかし、町内会や民生委員の協力がなければ、全市的なプラン作成を全部やり切るといことは私は困難だというふうに思っているのですが、単位町内会や民生委員に対しどのような説明や協力を要請してきたのかについてお伺いします。

それと、関連ありますので、この件の要旨の3つについて、まとめて質問をさせていただきます。要援護者のうち支援プランが作成された割合と年度内作成の見通しという点です。要援護者というのは、高齢者だけではなくて、幼児なり障がい者なり妊婦なり、多くの人たちが要援護者になっています。そのため、そういう人たちの全員の支援プランの作成というのは本当に私は必要なことだというふうに思っているわけですが、年度内にすべての要援護者の支援プランを作成するというのが目標で進められてきたわけですが、現在幾つの町内で実施され、作成率は何パーセントとなっているのか。江部乙では1町内のみ作成されたと先日の役員会の中では聞いたのですが、2町内あるようですが、年度内100パーセント作成の見通しをお示ししたいと思えます。

次に、年度内にすべての支援プランが作成できない場合の対応についてです。町内会の中には、要援護者の名簿を管理していないところもあります。また、町内会長はプラン作成に戸別に訪問するなどの協力が必要だという認識がない場合もあります。こうした実態を考えても、年度中に私は100パーセント作成には無理があるのではないかと考えています。今年度の雇用創出の事業を通じての2名の職員を配置しての事業だったわけですが、私はこれは100パーセント作成するため来年度も継続事業として必要だというふうに考えていますが、どのような対応を検討されているのかお伺いします。

○議長（副議長） ちょっと確認をさせてください。今の1点目の質問の中で臨時職員2名、ここに記載されているものが正しいということによろしいですか。

○窪之内議員 臨時になっていますか。私間違っって囑託と書いた。臨時になっていれば臨時でいいです。

○議長（副議長） では、この通告書にあります臨時職員2名が正しいということによろしいですね。

○窪之内議員 はい。

○議長（副議長） 総務部長。

○総務部長 窪之内議員の災害時要援護者避難支援プランの関係、1から3までまとめて答弁をさ

せていただきます。

初めに、1番目の町内会、民生委員への説明の関係ですが、町内会長さんへの周知につきましては、くらし支援課所管の4月の町内会の配付文書で実施の概要につきまして案内をしているところでございます。現在順次町内会長さんのお宅1軒1軒訪問をさせていただきまして、支援プランの概要について説明をしているところでございます。また、町内会の要望があれば、町内会の役員さんたちが集まる説明会に防災危機対策室の職員が訪問しまして、プランの概要と進め方につきまして詳しく説明を行っているところでございます。この説明につきましては、21年度は5つの町内会、113名の方にお集まりいただきました。22年度、今年度につきましては6つの町内会から要望がございまして、115名の町内会の皆さんにお集まりいただきました。また、支援プランを進める町内会で要援護者の地域支援者を選定するに当たりまして、要望によりましてはまた再度防災危機対策室の職員が町内会の会合に訪問をいたしまして、説明もしているところでございます。臨時職員の出勤もあわせてやっております。

次に、民生委員さんへの周知につきましては、ことしであれば4月23日に開催いたしました民協の総会で概要を説明させていただいております。避難支援プランを進める町内会の区域を担当する民生委員さんには、自宅に戸別訪問いたしまして、避難支援プランの趣旨を理解してもらい、災害時には支援してもらうような具体的な説明とお願いを民生委員さんにもしているところでございます。また、こういった取り進めていることの情報につきましては、隔月に発行しております防災通信におきまして全町内会に周知を行っているところでございます。

次、2つ目の質問でございますが、現在まで訪問をしてきました町内会の数は218町内会です。未訪問の町内会は55ございます。この動きの中で避難支援プランを作成した町内会が89町内会でございます。そのほか説明をいたしまして、現在町内会の中で検討しているところが45町内会でございます。それから、説明等はさせていただきましたが、町内会独自でこういったことは状況把握しているので、支援プランは必要ありませんという町内会が59町内会でございます。それから、連絡票を置いてきておりますけれども、なかなか連絡をいただけない。恐らく町内会長さんは書類を見ているはずでございますが、なかなか連絡をいただけない町内会が25町内会でございます。そういった状況になっております。それから、現在までの要援護者支援プランを作成した人数、トータルで今のところ511人の方のプランを作成しております。これは、要援護者リストに掲載している方、数字をちょっと紹介しますけれども、全市で8,200人おりまして、そのうち今私数字上げましたが、町内会訪問いたしまして、訪問した数が4,235人。その訪問した数4,235人のうち避難支援プランを作成した方が511人という中身になっております。

それで、これからの活動でございますけれども、まず今年度中、ですから来年の3月までに何としても、避難支援プランの作成を来年3月までに全部やってしまうというのはちょっと困難だと思います。まずは、来年の3月までに訪問していない町内会含めて、全部の町内会にまずはこの動き、この計画、この趣旨を説明することを目標に実施していきたいというふうに思っております。残り未訪問の町内会、55町内会とさっき申し上げましたが、そこプラスご返事のいただいている町内会25町内会、80町内会でございますけれども、年度内にきちっと接触をさせていただきまし

て、支援プランの概要を説明して、同意してもらった町内会につきましては支援プラン作成のための対象者宅に訪問していくと、こういう動きをしていきたいと。とにかく未訪問の町内会55、それから反応のない町内会25、これをまず来年の3月までに対処していくと。これを目標に動いていきたいと思っております。

それから、3つ目のご質問でございますが、まず事業継続はしていきたいと、基本的には事業継続をしていきたいと考えております。特にやり方を少し変えようかなと思っております。現状では必要としないという町内会、それと町内会長さん、先ほど窪之内議員さんがおっしゃられました町内会長さんがなかなか理解していただけない町内会と。こういう町内会につきましては、私どもが待っているのではなくて、その町内会に出向いて、どうぞちょっと皆さん、役員さん集めてくださいと、そういう働きかけをして集まってもらって、そこに私たちが出かけて説明していくという、そういうちょっと強い対応で臨んでいきたいなというふうにしたいと思っております。そんな中で、来年3月まで進めていきたいと思っております。待つのではなくて、要請があってから行くのではなくて、こっちから働きかけていくと、こういう対応をしたいなと思っております。その働きかけの中で要援護者リストについても活用していない町内会もありますので、ぜひ申請していただくように進めるとか、町内で何かあったときに災害時にだれが手助けをするのかという、そういった把握もきちとした形でやっていきたいなというふうに考えております。少し時間はかかるのではないかなという認識はございます。めどとしましては、来年3月はこういったところまで進めていきたいと思っております。

○議長（副議長） 窪之内議員。

○窪之内議員 対象者8,200人のうち半分ちょっとの訪問が終わり、そのうち511人のプランができたということは、これ自体は本当に何かあったときに役に立つわけですけれども、まだ半分の方の訪問が終わられていないということもあって、事業を継続していきたいという話も今されましたので、ちょっとほっとしているところです。ただ、ことしの場合は地域雇用を使って2人の臨時職員を採用したわけです。来年度もそういう形でいろんな交付金なりなんなり使えるお金をきちんと活用して、やっぱり人的な配置ももちろん職員のほかに臨時的な職員の採用も必要だというふうに私は考えますが、その辺の考え方をお伺いしたいというのと、先ほどもやり方を変えていきたいと、そのとおりだと思うのです。町内会長1人にお話に行くだけではなくて、やっぱり役員会を開いた中できちんと説明して行って、集団で納得してもらおうということがなければ、町内会長の判断で勝手に判断されてしまう。本当に大事だという認識がない。まして要援護者の名簿を持っていないと、自分の町内にこういう人たちが、要援護者っているのだという認識がないということもあって、ぜひそのやり方を変えて各単位町内会が要援護者名簿をきちんと持って、それが引き継がれていくような、そういうような取り組みを期待したいと思っておりますが、人件費のことも含めてもう一度答弁をお願いいたします。

○議長（副議長） 総務部長。

○総務部長 人の体制につきましては、議員さんから緊急雇用というようにお話もございましたが、この緊急雇用の仕組みにつきまして正式なものがまだ決まっておられませんけれども、何らかの形で

今私が言ったような方針をやりたいというふうに今のところ答弁させていただきたいと思います。実施したいと思っております。

それと、やり方を変える、これも私自身も自分の町内会でいろいろこの件に関しましては苦労しておりますので、こういうやり方で間違いなく進んでいきたいなというふうに思っております。

○議長（副議長） 窪之内議員。

○窪之内議員 次に移ります。地域支え合い見守り支援推進事業です。高齢化が進む中で安心、安全な生活を確保するという点で見れば、生活実態と支援策、前段の質問にも関係ありますけれども、地域と一緒につくっていく点でこの事業も重要な事業として取り組まれてきたわけです。今後介護が必要な人たちを戸別訪問で把握するものでありますが、同じような同様の質問をしていたと思うのですけれども、ちょっとメモがなくてあれなのですけれども、戸別訪問で把握して、今現状では何パーセントまで把握できたのか。また、その把握したところを地域と連携をして支え合っていく仕組みをつくるというのがこの事業の趣旨だったというふうに思うのですけれども、そうやって今後介護が必要だと思ふような方たちの名簿ができたときに、それであれば地域とどのようなコミュニケーションをとって、そういう人たちを支える仕組みが現段階でつくられていっているのかについてお伺いしたいと思います。

○議長（副議長） 保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま地域支え合い見守り支援推進事業に対してのご質問にお答え申し上げます。先ほどまで似たような答弁ございまして、ダブるかもわかりませんが、75歳以上の独居高齢者に対しまして現在も継続調査を行っております。住基上の対象者は約1,600人おります。その中で要介護認定者とか施設入所者、また病院等の入院、さらには民生委員から情報をいただいておりますので、そういった方などの情報とか、また世帯分離など、実際は家族と同居している方もいらっしゃいますので、除いております。それで、12月初旬の段階では14地域、789人の対象者を絞りまして、そのうち575人に戸別訪問いたしました。率といたしましては、住基上は1,600人いらっしゃいますので、35.9パーセント実施をしております。訪問によりまして、生活機能に関する25のチェック項目、また聞き取り結果から介護予防の必要性があるという対象者をさらに絞って368人を選定をしております。電話による状況確認とか保健師等が必要に応じて訪問しておりまして、各種福祉制度とか、また介護予防事業のサービス内容についていろんなお話、また相談を行っているということでございます。しかし、中にはやはり人と人とのかかわりを拒んだり電話照会のときに断ったり、いろんな高齢者像というのはさまざまでございます。やはり地域づくりの原点といいますのは、顔の見える地域づくりと。それから、だれもが住みなれた地域で安心して暮らせる地域づくりというのが必ずつながるものと思います。そのためにも、日常のあいさつとか声かけなど、いわゆる直接的な見守りのほか、例えば電気がついていないよとか郵便ポストに新聞たまっているとか、または回覧板届けに行ってもいつもいないと、そういったようないわゆる高齢者の異変への気づきも重要でないのかなと思います。それから、常日ごろ申し上げておりますが、地域の方がいわゆる無理のない範囲の中でともに支え合うという地域の果たす役割は非常に大きいものだなと思います。昨日来、地域住民の皆さんと企業とか団体との連携による支援体制に

よる、いわゆる高齢者見守りネットワークの形成についてのお話をしておりますが、実は室蘭市のほうで民生委員と町内会とが協力をして連携をしまして、高齢者見守り隊、またおたすけ隊というのをつくっております。詳しいことはまだ調べておりませんが、いわゆる積極的な運動を展開しているという話を聞いておりますので、ぜひその情報を得まして、よいものであれば参考にしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（副議長） 窪之内議員。

○窪之内議員 これもまだ100パーセントという見通しが立つのかどうかということがわからないわけで、ここにも臨時職員を配置してやっているということもあって、年度内に終わらすというのが一たん目標だというふうに思うのですけれども、そうした見通しはまず立つのかどうかということと、先ほど言えば保健師が訪問したりとかということで、そういう対応、保健師が訪問するような方たちについて、やっぱり地域が支えていく、見守りをしていくというところの連携のところまではまだいっていないのではないかと。まだ調査の段階だと。調査の段階からそういうことを、先ほどの要援護者も含めて地域が支える体制をつくるまで、やっぱり私はきちんと進めていくべきだというふうに思うのですが、ご見解を伺います。

○議長（副議長） 保健福祉部長。

○保健福祉部長 実は、今臨時職員を使いまして、盛んに地域回っております。今議員さんおっしゃったように100パーセントどうかという話ございましたが、極力年度内の中でやらせていただきたいと。もしできなければ、また来年度も継続して実施をしていきたいというふうに考えてございます。それで、実はいろいろ調べている中で確かに包括支援センターのほうではいろんな情報が入ってきます。それで、あくまでも包括支援センターというのは総合的な窓口であるということで、いわゆる地域の方と、それから関係する民生委員、町内会、または事業所、民間も含めてなのですが、そういった方と連携をとった点と点、今は点の段階ですので、それを線に結びつけるようなネットワークというのを、ちょっと時間かかりますが、できれば来年度以降も進めていきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（副議長） 窪之内議員。

○窪之内議員 今部長から答弁がありましたので、どういう形態をとるかは別だというふうに思うのですけれども、ボランティアでいいのかとか有償なのかとか、そういった検討も今後必要になってくるとは思いますが、そういったネットワークづくりをぜひ来年度へ向けて、つくるまで頑張っていたいただきたいというふうに思います。

◎3、保健衛生事業

1、ワクチン接種事業について

次、保健衛生事業のワクチン接種事業についてですが、この点については昨日三上議員へ答弁がありました。あったのですが、はっきりしない点がありますので、何点かお伺いしたいというふう

に思っています。国の補正予算が成立したことを受けて、北海道も助成をするということを決めたわけですが、北海道の場合、接種者の負担をゼロとした場合に事業費の半分をとというふうになっていますので、国が半分出して北海道が事業費半分出せば、市の負担は本当はないのかなというのがあるのですが、詳しいいろんなことはまだきのう来ていないというふうには言っていたのですが、事務費等は事業費の中に含まれないとかいろいろあって、私は半々なので、市の負担なしにできるのだから、一刻も早く実施してほしいという思いがあるのですが、そういう市の負担はどんなふうになるのかが1点と、新聞報道では本年度と来年度の2カ年の措置というふうに書かれています。それで、きのう三上議員も言ったように、受けられる対象年齢というのが決まっています。だから、1年過ぎてしまうと、今高校1年生の人は高校2年になってしまうと受けられなくなるわけですが、だから、私は今年度から実施できるところは実施すべきだというふうに思っているのですが、それでないと対象年齢から外れてしまうということもあるのと、道が2カ年の措置というのを延ばすかどうかはわからないというようなこともありますので、詳しいいろんな道や国からの方法についてはこれからなのだと思うのですが、でも年度内に実施できる見通しがあるのかどうかというのを伺いたいというのと、この対象になっている接種対象者の人数が把握していれば伺いたいというのと、周知方法、それと周知方法の中にはいつからどこで接種が可能となるのかという、病院や医院との折衝も必要だというふうに思うのですが、この辺のことについて改めて伺いたいと思います。

○議長（副議長） 保健福祉部長。

○保健福祉部長 質問は2問までですね。国のほうでは、例の子宮頸がんワクチンとヒブワクチン、小児肺炎球菌ワクチン、3つのワクチンなのですが、いわゆる24年度中に定期接種化に向けた検討を行うということで、緊急に予防接種を促進するための基金を都道府県に設置をいたしました。それで、市町村の事業に対して助成をするということになりましたが、これがいわゆる子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金事業でございます。これは、議員さんおっしゃるとおりでございます。それで、事業費の負担割合でございますが、今国のほうからちょっと来ているデータによりますと、国が2分の1、市町村が2分の1でございます。それで、道のほうでは基金をまずつくろうと。国から来る基金をつくってそこに入れるということでございます。ですから、国が半分負担で市町村が半分負担ということでございます。それから、この事業の基金の期間でございますが、23年度末までということでございまして、22年度と23年2カ年ということで、今のところこういう情報は来ておりますが、まだ詳しい情報については、恐らく道のほうから入ってくるのだらうと思います。それで、国の助成基準については、子宮頸がんワクチンについては中学校1年生から高校1年生までの女子に3回接種ということでございます。そうしますと、滝川市の対象者数は中学1年から高校を含めて約802名いらっしゃいます。それから、HIVのヒブワクチンであります。ゼロ歳から4歳が対象でございまして、ゼロ歳児に3回と1歳児に1回、合計4回のワクチン接種になりますが、小児肺炎球菌ワクチンも同じようにゼロ歳から4歳までが対象でございまして、ゼロ歳に3回、1歳にこれは2回の追加接種になります。そこで、滝川市の対象者数については、ゼロ歳から4歳までは合計して1,609名でございます。ヒブも同様で1,60

9名。そうしますと、3ワクチンの接種対象者は合計いたしまして4,020名が接種対象者となります。それで、滝川市といたしましても国の政策を踏まえて、先ほど市長も言うておりましたが、骨格予算で対応するという話ございました。いずれにしても、実施を前提として進めておりますけれども、具体的な実施時期とか、また対象範囲をどうするかと、実施方法をどうするといったような制度の具体的な内容とか制度設計については、今後十分に協議検討してまいりたいと考えております。それから、実施における周知であります。対象者への個別案内もいたします。また、広報、ホームページ、マスコミ等を利用して啓発をしていきたいと考えております。また、接種場所でございますが、他の法定接種と同じく各医療機関での個別接種と考えておりますけれども、当然医師会のご意見をいただく中で進めてまいりたいと考えております。詳しいことは、これから道のほうから連絡入りますので、またその際にはお知らせ申し上げたいと考えています。

以上でございます。

○議長（副議長） 窪之内議員。

○窪之内議員 私は、新聞報道を見たら、国が2分の1で市町村が2分の1の助成をした場合に、新聞にはこうやって書いてあるのですけれども、3種類のワクチン接種について接種を受ける人への助成を新たに始める市町村に対して助成に係る事業費の半分の補助することを道は明らかにしたというふうに書いてあるので、私は市町村の2分の1の、その2分の1を道が補助するのか、全体の2分の1を補助するのかのどちらかなのだなというふうに思ったのですけれども、先ほど部長は国が2分の1で市町村が2分の1だというふうにおっしゃったのですが、道は本当はないのかどうかというのが、私はこれを見ると道はあるのではないかなというふうに思うので、改めて確認をしたいというふうに思います。

○議長（副議長） 保健福祉部長。

○保健福祉部長 今基金の設置についてなのですが、私のほうで入手していますのは、都道府県に基金を設置して市町村の事業に対して助成をするということでございます。それで、実は国のほうからお金が道に入ります。それがいわゆる道の出す基金といひましようか、それが市町村に来るといふことで、あくまでも国が2分の1で市町村が2分の1の負担といふことで私どもは把握しております。

○議長（副議長） 窪之内議員。

○窪之内議員 わかりました。ということは、国が都道府県が2分の1の助成をするための基金を都道府県に渡すよというようなことだといふことで、滝川としても先ほどの四千数百名の2分の1の接種費用といふことになればかなりの負担になるというふうに思いますが、そこがあってもやっていきたいという方向性を示されたといふことには評価したいというふうに思います。

◎4、財産管理

1、宗教団体への土地の無償提供について

次の質問に移ります。財産管理ですが、宗教団体への土地の無償提供についてです。豊滝神社への市の財産の無償提供への対応についてです。今年度の予算審査特別委員会の質問でこういった宗

教団体への土地の無償提供はないかということで質問したときに1カ所あるということで、豊滝神社がそういうような状態になっているということが報告されました。いろんな経過をここの神社が通ってきているということもそのときに説明がされましたけれども、実際には法的には違法状態であるということが最高裁で出たわけですから、違法状態は絶対に解消しなければならない。そのとき副市長は、今年度中に何とか解決の方向をとという約束をされていたわけですが、その予算委員会の後、関係の方たちとの折衝もされているようですけれども、そのお話し合いや今後の年度内の解決についての見通しについてお伺いしたいと思います。

○議長（副議長） 総務部長。

○総務部長 豊滝神社の関係でございますけれども、初めにこの神社の設立の経緯をちょっと説明させていただきますが、この神社は昭和15年、北海道人造石油株式会社、人石でございますが、この人石の社有地に建立されたものでございます。それで、昭和30年にこの人石が倒産をいたしまして、その滞納町税の精算措置としましてこの用地を当時の滝川町が取得したという経過でございます。ただ、この時点で今ある神社本体を滝川町は取得したという記録が、いろいろ探したのですけれども、ちょっと見当たりませんでした。付随してくっついてきたのだらうと思いますけれども、そういう経過でございます。この建立当初は、この人石で働いている方たちの信仰的なよりどころだとか、人石が倒産した後はこの人石の関係者の方と泉町地域の住民の方が一体となって管理運営をしてきたようでございます。以後、どんどん時代が過ぎ去っていきまして、企業色というものも薄れまして、今現在は泉町地域の方々の活動の場といえますか、コミュニティの場としてのあそここの場所というような形の使われ方になっております。具体的にあの神社が現在4名の地元住民の世話役の方によりまして運営されておまして、非常に善良な維持管理を行っていただいております。どんな活用をしているのかといいますと、初もうででお参りをする方とかどんど焼きであそここのところを使っているとか夏祭りのときはみこしが休憩するとか、昔からこの地域ですつとそういうふうにして使われてきたものを今でも同じような形で地域の行事というような認識で、そんな感覚の中で使われているようです。したがって、お世話している住民の方にしましても、そこを使っている住民の方にしましても、宗教施設だとか宗教の行事だとか、そういったような認識というのは余りなかったのだわと。これは聞き取りのときのお話ですが、今回憲法違反というような話がぼんと来まして、お世話役の方もびっくりしまして、どうしたらいいのだということで役所にも来られまして、いろんなお話し合いを今してきております。

今後のことでございますが、12月の6日に最高裁が差し戻しを札幌高裁にしまして、その差し戻し控訴審の判決というものが出来まして、今現在議員さんおっしゃられましたように無償貸与してありますから違憲状態ですけれども、その違憲状態を解消する手だては、その地の土地を無償ではなくて有償で賃貸することで違憲状態は解消されるぞという、そういう判断が今回12月6日、札幌高裁で出ました。これを示されましたので、賃貸借契約を地元の方と結ぶというのを基本的な考え方として今協議をしているところでございますが、きょうの朝刊で砂川の原告の方が上告をされるという、そういう報道もきょうされまして、本当に最終的に有償賃貸で解消されるかどうかというのはまたちょっと見えなくなる事態も想定されますけれども、そういったこともちょっとにらみな

がら、地元の方には定着して地元の皆さんに愛されている場所でございますので、地元の人たちの気持ちも酌みながら地域の方々と今後とも何らかの形で合意を得られるように協議を進めていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（副議長） 窪之内議員。

○窪之内議員 きょう上告という報道が出たということで、有償貸与でももしかするとどうなるのかという問題があるわけですから、そこをにらんだ形で無償はもう違憲だということははっきりしているわけですから、そういう愛着があったりコミュニティの施設として使っているということであれば、宗教的な部分を取り払うということで、コミュニティ施設的なものにできないのかどうかということも一つの考えなのかなというふうには思うのですが、どちらにしてもやはり違憲だということをそのまま来年度まで持ち越すということとはよくないというふうに思いますので、地域の今の方たちのいろんな気持ちも当然わかるわけで、そういう人たちの気持ちも反映しながら、やっぱり年度内での解決ということをぜひ目指していただきたいということを申し添えて、最後の質問に入りたいと思います。

◎5、小中学校適正配置計画

1、東栄小学校と東小学校の統合へ向けた課題とスケジュールについて

小中学校適正配置計画です。一番心配をしていたこの計画案の中で東栄小学校が東小学校へ統合ということで、大きく変わるのが東栄小学校だということで、東滝川地域の方たちとのいろんな思いがあって、そういう中で地域の人たちの合意を、やむなしかもしれないけれども、合意を得た、反対の中で強行で決めたというのではなくて、統合について納得をされたということで出てきたというふうには私は認識していますが、きのう関藤議員がその統合までの課題とスケジュール及び体制についても伺いましたので、ダブらない形でお伺いしたいというふうに思いますが、その統合準備委員会の中に学校運営全般部会と東栄小の今後についての部会と2つの部会をつくられるということをおっしゃっていました。これは、それぞれの部会の中にきのう言われたようにPTA同窓会、町内会、その他担当教師とかということが入っていくというふうになるのか。もちろん校長、教頭は1人ずつしかいませんから、両方に入っていくのか。そうではなくて、東栄小の今後についての部会はこういう部分だよと、学校運営全般の部会についてはこういう部分だよという、そういった形での何かメンバーの違いがあるのかどうかということと、当然きのうの新聞にも子供たちの意見をよく聞いてほしいという内容の記事が出ていました。その子供たちの意見をどのような形で今後把握していくのかということをお伺いしたい。

もう一つは、第2の部分ですけれども、日々の教育を行いながら統合へ向けた準備、事務局は学校づくり推進室がやりますけれども、東栄小学校の少ない教員にとっては本当に大変な1年間になるのではないかなというふうに考えます。そのことが子供たちへの負担につながるということも考えると、人的に教職員の配置においても私は何らかの配慮が、正職員を置けとか加配をすれとかということではないのですけれども、何らかの配慮が必要ではないかというふうに考えますが、お考

えを伺います。

○議 長（副議長） 教育長。

○教 育 長 まず、統合準備会の関係でございますが、まだ正式に発足しておりません。仮称ですが、学校運営部会というふうなまず1つの部会のほうにつきましては、これは学校関係者、学校長、教頭、それから教職員で構成をしたいというふうに思っております。それから、もう一つの地域部会、こちらのほうは両PTA、同窓会、地域の代表の方ということで想定をしています。親会議と申しますか、統合準備会そのもののほうはそれぞれの校長先生が委員長、副委員長というような形をお願いをしたいというふうに思っています。学校運営部会のほうにつきましては東小学校の校長先生に、地域部会のほうにつきましては東栄小学校のPTA会長さんをお願いをしたいというふうに思っております。当然それぞれの部会の中での協議結果については、逐次親会議のほうに報告をしていただくということになっていきますし、部会を構成するメンバー以外の、例えば意見を聞きたいというような場合についてはオブザーバーという形でそういう方たちの意見も聞くことができると。それは、部会においても親の委員会においてもできるというような形で今要綱を整理しているところでございます。また、子供たちの意見はということでございますが、その部分につきましては学校の中で順次取り組んでいただけるものというふうに思っております。

それから、何らかの配慮、人的な支援を含めてということだというふうに思います。近年統合しました学校、芦別、三笠、夕張、新十津川、あとちょっと聞きましたところ具体的に人的な措置をしているという事例はございませんでした。ただ、23年度、来年度から学習指導要領の改正があって、24年度に統合ということですから、場合によっては何らかの形で人的な支援が必要になってきたり、あるいは教職員人事の中で必要があれば考慮していかなければならないというふうに思っておりますので、そういうサポート体制は教育委員会として十分に果たしていきたいというふうに思っております。

○議 長（副議長） あと30秒ちょっとだと思います。窪之内議員。

○窪之内議員 スムーズな統合へ向けて、今人的なことも含めて考えていきたいということだったので、そういうことを受けて私の質問を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議 長（副議長） 以上をもちまして窪之内議員の質問を終了いたします。

ここで休憩とさせていただきます。再開は15時30分といたします。休憩といたします。

休憩 午後 3時15分

再開 午後 3時30分

○議 長（副議長） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議事延長宣告

○議 長（副議長） 本日の会議は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

酒井議員の発言を許します。酒井議員。

○酒井議員 日本共産党の酒井隆裕でございます。いよいよ今議会最後の一般質問となったわけでありまして、私も残すところ任期あと4カ月となったわけでありまして、最後まで市民の生活を守るための質問を続けてまいりたいというふうに思う決意を述べてから質問に入りたいというふうに思います。

◎1、市民生活

1、資源化によるごみ負担低減について

第1件目は、市民生活についてでございます。1項目め、資源化によるごみ負担低減についてであります。紙ごみ、雑紙、容器包装プラスチックは分別し、リサイクル率を高めることを求めるつもりです。あわせて滝川市環境基本計画でのリサイクル率の状況と分析について伺います。そもそも新施設の建設ということが決まるわけでありまして、その中で燃やせるごみの搬入となったときに、現在と同様にプラスチックも燃やし、その中で行っていくというような状況にはなり得ないというふうに考えますが、お考えをお伺いいたします。

○議長（副議長） 酒井議員の質問に対する答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 滝川市環境基本計画では、平成27年度を目標といたしまして、リサイクル率を30パーセントとしているところでございます。平成21年度におけるリサイクル率につきましては、19.2パーセントとなっております。対前年比で0.6パーセントの減となっております。また、ことし7月1日からは古紙、新聞、チラシ、雑誌、段ボール、紙パックの無料回収を開始し、ごみの資源化、減量化に取り組んでいるところでございます。廃プラスチックの関係につきましては、分別の場所、また煩雑さ、処理コストの問題等から現在は可燃ごみとしてエコバレー歌志内において焼却し、熱回収を行っているところでございます。中・北空知廃棄物処理広域連合によります新焼却施設が供用開始しても現在の収集、分別体制が変わるわけではございませんので、焼却による熱回収、発電等を基本と考えてまいりたいと思っております。

○議長（副議長） 酒井議員。

○酒井議員 私、ストーカー炉に変わるということになって、当然プラスチックについては燃やすほどではなくて分別するというに私は最初はなるのではないかなと思いましたが、途中でお話を聞いていくうちにそうではないというふうなことがわかりまして、今回の質問でも同様の答弁でございます。このリサイクル率を見ましても19.2パーセントで、前年度から0.6パーセント減ということではほぼ横ばいの状況であります。これが7月から始まりました古紙、段ボール、それから紙パック類の収集によってどれだけよくなるかということはあると思うのですが、基本的にはこのままいって、さらにリサイクル率が高まることはならないというふうに思うのです。というのは、ごみとして燃やす、これまでと同じ3割リサイクルを基本としているという時点で環境に対するものとしては私は問題ではないかなというふうに思っております。基本的にストーカー炉を用いている中でプラスチックを燃やしているところというのがあります。ストーカー炉にさらに別の装置をつけて行っているところであるのですが、現在中・北空知広域のほうで検討され

ている方式というのはそういったものではなくて、基本的なストーカー炉で、いわゆる網というか鉄格子の方式で下に落ちるといった形のものというふうに考えてよろしいのかどうか確認したいと思います。

○議長（副議長） 市民生活部長。

○市民生活部長 現在中・北空知廃棄物処理広域連合のほうで考えております焼却炉の方式につきましては、今議員さんのおっしゃられたストーカー炉ということでお伺いしております。それで、熱を回収するというのも聞いておりますので、スタート時点が根本で、今のごみの分別を変えないでどういう処理をするかということがスタート時点であったと私は思っておりますので、ごみの減量につきましては議員さんもお存じかも知れません。プラスチックの関係につきましては大きく分けますと10種類ぐらいのプラスチックに分かれると。また、再利用、分別の方法につきましては大きく4種類ぐらいということで聞いております。その分別の方法としては、まず発泡スチロール類を分けなければならない。それと、ペット製品は分けなければならない。それと、再利用の方法としまして、そのプラスチックを再利用して何かに使う、再利用する方法、それとまた溶かしてしまっただけに燃料にする、この4つの分類の大きくペットの処理があるということで聞いております。また、一つのペットボトルにしましても、キャップは外さなければならない、腹に巻いてある細かい、あれも外さなければならない。厳密に言うとも、あれは全部分類しなければならないというようなプラスチックの分別の煩雑さというような格好も情報として聞いておりますので、そこら辺のことも考慮しながら、新焼却炉につきましてはそれらも全部今のごみの分別体制を変えないで焼却する方法で進んでいることも報告させていただきながらご理解をいただきたいと思っております。

○議長（副議長） 酒井議員。

○酒井議員 ここでいつも出てくるのが煩雑さとコストです。この問題がない限りは、こうしたものが変えられるということにならないのでないかなというふうに思っております。そもそもペットボトルの分別にしても、現在の滝川市でのごみ出しルールでいけば、キャップを取るというのは常識でありまして、キャップは燃やせるごみのほうに出すと。ペットのほうは資源ごみのほうに出すという形で行われていますし、リサイクルにおいても取れていないキャップについては取るような形になって、それから側のほうも外してという形にはなっていると思うのですが、そこから見てどれだけの問題があるのか。これが市民の側で自分でキャップを取り、キャップとその側の部分のプラスチックはその他プラで出すということは、市民にとってどれだけ煩雑になるとお思いでしょうか。その第1項目の質問においては、資源化によるごみ負担低減であります。幾つか市民のほうは煩雑になったとしても、結果としてごみ処理の負担が減るといいます。すぐにはなくても、長期的に見て行えるようにしておくというのが私は滝川市として環境都市として目指す道ではないかなというふうに考えております。しかしながら、現在のところではそういったお考えはなく、今までどおりサーマルリサイクルに固執するという考えでありますから、次のご質問とあわせてまたお伺いしたいと思います。

第2要旨目であります。家庭からの資源ごみは無料にすることを求めるものであります。私たち日本共産党は、ごみについてはごみを出す方の負担として有料にするのではないという、無料にす

べきだという立場でございますが、そこをまず念頭に置いて、現在のところごみは有料、そして資源は無料となるのがごみ減量への近道ではないかというふうに考えます。現状では、集団資源回収等に出さない限りは有料であります。これでは分別のメリットがわかりづらく、市民の環境意識、ごみの意識を高めることにはならないものと考えます。先ほどのご答弁でもありましたけれども、市側のコストを考える、そして市民の煩雑さを考える、そういうことではいつまでたってもごみ減量につながらないというふうに考えますが、滝川市のお考えをお伺いいたします。

○議長（副議長） 市民生活部長。

○市民生活部長 資源ごみのうち瓶、缶、ペットボトルにつきましては、それぞれ処理手数料として1袋10円、ご存じのとおり負担していただいているところでございます。これは、資源化に当たり中空知衛生施設組合、リサイクルに運ばれまして一定の処理がされます。不適物の除去、キャップの取り外し、それと圧縮等が行われる費用でございまして、処理費用がかかるということで10円の負担ということをお願いしているところでございます。また、無料であります町内会等の集団資源回収を積極的にご利用いただくようPR、啓発に努めるとともに、前回の答弁でもさせていただきましてとおり、スーパー等で白色トレイの回収ですとかペットボトル、キャップの回収等を行っており、こうした市の回収ルート以外のルートを活用するなど市民の理解と協力の中でごみの減量化、資源化を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（副議長） 酒井議員。

○酒井議員 滝川市は、エコバレーになってからごみの出すそういったルールが定められて行われていたわけでありましてけれども、例えばある自治体の例でいきますと、雑紙にしても紙ごみ、雑紙の日があって、それは一般の袋を使って出すことができる、収集は無料であると。それから、容器包装プラスチック、その他プラ類についてもその日があって無料であるということであって、そこではそうしたものを差し引くと、本当に燃やせないごみというのはほとんど出ないですから、その他ペットですとか缶類の分別なども無料で普通の袋を使って、ただの、無料のその他いろんな袋を使って行われているわけですがけれども、ですから有料の燃やせるごみの量というのは、そうしたところと比べてはるかに低いという、それから市民のごみ負担は非常に低いというものが出ていました。そのときに思ったのは、こうした徹底した分別を行えば、そうしたごみ自体をどんどん減らすことができるのです。究極的に言えば、そうした燃やせるごみ、燃やせないごみのみのごみとなって、その他はすべて資源であるということになって、市民の感覚的にも環境に寄与しているという、そうした気持ちを持ってごみの減量化に努める。もちろんそうしたものをどんどん減らしていけば、燃やせるごみが減っていくわけですから、ちゃんときれいに分別すれば雑紙になります、ちゃんと分別すればプラスチックの容器になりますという形でできるわけですから、先ほどの部長のご答弁だと、やっぱり従来の延長線ではないのです。スーパーの袋ですとか、今までもそうした取り組みについては全く評価するものでございますけれども、さらにそれを進めていってやっていくというのは、僕は新しいのを担うときには本当に一番いいきっかけでないかな。中・北の中で言われていたのが今までの方式を踏襲するということが一番重要だと言っていましたけれども、ごみ減量にこれからどうやってつなげていくつもりなのでしょうか。30パーセントを目標にしているという

ような形で言っていますけれども、サーマルリサイクルだけで30パーセントというのが本当にそれでよろしいのかどうか、私はすごく疑問に思うわけであります。ぜひそうした考えについても検討する余地はないのかどうか、これについてお伺いしたいと思います。

○議長（副議長） 市民生活部長。

○市民生活部長 ごみの減量化についてでございますけれども、先ほども答弁させていただきましたが、ことしの7月1日から古紙回収ということも始めさせていただいております。ただ、これは今年度でいきますと9カ月ということで通年ベースのデータはとりませんが、次年度以降通年ベースのそれぐらいのごみをやっけて、売買価格はどれぐらいかということがデータとして上がってまいります。それがリサイクル率のほうにどれぐらいにはね返るのか、それらもちょっと注視したいということもございます。

また、どのような方法をとればごみの減量につながるのか、新たにごみの分別して、それを入り口から出口までの新たな仕組みをつくることとなりますと、ことし7月から実施しています古紙回収につきましてもかなりの経費がかかっております。そこら辺の流れの関係、また費用対効果等も検証しなければならないと考えているところでございまして、議員さんのご意見もありますことから、自治体の他市町村の実例等もどのような格好かちょっと調べさせていただきたいというふうに今現在は思っているところでございます。

○議長（副議長） 酒井議員。

○酒井議員 他市町村の実例を調べてみるということですので、ようやくこれから始まったのかなというふうな気持ちはしております。いずれにしても、今言ってしまうとすぐできるというものではないものです。ですからこそ、市民を挙げてリサイクル率30パーセントの目標を達成する、さらにごみの減量化も達成させる、その上で市民の負担もできるだけ下げていくというのがこれからの滝川市の進むべき道だというふうに私は申し上げたいと思います。

◎2、国民健康保険税

- 1、国民健康保険税のさらなる引き下げについて
- 2、一部負担金の活用を求めることについて
- 3、国保広域化について

次の件に移ります。国民健康保険税、国民健康保険税のさらなる引き下げについてでございます。高い国民健康保険税は、市民生活の大きな負担となっております。今こそさらなる国保税引き下げを行うべきと考えます。国保会計の一般会計からの繰り入れを被保険者当たり1.1万円以上にし、基金とあわせてさらなる保険税の引き下げを求めるものであります。お考えを伺います。

○議長（副議長） 市民生活部長。

○市民生活部長 国民健康保険税のさらなる引き下げについてというご質問でございます。平成21年4月24日、都道府県知事あての総務事務次官通知の中で一般会計等からの繰り出しは保険基盤安定制度に係る経費、国民健康保険事務費、中間はちょっと省略させていただきますが、一般住民を対象とする保健事業に係る経費の一部を除き、その性質上行うべきものではないことにかんが

み、財政援助的な繰り出しを行っている地方公共団体にあつてはその是正に努めることという通知が去年の4月24日に発せられているところでもございます。市町村は、相互扶助の精神に基づきまして、被保険者の疾病、負傷、出産、死亡等に係る保険給付を行うことを目的として健康保険事業を行うこととされており、この事業に要する費用は国庫支出金等と被保険者が納付する保険税、保険料によって賄わなければならないこととされております。このため、国民健康保険法第76条では「保険者は、国民健康保険事業に要する費用に充てるため、世帯主又は組合員から保険料を徴収しなければならない」とされているところでございます。国民健康保険財政は、平成19年から3年間で3億4,000万円の基金積み立てを実現したものでございますけれども、特別調整交付金、これは経営姿勢が評価されての交付金でございますが、の獲得ですとか、前期高齢者交付金の概算払いなど流動的な収入が多かったことも事実でございます。今後の保険財政の動向は不確定な要素が多い、また基金としても複数年に対応可能ということで、目標額を4億円ということで定めさせての積立金でございます。平成22年度におきまして、ご存じのとおり資産割の廃止を実施したところでございまして、平成23年に向けて保険税のさらなる引き下げにつきましては現段階では考えていないところでございます。

○議 長（副議長） 酒井議員。

○酒井議員 現在の段階では、さらなる引き下げを考えていないということではございました。となると、目標の基金4億円ということでございますから、その4億円を超えた段階で引き下げも検討される余地はあるというふうに確認してよろしいかどうかお伺いいたします。

○議 長（副議長） 市民生活部長。

○市民生活部長 基金の目標額4億円につきましては、あくまでも国保特別会計の赤字解消ということで4億円ということで複数年の対応ができるということで目標を設定されておりますことから、国保会計が赤字になったときにつきましては基金のほうからの繰り入れが生ずるということで考えてございます。

○議 長（副議長） 酒井議員。

○酒井議員 あくまでも基金は赤字解消のためのものであるということであると思うのですが、しかしながら基金を持ちながらでも法定外の繰り入れをしている、そうした自治体もあるわけでありまして。法定外繰り入れのほとんどは赤字解消のためでありますけれども、そうしたことも含めて、ありとあらゆる手段をとりながら私は保険税の全体の引き下げをやはり追及していくべきだなと。先ほど目標額を4億円ということで定めていましたけれども、それを超えた時点で国保税の引き下げも当然行われるべきだと思いますし、安定的な見通しができた時点で税の引き下げというのも考えるべきだというふうに考えております。

次の要旨に移ります。18歳未満の国保税均等割を3割減免することを求めるものであります。根本的には、国保税の負担軽減のためには国保税全体の引き下げというものが一番重要でありますけれども、この場では減免制度についてお伺いしたいと思います。とりわけ子育て世代には国保税の負担というのが大きな負担であります。そこで、赤ちゃんがおぎゃつと生まれました。しかし、その時点で、均等割によって赤ちゃんにも国保税がかかる。これは、事実上そういうような状況

になっているというふうに思います。私がざっと調べた結果、国保税以外に、こうした生まれたことによって税金がかかるというものはどれだけあるのだらうと思ったら、こうした国保関連においては協会けんぽですとか健保組合、社会保険など、生まれたと同時にそうした税金がかかるというような、保険料がかかるというようなことがあるのかと調べたら、私の調べる限りではなかったです。こうした例があるのかどうかお伺いしたいと思います。そして、今年度生まれた赤ちゃんに税が加算する例もあるのかどうかあわせてお伺いいたします。

○議長（副議長） 市民生活部長。

○市民生活部長 地方税法第717条に規定する減免につきましては、納税義務者の担税力が著しく低下したと認められる事情が存する場合に限り行えるということで規定されてございます。

また、協会けんぽなどの被用者保険につきましては、健康保険法の適用を受けるため、ご質問のとおり被用者保険につきましては本人の標準報酬月額に応じた等級区分により保険料を決定する仕組みとなり、被扶養者については保険料の追加負担がない制度設計でございます。国民健康保険の仕組みにつきましては、国民健康保険法及び地方税法の適用を受けるため根本的な制度設計が異なるものでございます。地方税法によります課税方式では、均等割、個人割の賦課が必須となっているため、国民健康保険制度そのものが被保険者全体に均等割を賦課することを前提とした制度設計でございます。減免は、あくまでも個々の納税者の担税力いかんによって決定すべきものという法の趣旨を踏まえ、画一的な減免基準を設けるのは適当でないと考えているところでございます。

○議長（副議長） 酒井議員。

○酒井議員 この国保税の均等割の18歳未満の3割減免行われているところというのは愛知県の一宮市の例であります。ことしの3月の議会で議決されたということでございます。このことについて、職安のほうにこうしたことが法の趣旨と行って行うことは可能かどうかということをお伺いしました。聞きましたら、なかなかわかりづらいといいながらも、実際に行われている以上は可能なのだらうというお話は伺いました。そうすると、滝川市自身の考え方次第ではないかなと思うのです。特に18歳未満の子供、そうした子供を持つところによってこうした国保の世帯というのは一部の自営業者や農業者などを除いた部分では仕事を持たない人たちも含まれている。また、アルバイトなどの人も含まれている。非常に大変な世帯も多く含まれているところであります。そうした中で、こうした子育て世代に対して減免を行うということは、私は政策の一つとしてあっていいのではないかなというふうに思っております。ぜひ当市においても、この18歳未満の国保税均等割を3割減免すれば一体幾らの滝川市として費用がかかるのか、そうした計算や試算などもしていただきたいなど。それから、そうしたことについての調査や検討などもしていただきたいというふうに思いますけれども、お考えをお伺いいたします。

○議長（副議長） 市民生活部長。

○市民生活部長 先ほどの答弁の中で1点、誤った表現がございましたので、訂正させていただきます。国民健康保険制度そのものが被保険者全体というような格好で表現いたしましたけれども、被保険者全員に均等割を課するというところでございますので、訂正させていただきますと思います。

それと、3割減免の関係について試算は今のところしてございませんけれども、18歳未満の対

象者の3割減免したときの金額等の試算が可能かどうかにつきまして、ちょっと即座にお答えすることはできませんが、試算できるものであれば試算してみたいなということで考えたいと思います。

○議長（副議長） 続けてください。酒井議員。

○酒井議員 ぜひ調査検討していただきたいなというふうに思います。あわせてこうした部分において、子育て先進と市長みずからおっしゃる滝川市で何ができるのかということも含めて調査していただきたいなというふうに思います。

第2項目めに移ります。一部負担金の活用を求めることについてでございます。一部負担金減免制度、いわゆる国保法第44条減免というものでございます。これについて伺います。国は、9月の13日、減免に要した2分の1を補助することに決めましたけれども、本市での活用は2009年度実施状況では申請、実施ともゼロになっている状況であります。制度があるのに、この補助する前から制度はあるわけでありますけれども、該当者がいないというのは問題があるのではないかなというふうに思います。近年の実施数は一体幾つになっているのかお伺いいたします。また、積極的に制度の周知に努め、活用を図ることが求められることでもあります。市長の考え方を伺うものです。

○議長（副議長） 市民生活部長。

○市民生活部長 この現行制度の概要について、まずご報告させていただきます。

平成19年度からの施行の現行制度でございますが、災害や失業等により収入が著しく減少したとき、世帯主の申請に基づき保健、医療機関に対する一部負担金、1割から3割の自己負担分でございますが、を延長三月以内の期間に限って減免及び徴収猶予するものでございます。平成21年度につきましては、相談、申請についてはございません。平成22年12月8日現在、相談が1件ございましたが、申請までには至っておりません。PR等でございますけれども、周知等でございますが、平成23年度の早い時期に市広報等によりましてPR等を考えているところでございます。また、減免の2分の1の国の補填ということですが、まだはっきりはしておりませんが、国が示しておりますのは特別調整交付金で補填の見込みというような情報は得ております。

○議長（副議長） 酒井議員。

○酒井議員 本年度において、12月8日現在で相談が1件あったというのは、私は一つ前進しているのではないかなというふうに評価したいと思います。実際に申請に至るかどうかは別にして、職員がそうしたものをこうしたものもありますよということを出していく。それで、実際に対応できるかどうかは別として、そうしたことが普通の業務としてできるようになれば、7条減免のほうでは2009年度では63件の実施状況と、これが多いか少ないか別としてゼロの自治体と比べたらはるかにその点ではいいのかなと思います。同じように、この44条減免も気軽に相談できる。実際に申請するかどうか別としてやれるような状況にしていきたいと思います。23年度において広報などでPRしていくところでもありますけれども、広報というのはなかなか限られた人しか見ませんから、職員が口頭で何かの機会あるときにそういうこともありますよとかということもできるような形で日々の業務の中に組み込んでいただきたいなというふうに思います。

次の要旨に移ります。国保広域化についてであります。ここでは滝川市としてどのように受けとめて、またどのように対応しているのかについてお伺いしたいというふうに思います。この国保広

域化については、私が本年の決算特別委員会において北海道における国保広域化の状況について、滝川市の状況についてお伺いをしました。そのところ、いろいろとご答弁はあったのですが、その中では国と道の動向を注視していくというのが大体の答弁だったというふうに思っています。それから、幾つか過ぎまして12月の末には道としても広域化等支援方針の策定をするということですので、その前に滝川市の状況についてもあわせてお伺いしたいと思います。

北海道は、5月の19日の国保法改正を受けて支援方針を策定することとされました。その中で、国において新しい高齢者医療制度が2013年4月に施行となっていることから、2013年3月までを対象期間として行うということが示されているわけであり、ここではさまざまなことが道のほうで出されているわけであり、その中でも広域化をされることによって、いわゆる問題点があるのではないかとということが指摘されているわけであり、第1には、住民や被保険者の声が届きづらくなるおそれがあるのではないかと。第2には、後期高齢者医療広域連合のほうに地元市町村の意向が反映しづらくなるのではないかと。第3には、法定外繰り入れが廃止されるという話がある。第4には、市町村の単独事業が廃止されるという話がある。第5には、国保料の徴収に特化するおそれがあるということが今のところ広域化における懸念材料として言われているわけであり、そうしたことも踏まえて、滝川市は道の広域化支援方針に対するアンケートにもお答えになったというふうに思うのですが、そうしたことも踏まえて市としてどのように受けとめてどのように対応されているのか、現在の状況についてお伺いいたします。

○議長（副議長） 市民生活部長。

○市民生活部長 国民健康保険法におきまして、国の義務として国民健康保険事業の運営が健全に行われるよう努めなければならないと定められているところでございます。政府は、後期高齢者医療制度を廃止し、平成25年4月から新しい高齢者医療制度を施行することとしております。高齢者医療制度改革会議の中間報告では、保険財政の安定化、保険料負担の公平化等の観点から広域化を図ることが不可欠であり、早期に全年齢を対象とした都道府県単位を図ることとしております。本市といたしましては、被保険者の医療に対する安心の確保には国保事業の安定的な運営が必要であり、国保税においてもより公平な負担であるべきもの等の考えから、これを支持するものと考えますが、新たな高齢者医療制度を創設するに当たっては運営主体を以前の市町村単位に後戻りさせることなく、医療保険制度の一本化に向け国の責任を明確にした上で都道府県を保険者として市町村との適切な役割分担のもと国民健康保険制度の再編、統合を行うことなどを全国市長会を通じて国に要望しているところでございます。また、北海道が策定予定の広域化等支援方針でございますが、全国47都道府県のうち45都道府県が年末までに策定予定と聞いておりますが、詳細についてはまだ公表されていないというのが現状でございます。

○議長（副議長） 酒井議員。

○酒井議員 おおむねこうしたものについては滝川市としては支持するという考えだというふうに思うのですが、一方でそうした懸念材料についてはどのようにお考えなのか。これも決算のときに伺ったのですが、例えばペナルティーの部分ですとか、そうした部分が当市においては現在ない状況でありますけれども、それがなくなった状況になると、かつてペナルティーがあっ

たところも含めてならされてしまう、結果として負担がふえてしまう懸念があるということであり
ますとか、また広域化において法定外繰り入れなどもなくなることによって、そのことも含めて当
市で法定外繰り入れは行われておりませんが、そうしたことも一つにならされることによっ
て、結果として負担がふえるのでないかと。そうした懸念材料があるということについてはどのよ
うにお考えなのか、現在のお考えをお伺いします。

○議 長（副議長） 市民生活部長。

○市民生活部長 今回の段階で滝川市にどのようなデメリットがあるのかということについては想定
できませんけれども、年内に新制度がどのような格好になるかあらあら出てまいりますので、その
出たのを見まして滝川市の影響につきまして勉強させていただきたいと考えております。

○議 長（副議長） 酒井議員。

○酒井議員 もう既に素案は発表されているわけでありまして、大体のその流れというものは見
えてきている。しかも、その懸念材料というものもあらかじめ想定できるものであります。しかし
ながら、このままいけば市民の負担がふえることにもなりかねない。そうしたことについて、あら
あら出てきたときにという話では私は遅いというふうに思います。そうしたことも含めて、負担が
ふえないような形で行うためには、私は広域化については反対していくべきだというふうに考えて
おります。

◎3、市立病院

1、新病院建設等について

最後の件に移ります。市立病院の新病院建設等についてであります。このことについては、荒木
議員が先日若干の質問をしましたので、それとはまた別の観点でお伺いしたいというふうに思いま
す。今後食堂や売店、備品、機器購入等で入札や随意契約等が行われると考えられますが、これら
の契約についてお伺いをいたします。

○議 長（副議長） 病院事務部長。

○病院事務部長 新病院におきます売店及び食堂の運営事業者につきましては、市内事業者という
ことで既に内定しているところでございます。また、医療機器、什器、備品の新規購入につきまし
ては、明年1月ぐらいまでにはすべての入札、これは入札ということで終了するというところで進め
ておりますが、什器、備品につきましては市内業者ということで進めているところでございます。
新病院の関係で、そのほかにどういう業務というもので契約が発生するのかということについては、
当然旧病院から新病院に移るということではいろんなことが変わりますので、業務量ですとか業務の
内容で変わる部分はあろうかと思っておりますけれども、現在の病院で行っている委託関係の業務と同種
のようなものが発生するというふうに考えています。ただ、変わるところは新病院で空調設備がで
きますので、現在ボイラーの運転業務ということで業務委託してございますけれども、これが空調
設備の保守、中央監視業務というふうに変るといふところが大きく変わるところかなというふう
に考えています。これらにつきましても、それぞれ新病院の開院までに間に合うように対応してい
きたいというふうに考えてございます。

○議長（副議長） 酒井議員。

○酒井議員 既に説明されているとおり、食堂や売店や備品、什器などについて市内業者ということで、またそれ以外の買うものについても今年の1月までには終了するということでもあります。新病院になって、そうしたものということもあるのですけれども、現在も残って、新病院にそのまま引き継がれるというようなものというのは今どのくらいあるのでしょうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（副議長） 病院事務長。

○病院事務部長 大変申しわけございません。ご質問の趣旨の確認をさせていただきたいと思いますが、現病院から引き継ぐというのは、例えば備品とかというようなことで考えてよろしいのでしょうか。契約ですか。

それでは、ご質問にお答えをいたしたいと思いますが、契約は基本的にそれぞれ単年単年で契約してございますので、現在の契約がそのまま引き継がれるということはありません。ただ、この間補正で債務負担行為を出させていただきましたが、これは業務の内容がかなり大幅に変わるということで、速やかに新病院で適切な業務をしていただくためには早目に詳細打ち合わせが必要だということを考えて、その3つの業務については債務負担行為ということで、実際の支払いは新年度からですけれども、契約を早く行うということから、この間補正をさせていただいたということになります。

○議長（副議長） 酒井議員。

○酒井議員 最後の要旨に移ります。総額が15億5,000万円増の109億円と。内訳では、工事費で15億8,000万円の増で医療機器、備品は17億円で変わらないというのがこの前の補正の中でやられていたというふうに思います。これに対して、今後は補正予算などは組まれるのかどうかお伺いしたいと思います。その見込みについてお伺いをいたします。

○議長（副議長） 病院事務部長。

○病院事務部長 改築の事業計画につきましては、平成20年8月に建築工事費の補正をさせていただいたということで、今議員さんからご質問のありましたような総額109億円ということまでさせていただいたところでございます。現在は、最終的に109億円全体事業の中ですべて終わらすということで進めてございますので、例えば測量、地質調査ですとか設計時など、金額が確定しているものは別といたしまして、まだ建築工事ですとか医療機器などについては金額が確定していないということもございますので、そういう意味では計画等の増減はあろうかと思っておりますけれども、全体の事業費の中でおさめるということで進めてございます。また、予算化の分については一部まだ予算化していないものがございますので、それは今後予算化ということが出てまいります。先ほどの繰り返しますが、総額としては109億円以内でおさまるということで進めているところでございます。

○議長（副議長） 以上をもちまして酒井議員の質問を終了いたします。

これをもちまして一般質問を終了いたします。

◎日程第3 報告第1号 監査報告について

報告第2号 例月現金出納検査報告について

○議長（副議長） 日程第3、報告第1号 監査報告について、報告第2号 例月現金出納検査報告についての2件を一括議題といたします。

説明を求めます。宮崎監査委員。

○監査委員 報告第1号 監査報告について。

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等の監査を行いましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

初めに、滝川市交通安全運動推進協議会ではありますが、監査の範囲は平成19年度から平成21年度における財政援助に係る出納その他の事務であります。

監査の期間及び監査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

監査の目的は、補助金が交付目的に従って適正に執行または管理されているかを監査いたしました。

監査の結果につきましては、おおむね適正に執行または管理されていると認められましたが、一部に改善、検討が必要と思われる事項については、監査講評において指導いたしました。軽易な事項については、監査の過程においてその都度直接担当者に是正または処理を要望しておりますので、その内容は省略いたします。

なお、監査意見といたしまして、当協議会は官公庁と関係団体の代表により構成されて、滝川市内の交通事故の皆無を期するための対策に日夜努力されております。なお、協議会の運営に伴う事務決裁等は、事務局であるくらし支援課内部で処理されておりますが、特に支出、負担行為に伴う事務処理については、協議会規約第4条に基づく適切な措置が必要と思われるので、改善について指導しました。また、今後においても、少子高齢化などに伴う社会変化に適した交通安全運動の推進に一層貢献されることを期待して意見としました。

次に、滝川市老人クラブ連合会ですが、監査の範囲、監査の期間及び監査の方法、監査の目的につきましては記載のとおりでありますので、お目通し願います。

監査の結果と監査意見につきましては、おおむね適正に執行、管理されていると認められましたが、一部に改善、検討が必要と思われる事項といたしまして、宿泊に伴う日当について旅費規程をもとに日帰り日当より割高な額を支給していますが、滝川市の条例等により勘案すると一般的には同額が適正と思われるので、規定の改正について要望しました。また、自主財源の確保が厳しく、単位クラブや会員数が年々減少する中で自主事業の運営に努力されておりますが、今後も会員一人一人が社会参加活動に励むことにより、老人福祉の向上と会員の増加につながる組織づくりを願い意見といたしました。

以上で報告第1号 監査報告を終わります。

続きまして、報告第2号 例月現金出納検査報告について。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、平成22年8月分から平成22年10月分までの例月現金出納検査を行いましたので、同条第3項の規定により、その結果を報告いたします。

検査の対象は、一般会計、各特別会計、病院事業会計、下水道事業会計、各基金、歳入歳出外会計の現金、預金、一時借入金等の出納保管状況を対象に実施いたしました。

検査期日及び検査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

検査の結果について、計数上の誤りは認められませんでした。一部に改善、検討が必要と思われる事項につきましては、指定用品を業者より購入、旅費関係では複数出張の理由の記載漏れなど、所属に対する講評において指導したほか、検査の過程において軽易な事項についてはその都度直接担当者に是正または処理を指導しておりますので、その内容は省略いたします。なお、予算の執行に当たっては、厳しい財政事情からも合理的、効率的な執行により、なお一層の経費節減に努められることを要望しております。

以上で報告第2号 例月現金出納検査報告を終わります。

○議長（副議長） 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 例月現金出納検査報告について何点かお伺いをしたいと思います。

まず、8月分の例月現金出納検査を翌月の9月29日に行っておりますが、いつ前月分をやるということについては、何か慣例というか、もしあるのであれば、どういう日に行うのかということでお伺いをしたいと思います。

2点目は、3の検査の方法なのですが、関係諸帳簿と証書との照合というこの作業、私ども決算審査におきまして関係証書を見せていただいているのかな。いわゆる支払い伝票、これは証書になるのですか、諸帳簿になるのか、どちらかを見せていただいているわけですが、具体的にこの帳簿と証書の照合というのを会計課のどういう役職の方、総勢例えば3人であれば副主幹、主査、担当というような形でお示しをいただきたい。あわせて、それに立ち会う監査事務局の事務局員についてもどういうメンバーが立ち会うのか。また、それにはどの程度の時間がかかり、そこで例えば今回でいえばどんな……照合するわけですよ。今回の現金出納検査でいうと、どんなことが確認行為として監査事務局と会計課の間であったのか。大きなこの4項目についてなのですが、計数上の誤りは認められなかったと。この確認というのは、具体的に監査委員が判断をされるというふうに思うのですが、9月29日に検査をして報告書をつくって、この現金出納検査票をつくって誤りは認められませんでしたという報告を監査委員にいつごろされて、監査委員はどのようなチェックをされて、こういった議会への報告書にまとめられるのかと。そういう一連の流れのようなものになります。今回の事例でお伺いをしたいと思います。

○議長（副議長） 答弁を求めます。宮崎監査委員。

○監査委員 例月現金出納検査についてのご質問ありましたので、そのことについてお答えいたします。

まず、8月分の例月現金出納検査については、8月分の支出命令書、それから請求書、主にその2つ、領収書が監査事務局に運ばれてきます。それを大体8月分でしたら9月の10日から15日の間に届きます。それを監査事務局内部で担当を決めまして、この課はだれがやるかと、病院はだれがやるかというふうな役割分担をさせています。その支出命令書と領収書、請求書を突合して合

うかどうかをやります。それから、各金融機関から毎月の月末の残高証明書が来ますので、それと帳票なのですけれども、収支計算書と合うかどうかを検算します。そういうものを総合して、私は毎日いれないものですから、どういうところがまずかったかということを知りまして、それをチェックしたり、あるいはもう一度私が目を通すこともあります。時間なのですが、時間はかなりかかっています。10日ぐらいかかると思います。

それで、立ち会う人間なのですが、立ち会う人間はおりません。ただ、その支出命令書ですとか旅費の精算書ですとか見たときにちょっとおかしいなと思ったときは、電話でその課を呼び出して聞いたり必要な書類を持ってきてもらいます。

あとは、計数上の誤りは認められませんでしたという計数上の誤りというのは、収入と支出の合計が合っているかどうかです。それから、旅費規程に合っているかどうか。その旅費の計算が一番合理的に安い旅費を使っているかどうかということを検討しています。単式簿記といえば単式簿記なので、結果的に金融機関の残高証明と合致しているかどうかが一番問題になるところで、そこまですべていくプラス・マイナスの数字が正しく計算されているかを証書を見て検算しています。大体それぐらいなのですけれども、ですから例月現金出納検査においては支出負担行為伺い書ですとか、そういうのは取り寄せてはいません。必要があれば持ってきてもらうこともあります。あと契約書ですとかも例月現金出納検査においては見てはおりません。

以上です。

○議長（副議長） 清水議員。

○清水議員 流れは大変よくわかりました。

そこで、立ち会いがないということで、不明、疑問点があれば、その都度電話等で問い合わせるということをおっしゃいました。これについては、まず会計課に問い合わせることが多いと思うのですが、いわゆる支払い命令書をつくった支出所管というのですか、そこにも問い合わせることが当然あるというふうに思うのですが、その確認をまず1点です。

2点目は、これはでき上がるのが、先ほどちょっとお聞きしたのですが、9月の29日というふうに上には書いてあるのですが、9月の29日にこれできて、議長あてに1部、そして市長部局に対しても報告をされるのだというふうに思うのですが、それはいつごろ、どなたに対してされるのかと、それが2点目です。いわゆる正式な報告というのですか、最後のというか。

3点目は、一応例月の現金出納検査を今回はここがちょっと、何かコメントがあったりするとき、それは会計課に対して、あるいは所管に対してどんな形で行うのかということ。

以上、3点お聞きします。

○議長（副議長） 答弁を求めます。宮崎監査委員。

○監査委員 ちょっと説明不足がありましたので、それもあわせてお答えいたします。

8月の例月現金出納検査を9月の10日から20日ぐらいまでにやります。それ以上かかるときもありますけれども。そして、9月の29日というのは例月現金出納検査講評の日で、その日は監査事務局に各課の部長を呼んで、今回8月の例月現金出納検査においてこういうところが改善、検討事項ですよというものをペーパーで出して説明します。その前段の中で例月現金出納検査をやり

ながらちょっと疑問点がありましたら、当然各課に問い合わせは行っております。これ1番目の質問の答えで、3番目のコメントについてはそういうことでやっております。

また、2番目の議長あて、各部局あてについては、監査事務局長よりお答えいたします。

○議長（副議長） 監査事務局長。

○監査事務局長 監査委員と一部ダブるところがありますけれども、まず例月検査報告につきましては市長あて、議長あてに講評を速やかに報告しております。

それと、講評でございますが、会計課から通常15日ぐらいに、中ぐらいに書類が上がってきます。それで、約10日間ぐらいかけて書類見まして、月末の4週目に講評やっていると。それで、次月の講評につきましてはそのときに監査委員が出席された方々と相談して決めるというやり方になっております。当日の出席メンバーにつきましては、一般会計、下水道会計、それと病院会計もありますので、会計管理者以下関係部長さんには出席いただいていると。それと、教育部局も出席いただいているということでございます。先ほど監査委員が申しました立会というのはございません。当日講評のときに皆さんに何かあれば指摘事項、改善検討事項という部分では発表しております。

それと、会計課と監査事務局との関係でございますけれども、一義的には例月現金出納検査は会計課が検査しております。それで、その後監査事務局に書類回ってくるのですけれども、それは私のほうでは100パーセント全部突き合わせしているということではありません。端的に言えば精査でなくて試査ということで、俗にピックアップという形で行います。それと、何かあれば、監査委員が発言しましたけれども、会計課に一義的には問い合わせると。それと次、原課に確認をするという部分でございます。

あと講評時点のコメントでございますけれども、これについては会計管理者以下部長さん方にはペーパーをお配りして監査委員のほうからお話し申し上げるということでもあります。それで、何かあればその分については速やかに、改善、検討事項があれば速やかにご回答をいただくということになっております。

以上でございます。

○議長（副議長） 清水議員。

○清水議員 まず、検査の段階で、最初監査委員はすべてをと、すべての伝票というふうにご答弁されたのかというふうに思いましたが、局長のほうからすべてではないということが言われた。すべてではないといっても、検査の対象はすべての伝票ですよ。それから、どういうものをどの程度試査として抽出をするのか。また、その抽出の流れとか順番とか、今月はこうだとか、そういうのがあればそこをお聞きをいたします。

2点目は、監査講評がペーパーを配って各部の部長というふうに今ご答弁されたというふうに思うのですが、これは一堂に会して監査委員室で行われるのか、それともめいめい部長さんが来られて行われるのか。また、そこには監査委員は必ずいらっしゃるのか、あるいは事務局長さんが代理で務められるということもあるのか。そして、そのペーパーというのは毎月のものがどういう形で保管をされているのかが2点目です。

3点目は、ペーパーを配って、何かあれば速やかに回答を得ると。速やかに回答が得られないものについては後日ということだと思っておりますが、その回答はどういう形で、ペーパーで監査委員のほうに届けられるのか、それともほかの方法で届けられるのか。また、部長にということが言われましたが、この部長に報告されたものは市長名で例月現金出納検査報告がされると思うのですが、これは各部長が聞いた後、副市長、市長まで、こういったペーパーで指摘されたことが報告されるのかどうかについても確認をしたいと思っております。

○議長（副議長） 監査事務局長。

○監査事務局長 先ほどの私の試査という表現がちょっと悪かった。基本的に試査なのですけれども、伝票については一通り全部目は通します。ただ、膨大な数なものですから、それが請求書との全部突き合わせなのですけれども、それをすべて見ていることは見ているのですけれども、100パーセント見ているということにはなかなか。それで、試査という部分でさっき表現申し上げましたけれども、相当な枚数なものですから。監査委員が言う全部見ているというのは、その辺の私の言い方との違いだと思います。

それと、講評ですけれども、所管部長に、先ほど申し上げましたけれども、会計別で特別会計等があります、下水道会計、病院会計。それで、メンバーからいきますと会計管理者、それと総務部長、下水道会計がありますので建設部長、それと教育部長、それと病院の事務部長というメンバーが主でございます。

それと、ペーパーにつきましては、当日監査講評ということでペーパーをお配りしまして、改善、検討事項等があればそこに記載して配るということで、それをもってその日に回答をいただくこともありますけれども、通常はお持ち帰りになって、たしか私も聞いているところによると副市長以下の会議の中でもむということで、後日すぐ返答できるものはもらうということになっております。改善、検討事項という部分で細かい点もありますので、そういう部分では口頭でという部分もあります。

それと、監査委員の出席ですけれども、宮崎代表監査委員と堀田監査委員、兩名出席のもと監査講評をやっております。

以上でございます。

（何事か言う声あり）

○議長（副議長） 総務部長。

○総務部長 例月現金出納検査の中で指摘事項と改善事項ということがあって、指摘事項というものが出れば、これはすべて市長までその文書が回ります。今までの出納検査の中で指摘事項というのはほとんどございません。改善事項というのは、ちょっと軽微なものについては毎月2回、政策調整会議という副市長が座長になっているものがありまして、そこできちっと整理をしまして、こういう改善事項があったということを各部長にペーパーでお渡ししております。

こういう流れ、改善事項をきちっと末端まで浸透させるというふうな流れにしましたのは、信頼回復プランを平成20年につくりまして、平成20年の6月からこういうシステムにしております。きちっとこの監査のほうで指摘、改善事項あったものについては、きちっと共有していこうという

ことを2年前の6月から徹底しているということでございます。

○議長（副議長） そのほかに質疑ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（副議長） これにて質疑を終結いたします。

報告第1号及び第2号の2件は、いずれも報告済みといたします。

◎日程第4 意見書案第1号 米の需給安定と所得補償に関する要望意見書

意見書案第2号 ヒトT細胞白血病ウイルス1型（HTLV-1）総合対策
を求める要望意見書

○議長（副議長） 日程第4、意見書案第1号 米の需給安定と所得補償に関する要望意見書、意見書案第2号 ヒトT細胞白血病ウイルス1型（HTLV-1）総合対策を求める要望意見書の2件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。田村議会運営委員長。

○議会運営委員長 それでは、意見書案2件について説明を申し上げます。

なお、説明に当たっては、内容を省略し、件名と送付先のみ申し上げます。

意見書案第1号 米の需給安定と所得補償に関する要望意見書。送付先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣であります。

意見書案第2号 ヒトT細胞白血病ウイルス1型（HTLV-1）総合対策を求める要望意見書。送付先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣であります。

以上、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定により提出するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（副議長） お諮りいたします。

本件については、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定に基づき議会運営委員会から提案されたものでありますので、この場合、質疑、討論を省略し、直ちに一括採決いたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（副議長） 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、直ちに一括採決をいたします。

本案をいずれも可決することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（副議長） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号及び第2号の2件は、いずれも可決されました。

◎日程第5 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○議長（副議長） 日程第5、常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出についてを議題といたします。

お手元に印刷配付のとおり、第4回定例会以降における閉会中継続調査等の申し出がございました。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(副議長) 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに決しました。

◎市長あいさつ

○議長(副議長) 以上で予定をされました日程はすべて終了いたしました。この場合市長から発言の申し出がございましたので、これを許したいと思います。市長。

○市長 12月7日から本日まで、9日間にわたりまして第4回定例市議会が招集され、慎重なご審議をいただく中で原案にご承認を賜りましたことを厚くお礼を申し上げます。

ことし1年は、天候不順による農業への影響、集中豪雨被害等予期せぬ災害がありましたが、滝川のよいイメージが情報発信をされた年でもあったというふうに思います。この議会のご決定とご支援に深く感謝を申し上げたいというふうに思います。また、この難しい課題についても議会において英断を切ってご決定をいただいたことにも感謝を申し上げたいと存じます。多くの積年の課題の解決が進んだというふうに思いますが、とりわけ滝川駅のバリアフリー化のように議会、市民の行動を背景として副市長が中心となって職員力を合わせて利用者3,000人規模という規模では恐らく全道では初、全国にも先駆けているのではないかとこのように思いますが、JR北海道の事業推進につながったということは、ある意味では新しい滝川市におけるビジネスモデルだというふうにも思っております。残された本年は残り少ないわけでございますが、向寒積雪の時期に向かいますので、どうかご自愛の上によい年をお迎えをさせていただきますようお願いを申し上げますところでございます。

明年は、統一選挙の年でございます。任期中の来年の日程は最後の定例市議会ということでございます。一般質問の中にも幾つかございましたけれども、この新年度の事業を円滑に進めるための骨格予算というものをしっかり作成をして、次の議会にご提案をしたいというふうに思っております。

なお、心配しておりました防衛計画大綱、新中期防衛計画は、今のところ12月17日に閣議決定をされる予定のようであります。陸上自衛隊1,000名の削減、重戦力の削減というのはまことに残念ではありますが、陸幕も一生懸命頑張ってくれたことを評価したいというふうに思います。ただ、北海道の削減への影響というものはこれからの課題であります。自治体協力の中に北海道及び滝川への影響を最小限にとどめるような運動は引き続き必要だというふうに思っておりますので、議会のまたご支援もあわせてお願いを申し上げたいというふうに思います。

以上申し上げて、閉会に当たってのごあいさつといたします。ありがとうございました。

◎議長あいさつ

○議長（副議長） 本定例会並びにことし1年、大変お疲れさまでございました。議長が出張中につき不在でございますので、私のほうからかわって一言ごあいさつを申し上げさせていただきます。

ことしは、年当初農業開発公社の粉飾決算ということで非常にまた厳しい1年になるかという気もあったわけでございますが、開村120年の節目の年ということで、記念事業といたしまして横綱白鵬関の観光大使の就任、そして先ほど市長のほうからも触れていただきましたけれども、悲願でございました滝川駅のエレベーターの設置、さらにはこれも非常に長い時間をかけてまいりましたけれども、学校の適正配置、これが策定をされたということで、大きく前進をした年でもあったというふうに思います。さらに、私たち、そして市長にとりましては4年の総括の1年ということで、開村120年の中で議会がこのまちに開設されて104年たつようでございますが、この歴史の中においてもこの4年の任期というのは非常に大きな課題に直面をした歴史的にも余り例を見ない4年ではなかったのかなと、かようにも思うところでございます。そういった状況の中で、本会議、委員会も例年になく数多くの開催ということで、議員の皆様におかれましてはその時々にごう適切な判断をしていかなければならないか、非常に問われた4年間でもあったのではなからうかなと感じております。今後は、ぜひ本市の明るい未来を展望できる、そういった議論のできる議会であっていただきたいものと切に願うところでございます。

明年は、統一地方選を迎えます。本日田村市長は態度を表明をいたしませんでしたが、来期に向けご決断をいただいている皆様方にとりましては非常に気ぜわしいこれからの時期に入っていくかと思えます。現時点におきましては、議員定数につきましてもまだ確定をしていないということで、私の立場からもじくじたる思いもございますけれども、そこは市長初め理事者、そして議員、そして市民が一体となって積極的にまちづくりを進めていくことで、ひいては議会の活性化にもつなげていきたい、そのように考えているところでございます。

最後になりますけれども、残されました任期、ぜひ今後とも皆様それぞれのお立場でご活躍をされますこと、さらにはご自愛の上、よいお年を迎えられますことを心からご祈念を申し上げまして、議長にかわりましての一言のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉会宣告

○議長（副議長） 本定例会に提案をされました議案の審議はすべて終了いたしました。

これにて平成22年第4回滝川市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後 5時02分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会副議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員